

平成 14 年度外務省政策評価書

平成 1 5 年 5 月

外 務 省

ま え が き

本評価書は平成 14 年度に外務省が実施した政策と施策について行った政策評価全体の報告である。

外務省は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号、以下「政策評価法」と呼ぶ)および「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定)に基づき外務省が定めた「外務省における政策評価の基本計画」(計画期間は平成 14 年から 16 年まで)、外務省政策評価の「実施計画」(毎年定めるもので平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 3 月 31 日まで)に従って政策評価を行った。また、本評価書は政策評価法第 10 条第 2 項に基づいて公表している。

外務省の政策評価はいわゆる「総合評価方式」(平成 13 年 1 月 15 日政策評価各府省連絡会議了承)である。これは「政策目的を政策手段(施策等)がいかに関成しているか」を総合的に評価する方式である。今回は具体的には、政策の目的が達成され期待した効果が得られているか(有効性)、この政策目的を達成するための手段である施策が目的に照らして必要であったか(必要性)、政策目的が国際社会における日本国・日本国民の利益の増進という観点から見て妥当であったか(妥当性)、また投入した資源(予算・人員・時間等の政策コスト)は効率的に使用されたか(効率性)といった観点から評価を行った。なお、評価の具体的内容についてはわかりやすさと簡潔さ、総合性(評価として書き込むべき個別の項目が評価書全体を通して共通性と統一性を持ち、必要な項目全体が一覧できること)を重視し、「評価シート」方式を採用した。

この評価シートは、中期政策や重点施策を担当する各政策所管課が作成している。評価シートを用いる方式は、政策評価法に基づいた方式であるが、この各政策所管課による一次評価だけでは客観性と中立性に懸念が生じるため、一定のプロセス・手続きを使ってこの懸念を払拭する方法を外務省内に設けた。すなわち、各課が提出したシートを考査・政策評価官がとりまとめ、国民への説明責任(アカウンタビリティ)と透明性の点からチェックし、これを大臣官房総務課がその所掌する官房事項の観点から、また総合外交政策局(総務課と企画課)は外交政策全般の視点から総合的に審査している(全体的レビュー)。なお個別の評価シートについては、外部有識者の御意見をいただいたものもあり、各政策所管課の評価が恣意的なものとならないよう重層的な審査をこころがけている。

ところで、本文(「平成 14 年度 外務省における政策評価」)でも指摘しているように、外務省の政策評価にはまだまだ改善の余地が少なくない。政策評価を実施した結果、この課題はさらに鮮明化している。たとえば統計データをはじめとする数量データの活用がまだまだ少ないため、今後は、定量評価を可能な限り進めるべきである。

また、外務省の政策の中にはそもそも評価になじまないものがあるのではないかという考えが、政策評価を実施した経験から生じてきている。たとえば、外交政策は相手国との関係が非常に重要であり、そのため生の評価結果データが国際関係に影響を及ぼしかねないときには、評価結果を積極的に公表して良いものなのかどうか戸惑うであろう。他方、国際関係に配慮して評価結果を修正することは政策評価の理念とは相容れない(都合の良い結果を公表したと受け止められるのは政策評価の信頼性を損なう)。さらに、当初設定した

政策目的が国際関係・社会経済状況の変動のために陳腐化したり、相手国との関係が変化したり、あるいは国際的な事件が発生したため政策目的が変わってしまうことも排除されない。これらの場合には政策評価自体が無意味となるであろう。

政策評価の結果はできうる限り政策（可能であれば予算）に反映すべきだという考えが政策評価にはある。政策への反映、政策立案過程へのフィードバックが無い政策評価は無意味な作業だと受け止められ、評価作業に携わる関係局課に徒労感を与えるかもしれない。その意味では政策の立案、決定に使用できる政策情報を産出できる政策評価、可能であれば予算要求や定員要求の参考になるデータを提供する政策評価の仕組みを考案する必要がある（ただし政策評価が自動的に予算要求や定員要求に結びつくものではない）。これは重要な検討事項であり、政策評価の現場でもそうした声が出はじめている。

14年度の政策評価から得られたこうした貴重な教訓は、これから将来も出てくるのであろうが、その一方で外交政策の評価をめぐる仕事には参考となるような先例やモデルがほとんど見あたらないことが14年度の評価作業中に判明した。従来政策評価理論や他府省庁の政策評価の実践、欧米の事例も参考になることは多いが、そのまま我が国の外交政策評価に適用するのは難しかった。そのため今後は多くの方々のご意見をいただき、さまざまな場での経験をふまえながら、さらに改善見直しの努力をしていかざるを得ないと考えている。

平成15年5月

外務省大臣官房
総務課長
考査・政策評価官

目 次

平成 14 年度 外務省における政策評価	2
平成 14 年度 外交政策のレビュー	6
政策評価	
1. 国・地域編	11
(1) 対米外交	13
(2) 対中国外交	25
(3) 対韓国外交	35
(4) 対北朝鮮政策	45
(5) 対露外交	53
(6) 対 ASEAN 外交	63
(7) 対 EU 外交	69
(8) 中東和平問題	75
(9) 対アフガニスタン外交	85
(10) アフリカ開発支援	93

(11)対中南米外交	101
2.分野編	111
(1)米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策	113
(2)紛争への包括的取組	117
(3)軍備管理・軍縮・不拡散	123
(4)原子力の平和的利用および科学技術分野での国際協力	131
(5)国際経済	137
(6)政府開発援助(ODA) (対スリランカ政策 / 対タイ政策 / 開発途上国における女性支援(WID)・ジェンダー政策)	148
(7)地球規模の諸問題	151
(8)国際約束の締結・実施	163
(9)広報活動	173
(10)国際交流	183
(11)海外邦人安全対策	189
(12)的確な情報収集および情勢分析	193
(13)開かれた外務省のための10の改革	195
3.「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第7条第2項第2号 に基づく事後評価編	217
(1)「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第7条第2項第2号イに該当する事後評価	219
(2)「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第7条第2項第2号ロに該当する事後評価	239

平成 14 年度外務省政策評価書

平成 14 年度 外務省における政策評価

1. 外務省の政策評価

外務省は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号、以下「政策評価法」と呼ぶ)ならびに「政策評価に関する基本方針」(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定)に基づき、「外務省における政策評価の基本計画」(計画期間は平成 14 年から 16 年まで、以下「基本計画」という) および「実施計画」(平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 3 月 31 日まで)を定めている。

基本計画は外務省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開などの基本的事項について定める。実施計画は政策評価の実施上の具体的項目、たとえば対象となる政策、政策評価の手法、政策評価手続きを定める。

2. 政策評価の体制

外務省が行う政策評価の体制は、基本計画において明確に定められている。この基本計画においてはまず、外務省内で政策評価を実施する体制が定められている。その概略は一次評価を各政策所管局課が担当し、その二次評価を官房総務課と考査・政策評価官、および総合外交政策局総務課と同企画課が担当する。

(1) 政策所管局課

個別の政策を所管する各局課はそれぞれ政策評価担当官を指名し、当該局課が担当する外交政策についての評価を行う。その評価方式は「総合評価方式」(平成 13 年 12 月 28 日に閣議決定された「政策評価に関する基本指針」)であり、地域局、機能局ごとに若干異なる対応をとる。地域局については外交政策について政策の目的と手段に整理して分け、この目的 - 手段関係の適切さを評価する。また機能局については局課ごとの重点施策を定め、この重点施策について必要性、有効性、効率性の観点を参照しつつ政策の目的、手段、効果を明らかにする。なお、政府開発援助(ODA)については、過去 20 年間にわたって外務省が実施してきた ODA 評価を参考にしつつ、別の評価方式を採用している(外務省ホームページを参照)。

上記の評価については「評価シート」を作成し、この中に目的、手段、その活動状況などの評価の概略を書き込むことにしている。「評価シート」のより詳しい情報については外交青書やホームページなど他の文書にゆずるが、政策評価に求められる透明性と説明責任という要請に応え、わかりやすさを追求した結果、このシート方式を採用することになった。

(2) 官房総務課と考査・政策評価官

評価シートについては各局課が作成している段階から考査・政策評価官室が助言、意見交換し、かつとりまとめ作業を行う。とりまとめ後には考査・政策評価官室と官房総務課は、政策所管局課の評価が厳格かつ客観的に行われているかどうかという視点から審査する。また、外務省内の政策の横断的評価や複数の政策所管局課にまたがる政策について、考査・政策評価官室と官房総務課は総合的な視点で評価する。

(3) 総合外交政策局総務課と企画課

総合外交政策局総務課と企画課は、官房総務課および考査・政策評価官とともに、政策所管局課の評価をレビュー(総合的審査)する。総合外交政策局企画課は総合的な外交政策の企画および立案を行っており、その作業に評価結果を活用し、情報を政策の企画立案にフィードバックするためである。また総

合外交政策局総務課および企画課は、総合的・基本的な外交政策の企画および立案に関する事務を総括する立場から、総合的な視点でレビューする。

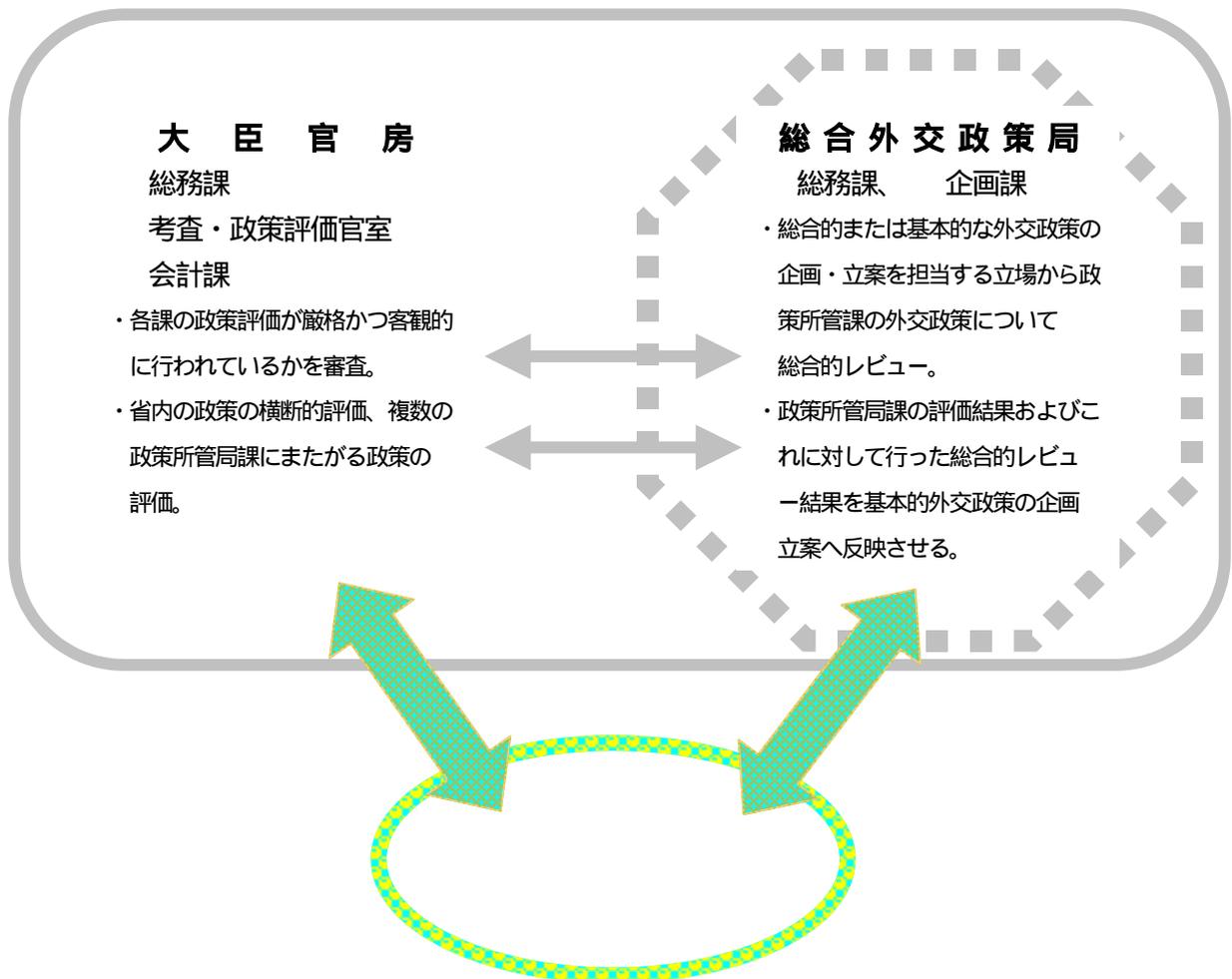
(4) 会計課

会計課は総合外交政策局総務課、同企画課、官房総務課、考査・政策評価官とともに評価結果に対する総合的審査を行う。

(5) 省議

評価結果および総合的審査結果は省議に付される。

政策評価の体制概念図（外務省「政策評価の基本計画」の総合的審査より）



3. 平成 14 年度の政策評価

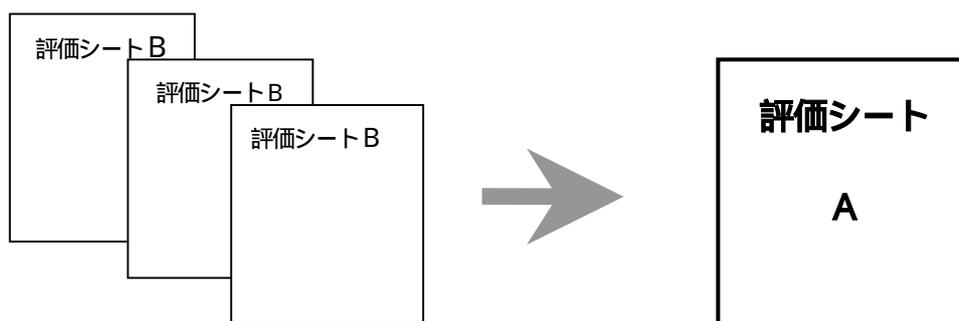
平成 14 年度の政策評価は事後評価が基本であり、その結果は評価シートとして各政策所管局課が記述、これらを考査・政策評価官室がとりまとめた上で公表する。

評価シートは二種類ある。一つは個別の手段の評価に関するシートで、「評価シート B」と呼び、地域用と分野用の 2 タイプあり、地域用シートは 50 件、分野用 48 件である。地域用シートの記載事項は施策名、評価責任者（役職と氏名）、評価作成年月日、概要（施策目的とその目的達成手段）、活動結果と評

価、備考（主に今後の課題について記載）政策評価を行う過程で使用した資料等である。分野用シートの記載事項は重点施策名、評価責任者、評価作成年月日、概要、活動結果と評価、備考、政策評価を行う過程で使用した資料等である。

もう一つの評価シートは「評価シートA」であり、地域が11件、分野が11件、合計22件ある。評価シートAは、評価シートBの評価対象である施策が、その達成しようとしている上位目標に照らしてどれだけの効果を上げているのかの評価である。したがって評価シートBを数件まとめた評価を行う。その構成はタイトル、評価責任者、評価作成年月日、概要（対象施策群の概要）評価、有識者の意見等である。

なお、基本計画において定められる「事前評価の実施に関する事項」では、政策評価法の第9条に基づき政府開発援助（ODA）が対象になっているが、平成14年度はその手法の研究、開発段階につとめ、平成15年度から実施することになっている。同じく政府開発援助に関しては「未着手・未了案件」が対象になる（政策評価法第7条第2項第2号イとロ）。これは政策決定（交換公文締結）後5年を経過した段階で当該案件がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動がなされていない案件、あるいは10年経過後でも実現を目指した効果が発揮されていない案件であり、平成14年度は有償資金協力案件について前者は20案件を、後者は21案件を総合評価方式で検討している。いずれにしても、過去20年にわたる経験を持つODA評価と、新しい政策評価との理論と実践についての考え方をさらに考慮、模索する必要がある。



4. 次年度以降の課題

(1) データ、統計、アンケート情報の活用

政策評価を行うにあたっては成果の分析を行うために背景情報の収集、整理が重要であるが、平成14年度はその準備が難しい政策所管局課が多かった。またデータはあるにしても、十分活用できなかった場合も多い。今後の課題としては、政策評価に対応できる情報の発掘、収集、整理、あるいはそうしたシステムの改善若しくは新規設定が必要になってくる。

(2) 定量評価の可能性

政策評価法ではできうる限り定量評価を進めることになっているが、外務省の政策、施策ではそうした定量評価が困難な分野が多い。平成14年度の評価実績をふまえて「定量評価になじむ政策」と「定性評価以外は困難な政策」とに分け、それぞれの特性に応じた方法を考えるべきである。

たとえば、国際政治の中で広く外交政策を展開する外務省では、純粋な「公共事業」という枠組みでの評価方式が難しい。その代表的な事例が事業評価（費用便益分析や費用対効果などの方式に代表される効率・効果を計測する方法）実績評価（事前に期待する目標値を設定し事後にその達成実績を測定する方法）、さらに事前の事業評価であるが、数量測定・計測をそのままの形で外務省の政策評価に導入するこ

とは難しい。目標を数値化したり、数字で成果を計測することが困難であったり、そもそも無意味である場合が少なくないし、数字の持つ意味が相手次第で変わることは珍しくない。国際的な事件によって政策の実施環境が一変してしまい、インプット（資源投入）すらおぼつかないことすらある。そうした際に実績評価や事業評価を実施導入するためには何らかの工夫や仕掛けを考えるか、外交政策における評価方法を検討する必要がある。場合によっては数値を重視する実施機関との連携も必要かもしれない。

(3) 評価になじむ外交政策となじまない外交政策

外務省の政策（外交政策）には、相手国との関係を考慮すると日本だけでは判断できない政策、相手国や国際機関と交渉中の案件、国際環境が流動的でその影響が定まらない分野など、政策評価法が予定する評価になじまない分野がある。また、高度の政治判断が必要で、「行政機関が行う」評価になじまない領域もある。評価計画を考え、評価方法を選択する前に、こうした政策領域や政府活動分野の特性に注目すべきであろう。

(4) 政策評価の結果情報の提供

外務省の政策に関しては情報の公開になじまない分野（外交上の保秘の必要）があり、情報公開がむずかしいことがある。しかしその一方で、外務省改革でも重視されている説明責任（アカウンタビリティ）と透明性は、日本政府全体で目指すべき重要な目的であり、政策評価システムはこれら説明責任と透明性という要請にかなうものにする必要がある。この両方のバランスをうまくとり、なおかつ国民の信頼を得る政策評価システムの構築を目指すために、さらなる改善が必要である。また、政策評価関連情報の公表方法についても説明責任と透明性という要請を満たすために重要であるが、現在のところホームページで公開する方法、報告書という形態で公表する方法の併用を行っている。もちろんこれらの方法についても、利便性、質的改善も含めてさらに対策を検討すべきである。

(5) 政策への反映とフィードバック

政策評価の結果は「政策評価法」に基づいて政策に反映させることになっている。評価結果の政策への反映とフィードバックは、説明責任と透明性の確保と同じく政策評価本来の目的でもあり、大切である。ただ、その方法について外務省はうまく反映させるべく鋭意努力を重ねてきたが、さらに改善の余地がある。また、評価結果を予算にも反映すべきだという声も政府内外で出ている。「個々の評価結果を機械的に予算の配分額に結びつけることは困難である」（政策評価の手法等に関する研究会『政策評価制度のあり方に関する最終報告』、平成 12 年 12 月）という指摘もあるが、財政面の制約や国民世論から見ると非常に重要な要請である。外務省の政策評価制度がこの要請にどうやって応えるべきなのかということも今後の検討課題である。

(6) 具体的検討課題としての評価手法、体制構築

平成 14 年度の政策評価については、政策評価法に従って外務省における政策評価の基本的方向を定め、評価の対象および枠組み等を設定した。政策評価法施行初年度の試行錯誤から多くの教訓や経験を得ることができたが、これをどのように次年度以降に活かすべきかということが具体的課題になっている。

たとえば、平成 15 年度以降の政策評価「実施計画」策定に関しては、初年度の経験を反映できるように、一次評価を担当する各政策担当局課と二次評価を行う考査・政策評価官とのさらなる協力体制の構築が必要となろう。この協力体制の中で評価シートの記述方法と、それを分析する手法についてもより充実させるための再検討を行うべきである。また、これまでに得た教訓を政策に反映させるために、総合外交政策局、官房総務課と会計課、考査・政策評価官がより一層の連携体制をとるべきである。政策の立案と評価を行う組織の連携は、きわめて重要な課題である。

こうした仕事は政策評価本来の目的、すなわち、国民の視点からみてよりわかりやすい評価、それを

反映した透明性の高い政策の立案・実施につながるであろう。その結果、外務省全体の説明責任（アカウンタビリティ）の能力は強化され、政策過程の透明性を増すというねらいは、より鮮明になることが期待される。

平成 14 年度 外交政策のレビュー

ここ 1 年間、日本は国益、すなわち何よりも日本および日本国民の安全と繁栄を確保することを目的として、積極的な外交に取り組んできた。まず、日本国および日本国民の安全に直接かかわる北朝鮮をめぐる諸問題については、最重要の外交課題として政府を上げて取り組んできている。また、日本の国益を確保するために不可欠である国際社会全体の平和・安定と繁栄を実現するため、日本は米国をはじめとする国際社会と協調しつつ、国際テロ対策や大量破壊兵器等の拡散問題、持続可能な開発をはじめとする諸問題の解決に向け、積極的な役割を果たしてきた。日本外交の基軸である米国との関係では、首脳・外相間等で頻繁に意見交換を行い、強固な信頼関係を構築し、イラクや北朝鮮情勢を含む国際社会のさまざまな課題の解決に向けて緊密に連携してきた。

また、韓国、中国、ロシア等の近隣諸国との関係強化に取り組むとともに、A S E A N との間では、「共に歩み共に進む」との基本理念のもと、日・A S E A N 間の未来のための協力に関する「5 つの構想」の具体化に向け、積極的に取り組んできた。さらに、統合の深化と拡大を進めている欧州の間でも、日・E U 行動計画に基づく協力関係を前進させてきた。また、日本のエネルギーの長期安定的な供給の確保にとって死活的に重要な地域である中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と安定の確保にとっても極めて重要であり、日本は中東和平の実現に向けて積極的な役割を果たしてきた。

以上のような重点外交政策を踏まえ、外務省の政策所管局課による政策評価を総合的にレビューした結果は次のとおり。

〔対米外交〕

まず、日本外交の基軸である日米関係については、首脳・外相レベルを含む頻繁かつ緊密な協議・連携を通じ、日米の政治分野における広範かつ緊密な協力が進展し、同盟国としての相互の信頼関係が一層強化され、また、日米安全保障体制の信頼性の一層の向上のための協力、テロとの闘いを含む国際的な安全保障分野での協力、在日米軍の円滑な駐留のための協力を通じて両国間の安全保障分野での協力が促進され日米関係が強化された。

また、日米経済パートナーシップの下での諸活動を通じて、経済全般、規制改革、競争政策、財政金融、投資、貿易の諸分野を含む日米両国の政策協調を推進すると共に、二国間のさまざまなレベルにおける協議やW T O の紛争処理手続きに則った取組みを通じて個別の通商問題の効果的処理を図ることが出来、かかる諸活動は日米経済関係の維持・強化に有効であった。

〔対北朝鮮政策〕

次に日本国民の安全に直接かかわる、最重要の外交課題である対北朝鮮政策については、平成 14 年 9 月、小泉総理が平壤を訪問し、初の日朝首脳会談が行われ日朝平壤宣言に署名し、右に基づき 10 月に

は日朝国交正常化交渉が再開される等日朝関係の進展が見られたところ、右進展は、北朝鮮との間の諸問題への対応、国交正常化への取組みの観点からは評価しうる。

他方、その後、北朝鮮側は拉致問題および核問題をはじめとする安全保障上の問題を巡り、日本側の要求に応じておらず、現在、国交正常化交渉を直ちに行い得る見通しはない。かかる状況下では、日朝国交正常化、日朝間の諸懸案の解決、人道問題への対応等の中期施策を通じた日朝関係の推進という基本政策目標を達成することが困難となっているが、日本としては米国、韓国をはじめとする国際社会と緊密に連携しつつ、拉致問題の早期解決、北朝鮮の核兵器開発問題、ミサイル問題等の日朝間の諸懸案に対し前向きな対応を示すよう、今後とも北朝鮮に対し粘り強く働きかけて行くべきである。

〔対テロ対策および対大量破壊兵器対策〕

平成 13 年 9 月の米国同時多発テロの発生を受け、国際社会は一致してテロとの闘いに取組んで来た。我が国は国益の確保のために不可欠な国際社会全体の平和・安定と繁栄の実現のため、国際テロの解決に国際社会と協調しつつ取組んできており、テロ対策のため国際的な法的枠組みの強化、テロ資金対策、出入国管理の強化等幅広い分野で協力を実施して来ている。日本は、今後も引き続きテロを自らの安全保障上の問題ととらえ、国際社会と協力して積極的にテロ対策を推進すべきである。

また、大量破壊兵器に関しては、日本は核軍縮を含む大量破壊兵器の禁止や規制、核物資の管理に関する国際的な枠組み強化、大量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制の協力を努力してきており、軍備管理・軍縮・不拡散に向けた国際的な取組みに貢献している。

〔政府開発援助〕

国際社会全体の平和・安定と繁栄の実現のための、持続可能な開発の実現に向けた取組みに関し、川口外務大臣は、平成 14 年は日本の政府開発援助の戦略性を高めるためアジア地域、人間の安全保障および平和の定着を重点することを提唱しており、この関連で平成 14 年度は、対スリランカ援助政策および対タイ援助政策並びに開発における女性支援（WID）等の評価を実施したが、評価結果の今後の政府開発援助への活用方法、また、日本の援助政策が被援助国の経済発展・社会開発にどの程度貢献したのか、その測定方法について今後とも鋭意検討すべきである。

〔対韓国外交〕

近隣諸国との関係強化という観点から、対韓国外交については、平成 14 年のサッカーW杯の開催を機に日韓首脳の往来を含め両国要人の往来が活発になされた。また、同年は日韓国民交流年にもあたり、民間交流も活発になされた。また、自由貿易協定（FTA）に関する両国の協力が推進された他日韓逃亡犯罪人引き渡し条約が締結され、未来志向の日韓関係がより一層推進されたと評価できる。

他方、過去に起因する問題および竹島問題は、日韓両国間の大きな政治的問題でもあるが、大きな進展は見られなかった。日本は、自らの安全と繁栄の確保に不可欠である北東アジアの平和・安定と繁栄を実現するために、盧武鉉政権とともに緊密に連携しつつ日韓間の協調関係を一層発展させるべきである。

〔対中国外交〕

対中国外交については、平成 14 年は日中国交正常化 30 周年にあたり、両国において「日本年」「中国年」を記念する行事や交流活動（中国から 5000 人の訪日団、日本からは 1 万 3000 人の訪中団等）が行わ

れ、両国民間の相互理解と相互信頼が深まった。政治・安全保障分野については、首脳・閣僚レベルの往来、国際会議等を捉えた会談等を通じ、両国間の相互理解のための対話が強化できた。また、経済分野では、日中経済パートナーシップ協議を創設し、日中間の貿易・投資に関する紛争等の早期発見・未然防止という観点から意見交換を行い、経済分野の幅広い協力を推進することが出来た。その他、領事協力の枠組みに関する協議を実施しており、これがまとまれば脱北日本人妻の帰国問題等における人道的取扱い等に効果を発揮することが期待される。

中国との政治・安全保障分野、経済分野等における協力の推進および各種交流の推進と相互理解の推進等を通じ、平和と発展のための日中友好協力が推進されたと評価できる。今後は、中国の新指導部との間で、首脳レベルの交流も含め、日中関係をさらに発展・強化していくことが重要である。

〔対露外交〕

日露間には、いまだ北方領土問題が未解決のまま残されている。この問題に関し日本は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという一貫した方針に沿っており、平成14年度も引き続き、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を達成するために努力を継続して来た。同時に、ロシアの改革努力を支持しつつ、幅広い分野における関係の強化を図ることを対露外交の基本政策とし、ハイレベルでの頻繁な対話などを通じて日露関係の進展を図って来た。その結果、政治対話の積極的実施、平和条約交渉、国際舞台における協力の推進、経済分野における協力、相互理解の増進等幅広い分野で実績が積み重ねられた。

他方、平成14年度における日・露間の幅広い分野における実績の積み重ねが北方四島の帰属問題の解決にどの程度寄与したのか、その効果を測ることは極めて困難である。今後とも、東アジアの安定に向け、北方四島等の帰属の問題の解決および日・露間の平和条約の締結に向けて粘り強く継続して交渉していくことが重要である。

〔対ASEAN外交〕

その他、対ASEAN外交、対欧州外交についても、政策が一定の効果を上げている。

小泉総理は、平成14年1月のシンガポールにおける政策演説において、日・ASEAN間の未来のための協力に関する「5つの構想」として、教育、人材育成分野での協力、日本ASEAN交流年、日・ASEAN包括的経済連携構想、東アジア開発イニシアティブ（IDEA）、「国境を超える問題」を含めた安全保障面での日・ASEAN協力の強化を提唱した。平成14年度においては、右「5つの構想」の実現に向けた施策の実施を中心にして日・ASEAN間の協力が一段と前進した。特に日・ASEAN包括的経済連携構想実現に向けてタイ、フィリピンとの作業部会を進めるとともに、11月の日・ASEAN首脳会談において「共同宣言」に署名する等の進展が見られた。また、ASEAN+3の枠組みにおける地域協力が進展した他、日中間の取組みを通じた地域協力および地域国際機関を通じた地域協力が実施され、東アジアにおける各種地域協力の強化が実現された。ASEANが政治的・経済的に安定し、東アジア全体の平和・安定と繁栄の実現に貢献できるよう、日本は、引き続き協力を推進して行くべきである。

〔対欧州外交〕

対EU外交に関しては、日・EU定期首脳会議を通じ「日・EU協力のための行動計画」についての実施状況のレビューを行った。また、日・EU双方の要人の往来が活発に行われ、国際情勢や国際的課

題に関し意見・情報の交換により認識が共有化され、日・EU間の相互理解を深めることが出来た。EUは、国際的なルール作りをはじめ、国際社会が直面するグローバルな諸課題への取組みに対し、大きな影響力を有しており、今後ともEUとの間で幅広い協力を推進し、戦略的なパートナーシップを構築し、国際社会における我が国立場を強化し、日本外交の幅を広げていくべきである。

また、このようなEUとの関係のみならず、国際社会で大きな役割を果たしている欧州主要国との関係強化も重要であり、特に国連安保理常任理事国である英国やフランス、また、G8メンバーであるドイツやイタリアとは引き続き関係強化・拡充を図る必要がある。欧州との間では、統合の深化と拡大を続けているEUとの関係強化および欧州各国との二国間関係の拡充を、いわば車の両輪として進めて行く必要がある。

〔対中東外交〕

日本のエネルギーの長期安定的な供給の確保にとって死活的に重要な地域である中東地域における平和の実現に向け、日本は、川口外務大臣はじめ有馬中東和平問題担当大使等の要人による中東和平関係国への訪問を実現し、中東和平プロセスの進展に向けた積極的な働きかけと協議を実施して来た。また、中東和平関係国要人との各種協議を通じ中東地域の安定の実現と国際的発言力の強化に努めた他、平成14年7月に設立されたパレスチナ改革タスクフォースに日本もメンバーとして参画することとなり、パレスチナ側等から高い評価を得、日本の中東政策における国際的な発言力の強化に寄与したと評価できる。

平成15年には、イラク問題が大きな問題に発展した。大量破壊兵器開発の疑惑をもたれたイラクは、国際社会の一致した呼びかけにもかかわらず、疑惑解明に積極的に応じようとせず、米英等は、国連安保理決議に基づき、イラクへの武力行使を行った。大量破壊兵器問題を重大視する日本もこれを支持し、イラクへの武力行動は短期間で成功裡に終結した。

中東地域は、日本がエネルギー資源の8割以上を依存しており、日本のエネルギーの長期安定的な供給の確保にとり死活的に重要な地域である。日本は、今後もイラクの復興が円滑に進み、中東地域全体の平和と安定が確保されるよう積極的に関与し、また、中東地域の国々との関係強化に引き続き前向きに取り組むべきである。

以上、政策所管局課の第一次評価を踏まえた総合的なレビューを行った見地からも、ここ1年の主要外交政策はおおむね妥当であったと総括できるが、今回の評価において明らかとなった大小様々な改善点をはじめ、改善すべきものについては絶えず改善を行い、もって外交政策の更なる充実を図るという視点を忘れてはならない。

〔外務省改革〕

最後に、外務省がここ1年間集中的に取り組んできた外務省改革は、日本外交を担う外務省にとり、固い決意をもって臨んだ改革である。平成13年初頭に発覚した公金詐欺事件以降、アフガニスタン復興支援国際会議へのNGOの参加を巡る混乱、いわゆるプール金の問題、北方四島の住民支援に関する特定議員の関与をめぐる問題、瀋陽事件等、外務省をめぐる一連の不祥事や日本外交への信頼を失わせるような事態が相次いで起こり、外務省に対する国民の信頼は著しく低下した。

外務省は、国際社会がさまざまな挑戦に直面している中、失われた国民の信頼を一日も早く回復し、力強く日本外交を推進できるようにするため、平成14年度を通じ外務省改革に積極的に取り組んで来ており、「開かれた外務省のための10の改革」の実施では、一定の成果をあげている。

また、外部の有識者よりなる「変える会」や外務省内の有志による自発的改革グループである「変えよう変わろう外務省」での議論、さらには自民党の国会議員によるさまざまな提言を踏まえ、平成14年8月に外務省改革「行動計画」を平成15年3月には外務省の組織・機構に関する「最終報告」を発表した。変える会は、平成15年4月末に最終会合を開き平成14年3月以来の活動を踏まえた総括報告をまとめ、最近の外務省側の改革を基本的に評価しているが、なお、引続いての改革の推進が必要としている。外務省としては、今後も改革を強力に進め外務省に対する国民の信頼を一刻も早く回復することに努めている。

政策評価

1.国・地域編

1. タイトル：対米外交

2. 評価責任者：北米局北米第一課長 宮島 昭夫
 北米局北米第二課長 金杉 憲治
 北米局日米安全保障条約課長 兼原 信克
 北米局日米安全保障条約課日米地位協定室長 山田 重夫

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

政治分野での協力の推進、安全保障分野での協力の推進、経済分野での協力の推進、その他の分野での協力の推進、相互理解の増進・人的交流を通じて、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に努める。

5. 評価

首脳・外相レベルを含む頻繁かつ緊密な協議・連携を通じ、日米の政治分野における広範かつ緊密な協力が進展し、同盟国としての相互の信頼関係が一層強化されるとともに、様々なレベルでの交流・招へい事業の積極的な実施を通じ、両国間の相互理解が増進された。

日米安保体制の信頼性の一層の向上のための協力、テロとの闘いを含む国際的な安全保障の分野での協力、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告の着実な実施等の在日米軍の円滑な駐留の確保のための協力を通じ、両国間の安全保障分野での協力が強化された。

成長のための日米経済パートナーシップの下での諸活動等を通じて、経済全般、規制改革、貿易、投資、競争政策、財務金融の諸分野を含む日米両国の政策協調を推進していくとともに、二国間の様々なレベルにおける協議やWTOの紛争処理手続きに則った取組みを通じて個別の通商問題の効果的処理を図ることができた。

以上の施策を実施し、米国との政治、安全保障、経済等の分野における協力の推進、相互理解の促進を図り、対日イメージの向上に努めた結果、我が国外交の基軸である日米同盟関係がより強化された。

6. 有識者の意見等

平成14年11月28日に小泉総理大臣に提出された「対外関係タスクフォース」の報告書（『21世紀日本外交の基本戦略』）は、対米関係の今後の課題として、安全保障関係を中心に日米関係を総合的に再検討する必要がある旨、また、経済面では緊張が緩和している現在こそ政策協調を図っていく必要がある旨が述べられている。

一方、とくにイラク問題への我が国の対応を巡っては、報道等において「対米追従」であるとの趣旨の批判も多く見られる一方で（平成15年3月19日付朝日新聞朝刊「悲しき日本の支持表明」等）、我が国の安全と繁栄にとって日米関係を維持・強化していく必要性を述べる論調もある（15年3月20日読売新聞「首相の『米支持』、『他策ナカリシ』説明せよ」等）。今後、これらの意見を真摯に受け止め、国民の理解と協力を得ながら対米関係の一層の強化を図っていく必要があると思われる。

1. 施策名	政治分野での協力の推進
2. 評価責任者	北米局北米第一課長 宮島 昭夫
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	幅広い分野での協力の拡充を通じ、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に努める（日米安保体制の円滑かつ効果的な運用および右を通じた我が国の安全保障の確保、良好な日米経済関係の維持・発展を含む）
(2) 手段	政治対話 地域情勢に関する協議 国連等における協力 地球規模問題等についての協力
5. 活動結果と評価	<p>政治対話 平成14年4月～15年3月の間、首脳会談（2回）、外相会談（7回、14年12月の日米安全保障協議委員会を含む）をはじめ、ハイレベルでの政治対話を緊密に実施。首脳・外相レベルでの電話会談も頻繁に実施。10月には茂木副大臣が訪米。14年8月（東京）および15年2月（ワシントン）の2回にわたり、次官級戦略対話（日本側竹内外務事務次官、米側アーミテージ米国務副長官）を実施した。</p> <p>地域情勢に関する協議 上記の政治対話等も通じて、イラク、アフガニスタンを含む中東情勢、北朝鮮を含むアジア太平洋地域情勢等に関する協議を緊密に実施した。</p> <p>国連等における協力 イラク情勢、テロ、北朝鮮情勢等の喫緊の課題に関する国連における取扱いについて、双方の代表部を通じた緊密な協議・連携を行った。</p> <p>地球規模問題等についての協力 開発、環境を含む幅広い分野で緊密に協力。 （イ）平成14年11月に東京で日米援助政策協議を実施し、政府開発援助（ODA）に関する戦略的連携を進めていくことにつき一致するとともにアフガニスタン復興支援（カブール・カンダハル間幹線道路案件等）、水分野、保健分野における協力等につき意見交換。 （ロ）平成14年9月、持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）の機会に日米水協力「きれいな水を人々へ」イニシアティブを共同発表し、その具体化に向け、緊密に協議を継続。15年3月の第3回世界水フォーラムにおいては、西アフリカおよびアジアにおける安全な飲料水の供給・衛生施設へのアクセス改善等の分野での協力の具体化につき発表した。</p> <p>以上の～の取組みを通じて、日米の政治分野における広範かつ緊密な協力が進展し、同盟国としての相互の信頼関係が一層強化された。その結果、平成14年9月に発表された「米国国家安全保障戦略」においては、日本が、アジアにおける米国の主要な同盟国として、共通の国益・緊密な防衛・外交協力に基づき、引き続き地域的・世界的な問題に指導的役割を果たすことを米国として期待する旨が述べられている。（有効性） 両国国民の相互のイメージも以下の通り極めて良好。（有効性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 読売新聞・米ギャラップ共同世論調査（14年11月実施） <ul style="list-style-type: none"> 現在の日米関係「良い」： 日本54%(+1ポ イト) 米国66%(-5ポ イト) 相手国を「信頼」している： 日本49%(-2ポ イト) 米国78%(-2ポ イト) ・ 米国対日世論調査、ギャラップ社委託（14年3月実施） <ul style="list-style-type: none"> 日本は信頼できる友邦： 67%(+6ポ イト) 概して日本に対し好意的： 49%(+9ポ イト)
6. 備考	<p>(今後の課題)</p> <p>今後のさらなる協力の発展のためには、上記のような緊密な連携の継続とあわせ、草の根レベルを含む両国民同士の交流の強化が課題。平成15年および16</p>

年は日・米交流150周年の節目であり、日米の官民の協力によって、各種記念行事・事業の実施を通じた「人対人」の交流の強化を図っていく必要がある。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・ 米国国家・安全保障戦略
- ・ 読売新聞・米ギャラップ共同世論調査

1. 施策名	安全保障分野での協力の推進
2. 評価責任者	北米局日米安全保障条約課長 兼原 信克 北米局日米安全保障条約課 日米地位協定室長 山田 重夫
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	幅広い分野での協力の拡充を通じ、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に努める（日米安保体制の円滑かつ効果的な運用および右を通じた我が国の安全保障の確保、良好な日米経済関係の維持・発展を含む）
(2) 手段	日米安保体制の信頼性の向上 日米間の安保面での協力強化 在日米軍の円滑な駐留の確保
5. 活動結果と評価	<p>日米安保体制の信頼性の向上</p> <p>アジア太平洋地域には、依然として不確実性、不安定性が存在する。我が国が自らの自衛力のみでは安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、米国との安全保障条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要である。そのような観点から、日米安保体制の信頼性を一層高めるために、たゆまない努力を続けていく必要がある。（必要性）</p> <p>こうした努力の一環として、政府は、平成9年9月に策定された新たな「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の実効性確保のために、日本有事の際の日米共同対処や周辺事態の際の日米協力につき規定する計画についての検討作業を引き続き実施している。</p> <p>日米間の安保面での協力強化</p> <p>国際的な安全保障環境の変化を受けて、国際的な平和と安定を確保していくためには日米間の安全保障面での協力をより強化していく必要がある。平成14年12月にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会（「2 + 2（ツー・プラス・ツー）」会合）の際にもこの点が重要なテーマとなった。（必要性）</p> <p>(イ) テロとの闘い</p> <p>平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件は、国際的な安全保障環境の変化を示すものであった。日本としても国際的なテロとの闘いを自らの問題として主体的かつ積極的に取り組む必要があり、その際には日米間での緊密な協力が不可欠である。（必要性）</p> <p>我が国は米軍等に対する支援のためテロ対策特別特措法を成立させ、同法成立後、「テロ対策特措法の下での日米間の協力に関する調整委員会」（平成15年3月までに4回実施）等を通じて日米間の協議を行っている。こうした調整を通じて我が国は、インド洋上での海上自衛隊による艦船用燃料の補給（護衛のためのイージス艦の派遣を含む）、海上輸送の協力といった協力支援活動を行っている。</p> <p>(ロ) 弾道ミサイル防衛</p> <p>大量破壊兵器および弾道ミサイルの拡散も重要な安全保障環境の変化である。我が国は、弾道ミサイルの拡散がもたらす深刻な脅威について米国と認識を共有しており、弾道ミサイル防衛（BMD）は専守防衛を旨とする日本の防衛政策上の重要な検討課題であり、国民の生命および財産を守るための純粋に防御的な、かつ、代替手段のない唯一の手段であると考えている。（必要性）</p> <p>日米間では、平成11年から実施している弾道ミサイル防衛に関する日米共同技術研究を引き続き進めるとともに、米国と緊密な協議を行っている。また、14年12月の「2 + 2」会合においては、ミサイル防衛に関する協議および協力を強化していく必要性が認められた。</p> <p>（日米ミサイル防衛作業グループ会合：14年度には2回実施）</p> <p>在日米軍の円滑な駐留の確保</p> <p>日米安保条約に基づき我が国に駐留する米軍は、我が国および極東の平和と</p>

安定のために重要な役割を果たしている。一方、我が国への米軍の駐留に伴い、周辺住民等に様々な負担が生じていることも確かである。したがって、日米安保体制を維持していくためには、このような負担をできる限り軽減し、米軍の駐留に対する国民の理解と支持を得ていくことが必要である。(必要性)

(イ) 沖縄に所在する米軍施設・区域に関する諸問題

沖縄には、我が国に所在する米軍専用施設・区域のうち面積で約75%が集中しており、政府として、沖縄県民の負担の軽減のために努力を行っている。

(a) 沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の着実な実施

沖縄県に所在する米軍施設・区域を整理・縮小・統合するため、日米両政府は、平成8年12月に合意されたSACO最終報告の実施に全力で取り組んでいる。とくに、市街地の中心にあってこれまでも危険が指摘されてきた普天間飛行場の移設・返還については、11年末の閣議決定にしたがって政府全体で取り組んできた結果、14年夏に普天間飛行場代替施設の基本計画が決定された。今後、閣議決定およびこの基本計画に基づき早期の移設・返還実現に向けて取り組むこととしている。(有効性)

(b) 米軍人の事件・事故

米軍関係者による事件や事故が発生した場合、沖縄においては、米軍、国、地元地方公共団体、県警、関係民間団体を含めた「事件・事故未然防止のための協力ワーキング・チーム」を開催し(平成14年度は2回開催)、未然防止に向けた様々な努力を行ってきた。このような様々な努力の結果として、14年は米軍人・軍属の検挙件数は減少したが、(有効性) 米軍人の家族の検挙件数・人数がともに増加し、今後さらにワーキング・チーム等を通じた努力を継続することとしている。(必要性)

(ロ) 日米地位協定の運用改善

日米地位協定の運用を巡る様々な問題については、改善を図っていく必要があり、政府としては、これらの諸問題に機敏に対応していくことが合理的であるとの考えの下、日米地位協定の運用改善に取り組むこととしている。(効率性)

主な取り組みの例としては、在日米軍施設・区域に関わる環境問題がある。政府は、この問題につき、日米間で協力しつつ、対応してきている。(必要性)平成14年8月には、在日米軍が管理するポリ塩化ビフェニール(PCB)含有物資の米国への搬出方針が公表され、15年1月には1回目の搬出が実施された。今後、PCB含有物資は順次搬出される予定となっている。(有効性)また、12年の「2+2」会合の際に策定された「環境原則に関する共同発表」の具体化のため、日米合同委員会の下にある環境分科委員会においてさらに各種の作業部会が設けられており、14年にも在日米軍施設・区域に関わる環境問題に適切に対処するため様々な取り組みが行われた。

以上の ~ の取り組みを通じて、日米間の安全保障分野での協力が拡充され、日米同盟関係がより強化された。

6. 備考

(今後の課題)

在日米軍の活動に伴う周辺住民の負担については、引き続きその軽減に向けて努力していく必要がある。このために、上記に掲げるような諸措置につき、上記にとどまらず、様々な努力が必要。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・日米防衛協力のための指針(平成9年9月23日)
- ・「2+2」会合の際の共同発表(於、ワシントン、平成14年12月16日)
- ・弾道ミサイル防衛共同技術研究に関する官房長官談話(平成10年12月25日)
- ・在日米軍施設・区域が所在する各地方公共団体よりの意見書
- ・沖縄県警発表の犯罪統計資料
- ・在日米軍が保管するPCB含有物資の搬出に関する発表資料

1. 施策名	経済分野での協力の推進 - 日米経済関係の緊密化に向けた取組（含む協議）
2. 評価責任者	北米局北米第二課長 金杉 憲治
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	幅広い分野での協力の拡充を通じ、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に努める（日米安保体制の円滑かつ効果的な運用および右を通じた我が国の安全保障の確保、良好な日米経済関係の維持・発展を含む）。
(2) 手段	成長のための日米経済パートナーシップの運営 個別通商問題への対処 日米経済関係強化に向けた取組み
5. 活動結果と評価	<p>成長のための日米経済パートナーシップの運営 平成14年度には、この「パートナーシップ」の下にある6つの枠組みの下で活発な対話が行われた。（次官級で行われた協議を中心に抜粋した。詳細は、http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/pship_g/html参照）</p> <p>(イ)次官級経済対話 14年5月9日に開催（千葉県木更津市）</p> <p>(ロ)官民会議 14年5月10日（木更津市） 11月14日（ワシントン：フォローアップ会合）に開催</p> <p>(ハ)規制改革および競争政策イニシアティブ ・14年6月25日に両国首脳に対し第1回報告書を提出（カナナスキス・サミットの際の日米首脳会談にて） ・14年10月23日に第2回目の要望書を日米間で交換（ロスカボスAPEC閣僚会議の際に日米次官級で） ・15年2月27日～28日に上級会合を開催（ワシントン）（この他、5つの作業部会を計11回開催）</p> <p>(ニ)財務金融対話 14年10月21日に次官級会合を開催した他、作業部会を開催。</p> <p>(ホ)投資イニシアティブ 14年5月8日に次官級会合を開催、6月25日に報告書を公表した他、作業部会やシンポジウムを開催。</p> <p>(ヘ)貿易フォーラム 14年7月12日に局長級で会合を開催。 これらの活動は、経済全般、規制改革、競争政策、財務金融、投資、貿易の分野で日米間で密接かつ双方向の対話を行うことで、日米両国の持続可能な経済成長のために各種の政策分野で協調することを目指している。 これら一連の会合を通じて、 (a)それぞれの分野について、日米両国政府が重点的な関心を持っている事項や、両国政府が経済政策を立案・実施する基本的な視点といったものがより一層明らかになった。この結果、我が国政府にとって、対米経済政策の充実を図ることができた。（有効性） (b)日米両国の官側・民側ハイレベルが議論を行う「官民対話」をはじめとして、多くの会合において直接または間接に民間部門からの意見表明や情報提供を積極的に取り入れることで、我が国政府にとっても日本側・米側双方の民間部門の関心事項や両国政府に期待している事項が一層明らかとなった。この結果、対米経済政策のみならず、米国での日本企業支援のための施策や、米国企業による対日投資・日本市場参入について検討するための有益な背景情報を得ることができた。（有効性）</p> <p>個別通商問題への対処 我が国政府は、必要に応じて、二国間および多国間（主として、WTOの紛争処理手続）の場を通じて、米国政府との間で協議を行い、両国間の個別通商問題の望ましい解決を図ってきている。</p>

多国間協議を行っている具体的案件：大正5（1916）年のアンチダンピング法、熱延鋼板に対するアンチダンピング課税、バード修正条項、サンセットレビュー手続、鉄鋼セーフガード、リンゴ火傷病。

こうした問題の解決は、単に日米二国間関係の文脈での決着を目指すのではなく、二国間関係との間の相互関係も睨みつつ、WTOにおける多国間の国際通商法規の枠組みに照らして妥当な解決を模索することが、貿易に関する世界的なルール作りとの観点からも望ましくなっている。かかる視点から、我が国は、米国との間の個別通商問題の処理にあたって、二国間の様々なレベルにおける協議を行いつつ、それだけで進展を図るのではなく、WTOの紛争処理手続に則った解決も図ることで、日米間で議論されている問題を効果的に処理している。（有効性）

日米経済関係強化に向けた取組み

平成15年1月17日にワシントンにおいて日米経済検討フォーラムを開催。在米日本企業の代表と在米大使館・総領事館関係者が日米経済関係、米国経済動向、米国における日本企業の活動およびこれに対する政府としての支援等につき討議した。

日米経済検討フォーラムにおいては、在米政府関係者、企業関係者が一堂に介し、民側参加者の関心が高い事項について集中的に議論することで、在米日本企業支援について政府がとるべき施策（純粋な経済事項のみならず領事事項での支援も含む）を検討するための貴重な材料が得られた。（有効性）また、（日米間の対話である上記「官民会議」と異なり）日本政府・日本企業の間で、米国経済や米国の諸制度についてより率直な見解を述べあうことで、政府として対米経済外交に臨むためのより多角的な視点を得ることができた。（有効性）

これら日米経済パートナーシップの運営にかかる活動、個別の通商問題にかかる活動、日米経済関係強化に向けた活動を通じて、経済・通商問題全般について、日米間の緊密な連携・意志疎通の確保およびその維持・発展を図ることができた。また、民間も含めた日米経済関係について政府としても知見を蓄積することができた。以上により、日米経済関係の強化・深化が図られ、政策立案を充実することができた。

6. 備考

（今後の必要性）

日米両国の経済規模（世界経済全体との比率では米国が30%、日本が14%。合計で世界全体の半分に近い）から考えれば、日米経済がともに持続的・安定的に成長することは、世界経済の成長のためにも必要不可欠である。また、最近、かつてのような日米関係自体を悪化させる通商「摩擦」は表面化していないが、両国の経済規模の大きさと両国間の貿易・投資規模の大きさから考えても、今後大きな二国間の係争が表面化する可能性がないとは言えない。

したがって、今後とも引き続き上記のように、日米間の対話の枠組みを多面的に維持・発展させること、世界的なルールの中で個別通商問題の処理に当たること、日本政府・企業間で日米経済関係について率直な議論を行い対米経済政策立案に活かすことは、世界経済全体にとっても、また、日米関係全般の維持・強化のために経済分野における「摩擦」の種を早めに摘み取るとの観点からも、政策的に極めて重要と考えられるので、活動を継続する必要がある。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

各種対話の枠組みの成果文書、および外務本省あるいは在米公館が作成した協議用資料ならびに概要報告書等。

評価シートB

【対米外交】

1. 施策名	その他（政治、安全保障、経済分野以外）の協力の推進
2. 評価責任者	北米局北米第一課長 宮島 昭夫 北米局北米第二課長 金杉 憲治
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	
幅広い分野での協力の拡充を通じ、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に努める（日米安保体制の円滑かつ効果的な運用および右を通じた我が国の安全保障の確保、良好な日米経済関係の維持・発展を含む）。	
(2) 手段	
社会保障協定締結準備 日米捜査共助条約締結準備 司法共助にかかる協力 上記何れにも属しない協力の推進	
5. 活動結果と評価	
社会保障協定締結準備 日米社会保障協定の締結は、両国国民および経済にもたらす利益がとくに大きく、幅広い分野での日米協力の一層の拡充という目的に照らし、必要不可欠なものである。（必要性） 第3回交渉に向け鋭意非公式協議および文書による情報・意見交換を実施し米側との調整を進めた。	
日米捜査共助条約締結準備 日米捜査共助条約は、刑事に関する共助の分野における日米両国の協力を一層実効あるものとし、そのような協力が両国において犯罪と戦うことに貢献することを目的とするものである。平成14年5月、ワシントンにおいて第6回締結交渉を行った。14年11月、ワシントンにおいて非公式会合を行った。これら2回の会合およびそれに伴う準備作業は、条約交渉の妥結に向けて極めて大きな貢献となっている。（有効性）	
司法共助にかかる協力 捜査共助、犯罪人引渡に係る個別案件に係る事務を行った。この処理は、刑事分野での協力を着実に実施したものと評価される。（有効性）	
上記何れにも属しない協力の推進 日米医学協力では、平成14年7月に合同委員会（東京）、10月に汎太平洋新興感染症国際会議（上海）、15年2月に合同小委員会（ハワイ）を開催した。とくに汎太平洋新興感染症国際会議では、アジア太平洋地域から100名以上の医学専門家を招き、急性呼吸器疾患や寄生虫疾患について議論した。	
アジア太平洋地域にはヒト免疫不全ウイルス（HIV）・後天性免疫不全症候群（AIDS）、インフルエンザ等の感染症が蔓延しており、これらの研究を進め、同地域における疾病の問題を解決することは依然重要である。（必要性）	
平成14年度も引き続き日米双方の第一級の医学専門家が委員を務め、汎太平洋新興感染症国際会議では、アジア太平洋地域の専門家に日米の医学に関する知識やノウハウを伝えることができ、同地域に蔓延している疾病の研究を進めるといふ日米医学協力の目的に大きく寄与した。（有効性）	
6. 備考	
(今後の課題)	
日米社会保障協定については、第3回正式交渉の実施および最終合意を目指す。	
日米捜査共助条約については、引き続き両国で作業を鋭意行い、交渉の早期の妥結を目指す。	
日米医学協力については、平成15年12月にダッカでの開催が予定されている汎太平洋新興感染症国際会議等で協力を進めていく。	
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	
・上記各種案件関係資料。	

1. 施策名	相互理解の増進 - 人的交流
2. 評価責任者	北米局北米第一課長 宮島 昭夫
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	幅広い分野での協力の拡充を通じ、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に努める（日米安保体制の円滑かつ効果的な運用および右を通じた我が国の安全保障の確保、良好な日米経済関係の維持・発展を含む）。
(2) 手段	招へい（イ）対先進国招へい（ロ）青少年交流 要人・議員その他往来 非政府組織の活動支援
5. 活動結果と評価	
招へい	
(イ) 対先進国招へい計画	
(a) 平成14年度は以下の通り招へい計画を実施。	
・ロニー・マスグローブ ミシシッピ州知事（5/11～17）	
・レオン・ファース ジョージ・ワシントン大学教授（5/24～6/2）	
・リチャード・ブラウス デトロイト地域商工会議所会頭（10/25～11/2）	
・アンブラー・モス マイアミ大学教授（11/2～12）	
・米国議会スタッフ4名（2/15～22）	
・キャロル・リウ カリフォルニア州下院議員（2/15～25）	
・米国在住日系人6名（3/8～14）	
(b) 政府、議会、経済、法曹界、教育、公共部門の関係者等、現在または将来的に米国の諸政策の決定に直接参画または影響力を有する人物を招へいし、我が国の実情を正しく認識する機会をつくとともにそれぞれの活動分野におけるカウンターパートとのネットワーク形成、具体的交流促進のための機会づくりおよび相互理解の促進に寄与した。（有効性）	
(ロ) 青少年交流	
(a) 対日理解を促進するとともに日本語修得を支援することを通じ、米国における知日家・親日家を育成するため、日米関係の将来を担う米国人高校生25名を長期間日本に招へい。異文化への適応や語学修得が容易である高校生世代の米国人を日本の高校に約1年間留学させるとともに一般家庭にホームステイさせることにより、日本人、日本文化、日本語に日常的に接する環境を提供〔(財)YFU・日本国際交流財団 高校生の交換留学を中心に国際的相互理解を広める非営利の国際的教育交流団体（外務省、文部科学省所轄財団法人）に米国内での留学生の選定および日本国内での留学生の配置を委託〕。	
(b) 平成14年3月から15年1月にかけて留学した25名については、日本語の修得、日本での生活経験、日本人高校生およびホストファミリーとの交流等の面において成果を挙げた。（有効性） とくに東京近辺の留学生4名が15年1月、茂木副大臣を表敬訪問し、流暢な日本語で1年間の日本での生活の経験を説明した。	
要人・議員その他の往来	
(a) 活動結果	
(i) 主な我が国要人の往訪	
・小泉総理大臣訪米（9/9～14）	
・川口外務大臣訪米（9/12～19）	
(ii) 主な米国要人の来訪	
・クリントン前大統領訪日（5/20～22、11/19～21）	
・ブッシュ元大統領訪日（6/17～20）	
・アーミテージ国務副長官訪日（8/27～28）	
・アシュクロフト司法長官訪日（10/20～22）	
・アーミテージ国務副長官訪日（12/8～10）	
・パウエル国務長官訪日（2/22～23）	
(iii) 米国連邦議員の来訪	

- ・イノウエ上院議員訪日（5/27～30）
- ・日米国会議員会議第28回会合（11/19～21）
- ・ハイド下院国際関係委員長一行訪日（12/5～7）
- ・イノウエおよびスティーヴンス両上院議員訪日（12/10～12）

（b）我が国および米国政府要人・議員の往来を通じた対話によって、相互理解および信頼関係を促進し、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に寄与した。（有効性）

非政府組織の活動支援

（a）日米二国間関係の基盤である草の根交流を促進するという観点から、（財）ジョン万次郎ホイットフィールド記念草の根交流センターが、平成14年10月に広島において、また、同年11月に米国テキサス州で開催した「日米草の根サミット大会」に対して側面的支援を実施。

（b）約1500名の日米両国の一般市民が相手国（広島およびテキサス）を訪問し、2～3日間のホームステイ、テーマ別の分科会に参加することを通じて、草の根レベルでの相互理解を深めた。（有効性）

以上の～の手段を実施した結果、各界での人的交流が活発に行われ、日米両国間の相互理解が大きく増進された。

6. 備考

（今後の課題）

対先進国招へい計画については、米国人の対日理解のさらなる深化・促進、日米関係の一層の発展のために、引き続き本件招へい計画を継続していく必要がある。

青少年交流については、平成13年度が初年度。日米の学期の違いから、14年3月から15年1月が実際の留学時期。

要人・議員その他の往来については、良好な日米同盟関係のさらなる維持・発展のために、活発な要人・議員その他の往来は有意義。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・対先進国招へい計画にて訪日した被招へい者による右招へい計画に対する評価、在外公館からの報告等
- ・我が国要人が訪米した際の概要、在外公館からの報告、記者会見記録等
- ・米国要人が訪日した際の概要、在外公館からの報告、記者会見記録等
- ・外務省HP 首脳・外相会談、米国要人往来
- ・第11回日米草の根交流サミット大会報告書
- ・第12回日米草の根交流サミット大会報告書

1. タイトル：対中国外交2. 評価責任者：アジア大洋州局中国課長 堀之内 秀久3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日4. 概要

政治・安全保障分野、経済分野、その他の分野における協力を推進するとともに、各種交流の推進と相互理解の促進、対日イメージの向上に努めることを通じて、良好な日中関係（平和と発展のための友好協力）を推進する。

5. 評価

政治・安全保障分野については、首脳・閣僚レベルの往来、国際会議の機会を捉えた会談等を通じて、二国間の問題のみならず地域・国際社会における日中協力の強化につき意見交換を実施し、一部摩擦についてもこうした対話を通じて、拡大化等を防ぐよう努めた。また、日中外交当局間協議、日中安保対話、九州南西海域不審船事案に関する協議等の各種協議、防衛交流の推進等を通じて具体的成果をあげるとともに、相互理解を深めることができた。

経済分野については、中国経済の情勢分析を踏まえ、日中経済パートナーシップ協議を創設し、日中間の貿易・投資に関する紛争等の早期発見・未然防止という観点から意見交換を行ったほか、各種協定に基づく協議等を通じて、日中間の安定した経済関係を維持するとともに、経済分野の幅広い協力を推進することができた。

その他、瀋陽総領事館事件を受け、類似事件の再発防止等の観点から、領事協力の枠組みに関する協議を実施し、脱北日本人妻の帰国問題等につき中国側から示された人道的取扱い等に効果を発揮している。また、日中治安当局間協議等を通じた両国関係当局間の協力強化により、集団密航・不法入国者取締り等にかかる意思疎通を強化しているほか、中国遺棄化学兵器等、過去の戦争に係る問題についても、日中協力を順調に進めている。

また、両国国民から多くの参加を得つつ、日中国交正常化30周年に係る記念事業（平成14年「日本年」「中国年」）を実施（中国からの5000人訪日団、日本からの1万3000人訪中団等）したほか、各種招へい、青少年交流、日中交流知的支援事業等を通じ、日中間の相互理解を増進することができた。

さらに、本省および在外公館の情報発信・広報および日本文化紹介事業の強化等は、中国における対日イメージ向上に対して一定の役割を果たすことができた。

良好な日中関係の推進（平和と発展のための友好協力）にとって、以上の施策を実施したことは効果的であった。

6. 有識者の意見等

立教大学の高原明生教授（中国政治研究）は、次の2点を評価している。

（1）中国が経済発展を背景に、国際社会における発言力を高める中、我が国としては、中国を地域および国際社会に組み入れ、相互利益を深く共有する存在に導くことが重要である一方、このプロセスの中で、日中間で幾つかの摩擦が生じるのは不可避でもあり、政治・安全保障、経済等の分野における両国の対話・協力が着実に強化されていること。

（2）また、日中間では経済交流が不断に深化している一方、相互理解は依然として不足しているが、そうした中で、平成14年の日中国交正常化30周年を記念した様々な交流等を通じて、日中両国国民間の相互理解・相互信頼が増進したこと。

1. 施策名	政治・安全保障分野における協力の推進
2. 評価責任者	アジア大洋州局中国課長 堀之内 秀久
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	良好な日中関係の推進（平和と発展のための友好協力）
(2) 手段	首脳・閣僚レベルの往来 各種協議（日中外交当局間協議、日中安保対話等） 防衛交流の推進
5. 活動結果と評価	<p>首脳・閣僚レベルの往来 平成14年度中は、以下の通り、首脳・閣僚レベルの往来、国際会議の機会を捉えた二国間会談等が実施され、単に日中間の問題のみならず、朝鮮半島の問題をはじめとする地域情勢、地球規模の問題等、国際社会における日中協力の強化につき意見交換を実施することができた。（有効性）</p> <p>(イ) 首脳・閣僚レベルの往来（一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 李鵬全国人民代表大会常務委員会委員長の訪日（4/2～4/9） ・ 4月 小泉総理大臣のボアオ・アジア・フォーラム（於：海南島）出席（4/11～4/13） ・ 5月 胡啓立中国人民政治協商会議全国委員会副主席の訪日（5/8～5/9） ・ 5月 趙啓正国務院新聞弁公室主任の訪日（5/12～5/22） ・ 9月 川口外務大臣の訪中（9/8～9/10） <p>(ロ) 国際会議の機会を捉えた二国間会談</p> <p>(a) 首脳レベルの会談（日本側：小泉総理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月 朱鎔基総理との会談（4/12、ボアオ・アジア・フォーラム、：海南島） ・ 9月 朱鎔基総理との会談（9/22、ASEM首脳会合、於：デンマーク） ・ 10月 江沢民国家主席との会談（10/27、APEC首脳会議、於：メキシコ） <p>(b) 外相会談（日本側：川口外務大臣）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月 唐家? 外交部長との間でアジア協力対話（ACD）外相会議（6/19、於：タイ） ・ 7月 ASEAN+3外相会議（7/30、於：ブルネイ）の際に日中外相会談を実施 ・ 12月 日中外相電話会談を計3回（12/4、12/24、2/28）実施 <p>各種協議</p> <p>(イ) 日中外交当局間協議 平成14年8月9日に第20回日中外交当局間協議（次官級）を東京にて開催。本件協議では、日中関係全般に係る問題（国交正常化30周年記念行事等）、個別の問題（不審船問題、瀋陽総領事館事件、日中経済パートナーシップ協議、冷凍ほうれんそうの残留農薬問題、サムライ債問題、遺棄化学兵器、中国の国防政策等）、また、国際情勢（朝鮮半島情勢、米中関係等）について意見交換。日中双方が相手国の考え方について認識を深めることができた。（有効性）</p> <p>(ロ) 日中安保対話 平成14年3月18日に第8回日中安保対話（次官級）を東京にて開催。同対話の目的は、両国の安全保障に関する透明性を高め、信頼醸成を図ることにあり、アジア太平洋地域における情勢認識や、両国の安保・防衛政策、日中防衛交流等について協議。</p> <p>(ハ) 九州南西海域不審船事案に関する協議 平成13年12月に発生した東海不審船事件を巡り日中間で累次にわたり協議を実施。中国側の理解を得る形で北朝鮮工作船の引揚げに成功。本件事案の真相究明に大きく寄与した。</p> <p>(ニ) 領事協力の枠組みに関する協議</p>

平成14年5月の瀋陽総領事館事件を受け、類似事件の再発防止の観点等より、8月と15年1月に実施。脱北日本人妻の帰国問題等について中国側から示された人道的な取扱い等に効果が発揮されている。

防衛交流の推進

国交正常化30周年を記念しての防衛庁長官の訪中および中国海軍艦艇の日本訪問は延期となったが、防衛当局間の交流として、防衛研究交流（平成14年6月：防衛研究所研修団訪中、12月：国防大学国防研究班訪日）、教育分野の交流（11月：空自幹部学校研修団訪中）、多国間会議（10月：第8回西太平洋海軍シンポジウム）等を実施。外務省より防衛庁に対して積極的支援を行った。

以上の～の事業を実施した結果、中国との間の相互理解・相互信頼が増進され、政治・安全保障分野における協力が推進された。

6. 備考

靖国参拝問題、瀋陽総領事館事件の発生等にもかかわらず、日中指導者および当局者の間で中断なき対話を実施。個別問題の解決をもたらした。政治・安全保障面での日中間の対話を深めていくことの重要性にかんがみ、各種協議において、国際情勢を含む一層幅広い事項について意見交換を行うように努めていくことが必要。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・外務省『外交青書』平成15年版
- ・外務省HP (<http://www.mofa.go.jp>)

1. 施策名	経済分野における協力の推進
2. 評価責任者	アジア大洋州局中国課長 堀之内 秀久
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	良好な日中関係の推進（平和と発展のための友好協力）
(2) 手段	中国経済の情勢分析 日中経済関係の適切な処理 各種協定の効果的な実施 トキ保護のための協力
5. 活動結果と評価	<p>中国経済の情勢分析 中国のWTO加盟（平成13年12月）、中国共産党第16回全国代表大会（14年11月）および第10期全国人民代表大会第1回会議（15年3月）における経済政策の発表等を踏まえ、中国経済、日中経済関係の現状および課題等についての分析を行い、外務省HP等で対外的に情報発信を行った。（効率性）</p> <p>日中経済関係の適切な処理 （イ）日中両国首脳間の合意に基づき、平成14年10月、北京において第1回日中経済パートナーシップ協議を開催（政府間協議、次官級）。本協議の創設により、中国のWTO加盟等を踏まえた日中経済関係の今後のあり方全般につき、両国の政府関係部門が幅広く参加し、協議する場が設けられた。同協議では、日中間の貿易・投資に関する紛争等の早期発見・未然防止という観点から、有意義な意見交換を行った。（有効性） （ロ）中国産冷凍ほうれんそうの残留農薬問題等につき、平成14年7月から10月にかけて輸入食品の安全に関する日中検疫当局を中心とする協議を計4回開催。この結果、中国側は輸出用ほうれんそうの残留農薬対策を強化し、日本側は輸入自粛を解除した。（有効性） （ハ）鉄鋼セーフガード暫定措置につき、平成14年6月と9月に意見交換を行ったほか、同年11月、WTOセーフガード協定に基づく日中協議を開催し、確定措置発動見送りおよび適用除外措置の検討につき申入れを行った。この結果、15年1月、中国は我が国が申請していた製品を含む適用除外措置を発表した。（有効性）</p> <p>各種協定の効果的な実施 （イ）日中貿易協定および日中投資保護協定：日中貿易協定に基づく日中貿易混合委員会（局長級）および日中投資保護協定に基づく日中投資合同委員会（局長級）を格上げし、「日中経済パートナーシップ協議」（次官級）を平成14年10月に北京にて開催。（上記（イ）参照） （ロ）日中環境保護協力協定：平成14年10月、北京において日中環境保護合同委員会第6回会議を開催。同会議では、両国の政府関係部門が出席し、環境政策、二国間における環境協力プロジェクトにつき意見交換を行い、今後のプロジェクトにつきとりまとめた。 （ハ）日中科学技術協力協定：平成15年2月、東京において第10回日中科学技術協力委員会を開催。両国の政府関係部門が出席し、科学技術政策、二国間における科学技術協力プロジェクトにつき意見交換を行い、今後のプロジェクトにつきとりまとめた。</p> <p>（二）渡り鳥等保護協定：平成14年2月に行われた第9回日中渡り鳥等保護協定会合における意見の一致に基づき、両国が関心を有する渡り鳥（スグロカモメ、クロツラヘラサギ等）の調査研究が行われた。 （ホ）日中漁業協定：平成15年2月、東京において第4回日中漁業共同委員会を開催。15年の日中双方の水域における操業条件、暫定措置水域における資源管理措置等について双方政府に対し勧告を行った。 （ヘ）日中航空協定：平成15年9月に日中航空当局間協議を開催し、運営路線に関する日中航空協定の付属書の改正について意見の一致を見た。</p> <p>トキ保護のための協力 トキ保護を日中共同で取り進めるための「日中共同トキ保護計画」を策定す</p>

るため、日中両国間で随時意見交換。

以上 ~ の結果、良好な日中関係の推進（平和と発展のための友好協力）のため、各種協議等を通じて、日中間の安定した経済関係を維持するとともに、経済分野の協力を推進することができた。（有効性）

6．備考

中国の経済発展を「脅威」として捉えるのではなく、我が国にとって「好機」「挑戦」と捉え、日中間の経済関係を双方にメリットのある形でさらに発展させていくことが重要。日中経済パートナーシップ協議等をはじめとする各種対話を積極的に推進しつつ、問題の早期発見および未然防止に努める必要がある。

7．政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・外務省『外交青書』平成15年版
- ・外務省HP (<http://www.mofa.go.jp>)

評価シート B

【対中国外交】

1. 施策名	その他（政治・安全保障、経済分野以外）の協力の推進
2. 評価責任者	アジア大洋州局中国課長 堀之内 秀久
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	良好な日中関係の推進（平和と発展のための友好協力）
(2) 手段	取締機関の意思疎通・協力強化 （日中治安当局間協議、集団密航・不法入国者問題への対応） 過去の戦争に係る諸問題の処理 （中国遺棄化学兵器処理事業、中国残留邦人等関係業務への支援）
5. 活動結果と評価	<p>取締機関の意思疎通・協力強化</p> <p>(イ) 日中治安当局間協議 平成14年7月、第3回日中治安当局間協議を北京において開催。日本側からは、外務省、警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁が、中国側からは、外交部、公安部および海関（税関）総署関係者が参加。過去3回行われた本協議を通じ、両国の治安当局が積極的に情報交換を行い、協力および信頼関係を築いてきており、捜査共助における日中協力体制の確立および不法入国取締り等について成果を上げてきている。（有効性）</p> <p>(ロ) 集団密航・不法入国者問題への対応 中国からの集団密航・不法入国者問題については、従来より日中治安当局間協議、日中領事当局間協議等の場において、中国側に対し、取締りおよび啓蒙活動の強化を繰り返し要請している。こうした申入れに対して、中国側は、密航の断固取締まりの方針を表明するとともに、種々の対策を講じてきている。こうした取組みの結果、集団密航件数は、平成13年に43件419名あったものが、14年には25件170名と減少傾向を示している。（有効性）</p> <p>過去の戦争に係る諸問題の処理</p> <p>(イ) 中国遺棄化学兵器処理事業 外務省が中心となって、防衛庁や民間専門家の協力を得ながら、平成14年度は、黒龍江省、安徽省、湖南省において計4回の現地調査を実施し、日本の遺棄化学兵器である旨確認されたものについて保管を行った。また、14年9月の川口外務大臣訪中の際には、日中外相間で、同事業における日中協力が順調に進んでいることを確認した。（有効性）</p> <p>(ロ) 中国残留邦人等関係業務への支援 新たに帰国する中国残留邦人は減少傾向にあるが、中国に居住する残留邦人は依然約600名存在しており、平成14年度も、関係省庁との連携や中国側との連絡を通じ、引き続き積極的な支援を実施した。（必要性）</p> <p>以上の および の事業を実施した結果、政治・安全保障、経済以外の分野における協力が推進された。</p>
6. 備考	<p>日中間の経済関係の深化や人的往来の活発化に伴い、今後とも、不法入国者、在日中国人犯罪等の問題は継続していくものと思われ、日頃から、取締機関の意思疎通・協力強化に努めていくことが極めて重要。</p> <p>過去の問題については、中国遺棄化学兵器処理事業のように日中両国の共同作業として前向きに取り組んでいる例もあり、今後とも、こうした積極面を強化していくことが極めて重要。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省『外交青書』平成15年版 ・外務省HP (http://www.mofa.go.jp)

1. 施策名	各種交流の推進と相互理解の促進
2. 評価責任者	アジア大洋州局中国課長 堀之内 秀久
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	良好な日中関係の推進（平和と発展のための友好協力）
(2) 手段	「日本年」「中国年」（日中国交正常化30周年記念事業の推進） 各種招へい（青年招へい、中堅指導者招へい、オピニオンリーダー招へい、改革・開放支援招へい等） 青少年交流 日中知的交流支援事業 日中友好21世紀委員会
5. 活動結果と評価	<p>「日本年」「中国年」（日中国交正常化30周年記念事業の推進）</p> <p>日中国交正常化30周年を記念し、平成14年「日本年」「中国年」として、日中両国において300件を超える記念事業や交流活動を展開。事業内容は、伝統文化に加えて、経済、観光、教育、青少年交流、ポップカルチャー、ITなど幅広い分野にわたり、両国国民が共同して参加する事業の実施に力点を置いた。</p> <p>事業の推進にあたっては、経済界、文化・芸能界、報道関係者等の各界代表から構成される実行委員会を設け（中国側も同様の組織委員会を設立）、効果的な事業運営と広報を行った。政府と民間が一体となって記念事業の実施に取り組んだ結果、中国からの5000人訪日団、国会議員85名を含む1万3000人訪中団の実現等、日中両国国民の相互理解・相互信頼の醸成を図ることができた。（有効性）</p> <p>各種招へい 青年招へいでは96名、中堅指導者招へいでは14名、オピニオンリーダー招待では5名、改革・開放支援では13名を招へい。我が国の各界関係者との交流および企業、歴史・文化関連施設等の視察等を通じ、被招へい者が我が国の政治・経済・社会・歴史・文化に対する理解を深めるよう努力した。</p> <p>青少年交流 日中間の相互理解の増進のためには、日中両国の将来を担う若い世代の交流のさらなる推進が必要。平成10年に日中間で署名された「青少年交流のための協力計画」に基づき、中国の高校生100名の訪日招へい（5/14～5/22）、日本青年100名（9/19～9/29）および日本高校生50名（3/27～4/3）の中国への派遣を実施。</p> <p>日中知的交流支援事業 これまでの日中の良好な交流をふまえて、4件の研究交流について支援し、日本側研究者のべ333人、中国側研究者のべ274人が相互訪問し、知的分野における交流、相互理解に寄与。研究成果を発表するシンポジウム（平成14年「日本年」「中国年」事業の一環として実施）を各1回、計4回実施し、計600人以上の出席者を得て、研究成果を広く一般に公開した。（有効性）</p> <p>日中友好21世紀委員会 前回（平成13年12月）の第15回会合後、新委員の人選を進めており、15年3月、北京において、次回会合に向けた準備会合を実施。</p> <p>以上、～の実施を通じて、国民レベルの交流を促進し、相互理解を増進することにより、良好な日中関係を推進する上での基礎を構築することができた。（有効性）</p>
6. 備考	（今後の課題） 中国では、日本の現状に対する理解が今なお不足しており、引き続き、より多くの中国人を招へいし、我が国の実状を直接見聞してもらうことは、客観的な対日観の形成・知日派の育成の上で、極めて重要。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・外務省『外交青書』平成15年版 ・外務省HP（ http://www.mofa.go.jp ）

1. 施策名	対日イメージの向上
2. 評価責任者	アジア大洋州局中国課長 堀之内 秀久
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	良好な日中関係の推進（平和と発展のための友好協力）
(2) 手段	情報発信、広報の強化 日本文化紹介事業の強化
5. 活動結果と評価	<p>情報発信、広報の強化</p> <p>(イ) 本省および在外公館のHPの充実を図り、日本関連情報の中国語による情報発信を強化。中国におけるインターネット人口の急増を背景に、大きな効果があった。(有効性)</p> <p>(ロ) 館員による政策広報講演を行うなど、積極的な広報活動を実施した。</p> <p>(ハ) 中国メディア、知日派、日本留学経験者等を活用した広報活動を推進。大使、公使、総領事などのインタビュー掲載、外務省報道関係者招待スキームによる中国人記者の訪日招へい（取材活動の機会を設けて、日本関連記事の掲載を促進）等を実施。中国人自身による中国人への日本紹介は、中国人に受け入れられ易く、効果が大きい。(有効性)</p> <p>(ニ) 日本の最新情報発信基地として重要な機能を有する在外公館の広報文化センターを拡充。その結果、同センター会員は北京では1万人を超え、上海では開設8ヶ月余りで1500人に達する等、中国の若者の日本理解に貢献した。(有効性)</p> <p>日本文化紹介事業の強化</p> <p>日中国交正常化30周年を記念した文化事業（施策：各種交流の推進と相互理解の促進、「日本年」「中国年」参照）では、伝統文化の紹介に偏らず、幅広いジャンルにわたる日本文化紹介を実施。具体的には、人気ロックバンドGLAYのコンサート等ポップカルチャーの紹介も実施し、同コンサートでは3万5000人を動員する等、中国側のとくに若年層に対し、かつてない強いインパクトを与えることができた。(有効性)</p> <p>以上、およびの結果、中国における対日イメージの向上に一定の役割を果たすことができた。</p>
6. 備考	<p>(今後の課題)</p> <p>将来を担う中国若年層の日本に対する関心を一層高める必要があり、幅広いジャンルにわたる日本文化紹介は知日派・親日派の形成に効果的である。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省『外交青書』平成15年版 ・外務省HP (http://www.mofa.go.jp)

1. タイトル：対韓国外交

2. 評価責任者：アジア大洋州局北東アジア課長 平松 賢司

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

間断なき対話と友好協力関係の増進、国際社会の平和と安全のための日韓協力、経済分野における協力の推進、グローバルな問題に関する協力の強化、過去に起因する問題・領土問題の解決への努力を通じて、未来志向の日韓関係の推進をしていく。

5. 評価

サッカーW杯の際の両国首脳往来、平成15年2月の小泉総理の盧武鉉韓国大統領就任式出席と日韓首脳会談をはじめ、14年度も日韓間の要人往来が活発になされた。W杯の日韓共催が行われた14年は日韓国民交流年でもあり、日韓間の民間交流も活性化した。経済分野においても、WTOにおける協力、日韓ハイレベル経済協議、FTAに関する産官学研究等、両国の協力が推進された。また、日韓逃亡犯罪人引き渡し条約の締結や薬物問題対策に関する協力等グローバルな問題に関する協力の強化も見られた。日韓間には、過去に起因する問題や竹島問題等も横たわるが、これらについては問題の解決のため、今後とも冷静かつ粘り強く対応していく。

上記のような外交施策、外交努力を通じて、14年度は未来志向の日韓関係がより一層推進されたと評価できる。

6. 有識者の意見等

静岡県立大学小針助教授は、以下の通り述べた。(平成15年4月2日)

(1) 日韓関係に対する評価

平成13年が教科書問題と靖国問題でギクシャクしたことを考えると、14年4月から15年3月は円満に推移したと考える。首脳会談も頻繁に開かれたし、4月に首相靖国訪問があったにもかかわらず、W杯そのものと国民交流年の諸行事が成功した。中断されていた防衛交流も再開した。韓国に好意を感じる日本人も増えており、14年は文化交流などを含めた「W杯効果」の日韓関係への影響はあったと見るべきであろう。

(2) 外交の果たした役割

良好な関係は、草の根交流や大衆文化交流による両国民の努力と両国社会の成熟のたまものであると一義的には思う。ただ、こうした草の根交流は政治・外交関係が安定しているからこそ、促進されている。その意味では、安定基調の日韓関係を目指した外務省の努力と外交の果たした役割は大きいと思う。今後の政策運営では両国の若い世代を意識した政策を全面的に打ち出すべきだ。たとえば、日韓親善大使を毎年任命してもよいのではないか。また、韓国政治家の日本招請も若手を中心に、無名を含めて斬新に行うべきである。盧武鉉大統領は日本へ個人旅行で来たことはあるが、招待で訪日を行ったことがなかった。その時々で有力な議員や若手でも成長が期待される議員ばかりを招請してきた副作用である(盧武鉉は英国政府には招待されている)。理由はどうであれ、大統領に就任するような人物を、これまで招請しなかった事実を外務省は反省すべきである。

評価シートB

【対韓国外交】

1. 施策名	間断なき対話と友好協力関係の増進
2. 評価責任者	アジア大洋州局北東アジア課長 平松 賢司
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	未来志向の日韓関係の推進
(2) 手段	要人往来 日韓閣僚懇談会 日韓議員交流 日韓外交官交流 各種招へい事業 W杯および日韓国民交流年における交流事業の推進 恒久的査証免除へ向けた協議継続
5. 活動結果と評価	要人往来 (イ)平成14年3月、小泉総理は訪韓し、日韓投資協定に署名、日韓自由貿易協定につき協議するための産官学共同研究会を設立することとした。 (ロ)平成14年5月、小泉総理は日韓で共催されたW杯開幕式出席のため訪韓し、6月には金大中韓国大統領がW杯閉幕式出席のため訪日した。W杯は、史上初めての2か国共催、またアジアでの初めての開催という歴史的な意義を有する大会であり、また、日韓両国国民の交流・相互理解を深め、友情を育む重要な契機であった。今回小泉総理および金大中大統領が同大会の開幕および閉幕式に出席したことによって、同大会の成功に寄与し、日韓両国間の友好協力関係の一層の発展が図られた。 (ハ)平成14年7月、川口外相は訪韓し、日韓外相会談において、W杯の日韓共催の成功と、その精神を後世に永く語り継ぎ、継承するために15年より実施することとなった「日韓共同未来プロジェクト」にて青少年およびスポーツ交流につき年間数千人を目標に拡大していくこととした。(14年7月の日韓外相会談の詳細については外務省HP参照： http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_kawaguchi/korea_02/gaiyo.html 、「日韓共同未来プロジェクト」の詳細については外務省HP参照： http://www.mofa.go.jp/area/korea/future/index.html) (ニ)平成14年11月、川口外相は第2回民主主義閣僚級会合出席のため訪韓し、日韓首脳会談を行い、北朝鮮の核開発問題につき日韓米が連携していくことを確認した。(14年11月の日韓外相会談の詳細については外務省HP参照： http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_kawaguchi/korea_0211/gh.html) (ホ)平成15年1月、川口外相は訪韓し、盧武鉉(ノ・ムヒョン)韓国次期大統領を表敬し、日韓外相会談を行った。盧次期大統領との間でも、日韓の友好関係の重要性と、対北朝鮮問題に対する日韓米の連携の重要性を確認した。(15年1月の盧武鉉韓国次期大統領表敬および日韓外相会談の詳細については外務省HP参照： http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_kawaguchi/korea_03/hyokei.html 、および http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_kawaguchi/korea_03/g_kaidan.html) (ヘ)平成15年2月、小泉総理は、韓国大統領就任式出席のため訪韓し、盧武鉉大統領と日韓首脳会談を行った。(15年2月の日韓首脳会談の詳細については外務省HP参照： http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_03/korea_kaidan.html) 日韓閣僚懇談会 平成14年中に日本にて開催する予定であったが韓国側との日程調整がつかず、また、15年に入り韓国側が政権交代を迎えたため、14年度は開催されなかった。 日韓議員交流 日韓・韓日議員連盟、日韓・韓日協力委員会が合同総会を行う等、活発に交流を行っている。また個人レベルでの議員交流も行われており、そのことによって日韓の政治交流が進んでいる。

日韓外交官交流

日韓双方の日程の都合がつかなかったため、14年度は行われなかった。

各種招へい事業

(イ)平成14年5月、池明観(チ・ミョングァン)日韓文化交流会議理事長・議
韓国側委員長他をオピニオンリーダー招へいした。韓国国営放送KBSのW杯日
韓共催記念番組の収録が行われ、W杯の時期に韓国オピニオンリーダーに対
する日本理解増進の機会を与えるものとなった。

(ロ)平成14年8月、韓国国会議員7名(与党4名、野党3名)を日韓産業技
術協力財団が招へいした。政府関係者、日本側議員等との懇談、日本の企業
や名所を視察することにより、将来有望な韓国議員に、日本に関する知識を
深めてもらった。

W杯および日韓国民交流年における交流事業の推進

日韓親善大使〔日本側：藤原紀香氏、韓国側：キム・ユンジン氏(女優)〕
事業を企画、実施することにより、W杯および平成14年日韓国民交流年におけ
る日韓の民間交流が活性化された。(日韓親善大使事業の詳細については外務
省HP参照：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/poster_hp.html)

恒久的査証免除へ向けた協議継続

平成14年1月1日より、韓国人に対する査証を大幅に緩和し、また、W杯共
同開催の歴史的意義にもかんがみ、W杯期間中の限定査免を行う等、継続して
協議を行ってきている。

6. 備考

(今後の課題)

平成15年2月に発足した韓国新政権と引き続き良好な日韓関係を構築し、北
朝鮮問題に対しては、引き続き日韓米の連携を強化していくことが必要である。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

なし。

1. 施策名	国際社会の平和と安全のための日韓協力
2. 評価責任者	アジア大洋州局北東アジア課長 平松 賢司
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	未来志向の日韓関係の推進
(2) 手段	日韓安保対話、防衛交流の促進 多国間の地域安全保障対話における協力 東チモールPKOにおける協力 対北朝鮮政策に関する日韓米の政策協調 南北関係の改善のための協力
5. 活動結果と評価	<p>日韓安保対話、防衛交流の促進 平成10年の小淵総理・金大中大統領との間の「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ宣言」に基づき、引き続き日韓間の防衛交流を促進し、様々な交流を通じて相互理解を深め、両国の友好関係をより強固なものとし得た。前回14年2月に行った日韓安保対話については、15年中の開催を予定している。</p> <p>多国間の地域安全保障対話における協力 ASEAN地域フォーラム（ARF）等の地域における安全保障対話の場において、基本的価値を共有し、重要な隣国である韓国とは、地域の安全保障環境を向上させるといった目的に沿って、様々な面において緊密に協力しつつ対応している。</p> <p>東チモールPKOにおける協力 東チモールPKOにおいては、オクシ地区に展開する日韓両国の部隊間で、各種の協力を行いつつ、東チモールの国造りに貢献している。業務外においても、現地住民を交えたサッカー大会を共催するなど、良好な関係を構築している。</p> <p>対北朝鮮政策に関する日韓米の政策協調 平成14年度は5回の対北朝鮮に関する日米韓3カ国調整会合（TCOG）が開催されるなど、北朝鮮政策に関して、日米韓の緊密な政策協調が見られている。</p> <p>南北関係の改善のための協力 我が国としては、北朝鮮を巡る諸問題の平和的解決に向けた南北間の対話が行われることを歓迎する。</p>
6. 備考	(今後の課題) 今後も、引き続き日韓間の防衛交流の促進を図るとともに、多国間の地域安全保障対話における協力を図っていく方針である。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ宣言」(外務省HP)

1. 施策名	経済分野における協力の推進
2. 評価責任者	アジア大洋州局北東アジア課 日韓経済調整室長 竹若 敬三
3. 評価シート作成年月日日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	未来志向の日韓関係の推進
(2) 手段	<p>WTOにおける協力</p> <p>日韓ハイレベル経済協議</p> <p>日韓投資促進</p> <p>日韓漁業関係の調整</p> <p>日韓産業技術協力</p> <p>相互承認についての協力</p> <p>FTAに関する産官学研究</p> <p>社会保障分野における協力</p> <p>両国経済人の相互交流</p> <p>日韓間の航空輸送力の強化</p>
5. 活動結果と評価	<p>WTOにおける協力</p> <p>日韓は、とくに農林水産分野やアンチダンピング関連ルールにおいて、目指すべき方向性を共有しており、関連する交渉分野（農業、非農産品市場アクセス、ルール交渉等）で連携関係を維持してきた。これらの緊密な連携関係は、WTOにおける交渉の各場面でその有効性を示し、我が国の立場の強化につながることもあった。（有効性）</p> <p>日韓ハイレベル経済協議</p> <p>平成14年7月東京にて第4回日韓ハイレベル経済協議を開催。日韓両国のマクロ経済状況、経済・通商政策、二国間の経済・通商分野の協力状況等経済全般に関して包括的に協議を行い、日韓経済関係強化に寄与した。（有効性）</p> <p>日韓投資促進</p> <p>平成14年3月、日韓両国首脳の立ち合いのもと、日韓投資協定の署名が行われ、所要の国内手続きを経て、15年1月、日韓投資協定が発効した。両国の経済界より歓迎された。（有効性）</p> <p>日韓漁業関係の調整</p> <p>平成14年10月から15年2月にかけて、日韓両国は精力的に協議を行い、双方納得する形で、15年の相手国排他的経済水域（EEZ）における操業条件等につき意見の一致をみた。（有効性）</p> <p>日韓産業技術協力</p> <p>日韓産業技術協力共同事業体に対する拠出を通じて、同事業体の構成員である（財）日韓産業技術協力財団による韓国における産業技術分野の人材の育成、韓国の産業生産性向上への協力、日韓の産業技術交流等の事業の実施を支援した。</p> <p>相互承認についての協力</p> <p>現在、6分野において専門家会合が設置されており、協力の可能性を検討するための情報交換および議論を実施している。</p> <p>自由貿易協定（FTA）に関する産官学研究</p> <p>平成14年3月に日韓首脳間で産官学からなる日韓FTA共同研究会の設置に合意し、7月に第1回会合を開催した。14年度には、計4回の会合を開催し、日韓FTAに含まれ得る各項目について具体的な議論を行った。</p> <p>社会保障分野における協力</p> <p>専門家による意見交換を経て、平成15年3月、日韓社会保障協力協定の交渉を開始した。</p> <p>両国経済人の相互交流</p> <p>第34回日韓・韓日経済人会議（平成14年4月）や社団法人日本経済団体連合会と韓国の全国経済人連合会との定期交流（同年11月）の実施に関して側面支援を行った。</p>

<p>日韓間の航空輸送力の強化 日韓航空協定に基づき、平成12年12月および14年1月に航空当局間協議が開催され、協議の結果に基づき、13年にソウル＝米子、ソウル＝宮崎、ソウル＝秋田路線が開設されるなど、日韓航空関係の強化が図られた（有効性） 以上の～の手段（事業）を実施した結果、日韓投資協定の発効、日韓社会保障協定の交渉開始、日韓FTAに関する研究会設置、日韓相互承認の可能性検討のための専門家会合開催等、日韓経済関係のルールづくりが進展した他、産業技術協力や経済人の相互交流等産業界の交流が進展する等、日韓間の経済分野における協力は推進された。</p>
<p>6．備考</p> <p>韓国との経済分野における協力を推進するため、引き続き、WTOにおける協力、日韓ハイレベル経済協議、日韓漁業関係の調整、日韓産業技術協力、相互承認についての協力、FTAに関する産官学研究、社会保障分野における協力、両国経済人の相互交流といった事業を継続する。</p>
<p>7．政策評価を行う過程において使用した資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日韓両国における新聞報道 ・日韓経済関係団体の発行している機関紙等 ・在韩国大使館よりの報告

評価シートB

【対韓国外交】

1. 施策名	グローバルな問題に関する協力の強化
2. 評価責任者	アジア大洋州局北東アジア課長 平松 賢司
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	未来志向の日韓関係の推進
(2) 手段	環境分野における協力 日韓逃亡犯罪人引き渡し条約の締結 国際組織犯罪への対処
5. 活動結果と評価	<p>環境分野における協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成5年6月に日韓環境保護協力協定が締結され、13年には、第7回合同委員会が東京にて開催されたが、14年度は開催されていない。 日韓逃亡犯罪人引き渡し条約の締結 「犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約」は、平成12年9月から14年1月にかけて計4回の交渉を経て、日韓間でその内容につき基本合意に達し、4月8日に署名、6月6日に批准書を交換の上、同月21日発効した。 <p>(有効性)</p> <p>国際組織犯罪への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年3月20日、ソウルにおいて、第17回麻薬・覚せい剤関係日韓連絡会議を開催し、両国における麻薬および覚せい剤問題の現状と対策、両国間の協力の現状および今後の対策等について意見交換を行うとともに、薬物問題対策に関して、日韓両国がより一層緊密に協力し、21世紀の両国の新しいパートナーシップを構築していくことの重要性を確認した。 捜査共助の実施。 <p>上記の通り、グローバルな問題に関して、日韓間の協力が見られ、両国間の関係が強化された。(有効性)</p>
6. 備考	なし。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	なし。

評価シートB

【対韓国外交】

1. 施策名	過去に起因する問題への対応
2. 評価責任者	アジア大洋州局北東アジア課長 平松 賢司
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	未来志向の日韓関係の推進
(2) 手段	在日韓国人の法的地位の問題（地方参政権問題等）への対応 在サハリン「韓国人」問題への対応 各種訴訟の対応
5. 活動結果と評価	<p>在日韓国人の法的地位の問題（地方参政権問題等）への対応 平成14年12月、第11回在日韓国人の法的地位および待遇に関する日韓局長級協議を開催。韓国側と、現状につき意見交換を行う中で日本側より、14年の大入試センター試験「韓国語」受験者が99名である旨紹介した。</p> <p>在サハリン「韓国人」問題への対応 在サハリン「韓国人」については、従来、韓国・（旧）ソ連間に国交がなかったこともあり、韓国への自由な訪問が困難であったことから、その特殊な歴史的経緯および道義的責任を踏まえつつ、人道的観点から誠意を持って本問題に対応するため、平成元年7月に大韓赤十字社と日本赤十字社との間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」を通じて、在サハリン「韓国人」の韓国への一時帰国支援・永住帰国支援等の事業を推進している。</p> <p>(イ) サハリン在住者の韓国への一時帰国支援。 昭和63年より実施、平成14年3月までにのべ1万2750名が一時帰国（14年度510名実施予定）</p> <p>(ロ) サハリン在住者の韓国への永住貴国支援。 平成11年3月、仁川療養院開設 （収容能力100名；13年12月末現在96名） 12年2月、安山アパート形式集団住宅開設 （収容能力489世帯（1世帯2名以下）；13年12月末現在919名） 14年3月までに1534名が永住帰国</p> <p>(ハ) 韓国に在住する永住帰国者に対するサハリンへの一時帰国支援。 平成13年6～9月、永住帰国者970名が家族再会のためサハリン訪問 各種訴訟の対応 外務省が関わる各種訴訟について、関係各省庁と連携しつつ、政府見解を主張すべく対応した。</p>
6. 備考	(今後の課題) 在サハリン「韓国人」については、未来志向の日韓関係の推進に寄与すべく、今後とも可能な支援を継続していく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・在サハリン韓国人支援共同事業体からの事業報告書。

評価シートB

【対韓国外交】

1. 施策名	領土問題（竹島問題についての我が国の正当性の主張）
2. 評価責任者	アジア大洋州局北東アジア課長 平松 賢司
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	未来志向の日韓関係の推進
(2) 手段	竹島を巡る問題についての関連資料整備
5. 活動結果と評価	<p>竹島を巡る問題についての関連資料整備</p> <p>竹島は、歴史的事実にも照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国の領土であるというのが我が国の一貫した立場であり、このような立場に基づき、韓国側にあらゆる機会を捉えて我が方の立場を申し入れる等、粘り強い外交努力を継続している。</p> <p>本件については、現在進行中の案件であるため、現時点で詳細な評価を行うことは困難である。</p>
6. 備考	<p>(今後の課題)</p> <p>今後も、問題解決のために、冷静に、かつ粘り強く外交努力を続けていく考え。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	なし。

1. タイトル：対北朝鮮政策

2. 評価責任者：アジア大洋州局北東アジア課長 平松 賢司

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

日朝国交正常化交渉、日朝間の諸懸案の解決、人道問題への対応、各国との連携・調整、朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）を通じて日朝関係の推進を図っていく。

5. 評価

平成14年9月17日、小泉総理が平壤を訪問し、日朝首脳会談が行われ日朝平壤宣言に署名し、それに基づき10月29～30日には、日朝国交正常化交渉第12回本会談が開催されるなど同年秋には日朝関係の進展が見られた。その後、北朝鮮側は、拉致問題や核問題をはじめとする安全保障上の問題を巡り問題が複雑化している状況で交渉を行うことはできないとし、現在国交正常化交渉を直ちに行い得る見通しはないが、日朝平壤宣言に従い、拉致問題や核問題をはじめとする安全保障上の問題等の日朝間の諸懸案を解決し、国交正常化を実現していくとの我が国の考え方に変わりはない。

また、北朝鮮の核関連施設の凍結解除、核拡散防止条約（NPT）脱退表明、黒鉛減速実験炉の再稼働等、北朝鮮の核兵器開発問題に対し我が国は、米国や韓国をはじめ関係国や関係国際機関と緊密に連携しながら、問題の平和的解決のため努力を重ねてきた。今後も北朝鮮に対し、問題の平和的解決に向け前向きな対応をするよう、関係国や関係国際機関と緊密に連携しつつ粘り強く働きかけていく考え。

6. 有識者の意見等

防衛研究所室岡第3研究室長は次の通り述べた。（平成15年4月2日）

（1）日朝関係は、平成14年9月小泉総理が訪朝し、史上初の日朝首脳会談にて日朝平壤宣言に署名することにより、大きな転機を迎えた。日朝平壤宣言は、盛り込まれた内容からみても、日朝関係の道筋をつけたとの点で、大きな前進だと言える。他方、拉致問題や不審船問題に関する日本側のロジックを明確に入れた方が良かったと思う。こうした点は、専門家の関与を増大させることでカバーが可能ではないか。

（2）外交には水面下の交渉が必要なことは当然であるが、他方で、これをチェックする機能が必要であろう。たとえば、米国の国家安全保障会議（NSC）のような機能を持つ組織が官邸に必要なのではないか。第三者的、かつ専門性をもった機構が必要だと思う。

（3）マスコミをもっと活用する必要がある。政府や外務省の立場をもっと積極的に表明するためにマスコミを戦略的に活用すべきである。単に、批判されるのをかわすことに終始しては発展がない。

1. 施策名	日朝国交正常化
2. 評価責任者	アジア大洋州局北東アジア課長 平松 賢司
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	日朝関係の推進および対北朝鮮政策における各国との連携・協調
(2) 手段	日朝国交正常化交渉の準備・開催・フォローアップ 北朝鮮政府との非公式協議
5. 活動結果と評価	日朝国交正常化交渉の準備・開催・フォローアップ ・平成14年9月 日朝首脳会談で日朝国交正常化交渉の10月中の再開に合意(9/17) 10月 日朝国交正常化交渉第12回本会談(於：クアラルンプール)(10/29~30) 日朝国交正常化交渉第12回本会談において、日本側は、拉致問題、核問題をはじめとする安全保障上の問題を最優先課題として臨み、協議においては、これらの問題についてとくに時間をかけて議論を行った。北朝鮮側は、国交正常化交渉においては、正常化それ自体および経済協力が中核的問題であるとしつつも、日朝平壤宣言に従い、懸案問題について解決する必要があるという点については意見の一致があった。 北朝鮮政府との非公式協議については、相手国との信頼関係等の理由により、現時点では評価は困難。
6. 備考	(今後の課題) 日朝国交正常化交渉については、北朝鮮側は拉致問題および核問題をはじめとする安全保障上の問題を巡って問題が複雑になっている状況下で、これらを行う雰囲気は整っていないとしており、これらの協議の実施は困難な状況にある。ただし、日朝間では、日朝平壤宣言にしたがって国交正常化交渉を進め、その中で諸懸案の解決を図っていく点では一致しており、我が国としては、引き続き、北朝鮮側に対し、諸懸案の解決のため、米韓をはじめとする関係国や関係国際機関とも緊密に協力しつつ、前向きな対応を粘り強く求めていく考えである。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・外務省『外交青書』平成15年度版 ・外務省HP (http://www.mofa.go.jp)

1. 施策名	日朝間の諸懸案の解決
2. 評価責任者	アジア大洋州局北東アジア課長 平松 賢司
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	日朝関係の推進、および対北朝鮮政策における各国との連携・協調
(2) 手段	拉致問題の解決 北朝鮮の核兵器開発問題の解決 ミサイル問題の解決 「過去の清算」の問題の解決
5. 活動結果と評価	<p>拉致問題の解決（平成14年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月17日 日朝首脳会談において、金正日国防委員長、拉致を認める。日朝平壤宣言において、拉致問題を念頭に、「このような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとる」との文言を盛り込んだ。 ・ 9月28日～10月1日 拉致問題に関する事実調査チームを平壤に派遣。北朝鮮当局側からの聞き取り、生存者との面会等、可能な限りの調査活動を行った。 ・ 10月15日 拉致被害者5名が帰国 ・ 10月29日・30日 日朝国交正常化交渉（於：クアラルンプール）において、拉致問題を最優先課題として取り上げた。 ・ そのほか、あらゆるルートを通じて、拉致問題解決に向けての北朝鮮の前向きな対応を求めた。 ・ 米・韓国等関係国との協議や国際会議等の場で、拉致問題解決の重要性を指摘。 ・ 国連人権委員会における「北朝鮮の人権状況決議案」に関し、EUとの緊密な協力の下、「拉致」の文言を含め、共同提案国となった（4/16）のをはじめ、国連人権委員会等の場を通じ本問題の重要性を訴えた。 <p>北朝鮮の核兵器開発問題の解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年9月 日朝首脳会談、日朝平壤宣言 ・（10月3～5日 ケリー米大統領特使訪朝、北朝鮮側、ウラン濃縮プログラムにつき言及） ・ 14年11月 KEDO理事会で12月以降の重油供給の停止を決定。（11/14） ・ 15年1月 IAEA特別理事会（1/6） ・ 15年1月 対北朝鮮政策に関する日米韓三カ国調整会合（TCOG）（1/6～7） ・（15年1月10日：北朝鮮、NPT脱退を表明） ・ 15年2月 IAEA理事会において、北朝鮮の保障措置協定の違反等を国連安保理および総会に報告するとの決定を含む決議が決議が採択される。（2/12） ・ 15年2月 本件に関するIAEA事務局長の書簡を国連安保理が受領（2/20） <p>ミサイル問題の解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年9月 日朝平壤宣言において、北朝鮮がミサイル発射のモラトリアムを15年以降もさらに延長していく意向を表明した。（9/17） <p>「過去の清算」の問題の解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年9月 日朝首脳会談において、小泉総理より、我が国が、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明する、と発言。（9/17） <p>以上、平成14年度において、～ のように、北朝鮮を巡る諸問題に関しての動きが見られた。</p>

6. 備考

(今後の課題)

我が国としては、日朝平壤宣言に基づき、拉致問題や安全保障上の問題を解決し、国交正常化を実現していくとの方針に変更はなく、今後とも諸問題の平和的解決を、北朝鮮に対し粘り強く働きかけていく考え。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・外務省『外交青書』平成15年度版
- ・外務省HP (<http://www.mofa.go.jp>)

1. 施策名	人道問題への対応
2. 評価責任者	アジア大洋州局北東アジア課長 平松 賢司
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	日朝関係の推進、および対北朝鮮政策における各国との連携・協調。
(2) 手段	日朝赤十字会談の開催 日本人配偶者の故郷訪問 在北朝鮮被爆者の援護問題 食糧支援
5. 活動結果と評価	
<p>日朝赤十字会談の開催 平成14年度中には、2度にわたり日朝赤十字会談を開催 ・4月29～30日 於：北京 ・8月18～19日 於：平壤 日本人配偶者の故郷訪問 平成14年8月の日朝赤十字会談において、第4回日本人配偶者の故郷訪問を10月下旬頃に実施することにつき合意したことを受け、日朝間において準備作業を進めていたが、10月末に日朝国交正常化交渉が再開されることになったのを受け、故郷訪問については延期されることとなったが、その後の日朝関係をめぐる諸情勢にかんがみ、同事業を14年度内に実施することができなかった。</p> <p>在北朝鮮被爆者の援護問題 在北朝鮮被爆者支援については、日朝赤十字会談において取り上げたほか、平成14年8月の日朝局長級協議において、「在外被爆者全般に対する日本側の支援方式に留意しながら、今後、実務レベルで引き続き協議する」ことで合意した。10月の日朝国交正常化交渉においても、本問題を取り上げ、日本側の立場を述べた。</p> <p>食糧支援 食糧支援については、人道上の考慮に加え、種々の要素を総合的に勘案しつつ検討していくべき問題であると認識しているが、現在政府として、北朝鮮に対する新たな食糧支援について具体的な検討を行っているという事実はない。</p>	
6. 備考	
(今後の課題) 北朝鮮を巡っては、拉致問題をはじめとする人道上の問題や、核・ミサイル問題等の安全保障上の問題といった難しい問題が存在しており、北朝鮮に関する人道問題についても、日朝関係全般の中で検討すべきであり、今後も、人道上の考慮に加え、種々の要素を総合的に勘案して検討していく必要がある。ただし、これらは現在進行中の案件であるため、現時点で具体的な評価を行うことは困難である。	
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	
<ul style="list-style-type: none"> ・日朝赤十字会談に関する共同発表（4月30日、8月19日） ・日朝局長級協議に関する共同発表文（8月26日） ・日朝国交正常化交渉第12回本会談（評価と概要）（外務省HP参照） 	

評価シートB

【対北朝鮮政策】

1. 施策名	各国との連携・調整(TCOG)
2. 評価責任者	アジア大洋州局北東アジア課長 平松 賢司
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	日朝関係の推進、および対北朝鮮政策における各国との連携、協調。
(2) 手段	北朝鮮問題に関する日米韓三ヶ国調整グループ(TCOG)
5. 活動結果と評価	<p>北朝鮮問題に関する日米韓三ヶ国調整グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年1月 TCOG(於:ソウル)(1/25) ・14年4月 TCOG(於:東京)(4/9) ・14年6月 TCOG(於:サンフランシスコ)(6/17) ・14年9月 TCOG(於:ソウル)(9/7) ・14年11月 TCOG(於:東京)(11/9) ・15年1月 TCOG(於:ワシントン)(1/6~7) <p>平成14年11月にTCOGでは、北朝鮮に対し、改めて、迅速かつ検証可能な方法で核兵器のためのウラン濃縮プログラムを撤廃することを求める等、日米韓の三カ国の緊密な連携の場として、有効に機能してきた。</p>
6. 備考	我が国としては、今後とも関係国や関係国際機関と緊密に連携し、北朝鮮に対して前向きな対応を求めていく考えである。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省『外交青書』平成15年度版 ・外務省HP(http://www.mofa.go.jp)

評価シートB

【対北朝鮮政策】

1. 施策名	KEDO(朝鮮半島エネルギー開発機構)
2. 評価責任者	アジア大洋州局北東アジア課長 平松 賢司
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	日朝関係の推進および対北朝鮮政策における各国との連携・協調。
(2) 手段	朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)事務局との調整 理事会メンバーとの連携・調整 国内官庁等との調整
5. 活動結果と評価	<p>朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)事務局との調整 平成14年10月、北朝鮮によるウラン濃縮プログラムが明らかとなった。同年11月のKEDO理事会声明においては、以下の点が確認された。</p> <p>(イ) 重油供給は12月より停止すること (ロ) 重油供給以外のKEDOと北朝鮮との活動は見直されることになること (ハ) KEDOの将来の活動に関する今後の対応を引き続き協議すること 理事会メンバーとの連携・調整 平成15年1月、北朝鮮はNPTの脱退を表明する等一連の措置をとっている。これに対し、KEDO理事会メンバー(日、米、韓、EU)は情勢を注視するとともに、緊密に連携をとってきている。KEDOの将来については、KEDO理事会において決定されるべきものである。</p> <p>国内官庁等との調整 これまで我が国は、財務省と連携しつつ、KEDOとの資金供与協定(平成11年6月国会承認)に基づき、国際協力銀行(JBIC)を通じ約3億3000万ドル(15年2月19日現在)をKEDOに拠出している。</p>
6. 備考	
(今後の課題)	KEDOの今後の対応については、北朝鮮の核問題を巡る事態がさらに悪化した場合の対応策を含め、引き続き理事会メンバーと緊密に連携していく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	
	・ KEDO理事会声明(外務省HP)

1. タイトル：対露外交2. 評価責任者：欧州局ロシア課長 上月 豊久3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日4. 概要

(1) 平和条約交渉、(2) 貿易経済分野における協力、(3) 国際舞台での協力、(4) 政治対話の深化、(5) 文化・国民間交流の進展、(6) 防衛・治安分野における協力という6つの柱を中心として、日露関係の幅広い進展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る。

5. 評価

真に安定的な日露関係を構築することは、日露両国の利益に適うのみならず、北東アジア地域の平和と安定に寄与するものである。このような認識の下、平成14年度においても、日露関係を幅広い分野において全体として前進させていくべく、幅広い分野で実績が積み重ねられた。

とくに、平成15年1月の小泉総理の公式訪露の際には、日露関係のこれまでの成果をとりまとめ、今後の協力の方向性を示す「日露行動計画」を公表することができた。これは、(1)平和条約交渉、(2)貿易経済分野における協力、(3)国際舞台での協力、(4)政治対話の深化、(5)文化・国民間交流の進展、(6)防衛・治安分野における協力という6つの柱を中心として、日露関係を幅広く進展させていくためのいわば「海図」となるものである。

日露間には、北方領土問題が未解決のまま残されている。この問題については、我が国としては、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する、という一貫した方針に立っており、平成14年度もこのような方針に則って、首脳・外相・事務レベルでそれぞれ精力的な交渉が継続された。今後は、上述の幅広い分野で日露関係を進展させていく中で、それぞれの分野が互いに肯定的な相互作用を及ぼし合う中で、この問題についても前進を図っていくことが重要である。

6. 有識者の意見等

外務省国内広報課が平成15年3月に実施した電話世論調査の結果、日露関係の発展は重要であるとの回答が8割を超えた。また、日露関係において最も重要な分野として、北朝鮮問題など国際情勢または安全保障面での協力が半数を超え(53.7%)、次いで北方領土問題(24.3%)、エネルギーなど、経済分野の協力(12.8%)、文化・人的交流分野の協力(5.0%)の順となった。

小泉総理訪露の際に採択された「日露行動計画」の考え方(幅広い分野において日露関係を全体として進展させていく)については、ロシア関係の専門家からも、また、多くの報道関係者からも肯定的に評価されているが、一部プレスおよび返還運動関係者よりは、「日露行動計画」は北方領土問題の比重を軽くするものではないか、との懸念の声が聞かれる。

(外務省としては今後、このような誤解を解くべく、国内への説明努力を継続していくことが必要と考えている。)

1. 施策名	平和条約締結問題への取組（条約交渉、北方領土解決に向けた環境整備）
2. 評価責任者	欧州局ロシア課長 上月 豊久
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	幅広い分野での日露関係の発展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る
(2) 手段	平和条約締結問題日露合同委員会、次官級協議（国境画定委員会、共同経済活動委員会） 四島交流・自由訪問・墓参 世論啓発事業
5. 活動結果と評価	<p>平和条約締結問題日露合同委員会</p> <p>我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることは、我が国の対露外交上最大の課題である。これを実現するために、平成14年度も様々なレベルにおいて粘り強い交渉が行われたが、とくに日露両国外相を議長とする平和条約締結問題日露合同委員会およびその下に設置された国境画定委員会ならびに共同経済活動委員会において精力的な平和条約交渉が継続された。</p> <p>平和条約締結問題日露合同委員会は両国外相が両国関係上最大の問題である平和条約締結問題につき話し合うための場である。また国境画定委員会・共同経済活動委員会はそれぞれ外務次官級で行われる協議であり、平和条約締結問題日露合同委員会における議論と一体をなすものである。（必要性）平成14年度については、15年1月の小泉総理の訪露に向けて、実務レベルおよび大臣級で平和条約締結問題に関する議論を進め、総理訪露につなげることができたという観点から、有意義な活動を行うことができた。（有効性）</p> <p>また、平成15年1月の小泉総理の公式訪露の際に採択された「日露行動計画」では、その6つの柱の内の重要な柱の一つとして「平和条約交渉」が掲げられ、領土問題の早期解決のために交渉を加速する旨明記された。（有効性）</p> <p>【14年度実績】</p> <p>(イ) 平和条約締結問題日露合同委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月 日露外相会談（川口大臣の訪露） ・12月 日露外相会談（イワノフ外相の訪日） <p>(ロ) 国境画定委員会・共同経済活動委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月 日露次官級協議（東京） <p>四島交流・自由訪問・墓参</p> <p>平成14年度を通じて、内閣府との協力の下、四島交流・自由訪問・墓参の各事業が当初の年度計画に沿って実施された。本事業は、北方四島の旧島民をはじめとする日本国民と四島のロシア人住民との間の相互理解を促進し、現住民の我が国に対する懸念・不安等を解消するという観点から、平和条約交渉の環境整備として極めて大きな意義を有する事業である。（必要性・有効性）14年度については、各事業の実施に当たって使用される船舶の契約を随意契約から一般競争入札に変更する等の方法で事業を効率化することができた。（効率性）</p> <p>【14年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四島交流（訪問14回（662人）、受入8回（349人）） ・自由訪問（訪問4回（186人）） ・墓参（訪問3回（94人）） <p>世論啓発事業</p> <p>北方領土問題について十分な理解を有しているとは言い難いロシア国民に対して、この問題の歴史的経緯および日露関係の完全な正常化の必要性について啓発することは、ロシアとの間で平和条約交渉を進める上で不可欠であり、またロシア国民が我が国との平和条約の締結を望むことは、領土問題の解決に向けたロシア側交渉当事者の積極的な態度を喚起することにつながるものであ</p>

る。(必要性・有効性) 平成14年度の世論啓発事業としては、下記の実績があるが、ハイレベルの外交行事と関連させたため、ロシア国民に対して日露関係の重要性についてより広くアピールすることができた。(有効性)

【14年度実績】

- ・第2回日露フォーラムの開催(サンクトペテルブルク)
- ・総理訪露時にロシア紙『イスベスチヤ』紙面を買い上げ

以上 ~ に加えて北方四島住民支援を行った。

北方四島住民支援は、人道上の観点に加え、四島のロシア人住民の我が国に対する信頼感を醸成するとの観点からも必要かつ有益である。(必要性・有効性) とくに平成14年度については、支援委員会の枠組みで実施された事業に対する批判を踏まえて大幅な見直しを行い、事業の公正性・効率性の確保に努めた。(効率性) なお、この見直しとの関係で、14年度においてはとくに必要性が認められた以下の事業のみが実施された。

【14年度実績】

- ・自航式はしけ「希望丸」の修理(5月)
- ・択捉島および色丹島からの患者受入れ(10月)

6. 備考

(今後の課題)

- ・「日露行動計画」をいかにして具体化していくかが課題である。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・外務省「われらの北方領土」(外務省HPに掲載：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/pr/pub/pamph/hoppo6.html>)
- ・四島交流・自由訪問・墓参の各事業の実施報告(上記「われらの北方領土」に掲載)
- ・第2回日露フォーラム総括文書(外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/jr_forum2_s.html)
- ・総理訪露時の諸報道

1. 施策名	経済分野における協力の推進
2. 評価責任者	欧州局ロシア課長 上月 豊久
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	幅広い分野での日露関係の進展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る。
(2) 手段	貿易経済政府間委員会 科学技術委員会 環境委員会 漁業交渉 密漁対策 (*注 実施計画に記載された以上の手段に加え、以下の手段を追加した) エネルギー分野の協力 航空 対露支援
5. 活動結果と評価	貿易経済政府間委員会(貿易投資分科会、極東分科会) 平成13年10月、モスクワにおいて貿易経済政府間委員会第6回会合を開催し、ロシア経済、エネルギー、鉄道、貿易投資促進機構、ロシアの制度改革等、幅広い問題を協議、経済分野の協力のあり方を総合的に調整、フォロー。14年1月の総理訪露に向けた準備作業の加速化で一致。(有効性) 科学技術協力委員会 平成15年1月、モスクワで第8回委員会を開催し、16分野102件からなる15~16年の日露科学技術協力計画を作成。初めて民間オブザーバーの参加が実現。ロシア国内における関税トラブルの解決につき意見交換。(有効性) 日露環境保護合同委員会 平成13年12月に作成された「14年の日露環境保護協力計画」に基づき、13件の共同プロジェクトを着実に実施。(有効性) 15年1月の首脳会談の結果、日露行動計画において、北方四島の環境問題に関する意見交換を日露環境保護合同委員会の枠組みで行っていくことで一致。(有効性) 漁業 平成14年11月、モスクワで北方四島周辺操業枠組み協定に基づく政府間協議および民間交渉を実施。協定の延長、15年の操業条件につき妥結。(有効性) 12月、東京において日ソ地先沖合漁業協定に基づく日露漁業委員会第19回会議を実施。15年の操業条件につき妥結。(有効性) 密漁 「水産物の密漁・密輸に関する日露協議」を以下の通り開催。 第1回会議(1月、於:東京) 第2回会議(3月、於:東京) 第3回会議(4月、於:モスクワ) 第4回会議(5月、於:東京) 第5回会議(10月、於:東京) ポート・クリアランス(PC:ロシア漁船が我が国港に漁獲物を陸揚げするために寄港する際に提示する文書)による陸揚げの不許可、偽造貨物税関申告書特定のための日露間の通報システムの立ち上げ、第三国PCの真偽の照会措置等を導入。(有効性) エネルギー分野の協力 平成13年10月の政府間委員会でエネルギー協力を協議(サハリン・プロジェクト、共同実施)。14年1月の首脳会談で協議(サハリン・プロジェクト、太平洋パイプライン・プロジェクト)。 サハリン・プロジェクトが本格開発段階に向けて進展しつつある。共同実施分野の協力は、露側との協議を継続。太平洋パイプライン・プロジェクトについては、推進に向けて露側と協議。(有効性)

<p>航空 平成14年11月、東京で新航空協定締結交渉の第4回交渉を実施。協定案の多くの点につき調整が進んだ。(有効性) 支援委員会の廃止、対露支援 平成14年末までに支援委員会を廃止するとの基本方針の下、支援委員会設置協定の締約国と交渉中であり、15年4月中にも支援委員会が廃止される見込み。 日本センター事業については、支援委員会廃止後新たなスキームの下で継続されることから、ロシア側と日本センターの活動に関する覚書の早期署名に向け交渉中。 さらに、15年1月の小泉総理の公式訪露の際に採択された「日露行動計画」では、「貿易経済分野における協力」が柱の一つとして明記され、上記8項目を含む幅広い事項についてのこれまでの成果と今後の協力の方向性が示された。(有効性)</p>
<p>6. 備考</p>
<p>(今後の課題)</p>
<p>・「日露行動計画」をいかにして具体化していくかが課題である。</p>
<p>7. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>
<p>なし。</p>

評価シートB

【対露外交】

1. 重点施策名	国際舞台における協力の推進
2. 評価責任者	欧州局ロシア課長 上月 豊久
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	幅広い分野での日露関係の進展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る
(2) 手段	国際問題や地域情勢に関する協議
5. 活動結果と評価	<p>近年、国際舞台において、日露両国がともに関心を有する分野が増えていることから、両国が国際問題や地域情勢に関する協議を行う機会が大幅に増大している。首脳レベル、外相レベルにおいても北朝鮮やイラク情勢といった喫緊の問題について、電話会談も含め種々の機会に協議が行われたほか（首脳・外相レベルでのやりとりの評価については評価シートB「政治対話の積極的な実施」を参照）、事務レベルでも以下（イ）～（二）をはじめとする数多くの協議が行われた。ロシアは北朝鮮、イラク、独立国家共同体（CIS）諸国等と伝統的に独自の関係を有することから、同国との情報交換で得るものは多く、我が国のこれら地域に対する政策を考える上で、また、日露の相互理解の促進という観点からも有益であった。（必要性・有効性）</p> <p>国際舞台における日露間の具体的な協力案件としては、タジキスタン・アフガニスタン国境地域における国連麻薬統制計画（UNDCP）麻薬対策プロジェクトへの協力がある。本プロジェクトは、アフガニスタンで生産され、タジキスタンを経由して世界各地に流通する麻薬をタジキスタン国境に駐留するロシア国境警備隊の協力を得て捕捉することを目的としている。国際舞台における協力の分野におけるこのような具体的な協力案件の進展は、日露関係を幅広い分野で進めていくという現在の対露政策の基本政策から見て、極めて適切なものと考えられる。</p> <p>（イ）平成14年4月8日 中央アジアに関する日露協議 （ロ）14年11月8日 中東情勢に関する日露協議 （ハ）14年11月13～14日 日露テロ協議 （二）15年2月4日 日露不拡散協議</p> <p>また、15年1月の小泉総理の公式訪露の際に採択された「日露行動計画」では、「国際舞台における協力」が柱の一つとして明記され、引き続き国際分野におけるあらゆる問題について引き続き密接な協力を継続することが合意されている。（有効性）</p>
6. 備考	<p>（今後の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日露行動計画」をいかにして具体化していくかが課題である。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	なし。

評価シートB

【対露外交】

1. 重点施策名	政治対話の積極的な実施
2. 評価責任者	欧州局ロシア課長 上月 豊久
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	幅広い分野での日露関係の進展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る
(2) 手段	首脳会談 外相会談 事務レベル協議
5. 活動結果と評価	<p>以下(イ)～(チ)の通り、平成14年度を通じて、日露間では、首脳・外相レベルにおいてあらゆる機会を捉えて会談が行われた。また、ハイレベルでの政治対話に加え、次官級、局長級での協議も頻繁に開催された。とくに15年1月の小泉総理の公式訪露においては、日露関係のこれまでの成果をとりまとめるとともに、今後の協力の方向性を示す「日露行動計画」が採択された。これは、今後の日露関係のいわば「海図」となるものであり、このような形で日露協力関係の今後の具体的な方向性を明確な形でとりまとめることができたことは、今後幅広い分野で日露関係を進展させていくという観点から、極めて有効であったと考えられる。(有効性)</p> <p>(イ) 14年6月 日露外相会談 (G8外相会合：ウィスラー) (ロ) 14年6月 日露首脳会談 (G8首脳会合：ジェノヴァ) (ハ) 14年8月 日露外相会談 (ARF/ASEAN/PMC*：ブルネイ) (ニ) 14年9月 日露外相会談 (国連総会：ニューヨーク) (ホ) 14年10月 川口大臣の訪露 (日露外相会談、貿易経済政府間委員会共同議長間会合) (ヘ) 14年10月 小泉総理とカシヤノフ首相の会談 (APEC首脳会議：ロスカボス) (ト) 14年12月 イワノフ外相の訪日 (日露外相会談) (チ) 15年1月 小泉総理の公式訪露</p> <p style="text-align: right;">* ARF = ASEAN地域フォーラム PMC = ASEAN拡大外相会議</p>
6. 備考	<p>(今後の課題)</p> <p>・ 今後は、この「日露行動計画」をいかにして具体化していくかが課題である。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<p>・ 「日露行動計画」(平成15年1月採択、外務省HPに掲載：http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/russia/kodo_0301.html)</p>

1. 施策名	相互理解の増進（人的交流・文化交流）
2. 評価責任者	欧州局ロシア課長 上月 豊久
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	幅広い分野での日露関係の進展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る
(2) 手段	招へい（オピニオン・リーダー、対先進国、議員） 大型文化事業 草の根交流事業
5. 活動結果と評価	<p>招へい（オピニオン・リーダー招へい、対先進国招へい、議員招へい）</p> <p>平成14年度においては、以下8回の招へい事業が行われた。これら招へい者が我が国の政府関係者をはじめ、議会関係者、学界有識者と会談、懇談する等したほか、我が国の文化と直接触れ合うことにより、対日理解を増進することはもとより、親日感情を高めることができたものと考えられる。また、招へいを準備する過程において、在外公館が先方と緊密に連絡を取り合うことにより、先方との連携を深め、コンタクトを確立することができた。（有効性）</p> <p>このような招へい事業はロシア国内において大きな影響力を有する人物に我が国の重要性を認識させるとともに、議会や有識者を通じての世論における対日理解を高めていく上で極めて有用であり、対ロシア外交のツールとして必要不可欠であると考えられる。（必要性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14年4月 コプテフ＝ドゥヴォルニコフ国家院議員他6名（4/4～4/10） ・14年5～6月 パストゥホフ国家院CIS問題委員会委員長他6名（5/27～6/1） ・14年6月 ジリノフスキー国家院副議長（6/3～10） ・14年6月 マニーロフ連邦院議員（6/16～23） ・14年7月 トツキー・ロシア連邦国境警備庁長官（7/14～16） ・14年11月 コソプキン・ロシア大統領府国内政策総局長（11/3～9） ・15年1～2月 ヴェシュニャコフ・ロシア中央選挙管理員長（1/28～2/1） ・15年2月 リハチョフ「レンエネルゴ」社長（2/16～22） <p>大型文化行事</p> <p>日露首脳間の合意に基づき、平成15年度に「ロシアにおける日本文化フェスティバル2003」を開催し、ロシアにおいて日本文化等を紹介する多くの行事を実施することとなったことを受け、以下4回の説明会等を実施。これにより、本件「フェスティバル」の意義および実施・協力の枠組みにつき、多くの民間団体に理解して頂く機会を得た。これにより、本件「フェスティバル」に参加を希望する民間団体の数が増加したと考えられる。</p> <p>また、2回にわたる関係省庁連絡会議（参加省庁は備考欄参照）を実施したことにより、本件「フェスティバル」の実施に際し、各省庁が政府として一体となって対処する枠組みを構築することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14年7月 第1回対民間団体説明会を開催 ・14年10月 第1回関係省庁連絡会議を開催 ・15年1月 第2回関係省庁連絡会議を開催 ・15年2月 第2回対民間団体説明会を開催 <p>草の根交流事業</p> <p>平成14年度においては、以下の交流事業が行われた。ロシア5公館より露日協会の地方支部やその他の草の根レベルの友好団体に事業を委託し、在外公館の手の行き届かない地方都市においても、日本文化関連行事を実施したことで、地方における対日理解の増進を図ることができた。また、地方における有望な対日友好団体の代表者をモスクワに招待し、意見交換を行うとともに彼らの活動実態の把握に努めたことにより、各公館と団体とのネットワークの確立に貢献した。（有効性） また「日露福祉交流」のように11年度に実施され好評を博した案件を14年度再度実施できた点は効率的であった。このような草の根レベルの交流事業は地方における日露交流の拡大および対日理解の促進に大変有用であり、日露間の文化交流には不可欠な事業である。（必要性）</p>

- ・14年4月 日露青少年草の根音楽交流（於、ハバロフスク）
- ・14年6月 百瀬・北海道大学助教授講演会（於、サンクトペテルブルク）
- ・14年8月 日露文学者交流（於、モスクワ）
- ・14年9月 日露福祉交流（モスクワ）
- ・14年11月 地方都市映画祭（於、ユジノサハリンスク）
- ・14年11月 日露合気道交流（於、ウラジオストク）
- ・14年11月 日露生け花交流（於、モスクワ）
- ・14年12月～15年3月 ビデオ上映会・巡回写真展（於、ウラジオストク）
- ・15年1～3月 日露映画ラリー（於、ロシア全域）
- ・15年3月 日露落語交流（於、ロシア全域）
- ・15年3月 地方対日交流団体代表者会議（於、ロシア全域）
- ・15年3月 映画上映会（於、サンクトペテルブルグ）
- ・15年3月 邦楽コンサート（於、ハバロフスク）
- ・15年3月 グラフィック・ポスター展（於、ハバロフスク）

また、15年1月の小泉総理の公式訪露の際に採択された「日露行動計画」においても、「文化・国民間交流の進展」が柱の一つとして明記された。（有効性）

6. 備考

（今後の課題）

（イ）招へい

全体的な招へい費用が減少傾向にある中、今後の日露関係の進展に寄与すると考えられる有力者を見極めた上で、より効率的に招へい事業を実施していくことが必要と考えられる。

（ロ）大型文化行事

これまでは「フェスティバル」全般に関する準備を行ってきたが、今後は「フェスティバル」の一環として実施される個別の事業の成功に向け、日本側関係団体およびロシア側カウンターパートとの連絡をさらに密にしていく必要がある。

（ハ）草の根交流事業

モスクワとサンクトペテルブルグ、極東3公館等、近隣公館との連携をはかることで、ロシア5公館の間で限られた予算を効果的に活用し、地方レベルにおける文化交流のより一層の拡大を図っていく。

（ニ）「日露行動計画」をいかにして具体化していくかが課題である。

関係省庁連絡会議への参加省庁：文部科学省、文化庁、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、防衛庁

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

なし。

1. タイトル：対ASEAN外交

2. 評価責任者：アジア大洋州局地域政策課長 宮川 眞喜雄

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

日・ASEAN間の地域協力、ASEAN+3の枠組みを通じた地域協力、日中韓の枠組みを通じた地域協力及び地域国際機関を通じた地域協力の実施により、東アジアにおける各種地域協力の強化を実現した。

5. 評価

日・ASEAN間においては、小泉総理が提唱した日・ASEAN協力のための「5つの構想」の実現へ向けた施策の実施を中心に日・ASEAN間の協力が一段と前進した。とくに日ASEAN包括的経済連携構想実現にむけ、タイ、フィリピンとの作業部会を進めるとともに、平成14年11月の日ASEAN首脳会議において「共同宣言」に署名する等、進展をみた。また、15年、日本ASEAN交流年とすることに合意し、これを記念し15年12月に史上初めて日本が主催国となり日ASEAN特別首脳会議を開催することに合意するなど15年に日・ASEAN協力関係深化するための布石を打つことができた。

ASEAN+3枠組みを通じては、ASEAN+3の枠組みの方向性を示す、東アジア・スタディ・グループ（EASG：政府関係者により構成される地域協力研究のための集まり）の報告書を首脳会議に提出するなど、ASEAN+3の枠組みにおける地域協力が進展した。

日中韓の枠組みを通じた協力については、日中韓首脳の朝食会がきちんとした首脳会合となり、また日中韓外相会議の第1回会合が開催される等の進展があった。また、日中韓ヤングリーダーズプログラムをはじめとする日中韓国民交流年の諸施策、首脳会議に提出した日中韓経済協力共同研究等の施策により、日中韓3国間協力は一段高いステージに昇華したといえる。

地域国際機関を通じた協力については、「アジア太平洋障害者の十年」最終年ハイレベル政府間会合等を通じてアジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の活動に積極的に参画し、地域協力を進めることができた。

6. 有識者の意見等

田中明彦東京大学東洋文化研究所教授は以下の通り評価している。

（1）平成14年1月の小泉総理のシンガポールにおける政策スピーチを契機として、日・ASEAN関係は、新しい段階を迎えた。ここ数年、中国が政治・経済の両面において、ASEANとの接近をはかる中、日本も長年築き上げてきたASEANとの友好関係をさらに進展させる必要性が大きい。小泉総理の提唱した「5つの構想」は日本ASEAN交流年のように着実に進められている面もあるが、日・ASEAN経済連携構想をはじめ、具体的成果がこれからのものが少なくない。日・ASEAN関係を盤石なものとするため、この構想の具体的成果を積み重ねていくことが不可欠であり、国際的視野のもと全省庁一丸となった政策イニシアティブが求められる。

（2）一方で、地域協力というより広い視野にたった場合、ASEANだけでなく中国や韓国との連携強化も重要である。政治的にも経済的にも未だ脆弱な面を有するASEANに対し、日中韓が連携して協力していくことは東アジアの安定と繁栄にとって、一つの鍵であると思われる。この観点から、日中韓協力、ASEAN+3の枠組み強化も、日本のリーダーシップの下で明確となってきた方向性を軸に、協力の具体的措置を実行に移していく必要がある。

評価シートB

【対ASEAN外交】

1. 施策名	日・ASEAN間の地域協力 (小泉総理の「5つの構想」の推進等)
2. 評価責任者	アジア大洋州局地域政策課長 宮川 眞喜雄 経済協力局国際機構課長 伊藤 伸彰 大臣官房文化交流部政策課長 能化 正樹
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	東アジアにおける各種地域協力の強化
(2) 手段	小泉総理の「5つの構想」の具体化 日・ASEAN総合交流基金への拠出および事業の提案・実施 日・ASEAN学術交流基金への拠出および事業の提案・実施 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター(国際機関日本アセアンセンター)の事業および運営に対する支援
5. 活動結果と評価	<p>小泉総理の「5つの構想」の具体化</p> <p>平成14年1月の小泉総理のスピーチにおいて表明された日・ASEAN協力のための「5つの構想」〔1.日・ASEAN包括的経済連携構想、2.日・ASEAN交流年2003、3.教育・人材分野での協力、4.「国境を越える問題」を含めた安全保障面での協力、5.東アジア開発イニシアティブ(IDEA)〕については、それぞれ具体化を目指し取組んだ。</p> <p>日・ASEAN包括的経済連携構想に関しては、14年11月の日・ASEAN首脳会議において、同構想を実現する道筋を明確にした「共同宣言」に署名するとともに、タイ、フィリピンとの間では経済連携協定の作成の準備作業を行う経済連携作業部会を数次開催し連携を推進している他、日・ASEAN全体でも経済連携の枠組みを検討するための日・ASEAN経済連携委員会を上げた。(有効性)</p> <p>「日本ASEAN交流年2003」についても実行委員会を立ち上げ、月別の担当国を決定し種々の事業を実施している。IDEAについても8月に閣僚会合を実施し高い評価を受けた。これら5つの構想を通して、日・ASEANの協力関係は強化された。(有効性)</p> <p>日・ASEAN総合交流基金への拠出および事業の提案・実施</p> <p>平成14年度は1億6953万2000円を拠出。東アジアにおけるIT協力、ASEAN高校生長期交流プログラム、ASEAN統合イニシアティブ事業形成ワークショップの開催、新規加盟国若手外交官のASEAN事務局での研修等、経済協力、技術移転・投資および人物交流の促進、新規加盟国支援に関わる様々な事業を実施した。</p> <p>日・ASEAN学術交流基金への拠出および事業の提案・実施</p> <p>平成14年度は、4198万2000円を拠出。日・アセアン知的対話、森林火災等に関する国際会議等の開催、科学技術分野における官民協力、コンピュータを用いたASEAN職業安全衛生ネットワークの構築等、ASEAN地域の研究および協力のための諸事業を実施した。</p> <p>東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター(国際機関日本アセアンセンター)の事業および運営に対する支援</p> <p>平成14年度は、外務省より5億2840万2000円を拠出(義務拠出1億7992万2000円、任意拠出3億4848万0000円。政府全体で9億4168万1000円(義務拠出5億2778万3000円、任意拠出4億1389万8000円)。</p> <p>貿易面ではアセアンの食品展、東京インターナショナルギフトショー等の事業、投資面ではアセアン諸国への投資ミッション、産業把握プログラム(アセアン投資担当官の視察・研修)等の事業、観光面ではアセアン観光フェスティバル、日本観光セミナー等の事業を実施することに加え、各種情報をHP等にて公開している。</p>
6. 備考	なし。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省『外交青書』平成15年版 ・外務省HP(http://www.mofa.go.jp)

1. 施策名	ASEAN+3の枠組みを通じた地域協力
2. 評価責任者	アジア大洋州局地域政策課長 宮川 眞喜雄
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	東アジアにおける各種地域協力の強化
(2) 手段	ASEAN+3の枠組みでの各種会合 (首脳会議、外相会議、財務大臣会議、経済閣僚会議等) 「東アジア・スタディ・グループ (EASG)」(政府関係者により構成される地域協力研究のための集まり。のASEAN+3首脳会議に報告書を提出) ASEAN+3通貨協力(「チェンマイ・イニシアティブ」)の側面支援
5. 活動結果と評価	ASEAN+3の枠組みでの各種会合(首脳会議、外相会議、財務大臣会議、経済閣僚会議等) 平成14年7月のASEAN+3外相会議においては、ASEAN+3外相会議の役割、ASEAN+3で扱う分野等につき議論し、とくに外相会議の役割については、他の大臣会合を適宜調整し、首脳プロセスにつなげるという役割が明確にされた。(有効性) 同年11月の首脳会議においては、東アジア・スタディ・グループ(EASG: 政府関係者により構成される地域協力研究のための集まり)の報告書が提出された他、経済面での協力の強化、ASEAN統合に向けた協力の強化等につき議論された。これらの各種会合が有機的に機能し、ASEAN+3の枠組みでの地域協力が進展した。(有効性) EASG(14年のASEAN+3首脳会議に報告書を提出) 平成14年11月のASEAN+3首脳会議に報告書を提出した。同報告の中で、「東アジア自由貿易地域」および「東アジアサミット」等に言及し、今後の東アジアの地域協力の方向性を示し、その意味で地域協力を支援することができた。(有効性) ASEAN+3通貨協力(「チェンマイ・イニシアティブ」)の側面支援 財務省主導で行われ、当省の側面支援は便宜供与等限定的なものとなった。
6. 備考	なし。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 外務省『外交青書』平成15年版 ・ 外務省HP (http://www.mofa.go.jp)

評価シートB

【対ASEAN外交】

1. 施策名	日中韓の枠組みを通じた地域協力
2. 評価責任者	アジア大洋州局地域政策課長 宮川 眞喜雄
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	東アジアにおける各種地域協力の強化
(2) 手段	日中韓首脳会合 日中韓の枠組みでの閣僚会合（外相、財務大臣および経済閣僚） 日中韓国民交流年の実施 日中韓経済協力共同研究の側面支援
5. 活動結果と評価	<p>日中韓首脳会合 平成14年11月の日中韓首脳会合は、初めて正式な会合という形で行われ、地域情勢について意見交換を行った他、経済分野での協力に関する5つの重点分野を設定するなど、日中韓協力の具体的な形が設定され、日中韓協力の一層の深化が見られた。（有効性）</p> <p>日中韓の枠組みでの閣僚会合（外相、財務大臣および経済閣僚） 平成14年7月のASEAN拡大外相会合の機会を利用して、初めて日中韓外相会合を行った。この会合において、三国の経済面、文化交流面等での協力の深化の方向性が議論され、首脳会合に適切につなぐことができ、日中韓の三国協力の強化に大きく貢献した。（有効性）</p> <p>日中韓国民交流年の実施 外務省は以下のプログラムを実施した。</p> <p>(イ)「日中韓ヤングリーダーズ交流プログラム」 中韓より青年187名招へい。日本青年との交流や日本の先端技術、伝統文化、歴史等を紹介し、我が国の社会、文化に触れることを通じて中韓青年の対日理解が深まった。（有効性）</p> <p>(ロ)「日中韓国内講演ツアー」 外務省よりアジア大洋州局審議官、在京中韓大使館それぞれの公使参事官の3者が日本の大学等において「日中韓3国協力」等をテーマとした講演を行った。日本青年の日中韓3国間協力についての知識を深めたと同時に日中韓3国の友好関係の強化が図られた。（有効性）</p> <p>このほか、地方自治体や民間団体等においても積極的に交流事業が実施された。本交流年を通じ、日中韓3国国民間の文化的・人的交流が深められ、相互理解と信頼醸成が図られた。（有効性）</p> <p>日中韓経済協力共同研究の側面支援 平成14年11月の日中韓首脳会合に、「中国・日本・韓国間の経済協力強化に関する」共同研究の報告書を提出した。本共同研究は日中韓の経済面での協力に関する方向性を示した。また、本共同研究は三国のシンクタンクにより行われており、我が国からは総合研究開発機構（NIRA）が参加し、それを側面支援した。</p>
6. 備考	なし。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省『外交青書』平成15年版 ・外務省HP (http://www.mofa.go.jp)

評価シートB

【対ASEAN外交】

1. 施策名	地域国際機関を通じた地域協力
2. 評価責任者	アジア大洋州局地域政策課長 宮川 眞喜雄
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	東アジアにおける各種地域協力の強化
(2) 手段	国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) アジア太平洋開発センター (APDC)
5. 活動結果と評価	<p>国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)</p> <p>ESCAPは、アジア太平洋地域の経済社会開発に係る地域協力の促進が基本的使命であり、(1) 地域協力の推進 (2) 研究調査の実施・支援 (3) 情報の収集・分析・普及の4つの機能を有する。ESCAP主催の「アジア太平洋障害者の10年」最終年ハイレベル政府間会合、「第5回アジア太平洋人口会議」等への協力を通じて、アジア太平洋地域の社会開発に貢献できた。(有効性)</p> <p>アジア太平洋開発センター (APDC)</p> <p>APDCは加盟国等の政府を援助することおよび経済・社会開発の戦略等の立案、実施等において、ESCAP地域の研究訓練機関および教育機関と協力することを目的としている。APDCの経済・財政運営プログラムにおける「グローバルイノベーションと中小企業開発」、女性と開発プログラムにおける「開発計画における女性に関する見通し」などの諸プロジェクトに協力し、アジア太平洋地域の社会開発に貢献できた。(有効性)</p>
6. 備考	なし。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省『外交青書』平成15年版 ・ 外務省HP (http://www.mofa.go.jp)

1. タイトル：対EU外交2. 評価責任者：欧州局西欧第一課欧州国際機関室長 星 秀明3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日4. 概要

「日欧協力の10年」の実施、政治対話の着実な実施、各種協議・協力の推進、人的交流および文化交流による相互理解の増進を通じて、統合の深化と拡大を進め、国際場裡で重要性を増しつつあるEUとの間で、政治面で一層の関係強化に努める。

5. 評価

平成14年7月の日・EU定期首脳協議では、日・EU間の戦略的なパートナーシップを強化すべく、「日・EU協力のための行動計画」について、実施状況のレビューおよび次回定期首脳協議までに重点を置く措置の確認を行い、その着実な実施と発展に努めた。

首脳レベルの要人往来以外にも、外相ほか閣僚から政策担当者まで幅広いレベルで日・EU双方の要人の往来が活発に行われ、各種協議が行われた。この結果、双方が関心を有する国際情勢や国際的課題について、意見・情報の交換、認識の共有を図ることができた。

また、平成14年には、「日・EUワークショップ」および「日・EU交流促進シンポジウム」を開催した。そこでは、それぞれ専門家および有識者間で、日・EU交流の現状や問題点、今後の課題について活発な意見交換を行い、情報の共有を図り、相互理解を深めることができた。

以上の施策は、統合の深化と拡大を進め、国際場裡で重要性を増しつつあるEUとの間で、政治面での一層の関係強化を図る上で効果的であった。

6. 有識者の意見等

EU研究の第一人者で日・EU学会理事長の田中俊郎慶応義塾大学法学部教授は、次の通り述べた。(平成15年3月24日)

日・EU協力のための行動計画につき、是非これを実のあるものにすべきとの観点から、政治対話の強化や日・EU交流促進シンポジウムのような日・EU間交流を促進するものは、日・EU関係が日英や日仏など欧州の主要国との関係の陰に隠れがちなか中で、いかなるものでも歓迎すべきことである。

また、欧州との文化交流NGOたるEU・ジャパンフェスト日本委員会のプログラムディレクターである根本長兵衛国立女子大総合文化研究所教授は、以下の通り述べた。(平成15年3月24日)

日・EU交流促進シンポジウムについて、政府がそのようなイニシアティブをとることを歓迎し、今後はより焦点を絞って専門家間で論議を深める必要があること、また、その結果を記録として残すことが有意義であろう(次回の第2回シンポジウムは大学教育に絞って開催される見込みであり、また、第1回シンポジウムの詳細は冊子(「日・EU交流促進シンポジウム」報告書)にまとめ頒布中である)。

1. 施策名	「日欧協力の10年」(平成13年から10年間)の実施
2. 評価責任者	欧州局西欧第一課欧州国際機関室長 星 秀明
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	統合の深化と拡大を進め、国際場裡で重要性を増しつつあるEUを中心とする欧州諸国との間で、幅広い関係強化に努めること。
(2) 手段	「日・EU協力に関する行動計画」の実施
5. 活動結果と評価	<p>「日・EU協力に関する行動計画」(以下、行動計画)の実施</p> <p>(イ)平成14年7月、第11回日・EU定期首脳協議(東京)において、首脳レベルで13年12月の行動計画採択後最初の実施状況確認と次回首脳協議までの優先分野を確定(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/shunou11/kps.html)。</p> <p>(ロ)14年9月、コペンハーゲンにおいて行動計画フォローアップのための第1回運営グループ会合を開催(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/unei1.html)。</p> <p>(ハ)14年10月、東京・ブリュッセル間でテレビ会議による専門家会合を開催。</p> <p>(ニ)その他、平成14年度には行動計画に基づき、日・EU交流促進シンポジウムの開催(11月)、科学技術協力協定に係る協議等、様々な分野での協力が行われた。</p> <p>以上、(イ)～(ニ)の実施により、EUを中心とする欧州諸国との間で幅広い関係強化が達成された。</p> <p>行動計画は、日・EU双方で日・EU間の基本文書と認識されており、具体的な協力を進める上で必ず参照される文書となっている。行動計画は、21世紀における日・EUパートナーシップを一層強化し、行動志向的な協力関係を推進するため、「平和と安全の促進」、「経済・貿易関係の強化」、「地球規模の問題および社会的課題への挑戦」、「人的・文化的交流の促進」の4つを重点目標とし、その下で21の分野別の具体的措置を定めている。</p>
6. 備考	<p>(EUの現状)</p> <p>EUは、平成14年12月に中・東欧諸国等10か国を新規加盟国として受け入れることを決めた。欧州では、EUの拡大により、種々の課題を抱えつつも、「一つの欧州」が現出しつつあり、国際社会において、経済的にもまた政治的にも益々重要な地位を占めるようになってきている。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>我が国としては、「日欧協力の10年」を具体化するため、EUとの間で引き続き行動計画を着実に実施し、その実施状況を随時フォローアップする。その際に、関係省庁、民間の協力を得つつ、より広がりのある取組となるように努める。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・日・EU協力のための行動計画 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/kodo_k.html) ・第11回日・EU定期首脳協議共同プレス・ステートメント (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/shunou11/kps.html)

1. 施策名	政治対話の着実な実施
2. 評価責任者	欧州局西欧第一課欧州国際機関室長 星 秀明
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	統合の深化と拡大を進め、国際場裡で重要性を増しつつあるEUとの間で、政治面での一層の関係強化に努める。
(2) 手段	日・EU定期首脳協議 日・EUトロイカ外相協議 日・EUトロイカ政務局長協議 日・EU議員会議の側面支援
5. 活動結果と評価	<p>日・EU定期首脳協議 平成14年7月、東京において開催。首脳協議で、小泉総理は、EU議長国デンマークのラスムセン首相およびブローディ欧州委員会委員長との間で、「日・EU協力のための行動計画」の着実な実施と発展を通じて、日・EU間の戦略的パートナーシップを強化していくことを確認した。また、双方が関心を有する国際情勢（テロ対策、中東、ロシア、アフガニスタン、北朝鮮等）や国際的な問題（ヨハネスブルグ・サミット、気候変動、WTO新ラウンド推進、ASEMに向けた取組み等）について幅広く意見交換を行った。</p> <p>日・EUトロイカ外相協議 平成14年度中の開催はなし。ただし、14年5月には、川口大臣がブリュッセルを訪問し、ソラナEU共通外交安全保障政策（CFSP）上級代表およびパッテン欧州委員との間で個別に会談を行ったほか、随時電話会談を実施。また、15年2月にはソラナ上級代表が来日し、小泉総理、川口大臣、石破防衛庁長官との間でそれぞれ会談を実施した。</p> <p>日・EUトロイカ政務局長協議 平成14年度中の開催はなし。同年3月の第29回会合（東京）では、EU議長国スペイン外務省政務局長およびEU理事会事務局対外関係総局次長等と我が国外務審議官との間で地域情勢についての緊密な意見交換を行った。なお、次回会合は15年4月に開催予定。また、15年1月、田中外務審議官はブリュッセルにてEU政治安全保障委員会（PSC）に対し、我が国の外交政策に関するブリーフィングを行った。</p> <p>日・EU議員会議の側面支援 平成14年5月、ブリュッセルにおいて第23回日・EU議員会議を開催した。我が国からは中山太郎議員を団長とする国会代表団が、EU側からは対日交流議員団が参加した。会議では「国際政治・安全保障」「経済・貿易関係」「日欧協力」について幅広い議論が行われた。外務省は、衆・参両院事務局から依頼を受け、ブリーフィングを行った他、EU側との各種調整等を行った。</p> <p>以上、～を通じ、日・EU間では、政府レベルでの外交政策等の面における政策協調・意見交換を行うことができたほか、議会レベルの友好関係の構築・相互理解の促進を図ることができた。この結果、日・EU間の信頼・協力関係を一層強化できたと評価できる。（有効性）</p>
6. 備考	
(今後の課題)	上述の通り、日・EU間の政治対話は深まりつつあるが、米国やアジアの近隣諸国等との関係と比較すると依然として発展させる余地はある。今後も上述の手段を活用するなどして関係強化に努め、具体的な協力を一層推進していく必要がある。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・第11回日・EU定期首脳協議（概要と評価） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/shunou11/gh.html） ・第11回日・EU定期首脳協議（共同プレス・ステートメント） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/shunou11/kps.html）

評価シート B

【対EU外交】

1. 施策名	各種協議・協力の推進
2. 評価責任者	欧州局西欧第一課欧州国際機関室長 星 秀明
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	統合の深化と拡大を進め、国際場裡で重要性を増しつつあるEUとの間で、政治面での一層の関係強化に努める。
(2) 手段	日・EUトロイカ政策担当者協議 在京ベースの日・EUトロイカ協議
5. 活動結果と評価	<p>日・EUトロイカ政策担当者協議 平成14年度には計8回実施（場所は原則としてブリュッセル）。テーマは以下の通りで、我が方よりは本省各局幹部ないし課長クラスが、先方よりはEU（現議長国、次期議長国、欧州委員会、EU理事会事務局）関係者が参加し、各分野における諸課題について率直な意見交換を実施。</p> <p>【14年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スペイン議長国：国連（4月）西バルカン（6月）中東（6月） ・デンマーク議長国：アフリカ（9月）中東（10月） 軍縮・不拡散、西バルカン（以上、12月） <p>【15年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギリシャ議長国：人権（2月） <p>在京ベースの日・EUトロイカ協議 平成14年度には計2回実施（5月、12月）。テーマは何れもODA。我が方よりは本省経済協力局幹部他が、先方よりはEU関係国（現議長国、次期議長国、欧州委員会）の在京大使館関係者が参加し、双方のODA政策について意見交換を実施。</p> <p>以上、およびを通じ、日・EU間で、中東和平、イラク問題、北朝鮮問題、ODAなど様々なテーマについて情報と意見の交換を行い、相互理解を深めることができた。（有効性）</p>
6. 備考	<p>（今後の課題） 本件協議は、国際社会の諸問題について、日・EUの実務担当者レベルで情報・意見の交換を行うもの。EUは経済面のみならず政治面でも統合を進めており、各加盟国を越えた外交主体として存在感を増している。こうした理由から、EUとの間で政治対話を一層強化していくことが、日・EU協議の推進も含め、我が国が効果的に外交政策を推進していく上で必要。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	
（注：協議の内容はおおむね「秘」であり、公開情報で裏付けることは不可能。）	

1. 施策名	相互理解の増進（人的交流、文化交流）
2. 評価責任者	欧州局西欧第一課欧州国際機関室長 星 秀明
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	統合の拡大と深化を進め、国際場裡で重要性を増しつつあるEUとの間で、政治面での一層の関係強化に努める。
(2) 手段	招へい（対先進国招へい他） 日・EUシンポジウム（ワークショップ）
5. 活動結果と評価	<p>招へい</p> <p>ヴィカスEU理事会事務局対外関係総局CFSP（共通外交安全保障政策）担当次長を、平成15年3月9日～15日の日程で日本に招待し、当省幹部、防衛庁幹部、学者・有識者、文化団体関係者、経済団体関係者、学生等との懇談の機会を設けたほか、都内および地方の視察をアレンジした。</p> <p>日・EUシンポジウム（ワークショップ）</p> <p>平成14年4月、ブリュッセルにおいて、日・EU、日欧間の交流に従事する専門家によるワークショップを開催し、日本およびEU加盟国、欧州委員会より約70名が参加した。ワークショップでは、「日・EU交流促進シンポジウム」（後述）に向けて、日・EU間の交流の現状につき専門家の間で議論が行われた。</p> <p>このワークショップの結果を踏まえ、14年11月、東京において公開シンポジウム「日・EU交流促進シンポジウム」を開催した。ビジネス、学術、教育、プレス、文化交流団体、自治体交流に従事する有識者等がスピーカーとして参加し、約180名（スピーカーを含む）の参加があった。</p> <p>シンポジウムでは、日・EUの各界有識者が様々な日・EU交流の事例を紹介し、問題点や今後の課題について報告を行った後、参加者も含めた意見交換が行われた。その中で、大学学長会議の開催等の提案や、17年に予定されている「日・EU市民交流年」に向けた取組についてのアイデアが出された。</p> <p>以上の結果、招へいでは、ヴィカス次長の対日理解を深めることができた。今後のEUの政策立案において我が国の立場の反映が期待される。また、同次長の訪日の際には、学生との交流プログラム等をアレンジすることにより、広い意味で日・EU交流の促進が果たされた。</p> <p>また、ワークショップおよびシンポジウムでは、参加者間で様々な分野での活動につき情報の共有を図れただけでなく、共通の課題につき活発な意見交換を行うことができた。これらが、今後の日・EU交流促進につながっていくことが期待される。</p>
6. 備考	<p>(現状)</p> <p>国際場裡で益々重要性を増しつつあるEUとの間では、今後、様々なレベルにおける交流を深め、相互理解の促進、協力の進展を図ることが不可欠。日・EU間では既に様々な交流活動が行われているが、それらの多くはまだ広く知られておらず、規模も、日米間、米欧間の交流に比べるとまだ改善の余地がある。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>日・EU双方で様々な活動を紹介し合い、共に現状を認識し、さらなる進展を議論する場を設けることが必要。また、EU関係者の対日理解を深めさせることにより、EUの政策に我が国の立場を反映させる努力を継続することが必要。そのために引き続き上述の手段を実施していく。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・日・EU交流促進シンポジウム共同議長サマリー、報告書 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/symposium_s.html) ・日・EUワークショップ（概要） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/workshop.html)

1. タイトル：中東和平問題2. 評価責任者：中東アフリカ局中東第一課長 藤井 新3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日4. 概要

中東における公正、永続的かつ包括的和平の実現に向けての我が国の取組みを目に見える形で内外に示し、和平当事者に対する働きかけ（要人往来）および和平努力に対する我が国の支援姿勢の対外PRを行い、関係国との活発な協議の実施と対パレスチナ・周辺国経済支援の継続を通じて、我が国の中東政策における国際的な発言力の強化および中東地域の経済的発展と安定を実現する。

5. 評価

川口大臣をはじめ有馬中東和平問題担当特使等の要人による中東和平関係国への訪問を実現し、中東和平プロセスの進展に向けた積極的な働きかけと協議を実施している。その他、様々な機会を捉え、中東和平当事国はもとより和平関係国の要人との各種会談を通じて、中東和平プロセスの進展に向けた活発な協議を実施した。これらの施策により、中東地域の安定の実現と国際的な発言力の強化に努めているところであり、とくに7月に設立されたパレスチナ改革タスクフォースには我が国はメンバー国として参画することとなった。同タスクフォースにおいて、我が国は「地方改革」グループのコーディネーターを務める等積極的にPA（パレスチナ暫定自治政府）改革支援を行ってきており、こうした支援努力については、改革の進展のための第一歩としてパレスチナ側、他のドナー諸国から高い評価を受けている。

また、各種談話の発出や外務省HP等を通じた対外PRを行っており、中東和平に関して高まる内外の関心に応えるべく努力している。

以上を通じて、我が国の中東政策における国際的な発言力の強化および中東地域の経済的発展と安定に寄与。中東和平当事国よりは、中東和平プロセスに我が国が関与することを歓迎する旨の発言がなされており、今後とも密接な意見交換を行っていくことにつき賛意が得られている。

6. 有識者の意見等

防衛大学校教授立山良司氏は、以下の通り述べた。

9・11米国同時多発テロ以降、日本外交にとって、大きな問題が中国の向こう側でいろいろな形で展開されていることにかんがみ、幅広い形での意識の構築、外交政策（中国から中央アジア、中東にまで視野を広げた大きな形でのユーラシア外交）の構築が必要になってくるのではないかとの認識を示した。また、中東和平問題に関しては、平成12年9月以降のインティファダ（パレスチナ住民による反イスラエル蜂起）のような状況の中で、たとえばイスラエルとパレスチナ間の様々な協議にアイデアを出すなり何らかの形で関わるといった地道な積み重ねが重要である。

1. 施策名	中東における公正、永続的かつ包括的和平の実現に向けての我が国の取組を目に見える形で内外に示す
2. 評価責任者	中東アフリカ局中東第一課長 藤井 新
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	中東地域の経済的発展と安定化および我が国の中東政策における国際的な発言力の強化
(2) 手段	要人の中東訪問・訪日、談話 内外プレス等を通じた広報 米、EU等関係国との協議等を通じた政策協調 パレスチナ支援調整会議への出席
5. 活動結果と評価	<p>中東地域の平和と安定の確保は、日本を含む国際社会全体の平和と安定にとって大きな課題となっている。こうした認識から、日本は、中東地域の安定化に貢献するとともに中東政策における国際的な発言力を強化すべく、中東和平の実現に向けて目に見える形で積極的に関与する必要がある。(必要性)</p> <p>要人の中東訪問・訪日、談話</p> <p>(イ) 川口大臣の働きかけ 平成14年3月下旬より、以下の中東和平当事者および関係者と相次いで会談・電話会談を行い、暴力の悪循環を停止させるため積極的な働きかけと協議を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アブ・アラ・パレスチナ立法評議会 (PLC) 議長、 シャアス計画・国際協力庁長官、ペレス・イスラエル外相等 ・ パウエル米 국무長官、ソラナEU上級代表、ストロー英外相等 <p>また、14年5月には茂田前イスラエル大使を現地へ派遣し、当事者双方に対して事態の鎮静化に向けた働きかけを行った。その他、中東情勢に関する外務大臣談話(14年度には8本)の発出を通じてメッセージを発信した。</p> <p>(ロ) 川口大臣の中東地域訪問 14年6月8～9日、川口大臣はイスラエル、パレスチナ自治区を訪問。人道支援を継続し、人材育成を柱としたPA改革支援への意図表明を行うとともにパレスチナ独立国家樹立に向けパレスチナ側に和平へのインセンティブを与えるため、和平プロセス進ちょくに応じた支援ロードマップを提示した。</p> <p>(ハ) 中東和平関係国等要人の訪日(14年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 ムッシュアル・ヨルダン外相 ・ 6月 ダヤン・イスラエル国家安全保障会議議長 ・ 7月 アブドゥラー・ヨルダン国王 ・ 10月 ハリーリ・レバノン首相 ・ 12月 シャアス計画・国際協力庁長官、マスリ経済・産業・貿易庁長官 <p>(ニ) 有馬特使の中東地域訪問 14年5月、有馬政府代表を中東和平問題担当特使に任命し、6月の川口大臣のイスラエル、パレスチナ自治区訪問に同行後、シリア、レバノンを訪問。8月にはエジプトは、ヨルダン、サウジアラビアを訪問、11月には再びイスラエル、パレスチナ自治区を訪問、15年3月には、エジプト、イスラエル、パレスチナ自治区を訪問し、それぞれ要人との会談を行った。有馬特使の任命により、中東和平に関する日本の働きかけを柔軟かつ時宜を得た形で行うことが可能となった。(効率性)</p> <p>(ホ) 関係国との意見交換 中東和平当事者にとどまらず、G8サミットをはじめ、米、英、仏、EU他との各種要人会談の場で中東和平が取り上げられている。14年11月には日露中東局長協議を行った。</p> <p>(ヘ) パレスチナ暫定自治政府(PA)改革支援 パレスチナ改革への支援の調整と改革の進ちょく状況をモニタリングすることを目的として、14年7月に設立されたパレスチナ改革タスクフォースにメンバー国として参画。「地方自治」グループのコーディネーターを務め、</p>

積極的にPA改革支援を行っている（日本はその他、「司法」、「選挙」両グループのメンバー）。（有効性）
内外プレス等を通じた広報
中東情勢に関し、外務大臣談話および外務報道官談話を数多く発出したほか、中東各国の在京特派員や現地のプレス関係者との交流等を通じ、我が国のメッセージを内外に対して積極的に伝えた。
米、EU等関係国との協議を通じた政策協調
G8サミットをはじめ、米、英等との各種要人会談の場で中東和平問題に関する協議を行った。14年11月には日露中東局長協議も開催。また、在外公館を通じた先方政府関係者等との活発な意見交換も日常的に行っている。
パレスチナ支援調整会議（AHLC）
15年2月にノルウエーで開催されたAHLC非公式会合に本国政府関係者が出席し、パレスチナ支援について協議を行った。

その他

- ・ 国連兵力引き離し軍（UNDOF）への参加
日本は、平成8年2月以来、ゴラン高原に展開する国連兵力引き離し軍（UNDOF）に45名の要員を派遣しており、シリア・イスラエル間の軍事衝突回避と地域の安定維持に貢献している。
- ・ イスラエル・パレスチナ間人物交流の再活性化
中断していたイスラエル・パレスチナ合同青年招へい（普段接触の少ない両者を同一日程にて招へいすることで、相互理解の促進を図ることを目的とするもの）を2年ぶりに再開した。
- ・ ヒズボラ抑制に向けた働きかけ
14年3月末より南レバノン・北部イスラエル国境地域において、ヒズボラないしその傘下と見られる過激派組織の攻撃と、イスラエル軍の反撃によって緊張が高まったことを受けて、シリア・レバノン・イランの三国に対し、ヒズボラ抑制のために最大限の努力を求めるとともにイスラエルに対しても自制を求めた。その後、ヒズボラの攻撃がほぼ停止し、緊張がいくぶん緩和された。

以上の施策を通じ、中東和平の促進を通じた地域の安定化と中東和平当事者および関係国に対して中東政策における日本の発言力を高めるため努力。また、これら当事者よりは中東和平プロセスに日本が関与することを歓迎する旨の発言がなされており、今後とも密接な意見交換を行っていくことにつき賛意が得られている。（有効性）

6．備考（今後の課題、問題点および改善策等）

（今後の課題）

中東和平プロセスが停滞する中、日本としても中東和平の進展に向けて一層の努力が求められている。また、このような状況下において、日本としてどのようなメッセージをどのような形で示すことが中東和平の実現と国際社会における発言力強化を図る上で効果的か検討する必要がある。

7．政策評価を行う過程において使用した資料等

・ 日本が行った中東和平当事者および関係国の要人との会談記録、および関連する現地紙報道についての報告等（『外交青書』、外務省HP他）

1. 施策名	当事者に対する働きかけ(要人往来)
2. 評価責任者	中東アフリカ局中東第一課長 藤井 新
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	中東地域の経済的発展と安定化、および我が国の中東政策における国際的な発言力の強化
(2) 手段	総理・外相その他あらゆるレベルの要人の中東訪問および訪日
5. 活動結果と評価	
<p>中東和平に関する日本の政策を、中東和平当事国および関係国に伝えるには、要人往来を通じた政治的働きかけが最も効果的である。また、欧米各国要人が頻繁に中東諸国を訪問していることにかんがみれば、中東和平に関する日本の発言力を強化する上で、日本としても要人往来を活発化させることが必要である。(必要性)</p> <p>(イ) 川口大臣の中東地域訪問 平成14年6月8～9日、川口大臣はイスラエル、パレスチナ自治区を訪問。人道支援を継続し、人材育成を柱としたパレスチナ暫定自治政府(PA)改革支援への意図表明を行うとともにパレスチナ独立国家樹立に向けパレスチナ側に和平へのインセンティブを与えるため、和平プロセス進ちょくに応じた支援ロードマップを提示した。</p> <p>(ロ) 中東和平関係要人の訪日(14年) ・5月 ムッシュアル・ヨルダン外相 ・6月 ダヤン・イスラエル国家安全保障会議議長、 ・7月 アブドゥラー・ヨルダン国王 ・10月 ハリーリ・レバノン首相 ・12月 シャアス計画・国際協力庁長官、マスリ経済・産業・貿易庁長官</p> <p>(ハ) 有馬特使の中東地域訪問 14年5月、有馬政府代表を中東和平問題担当特使に任命し、6月の川口大臣のイスラエル、パレスチナ自治区訪問に同行後、シリア、レバノンを訪問。8月にはエジプト、ヨルダン、サウジアラビアを訪問、11月には再びイスラエル、パレスチナ自治区を訪問、15年3月には、エジプト、イスラエル、パレスチナ自治区を訪問し、それぞれ要人との会談を行った。有馬特使の任命により、中東和平に関する日本の働きかけを柔軟かつ時宜を得た形で行うことが可能となった。</p> <p>上記施策を通じ、中東和平当事者および関係国に対して中東政策における日本の発言力を高めることに努めている。こうした取組みもあり、PA改革支援に関し、日本はPA改革タスクフォースの「地方自治」グループのコーディネーターを務めることとなった(その他、「司法」、「選挙」両グループのメンバーとなっている)。(有効性)</p>	
6. 備考	
(今後の課題) 欧米諸国に比した場合の中東地域との地理的遠隔性をいかにして克服し、要人往来をさらに活発化することができるか、要人往来について、国内手続き上の要請からくる計画性と情勢変化に応じた機動性をいかに調和させるかを検討する必要がある。	
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	
<ul style="list-style-type: none"> ・日本が行った中東和平当事者および関係国の要人との会談記録、および関連する現地紙報道についての報告等(外交青書、外務省HP他) ・PA改革タスクフォースに関する各種報告(『外交青書』、外務省HP他) 	

評価シートB

【中東和平問題】

1. 施策名	和平努力に対する我が国の支援姿勢の対外PR
2. 評価責任者	中東アフリカ局中東第一課長 藤井 新
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	我が国の中東政策における国際的な発言力の強化
(2) 手段	談話、内外プレス等を通じた我が国の立場の積極的広報
5. 活動結果と評価	<p>中東和平に関する日本の国際的発言力を強化するためには、日本の中東政策について積極的に対外PRを行うことが必要である。(必要性)</p> <p>(イ) 川口大臣による新聞への寄稿 中東和平に関する日本の政策に関し、川口大臣は平成14年4月25日付読売新聞に寄稿(「日本の多角外交、中東貢献」)したほか、6月18日付インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙へも寄稿("Japan wants a role in the peace process")した。</p> <p>(ロ) 談話の発出 中東情勢に関し、外務大臣談話および外務報道官談話を数多く発出し、日本のメッセージを内外に対して積極的に伝えた(14年度の外務大臣談話の数は8、外務報道官談話の数は13)。</p> <p>(ハ) 政策広報(外国プレス対策) 報道関係者招待をはじめ、中東各国プレス在京特派員や現地レベルでのプレス関係者との交流等、様々な機会を捉えて日本の立場と取組みについての政策広報に務めている。</p> <p>(ニ) 外務省HPの更新 インターネットを通じた情報の公開と広報の重要性にかんがみ、14年11月に中東和平に関する外務省HPを全面的に更新した。</p> <p>上記施策の結果、中東和平に関して高まる内外の関心に応えるべく努力。パレスチナ情勢の緊迫化もあり、外務省HPの中東和平に関するサイトへのヒット数は前年度比で95%増加している。(外務省全体では48%の増)。(有効性)</p>
6. 備考	<p>(今後の課題)</p> <p>中東和平プロセスがなかなか進展を見せない中で、いかなるメッセージをどのタイミングで発出することが、日本の中東和平政策の対外PRを行う上で効果的であるのか、とくに中東地域のプレスに対していかに効率的に広報を行うかを検討する必要がある。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・月毎の外務省HP中東和平関連ページへのヒット数についての統計 ・日本の中東和平政策に関する現地紙報道についての在外公館からの報告

1. 施策名	関係国との活発な協議の実施
2. 評価責任者	中東アフリカ局中東第一課長 藤井 新
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	中東地域の経済的発展と安定化、および我が国の中東政策における国際的な発言力の強化
(2) 手段	関係国要人との各種会談を通じた政策協調 パレスチナ支援調整会議への出席
5. 活動結果と評価	<p>中東地域における地域協力および中東和平当事国間の交渉を促進する観点から、米国をはじめとする関係国と活発な協議を行う必要がある。(必要性)</p> <p>関係国要人との各種会談を通じた政策協調</p> <p>(イ) PA(パレスチナ暫定自治政府)改革支援 パレスチナ改革への支援の調整と改革の進ちょく状況をモニタリングすることを目的として、平成14年7月に設立されたパレスチナ改革タスクフォース(米、露、EU、日本、国連、世銀、ノルウエー、IMF)のメンバー国として参画。「地方自治」グループのコーディネーターを務め、積極的にPA改革支援を行っている(日本はその他、「司法」、「選挙」両グループのメンバー)。(有効性)</p> <p>(ロ) 関係国との意見交換 中東和平当事者はもちろん、アラブ・イスラム諸国要人との会談、また、G8サミットをはじめ、米、英、仏、EU他との各種要人会談の場で、中東和平が取り上げられている。14年11月には日露中東局長協議を行った。また、在外公館を通じた先方政府関係者や在京大館員との活発な意見交換も日常的に行っている。</p> <p>(ハ) 有馬特使の中東地域訪問 14年5月、有馬政府代表を中東和平問題担当特使に任命し、6月の川口大臣のイスラエル、パレスチナ自治区訪問に同行後、シリア、レバノンを訪問。8月にはエジプト、ヨルダン、サウジアラビアを訪問、11月には再びイスラエル、パレスチナ自治区を訪問、15年3月には、エジプト、イスラエル、パレスチナ自治区を訪問し、それぞれ要人との会談を行った。有馬特使の任命により、中東和平に関する日本の働きかけを柔軟かつ時宜を得た形で行うことが可能となった。 パレスチナ支援調整会議(AHLC)への出席 平成15年2月にノルウエーで開催されたAHLC非公式会合に我が国政府関係者が出席し、パレスチナ支援について協議を行った。</p> <p>その他：日・パレスチナ閣僚級政治協議、合同委員会の開催 平成14年12月に日本において日・パレスチナ閣僚級政治協議、合同委員会を開催し(シャアス計画・国際協力庁長官、マシリ経済・産業・貿易庁長官が訪日)、政治・経済協力や経済・産業貿易についての合同協議を行った。</p> <p>【中東和平関係国等要人の訪日】(14年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 ムッシュアル・ヨルダン外相 ・ 6月 ダヤン・イスラエル国家安全保障会議議長 ・ 7月 アブドゥラー・ヨルダン国王 ・ 10月 ハリーリ・レバノン首相 ・ 12月 シャアス計画・国際協力庁長官、マシリ経済・産業・貿易庁長官 <p>以上の施策を通じ、中東和平の促進を通じた地域の安定化と中東和平当事者および関係国に対して中東政策における日本の発言力を高めるため努力。また、中東和平関係国よりは、今後とも密接な意見交換を行っていくことにつき賛意が得られている。(有効性)</p>
6. 備考(今後の課題、問題点および改善策等)	(今後の課題)

いかにして中東和平関係国要人とのハイレベルの協議を実現していくか。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等
・日本が行った中東和平当事者および関係国の要人との会談記録、および関連する現地紙報道についての報告等（『外交青書』、外務省HP他）

1. 施策名	対パレスチナ・周辺国経済支援の継続
2. 評価責任者	中東アフリカ局中東第一課長 藤井 新
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	中東地域の経済的発展と安定および我が国の中東政策における国際的な発言力の強化
(2) 手段	パレスチナ支援調整会議への出席 パレスチナ暫定自治政府（PA）改革支援タスクフォースへの積極的な参加 二国間経済協力の実施
5. 活動結果と評価	<p>中東地域の平和と安定は、日本を含む国際社会全体の平和と安定に一層密接に結びついてきている。このような観点から、日本は中東地域に対する経済協力の実施を通じて、同地域の経済的発展と安定化を図っていく必要がある。また、パレスチナ問題は中東地域の平和と安定を達成する上で核心的問題である。とくに平成12年9月末のイスラエル・パレスチナ間の衝突発生以降、パレスチナ自治区の人道・経済状況は悪化の一途をたどっており、地域の平和と安定のためにも、日本としてもパレスチナ人の危機的な人道状況を改善するための支援を行う必要がある。（必要性）</p> <p>パレスチナ支援調整会議（AHLC）への出席 平成15年2月にノルウエーで開催されたAHLC非公式会合に本国政府関係者が出席し、パレスチナ支援について協議を行った。</p> <p>PA改革タスクフォースへの積極的な参加 パレスチナ改革への支援の調整と改革の進ちょく状況をモニタリングすることを目的として、平成14年7月に設立されたパレスチナ改革タスクフォースにメンバー国として参画。「地方自治」グループのコーディネーターを務め、積極的にPA改革支援を行っている（日本はその他、「司法」、「選挙」両グループのメンバー）。（有効性）</p> <p>二国間経済協力の実施</p> <p>(a) 日本は中東地域に対して、平成12年の実績で7万2700万4600ドルのODAを実施した（米国に次ぐ世界第2位の同地域への援助国）。日本はODA中期政策における中東地域に対する協力の重点分野として、中東和平プロセス支援のための協力を挙げている。</p> <p>(b) 5年以降、日本はパレスチナ支援として、インフラ整備、学校、病院の整備、雇用創出支援等、これまでに6億3000万ドル以上に及ぶ支援を実施。また、イスラエル・パレスチナの衝突発生によるパレスチナの経済的苦境を緩和するために、12年9月末以降、医療、雇用創出、食糧等緊急のニーズに応じた対パレスチナ支援（5000万ドル規模）を行ってきている。</p> <p>(c) 日・パレスチナ閣僚級協議、合同委員会の開催 14年12月に日本において日パレスチナ閣僚級政治協議、合同委員会を開催し（シャアス計画・国際協力庁長官、マスリ経済・産業・貿易庁長官が訪日）、政治・経済協力や経済・産業貿易についての合同協議を行った。</p> <p>その他（平成14年要人往来等） 以下の中東和平関係国要人が訪日し、経済支援に関する協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月 アブドゥラー・ヨルダン国王 ・10月 ハリーリ・レバノン首相 ・2月 アワダッラー・ヨルダン計画相 <p>その他、14年11月にレバノンの経済・財政再建を支援するため開催された国際会議であるパリ に出席した。</p> <p>日本の支援、とくにUNDP（国連開発計画）を通じて実施した改革支援パッケージについては、選挙の準備のための選挙委員会立ち上げ、地方自治改革のための診断調整の実施等。改革の進展のための第一歩としてパレスチナ側、他のドナー諸国から高い評価を受けている。</p>
6. 備考	(今後の課題)

現地の治安情勢悪化により、邦人の派遣を伴うインフラ整備の支援プロジェクトの実施が困難。また、国際機関を通じた支援もプロジェクトの遅延、中断等の問題が生じている。一方で2年半にもわたる衝突でパレスチナ自治区の支援ニーズは高まっており、かかる治安状況下においても高いプロジェクト実施能力をもった国際機関、NGO、地方自治体等を通じた支援を行っていくことについても検討することが適当。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

・日本が行った中東和平当事者および関係国の要人との会談記録、および関連する現地紙報道についての報告（『外交青書』、外務省HP他）

1. タイトル：対アフガニスタン外交

2. 評価責任者：中東アフリカ局中東第二課長 相星 孝一

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

緊密な協議の実施を通じた二国間関係の強化、和平・復興支援の実施、関係国・国際機関との緊密な協議・協力、アフガニスタン国民との相互理解の増進の実施を通じて、アフガニスタンにおける平和と安定を実現する。

5. 評価

我が国とアフガニスタンとの要人往来は活発化し、平成15年2月にはカルザイ大統領が訪日するなど二国間関係は強化されている。また、我が国は、アフガニスタンの復旧・復興のため、これまでに3億8000万ドルの支援を実施し、復興に向けた効果が現れているが、本格的な効果の発現には継続的な支援とそのためさらなる時間が必要である。また、これらの支援を行うにあたっては、我が国が単独で行うのではなく、国際機関、NGOや、関係各国との連携を行っており、支援の迅速化・効率化に努めている。

国内外で積極的な広報に努めた結果、我が国国民一般におけるアフガニスタンの理解や、アフガニスタン国民による日本の理解も進み、相互理解は深まりつつある。

アフガニスタンの平和と安定の実現にとって、以上の施策を実施したことは効果的であった。

6. 有識者の意見等

平成15年2月22日の「アフガニスタン『平和の定着』東京会議」の際の毎日、日経新聞社説では、新生アフガンに注いできた努力は特筆されるべきであり、地道に息長く支援を続ける必要がある、復興は国際社会の支援なしには考えられず、我が国は道路修復、医療、教育などの分野で実績をあげてきたが、復興の道は長く険しい等の評価が挙げられた。

評価シート B

【対アフガニスタン外交】

1. 施策名	緊密な協議の実施を通じた二国間関係の強化
2. 評価責任者	中東アフリカ局中東第二課長 相星 孝一
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	アフガニスタンにおける平和と安定の実現
(2) 手段	要人往来 二国間協議 国連等、国際場裡における緊密な連絡
5. 活動結果と評価	<p>要人往来、二国間協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年4月 アミン教育大臣の訪日(4/16-19) ・14年4月 松浪外務大臣政務官のアフガニスタン訪問(4/16-21) ・14年5月 川口外相のアフガニスタン訪問(5/1-2) ・14年6月 緒方総理特別代表のアフガニスタン訪問(6/13-19) ・14年8～9月 松浪外務大臣政務官のアフガニスタン訪問(8/29-9/1) ・14年9月 杉浦外務副大臣のアフガニスタン訪問(9/4-5) ・14年10月 アブドラ外相の訪日(10/28-31) ・14年11月 シマ・サマル人権委員会委員長の訪日(11/25-29) ・14年12月 新藤大臣政務官のアフガニスタン訪問(12/21-24) ・15年2月 カルザイ大統領、アブドラ外相の訪日(2/20-23) <p>国連等、国際場裡における緊密な連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年9月 日・アフガニスタン首脳会談(国連総会時)(9/12) ・15年2月 アフガニスタン「平和の定着」東京会議の開催(2/22) <p>14年度は、活発な要人往来および右機会を活用した協議が行われた。また、14年7月にはカブールでJICA駐在員事務所が開所し、12月には在京アフガニスタン大使館が5年ぶりに再開する等、両国ともに関係強化へ向けた体制整備が進められた。</p> <p>以上の取組みの結果、日・アフガニスタン二国間関係は、かつてないほど強化・緊密化している。(有効性)</p>
6. 備考	<p>(今後の課題)</p> <p>アフガニスタンを再びテロの温床とせず、我が国の平和と繁栄に直結しているこの地域の平和と安定を得るためにも、アフガニスタンの平和と安定が重要。我が国とアフガニスタンとの二国間関係を強化し、アフガニスタンを支援していくことは、この目的を達成する上で必要な施策。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・在外公館からの報告、新聞報道等

評価シート B

【対アフガニスタン外交】

1. 施策名	和平・復興支援の実施
2. 評価責任者	中東アフリカ局中東第二課長 相星 孝一 総合外交政策局国際社会協力部 人権人道課人道支援室長 足木 孝
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	アフガニスタンにおける平和と安定の実現
(2) 手段	執行グループ (IG) 会合の開催 復興運営グループ (ARSG) 会合の開催 アフガニスタン支援グループ (ASG) 会合の開催 迅速な支援の実施 人的貢献 NGOとの連携・協力
5. 活動結果と評価	<p>執行グループ (IG) 会合の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年4・10月 カブールにおいてIG会合を開催 (4/10-11、10/11-12) <p>復興運営グループ (ARSG) 会合の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年7月 パリにおいてARSG共同議長国間会合を開催 (7/8) 14年9月 ワシントンにおいてARSG会合を開催 (9/26) <p>アフガニスタン支援グループ (ASG) 会合の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年7・12月 ASG会合が開催 (7/11 ; ジュネーブ、12/17-18 ; オスロー) <p>迅速な支援の実施</p> <p>我が国はアフガニスタン復興支援国際会議 (東京会議) で今後2年半で最大5億ドル、平成14年に2.5億ドルまでの支援を約束した。これは、支援国が支援を約束した総額の約11%にあたる。これまでに、約3億8000万ドルの復旧・復興支援を実施した。13年9月以降の同時多発テロ事件後の人道支援を含んだ支援は、約4億7200万ドル。</p> <p>この間、迅速かつ効率的な支援を実施するためアフガニスタン大使館およびJICA駐在員事務所を開設する等、体制整備を進めた。</p> <p>我が国による主要な支援の内容は以下の通り。</p> <p>教育分野：約280万人の子供の就学を支援。 1万1000人以上の教員の研修を実施。 約280校の学校を修復。 1250個以上の仮設学習施設を提供または修復。</p> <p>医療分野：のべ1000万以上の子供にワクチンを供与。 約25以上の病院・クリニックを修復。</p> <p>その他：2万3000戸以上の仮設住居用機材を提供。 約30万冊の地雷啓蒙の絵本を提供。</p> <p>人的貢献</p> <p>これまでにのべ25名の専門家を派遣 (教育、保健・医療、女性支援、援助調整、農業分野) し、65名の研修員 (放送、保健・医療、女性支援、教育等の分野) を受け入れた。</p> <p>NGOとの連携・協力</p> <p>地域住民に直接裨益し、かつ機動的な支援活動を行うNGOは、復興支援における重要なパートナーであり、我が国は、54以上のNGOを支援。また、我が国がアフガニスタン大使館は毎月NGOとの会合を開催し、連携を深めている。</p> <p>以上、～の結果、アフガニスタンへの迅速で効果的な支援が実施できた。こうした和平・復興支援は、アフガニスタンにおける平和と安定に寄与したと評価できる。(有効性) 本格的な成果の発現には継続的な支援とそのためのさらなる時間が必要である。</p> <p>道路建設、武装解除、動員解除および元兵士の社会復帰 (DDR)、教育、保健</p>

・医療分野等における我が国の支援に対しては、カルザイ大統領をはじめとするアフガニスタン側より種々の機会に謝意が表明されている。これは、我が国の支援がアフガニスタン復興にとり有効であると、アフガニスタン政府が認識していることの現れである。

6. 備考

(今後の課題)

現在の移行政権の基盤は脆弱であり、地方軍閥が割拠している現状では、和平・復興プロセスの行方は予断を許さない。アフガニスタンの平和と安定を確保するためには、これまでの支援は必要であったし、今後も積極的な支援を継続していく必要がある。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

・在外公館からの報告、新聞報道等

評価シート B

【対アフガニスタン外交】

1. 施策名	アフガニスタン周辺国を含む関係国・国際機関との緊密な協議・協力
2. 評価責任者	中東アフリカ局中東第二課長 相星 孝一 総合外交政策局安全保障政策課長 富田 浩司
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	アフガニスタンにおける平和と安定の実現
(2) 手段	二国間協議・協力 多国間協議 (G8、国連における協議等)・協力
5. 活動結果と評価	<p>積極的な二国間協議・協力の実施。</p> <p>(イ) 主たる二国間協力の成果としては、カブール・カンダハル間の幹線道路整備プロジェクトの実施が挙げられる。日米間で始まった本件プロジェクトに関する協議は、平成14年9月の国連総会の場で小泉総理、ブッシュ大統領、サウード・サウジアラビア外相による共同声明の発出として結実し、36か月以内の工事完了を目指すこと等が合意された。我が国は、15年1月より、カンダハルよりカブールに向けた市郊外での補修工事を開始している。</p> <p>(ロ) 英国との間では、14年10月にウルトンパーク（英）において日英共同セミナーを開催した（10/25～27）。アフガニスタンの政治プロセス、治安問題、人道支援と復興問題、近隣諸国の役割、国際社会の関与と役割について、アフガン関係者と主要国、国際機関関係者との間で率直な意見交換が行われ、多くの出席者から、日英の共同イニシアティブを高く評価する旨の発言があった。</p> <p>(ハ) 警察再建を国際社会で主導している独との間では警察再建にかかる協議を行い、我が国は、文民警察再建のため無線通信機器や車両といった機材の供与を現在検討中である。</p> <p>(ニ) テロ対策特措法に基づく米英等の艦船への給油活動を、テロとの闘いにおける我が国の主体的な貢献として実施。</p> <p>(ホ) このほか、累次の首脳会談、外相会談、事務レベル協議等において、アフガニスタンへの継続的支援の重要性を協議し、対アフガニスタン支援での協力を確認している。また、西村アフガニスタン支援調整担当大使は、国際社会の支援の一層の迅速化のため、各国への働きかけを行った。</p> <p>多国間協議・協力</p> <p>(イ) G8間の協力 アフガニスタンに関するG8外相声明の発出(6/12)、G8治安会合の開催(7/9等)等を通じ、G8は治安分野における取組みを国際社会で主導している(米：国軍再建、英：麻薬撲滅、伊：司法改革、独：警察再建、日本・国連アフガニスタン支援ミッション (UNAMA)：武装解除、動員解除および元兵士の社会復帰 (DDR) を主導)。米、英、伊、独はそれぞれの主導分野で国際社会の協力を呼びかけたが、我が国は「アフガニスタン『平和の定着』東京会議」(平成15年2月22日)を開催し、DDRプロセスの全体像の国際社会の協力を呼びかけた。同会議では、DDRに関する計画が提示され、我が国を含め国際社会から総額約5000万ドルの約束が表明された。</p> <p>(ロ) ARSG (復興運営グループ) 間の協力 共同議長国 (日、米、EU、サウジアラビア) が連携し、アフガニスタンの和平・復興支援に向けた国際社会の取組みを主導。14年は、とくに、移行政権の大きな課題である行政経費支援について国際社会へ働きかけ、不足分の補填に貢献した。(有効性)</p> <p>(ハ) その他 国連を通じた取組みとしては、安保理公開会合において国際社会の継続的支援の重要性等と呼びかけた。また、アナン事務総長のイニシアティブで開催された高級アド・ホック会合 (9/13) へは川口大臣が出席し、カルザイ政権への政治的支持と国際社会の支援の一層の迅速化と呼びかけた。また、15年2月には西村アフガニスタン支援調整担当大使が、「アフガニスタン『平</p>

和の定着』東京会議」の結果に関し安保理でブリーフィングを行った。

6. 備考

(今後の課題)

アフガニスタンの平和と安定を達成するには、アフガニスタン国民自身による主体的な努力に加え、国際社会の努力が結集されることが重要。平成14年1月に東京会議を主催し、復興運営グループ(ARSG)共同議長国である我が国として、今後とも種々の協議を通じ、アフガニスタン人自身による国造りを支援する国際社会の努力を結集していく必要がある。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

・在外公館からの報告、新聞報道等

評価シートB

【対アフガニスタン外交】

1. 施策名	相互理解の増進
2. 評価責任者	中東アフリカ局中東第二課長 相星 孝一 大臣官房文化交流部政策課長 能化 正樹 大臣官房文化交流部政策課 国際文化協力室長 河原 節子
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	アフガニスタンにおける平和と安定の実現
(2) 手段	世論啓発（内外プレス等を通じた我が国の努力および立場の積極広報） 文化事業 招へい
5. 活動結果と評価	<p>世論啓発 外務省HPの活用、パンフレット作成および広報用資料の主要行事等（例：川口大臣のアフガニスタン訪問、アフガニスタン要人訪日の際の記者会見、当省が後援名義を付与した行事）を利用した積極配布、さらには外国特派員協会におけるアフガニスタンの「平和の定着」に関する川口大臣の講演（4/25）、西村アフガニスタン支援調整担当大使、駒野駐アフガニスタン大使、その他省員による講演、ラジオ出演等、積極的な日本国内の世論啓発を実施。</p> <p>国際場裡では、我が方国連代大使、緒方総理特別代表、西村アフガニスタン支援調整担当大使による国連での演説等において、国際社会の継続的支援を呼びかけた。</p> <p>文化事業 バーミヤン遺跡の保存・修復のため、平成14年9月に日・ユネスコ合同調査ミッションを現地に派遣しユネスコ文化遺産保存日本信託基金による事業案をユネスコにて作成中。アフガニスタン教育大学に対するスポーツ器材を供与（約420万円相当）したほか、我が国における民族音楽コンサートの開催（8月）、ナショナル・チームに対するレスリング・コーチの派遣等を実施した。</p> <p>招へい 平成14年度は外賓としてアブドラ外相、非公式訪問招へい（元首級）としてカルザイ大統領を訪日招へい。また、アブドラ外相の提案を受け、5名のアフガニスタン外交官の日本での研修を実施。</p> <p>以上の施策を通じ、両国の相互理解は深まりつつある。（有効性） 今後とも継続的な取組みが重要。</p>
6. 備考	<p>（今後の課題） 両国の相互理解の増進は、国民の幅広い支持に支えられた二国間関係の強化に不可欠であり、今後とも積極的な施策を推進する必要がある。また、それぞれの施策が永続的に効果を発揮するわけではないため、継続的な取組みが重要である。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・在外公館からの報告、新聞報道等

1. タイトル：アフリカ開発支援

2. 評価責任者：中東アフリカ局アフリカ第一課長 丸山 則夫
中東アフリカ局アフリカ第二課長 植澤 利次

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

我が国は、アフリカのオーナーシップ（自助努力）発揮に対する協力、アフリカの貧困削減とそのための成長に対する協力および日・アフリカ間民間交流の強化と対アフリカ支援への我が国における世論喚起を総合的に実施し、アフリカ諸国のオーナーシップと日本のパートナーシップに基づくアフリカ開発を実現する。

5. 評価

(1) アフリカ開発会議（TICAD）プロセスの各種会合にはアフリカ諸国を始めとする各国・機関の積極的な参加を得、南南協力の一環としてのネリカ米の開発・普及に貢献し、また、G8アフリカ行動計画に基づき「アフリカのためのパートナーシップ」（NEPAD）を支援。

(2) TICADプロセスの一環として、教育、保健医療、水供給分野において平成10年からの5年間で900億円の無償資金協力を目標とし、15年4月までに約836億円を実施。また元兵士の社会復帰等の平和と安定のための支援も多々実施。

(3) 平成14年5月に東京で開催された「アフリカン・フェスタ2002」は、二日間で合計約3万3000人を超える一般市民を集め、アフリカの文化への関心を高め、日・アフリカ間交流の強化と我が国の対アフリカ関係の重要性に関する世論を喚起。なお、「アフリカン・フェスタ2002」について、外部委託アンケート結果によると、参加者の8割以上が「大変満足」、「どちらといえば満足」と回答し、「アフリカの文化を知ることができた」、「アフリカに是非行きたくなった」等といった感想が多く寄せられている（モニター数255人）

(4) 以上の各施策を総合的に実施した結果、アフリカ諸国のオーナーシップと日本のパートナーシップに基づくアフリカ開発が着実に前進した。また、このような強固な協力関係を継続的に維持することによって、各種の国際的なフォーラムにおいてアフリカ諸国との広範な協力が実現可能となっていることから、これらの施策を実施したことは効果的であった。

6. 有識者の意見等

(1) 毎日新聞は、TICADプロセスについて、「冷戦終結後、国際社会の関心がアフリカからそれる中で、日本の積極的な取組みは、「アフリカを忘れてはならない」ことを世界に喚起してきた。また日本が関与することで、貧困やエイズを含めたアフリカ問題が、欧米だけの関心事ではない人類にとっての共通の課題であることを示してきた。」と論評している（平成13年12月9日記事）。

(2) 平成14年9月の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で採択された実施文書において、アフリカ自身の開発計画であるNEPADを支援するイニシアティブとしてとくにTICADに言及している（パラ56）。

(3) 世界銀行イアン・ジョンソン副総裁は、我が国のネリカ米の開発に対する支援を例に挙げながら、我が国が途上国の農業セクター改革に大きな貢献をしていると評価している（「朝日新聞」平成15年1月24日）。

評価シート B

【アフリカ開発支援】

1. 施策名	アフリカのオーナーシップ（自助努力）発揮に対する協力
2. 評価責任者	中東アフリカ局アフリカ第一課長 丸山 則夫 中東アフリカ局アフリカ第二課長 植澤 利次 経済協力局国際機構課長 伊藤 伸彰
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	アフリカ諸国のオーナーシップ（自助努力）と日本のパートナーシップに基づくアフリカ開発
(2) 手段	開発に関する国際社会とアフリカ間の政策対話の推進（アフリカ開発会議 TICAD の開催に向けた準備、G8プロセスにおけるアフリカに関する行動計画作成への貢献） 南南協力の推進（アフリカにおける域内協力への支援、アジア・アフリカ協力への支援） アフリカ独自の開発イニシアティブの慫慂（「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）」の推進への協力）
5. 活動結果と評価	<p>開発に関する国際社会とアフリカ間の政策対話の推進</p> <p>(イ) 第3回アフリカ開発会議（TICAD）開催に向け、平成15年1月、TICAD共催者運営委員会（於：ワシントンDC）、15年3月、TICAD高級事務レベル準備会合（於：アディス・アベバ）を開催。</p> <p>(ロ) これら会合においては、ドナー諸国、国際機関、アフリカ諸国の閣僚級を含むハイレベルの参加を得て実質的な議論を行うとともに、開催地を多様化させることでTICADプロセスの存在感を国際社会に示す等TICAD に向けた有効な準備となった。（有効性）</p> <p>(ハ) TICADプロセスは、オーナーシップ（自助努力）とパートナーシップ（同じ目線に立った協力）を開発哲学としており、準備段階でアフリカ諸国を含む関係国、機関の十分な関与を引き出す必要がある。（必要性）</p> <p>(ニ) 各会議において議論の対象を明確に定め、関係者が事前準備を行ったことで、効率的な会議運営がなされた。（効率性）</p> <p>南南協力の推進</p> <p>(イ) 南南協力の一環としてアジアの研究機関の協力を得て、西アフリカ稲開発協会（WARDA）が開発した新品種「ネリカ米」につき、コートジボアールでの取組みをモデルとして普及活動を支援。我が国は平成14年度160万ドルに上るWARDA活動資金を供与、活動費の約2～3割を支えている。</p> <p>(ロ) このような支援の甲斐もあり、ネリカ米の開発は、我が国の援助なしでありえなかったといわれている。ネリカ米は、従来品種に比べ高収量を誇り、耐病・耐雑草に優れ、高たんぱく質を含み、収穫までの期間が短くなった。（有効性）</p> <p>(ハ) TICADプロセスで確認されている通り、GDP、労働力、輸出額に占める農業セクターの比率が大きいアフリカにおいては、農業分野の支援が重要。また、アフリカでは25ヶ国が食糧危機に直面しており、食糧安全保障の観点からも重要。（必要性）</p> <p>(ニ) アジアの開発の経験を効果的に活用することで途上国の実状に適った開発を効率的に促進。（効率性） 将来的には、農村地域の所得向上によるアフリカの自立的発展にもつながることが期待されている。</p> <p>アフリカ独自の開発イニシアティブの働きかけ</p> <p>(イ) 平成14年6月、G8カナナスキス・サミットにおいて、「アフリカのための新パートナーシップ（NEPAD）」に対する支援と協力の基礎となるG8の対応策である「G8アフリカ行動計画」を策定。15年6月のエビアン・サミットに向けて各種フォローアップ作業を実施（15年2月、第9回アフリカ首脳個人代表会合（於：パリ）への参画等）。また、我が国独自の活動としては、サミット開催前に、我が国の対アフリカ支援策「日本のアフリカとの連帯－具体的行動－」を発表。さらに、15年9月に開催されるTICAD までの期間を</p>

- 「対アフリカ協力飛躍の年」と位置づけ、積極的支援を実施している。
- (ロ) G8の一員として、G8アフリカ行動計画に基づきアフリカ支援を実施し、アフリカ諸国とG8の対話の機会にも参加し、アフリカ自身によるNEPAD実施を促してきている。また、我が国独自にも「日本のアフリカとの連携」の実施によりアフリカ諸国への実質的な支援が進められているほか、アフリカ開発に対する国際的な関心を持続させる大きな原動力となっている。(有効性)
- (ハ) NEPADは、アフリカ自身の責任においてアフリカにおける貧困撲滅、持続可能な成長と開発、世界経済への統合を目指す独自の開発イニシアティブである。G8としては、アフリカのオーナーシップを補完する形で、同計画を策定、着実に実施することでパートナーシップを図り、アフリカの開発を促進する必要がある。(必要性)
- (ニ) G8諸国間で緊密に協力することにより、各国の支援策間の重複を避ける効果がある。(効率性)

以上、～のようなアフリカのオーナーシップ発揮に対する協力が促進された結果、「アフリカ諸国のオーナーシップと日本のパートナーシップに基づくアフリカ開発」が大きく前進した。(有効性)

6. 備考

(今後の課題)

- ・ TICADの哲学はNEPADに受け継がれ、アフリカ自身の思想となっている。今後、アフリカ自身の努力によりNEPADが目指すアフリカの発展が実現することを期待し、我が国が平成14年6月に発表した「日本とアフリカとの連携－具体的行動－」を踏まえつつ、引き続きTICAD、G8の枠組みの下でNEPADを支援することが重要。
 - ・ とくに、15年9月末開催予定のTICADの成功のため、政府内外、関係国、関係国際機関との連携関係を一層発展させる。
 - ・ 南南協力については、アフリカ域内で相対的に開発の進んだ国の知見、技術、リソースを活用して、我が国との三角協力を推進することを検討すること等が必要。
- 以上の諸点を十分考慮しながら、政策を継続していく。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・ TICAD「日本のアフリカとの連帯：具体的行動」、G8アフリカ行動計画、ネリカ米等アフリカ関係情報(外務省HP：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html>を参照)
- ・ The World Bank, *Can Africa Claim the 21st Century?* Chap. 6

評価シート B

【アフリカ開発支援】

1. 施策名	アフリカの貧困削減とそのための成長に対する協力		
2. 評価責任者	中東アフリカ局アフリカ第一課長	丸山 則夫	
	中東アフリカ局アフリカ第二課長	植澤 利次	
	経済協力局無償資金協力課長	小原 雅博	
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日		
4. 概要			
(1) 目的	アフリカ諸国のオーナーシップ（自助努力）と日本のパートナーシップに基づくアフリカ開発		
(2) 手段	経済開発分野における東京行動計画実現に向けた協力 開発の基盤となる紛争予防、良い統治の実現に向けた協力（アフリカの地域機関、準地域機関による紛争予防の取組みの支援、国際社会によるアフリカの紛争予防への取組みへの支援）		
5. 活動結果と評価	<p>経済開発分野における東京行動計画実現に向けた協力</p> <p>(イ) 我が国は平成10年の第2回アフリカ開発会議（TICAD）の際、東京行動計画を踏まえ、「教育・保健医療・水供給分野で向こう5年間を目途に900億円程度の無償資金協力を目指す」ことを表明。14年度には、当該3分野で約153億円の無償資金協力を実施（15年4月現在での実施総額は約836億円）</p> <p>(ロ) こうした協力により、これまで約260万人の学童を受け入れることができる学校が建設され、保健医療分野での受益者は約2億4487万人に上り、また約300万人に安全な水が供給されることになった（15年3月までの累積）。</p> <p>（有効性）</p> <p>(ハ) 現在、アフリカには貧困（全人口の40%が1日1ドル以下で生活。33ヶ国が重債務貧困国）、感染症（HIV/AIDS（全世界の罹患者の70%以上）マラリア、黄熱病等）といった国際社会が直面する諸課題が集中。世界の国数の1/4、陸地面積の1/5、人口の1/10を占めるアフリカにおける貧困削減は国際社会全体として取り組む重要課題となっている。国際社会全体の安定と繁栄のために貢献せんとする我が国としては、引き続きアフリカ問題解決のためのリーダーシップを発揮していくことが重要。（必要性）</p> <p>(ニ) 実施に当たっては、国ごとに異なる援助需要を踏まえ効果的な援助を実施し得るよう、主要な被援助国に対し、援助の目的、重点分野等を具体的に記した「国別援助計画」を策定する等効果的な援助に留意している。（効率性）</p> <p>開発の基盤となる紛争予防、良い統治の実現に向けた協力</p> <p>(イ) 平和と統治の安定は、経済発展の基礎をなす重要な要素であるとの基本認識の下、平成14年度、アフリカ連合（AU）平和基金に20万ドル、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）事務局に10万ドルをそれぞれ拠出。</p> <p>(a) この結果、(i) AUによるエチオピア・エリトリア和平支援に関する0 AU連絡ミッションの調停活動の継続が図られることにより、円滑な国境画定作業が促進され、() ECOWASが、域内の国内避難民対策の調整、改善を図り、人道状況の改善や開発の基盤づくりを行うことが促進されることが期待される。</p> <p>(b) アフリカにおいては、一国内だけでなく、複数の国にまたがって広がる地域紛争が多いこと、地理的近接性、複雑な民族構成の実態等からも、その予防・解決には地域レベルでのアプローチが有効かつ効率的であり、またアフリカのオーナーシップを促進する観点からも、日本はこれまで選挙監視団派遣等へのイヤマークを含めAUへは約200万ドル支援している。このような支援にはAU側から度々深い謝意が示され、AUの効果的な活動を促進しているとのコメントもあった。</p> <p>(ロ)</p> <p>(a) 日英合同のシエラレオネの元兵士の社会復帰支援のため、14年12月、3億円の紛争予防・平和構築無償を供与。</p> <p>(b) この支援は、同国北部の4地区の元兵士約1万5000人およびその他の戦争被害者35万人を対象としており、元兵士の社会復帰を促進している。</p>		

(有効性)

- (c) 同国では「武装・動員解除および社会復帰(DDR)計画」が展開し、現在は同計画の中の動員解除後の元兵士の社会復帰を展開する段階であり、同分野での支援が必要とされていることから本支援は時宜を得ており、被援助国の平和構築、ひいては統治の安定にとって必要である。(必要性)
- (d) 日英合同で実施することにより我が国の負担を軽減し、効率的な支援を実現した。(効率性)

以上、
、
のようなアフリカの貧困削減とそのための成長に対する協力が促進された結果、「アフリカ諸国のオーナーシップと日本のパートナーシップに基づくアフリカ開発」が大きく前進した。(有効性)

6. 備考

(今後の課題)

- ・「5年間で900億円程度の無償資金協力」との目標達成に向けた着実な事業実施を行う。
 - ・小泉総理、川口大臣も強調している通り、我が国はアフリカにおける「平和の定着」を重視しており、TICADでも重要な議題として取り上げる。
 - ・今後は、特定国のおかれている状況と援助ニーズの分析をさらにきめ細かく行っていく。たとえば、最近紛争が終結し、支援の必要の高いアンゴラについては、平成15年2月に帰還難民および国内避難民向け食糧支援等の可能性を調査するための「平和構築ミッション」を派遣している。
- 以上の諸点を十分考慮しながら、政策を継続していく。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・外務省『政府開発援助(ODA)白書』(平成13年版)
- ・AU Press Release no.45/2002
- ・国際協力事業団国際協力総合研修所『事業戦略調査研究「平和構築」第2部：JICA平和構築ガイドライン案』(平成13年4月)第2章

評価シートB

【アフリカ開発支援】

1. 施策名	日アフリカ間民間交流の強化と対アフリカ支援への我が国における世論喚起
2. 評価責任者	中東アフリカ局アフリカ第一課長 丸山 則夫 中東アフリカ局アフリカ第二課長 植澤 利次
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	(1) 目的 アフリカ諸国のオーナーシップ（自助努力）と日本のパートナーシップに基づくアフリカ開発 (2) 手段 交流事業を通じた我が国世論の喚起
5. 活動結果と評価	(イ)平成14年5月18～19日、外務省主催により「アフリカン・フェスタ2002」を開催し（於：日比谷公園）、世界的パーカッショニストであるラティール・シー氏のコンサート、民族衣装ファッションショー、ワールド・サッカー・トーク、フードコーナー等バラエティーに富んだイベントを開催した。 (ロ)この結果、約3万3000人も一般市民が参加し、一様にアフリカの文化への関心を高めることに大きく貢献した。（有効性） (ハ) TICAD 後の我が国の対アフリカ支援の勢いを高めていくためにも、国内世論のアフリカ開発への理解を深めることが不可欠である。このため、一般の人々の対アフリカ理解を広く得るための目玉行事として企画した。（必要性） (ニ) 外務省HP等を通じて国内広報を効果的に行い、一般市民ができるだけ多数参加できるよう会場設定も工夫した。 上記のような日アフリカ間民間協力の強化と対アフリカ支援への我が国における世論喚起の実施は、「アフリカ諸国のオーナーシップと日本のパートナーシップに基づくアフリカ開発」に貢献した。（有効性）
6. 備考	(今後の課題) ・ TICAD に向け、アフリカに関する我が国世論の喚起を図るため開催する、平成15年5月17～18日、「アフリカフェスタ2003」の着実な実施。（政策は継続）
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ アフリカン・フェスタ関連情報（外務省HP： http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/event/af_fst2003.html 、 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/event/2002africa.html ）

1. タイトル：対中南米外交

2. 評価責任者：中南米局中南米第一課長 福嶋 教輝
 中南米局中南米第二課長 高瀬 寧
 中南米局中南米第二課カリブ室長 佐藤 虎男

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

中南米地域との経済関係強化の取組み、政治・経済分野での対話・協力の促進、中長期的安定への協力および官民による人的交流の拡充等により、幅広い分野での日・中南米関係の進展を通じ、同地域との友好協力関係の維持・発展をはかる。

5. 評価

日・メキシコ経済連携協定の締結交渉開始等により経済関係を強化し、ブラジル、アルゼンチン等の域内大国やカリブ諸国等との政策協議を実施することで対話・交流が促進された。また、中南米地域諸国が取り組んでいる民主化努力や開発努力への協力を通じて同地域の安定と発展に協力を行った他、各種の招へい事業や文化事業の実施を通じて友好協力関係を維持・発展した。

以上の各施策を実施した結果、中南米地域との友好協力関係の維持・発展がはかられた。

6. 有識者の意見等

恒川東京大学教授（中南米研究者）は以下の通り述べた。（平成15年4月2日）

1980年代に中南米地域で発生した債務危機の後、日本企業の中南米地域での活動は他の欧米諸国に比して遅れをとっており、経済関係の活性化に効果的である経済連携協定締結のための交渉がシンガポールに続きメキシコとの間で開始されたことを評価する。メキシコ進出企業の競争条件の早期回復のためにも早期の交渉妥結が望まれる。また、13年の外相会合をもって正式に発足した東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム（FEALAC）に、ヤングリーダーズ・シンポジウムや、作業グループの主催等を通じて積極的に参画していることは、17年の米州自由貿易地域（FTAA）発足を見越して、従来関係の薄かった両地域を結びつける上で、大きな意義を有すると考える。

評価シートB

【対中南米外交】

1. 施策名	経済関係強化の取組(含:地域経済統合への対応)		
2. 評価責任者	中南米局中南米第一課長	福鳶	教輝
	中南米局中南米第二課長	高瀬	寧
	中南米局中南米第二課カリブ室長	佐藤	虎男
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日		
4. 概要			
(1) 目的	幅広い分野での日・中南米関係の進展を通じ、同地域との友好協力関係を維持・発展する		
(2) 手段	政府間協議〔日・メルコスール高級事務レベル協議、日・墨共同研究会(産・官・学)〕 民間セクター支援 (民間二国間経済委員会への協力、中南米資源フォーラム開催)		
5. 活動結果と評価	<p>政府間協議</p> <p>(イ) 日・メルコスール高級事務レベル協議 平成14年10月9日、ブラジルにて、日本側は藤崎外務審議官を代表とし、メルコスール(南米南部共同市場:アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ)側副次官クラスとの間で、メルコスールとの経済関係強化を目的として、両地域の経済情勢の分析、貿易・投資関係の現状についての幅広い意見交換を行った。(今次協議は第5回目)。さらに、今後の日・メルコスール間協力のあり方についても積極的な意見交換が行われ、我が方より、政治対話の促進、経済技術協力の強化、通商促進の3点を協力の基本柱とし、今後いかなる形でより有意義な協力が可能かにつき協議していきたい旨表明、先方よりは共同通商ミッションの我が国への派遣、我が国における貿易促進センターの設置等の提案が行われた。</p> <p>(ロ) 日・メキシコ共同研究会(産・官・学) (a) 13年6月の日・メキシコ首脳会談において、産学官からなる「経済関係強化のための日墨共同研究会」の設置が合意され、同年9月以来7回開催。 (b) 14年7月「両国政府が日・メキシコ両国民の理解を得つつ、経済関係を強化するための具体策として自由貿易協定(FTA)の要素を含む二国間経済連携強化のための協定締結に向けた作業に早急に着手することを提言」する旨の報告書を公表。 (c) 14年10月の日・メキシコ首脳会談で経済連携強化のための協定交渉開始に合意し、同年11月より交渉を開始。</p> <p>上記研究会を通じ、メキシコと経済連携を深めることの戦略的重要性およびメキシコとの経済連携強化のための協定を締結して我が国企業が欧米企業に比べ関税などの面で不利な状況に置かれている問題を解消することの必要性が改めて明確化された。本件研究会の報告書の提言が、日・メキシコ首脳会談における協定の交渉開始合意につながったことは極めて有意義であった。(有効性)</p> <p>民間セクター支援</p> <p>(イ) 民間二国間経済委員会への協力 平成14年5月のラフェル・ブラジル外相訪日の際に、川口外相との会談において、経団連とブラジル全国工業連盟との間で行っている日・ブラジル経済合同委員会をフォローするため、ハイレベルの政府関係者を同合同委員会に参加させることで合意。右合意に基づき、15年3月、サンパウロにて開催された第10回日伯経済合同委員会に、日本側よりは土屋外務大臣政務官、池田在ブラジル大使、小林経済産業省官房審議官(通商戦略担当)他が参加。</p> <p>(ロ) 中南米資源フォーラム開催 14年11月26日に第3回中南米資源セミナー(「知っておきたい中南</p>		

米の食料資源」)を東京で開催した。このセミナーでは、中南米諸国から食料分野に関する著名な有識者(ブラジル：大豆、ペルー：水産、チリ：果物、アルゼンチン：畜産)を招へいし、同地域の食料資源の賦存状況とその潜在性を再評価し、日本を含む国際市場への安定的供給・流通に関して意見交換を行った。

(八)カリブ展

14年11月、東京にて「カリブ展」を開催した(ジェトロ・カリブ共同体共催、外務省後援)。カリブ共同体(カリコム)11カ国・49社の出展が得られ、会期中には約1200名の来場者があったことで、カリコム諸国の特産品(ラム酒、ペッパーソース、手工芸品等)を我が国貿易関係者に幅広く紹介することができた。会期中の商談件数は264件にのぼった。

従来より日カリコム間の経済交流は低レベルで推移してきているが、初めての「カリブ展」の開催をカリコム側は非常に高く評価しており、カリコム諸国との友好・協力関係を維持・発展させるという基本政策目標を効果的に達成した。(有効性)

以上の および の事業を実施した結果、中南米地域諸国および地域経済統合体等との相互理解が増進されるとともに経済関係が強化された。

6. 備考(今後の課題、問題点、および改善策等について記述)

(今後の課題)

・日・メキシコ二国間経済連携強化のための協定：平成14年11月より本交渉を開始し、できる限り早期(開始後1年程度を目標)に交渉を実質的に終了させる予定。

・カリブ展

日・カリコム間の経済交流促進のため、国際食品・飲料展(FOODEX：JETRO等が後援)等の機会を利用して今後ともカリコム諸国の産品を我が国関係者に紹介する事業を支援していく必要がある。今後、両者の貿易関係者が、我が国専門家の調査報告をもとに、経済交流促進のための施策について議論を行う場を設けることを検討していく必要がある。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

・外務省『経済連携強化のための日・墨共同研究会報告書』(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/nm_kyodo/index.html)

評価シートB

【対中南米外交】

1. 施策名	政治・経済分野等での対話・協力の促進（二国間問題、国際問題）		
2. 評価責任者	中南米局中南米第一課長	福嶋 教輝	
	中南米局中南米第二課長	高瀬 寧	
	中南米局中南米第二課カリブ室長	佐藤 虎男	
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日		
4. 概要			
(1) 目的	幅広い分野での日・中南米関係の進展を通じ、同地域との友好協力関係を維持・発展する。		
(2) 手段	二国間政策協議（ブラジル、アルゼンチン、チリ、キューバ） 多国間協議（東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム、日・中米フォーラム、日・カリブ協議）		
5. 活動結果と評価			
二国間政策協議			
(イ) ブラジル	<p>平成14年9月、国連総会の機会を捉えて、高野外務審議官とアラウジョ・カストロ外務副次官（多国間問題担当）との間で国際情勢を中心に政策協議を実施。また、10月の藤崎外務審議官のブラジル訪問、11月の島内中南米局長のブラジル訪問の機会に、マルチ経済および二国間関係を中心に政策協議を実施した。</p> <p>ブラジルは近年、中南米地域においてのみならず国連改革、環境問題等、国際的な問題について、国際社会においても発言力を増してきているので、様々な機会を捉えて意見交換を行うことは有意義であり、政策協議はそのための有効な手段である。（必要性）</p>		
(ロ) アルゼンチン	<p>14年11月、島内中南米局長のアルゼンチン訪問の際に、二国間関係（政治・経済）のみならず、国際情勢や両国の国際場裏における協力のあり方など幅広い分野について意見交換を行った。</p> <p>現在アルゼンチンは経済危機下にあるが、本来豊かで発展の可能性の高い国であり、我が国が積極的な外交を展開してきた国であるため、同国とは単に二国間の案件のみならず、国際的問題についても協議することのできる相手である。したがって、定期的に意見交換できる関係を築き上げておくことが重要であり、政策協議はそのための重要な手段である。（必要性）</p>		
(ハ) チリ	<p>14年11月8日、アルベアル外相訪日の際の外相会談において、日・チリ政策協議の立ち上げに合意、その後、同月18日にサンチアゴにて島内中南米局長とカラフィ・アジア太平洋局長およびポルタレス対外政策総局長との間で準備会合を実施した。右会合において、第1回日チリ政策協議を15年後半に開催することで合意した。</p> <p>日・チリ政策協議においては、二国間関係（政治・経済）のみならず、近年国際社会における役割を強化しつつある同国との間で、国際情勢や国際場裏における二国間協力のあり方等幅広い分野について意見交換を行うことを目的とする。右協議を通じ、国際社会におけるパートナーとしての基盤を強化し、二国間関係のみならず、アジアと中南米地域との協力関係を強化する事を目指している。</p>		
(ニ) キューバ	<p>14年10月に「第5回日・キューバ政策対話」がハバナで開催される予定であったが、双方の都合がつかず、結局15年2月24～25日の日程で開催されることが日・キューバ側双方で合意され準備が行われていた。しかし、同政策対話開催時期直前にカストロ・キューバ国家評議会議長の訪日が急遽決定し、日本側受け入れに万全を期することおよび先方関係者も同議長に同行訪日あるいは関連作業で忙殺されることから、本件政策対話の開催が再度延期となった。</p>		

多国間協議

(イ) 東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム (FEALAC)

平成14年11月、ボゴタ(コロンビア)において第4回高級実務者会合(SOM4)が開催され、同フォーラムのモーメントムの維持・活性化に向けての方向性が示された。

本フォーラムは、経済的に相互補完性が高いが、従来互いにその認識が希薄であった両地域における問題解決、ビジネス・オポチュニティーの発見、人物交流の活性化・相互理解の促進を目指しており、両地域双方についての知識・経験のある我が国にとっても、グローバル・アジェンダについての我が国取組みを説明する有益な発信拠点となるとともに、将来予見される米州自由貿易協定(FTAA)発足の観点からも、両地域の連携を強化することは意義深い。

(ロ) 日・中米フォーラム

14年3月に東京において第6回会合が開催されたが、14年度は中米側と日程調整がつかなかったため開催されず。他方、第6回会合において中米側より提案のあった貿易・投資等の経済関係および学術文化交流を目的とした「中米エンカウンター・イン東京」が11月に東京で実施され、日・中米双方の多くの企業関係者が参加し好評を博した。

(ハ) 日・カリブ協議

14年11月、東京にて、カリコム13カ国から外務次官をはじめ多くの政府高官の出席を得て外務次官級の第9回日カリブ協議を開催した。

12年11月の第1回日カリブ閣僚レベル会議(東京)にて合意された「21世紀における日・カリコム協力のための枠組み」に基づき、対カリコム協力の実施状況のレビューを行い、今後の協力関係のあり方や方向性について幅広く意見交換を行い、日・カリコム共同コミュニケが発出された。

今回の日・カリブ協議の開催については、初の試みである「カリブ展」や「カリブフェア」の開催とも相俟って、カリコム側より非常に高く評価された。(有効性) カリコムとの友好・協力関係を維持・発展するという基本政策目標を達成するにあたって、非常に有効な施策の一つであった。(必要性)

以上の および の事業を実施した結果、中南米地域諸国との政治・経済分野での対話・協力が促進された。

6. 備考(今後の課題、問題点、および改善策等について記述)

(今後の課題)

日・カリブ協議：今後はグローバルな問題に関する協議を一層充実させ、また、地域情勢を議題に加えることも検討する。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

なし。

評価シートB

【対中南米外交】

1. 施策名	中南米地域の中長期的安定への協力	
2. 評価責任者	中南米局中南米第一課長 中南米局中南米第二課長 中南米局中南米第二課カリブ室長	福嶋 教輝 高瀬 寧 佐藤 虎男
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日	
4. 概要		
(1) 目的	幅広い分野での日・中南米関係の進展を通じ、同地域との友好協力関係を維持・発展する	
(2) 手段	民主化努力への協力（選挙監視団派遣） 開発努力への協力（インフラの充実など） 社会問題への対応への協力（貧困、教育、麻薬、治安、環境分野）	
5. 活動結果と評価	<p>民主化努力への協力（選挙監視団派遣等）</p> <p>(イ) 各国における選挙監視 日本からの監視団派遣はなかったが、在エルサルバドル大館員が平成15年3月16日実施のエルサルバドルの国会議員選挙・市長選挙を監視する等、大使館ベースでの活動を行った。</p> <p>(ロ) グアテマラの「和平プロセス」支援 グアテマラの民主化努力を評価し、無償資金協力、技術協力等の経済協力等を通じ、同国の「和平プロセス」の推進を支援した。</p> <p>(ハ) ハイチへの民主化支援 平成12年5月の国会議員選挙における混乱以来続いているハイチの民主化定着への努力を支援するため、草の根無償資金協力学スキームを活用して現地NGOによる2つの事業に対して、計約1100万円の資金協力を行った。</p> <p>開発努力への協力（インフラの充実など） カリコム諸国に対する水産インフラ分野での協力</p> <p>(イ) 東カリブ諸国の水産業開発のため、各国において水産無償資金協力による協力事業（グレナダに対して行った平成14年7月「グレンヴィル水産物流改善計画」等）を行った結果、各国における水産設備の整備が進んだ。（有効性）</p> <p>(ロ) 西インド諸島大学遠隔教育システムを拡充するため、ユネスコ人的資源開発信託日本基金から112万ドルを支出することとした。 大学教育だけでなく、技能向上、職業訓練、教師の教育等に活用でき、裨益対象者、裨益国が拡大されることとなった。（有効性）</p> <p>社会問題への対応への協力（貧困、教育、麻薬、治安、環境分野等） カリブ地域は、サブサハラに次いで世界で2番目に高いHIV/AIDS罹患率(2.2%)に悩まされていることから、人間の安全保障基金（計120万米ドル）や草の根無償資金協力を通じて同分野についての多くの協力案件を実施。また、カリブ地域にとって防災対策が最重要課題の一つとなっており、カリブ防災機関(CDERA)へのプロジェクト方式技術協力および人間の安全保障基金を通じた約300万米ドルの資金供与を実施した。 これらの協力については、日・カリブ協議などの場においてカリコム側から高く評価されており、カリコム諸国との友好協力関係を維持・発展させる上で極めて有効な施策であった。（有効性）</p> <p>以上の手段 ~ を実施した結果、中南米地域の中長期的安定のため協力が図られた。</p>	
6. 備考	<p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイチの民主化定着支援 <p>ハイチにおいては、平成15年、総選挙が実施される可能性があり、</p>	

我が国の「ハイチへの民主化支援」が同国の民主化定着にどのように貢献するのか、今後とも注視していく必要がある。
・インフラ分野での協力 これまで人口10万人程度の小島嶼国に対する水産無償資金協力を相当程度実施しており、今後は、効率性の観点から水産無償資金協力のあり方について調査するとともに、技術協力を中心とした水産協力を軸足を移していくことを検討する必要がある。
・社会問題 地理的に広範囲にわたるカリコム諸国の社会問題に対する協力においては、とくにHIV/AIDS問題について、我が国の協力だけでは協力できない。今後、他のドナー国・機関との調整をより緊密に行うことが必要。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等
なし。

評価シートB

【対中南米外交】

1. 施策名	官・民による人的交流の拡充、情報伝達の拡大（マス・メディアを含む）
2. 評価責任者	中南米局中南米第一課長 福嶋 教輝 中南米局中南米第二課長 高瀬 寧 中南米局中南米第二課カリブ室長 佐藤 虎男
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	幅広い分野での日・中南米関係の進展を通じ、同地域との友好協力関係を維持・発展する
(2) 手段	招へい（オピニオン・リーダー、高級実務者、中堅指導者、青年招へい、日系人招へい等） 文化交流事業 在外公館より邦人プレス特派員への定期的な情報提供
5. 活動結果と評価	<p>招へい（オピニオン・リーダー、高級実務者、中堅指導者、青年招へい、日系人招へい等）</p> <p>中南米各国との関係を強化する上で様々なレベルでの人物交流は不可欠であるところ、既存の招へいスキームを最大限活用して各国の政財界等の主要人物を招へいした。また、中南米局において計9件のオピニオン・リーダー招へい、青年招へいや日系人招へいを含む計25件の中堅指導者招へいを実施。</p> <p>高級実務者招へいとしてはモス・エクアドル貿易・工業化・漁業・競争力大臣の招へいを6月に実施。青年招へいとしては、バナナペーパー、第3回キューバ金融セミナーおよび中米中小企業育成セミナーを実施した。</p> <p>文化交流事業</p> <p>カリブ諸国における文化事業は、カリブ音楽フェア、カリブ文化セミナー、バナナペーパー展、物産展であるカリブフェスタおよびジェットロ・カリコム共催のカリブ展からなり、数千人の人々がカリブ文化・物産に接した。カリブ音楽フェアにはカリブ諸国から50名を超える音楽家が参加した。我が国音楽家（東京スカパラダイスオーケストラ等）も加わり注目を集めた。「横浜赤レンガ倉庫」でのバナナペーパー展（カリブの画家も参加）は数万人が訪れた。</p> <p>在外公館より邦人プレス特派員への定期的な情報提供</p> <p>中南米の複数の在外公館より、定期的に、北米および中南米地域に所在する邦人プレス関係者（中南米地域担当）に対して、それぞれの公館所在国の情勢等についての情報提供を行った。</p> <p>以上の手段 ~ を実施した結果、中南米地域との産官学による人的交流の拡充、相互理解の増進および情報伝達の拡大が図られた。</p>
6. 備考	なし。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	なし。

政策評価

2.分野 編

評価シートA

【米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策】

1. タイトル：米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策
2. 評価責任者：総合外交政策局安全保障政策課
国際テロ対策協力室長 水越 英明
総合外交政策局安全保障政策課長 富田 浩司
3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日
4. 概要
評価シートBを参照
5. 評価
評価シートBを参照
6. 有識者の意見等
(財)公共政策調査会第一研究室長板橋功氏は次の通り述べた。(平成15年3月19日)
国際テロとの闘いにおいては、国際的な協調が不可欠であり、サミット参加国でもある日本の役割は極めて重要である。とりわけ、我が国が国際テロのループ・ホール(抜け穴)とならないための施策を講じること、および途上国等におけるテロ対策能力を向上させるための諸施策を講じることが緊要性の高い問題である。
このような観点から、外務省を中心として我が国が主体的に取り組んでいる諸施策は、テロリストの活動を封じ込め、テロ事件を防止する上で不可欠であり、極めて重要であると言わざるを得ず、有効かつ意義のあるものであると考える。そして、さらなる施策の強化と継続が期待されることである。

評価シート B

【米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策】

1. 重点施策名	米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策
2. 評価責任者	総合外交政策局安全保障政策課 国際テロ対策協力室長 水越 英明 総合外交政策局安全保障政策課長 富田 浩司
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	国際テロの防止・根絶による我が国および国際社会全体の平和および安全の確保
(2) 手段	テロ防止関連条約の締結推進および履行確保ならびに国連安保理決議1373の履行確保のための外交的働きかけ テロリスト等に対する資産凍結等の実施 G8等主要国間協力に関する取組みの強化 二国間および地域間協力を通じた他国のテロ対策強化への働きかけ、支援 テロ対策特別措置法に基づく協力 外務省内の体制強化
5. 活動結果と評価	<p>テロ防止関連条約の締結推進および履行確保ならびに国連安保理決議1373の履行確保のための外交的働きかけ</p> <p>日本は、テロ防止関連条約の重要性にかんがみ、平成13年11月16日に爆弾テロ防止条約を締結し、14年6月11日にテロ資金供与防止条約を締結し、これにより日本はテロ防止関連12条約すべての締結を完了した。また安保理決議1373も履行中である。これら関連条約・決議は、テロリストに安住の地を与えないという観点から極めて重要であり、二国間および多国間の様々な機会を通じてテロ防止関連条約に関する外交的働きかけを行っている。また、安保理決議1373に基づき設置され、決議1373を履行する上で途上国が必要とする支援のニーズを特定することに関して大きな役割を果たしている国連テロ対策委員会の活動に対しても積極的に協力している。</p> <p>我が国による他国に対する積極的な働きかけを含む国際社会の働きかけの結果、たとえば、テロ資金供与防止条約の締結国が、同時多発テロ直後の9月には4か国にとどまっていたものが72か国に達する（平成15年3月1日現在）など大きな前進が見られた。（有効性）</p> <p>テロリスト等に対する資産凍結等の実施</p> <p>日本は、対タリバーン制裁関連決議である安保理決議1267、1333、1390およびテロ資金対策を中心に包括的なテロ対策措置を求める安保理決議1373に基づき、テロリスト等に対して外為法に基づく資産凍結等の措置を実施している。この結果、これまでに合計358個人・団体を対象に資産凍結措置を実施。（必要性）なお、日本国内においては、平成15年3月10日現在、資産凍結措置の対象となる資産は確認されていない。</p> <p>G8等主要国間協力に関する取組みの強化</p> <p>同時多発テロ直後の平成13年9月19日、G8首脳声明が発出され、各関係大臣に対し、対テロ協力強化を指示。その後、サミット各種プロセスでフォローアップし、14年6月のG8外相会合では、専門家グループがとりまとめた「テロ対策に関するG8の勧告」への支持を表明し、カナナスキス・サミットにおいては、「交通保安に関するG8協調行動」、「大量破壊兵器および物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」を採択した。日本は、これらのプロセスに積極的に関与した。国際社会において国際テロ対策は、比較的行政能力等が均一な先進国が積極的にリード役を果たしていく必要があるところ、G8がこのような様々な指針を提示することは、国際社会、とくに途上国によるテロ対策への取組みの促進に資する。（必要性）</p> <p>二国間および地域間協力を通じた他国のテロ対策強化への働きかけ、支援</p> <p>(イ) 平成14年3月の国際テロ対策担当大使の任命以降、米、露、豪、韓と二国間テロ協議を実施し、また、国際テロ対策担当大使をインドネシア、フィリピン、タイに派遣し、テロ対策に関する意見交換や働きかけを実施。この結果、たとえば、同時多発テロの最大の被害国であり、国際社会によるテロ</p>

対策への取組みをリードする米国とのテロ協議においては、「テロ対策協力における日米パートナーシップ」が採択され、両国の、断じてテロは許さぬという姿勢およびテロ対策における緊密な協力が確認された。(必要性)

(ロ) アセアン地域フォーラム(ARF)、APEC等の地域的枠組みを通じ、とくにアジア地域の途上国を中心にテロ対策強化を呼びかけており、また、途上国のテロへの対処能力の向上に対する支援のために、国際協力事業団(JICA)等を通じ、(a)テロ資金対策、(b)出入国管理、(c)航空保安、(d)税関協力、(e)輸出管理、(f)警察・法執行機関の協力の6分野におけるセミナー等を実施。この結果、平成14年度には約250名の研修員を受け入れ、途上国のテロ対処能力の向上に一定の貢献をした。(有効性)

テロ対策特別措置法に基づく協力

平成13年10月29日に成立したテロ対策特別措置法に基づき、自衛隊による米軍等への輸送・補給等の協力支援活動を実施してきている。

この結果、米軍等によるアフガニスタンにおけるテロリスト掃討作戦の進展に日本は貢献し、テロリストを養成する訓練キャンプの破壊や多くのアル・カイダ構成員の拘束等の成果が上がっている。(有効性)

外務省内の体制強化

平成13年12月、外務省総合外交政策局内に国際テロ対策協力室を設置し、また、14年3月に国際テロ対策担当大使を任命した。さらに、国際テロ対策担当大使を長とする国際テロ情報収集分析委員会を設置した。

同時多発テロ発生を契機として、国際テロ対策は国際社会の最重要課題の一つとなっているところ、外務省としても同室および同大使の設置の結果、日本自身の安全保障の問題として主体的かつ積極的に取り組んでいく体制が整い、上記施策の実施に積極的に取り組んでいる。(必要性、有効性)

また、国際テロ情報収集分析委員会では、平成14年10月のバリ島における爆弾テロ事件を受け、同事件の情勢分析を行い対外発表を行うなど、依然としてテロの脅威が存在する中で、テロ情勢分析を効果的に実施することができた。

(有効性)

6. 備考

(今後の課題)

同時多発テロ以降の国際社会におけるテロ対策の強化にもかかわらず、インドネシア・バリ島、ケニア・モンバサ、フィリピン・ダバオにおける爆弾テロ事件のように、世界中でテロは頻発しており、依然としてテロの脅威は高い。

国際的なテロの防止と根絶のためには、国際社会が一致結束してあらゆる分野において息の長い取組みを継続することが不可欠であり、日本としても、今後ともテロの防止と根絶に向けた国際的な協力の強化に積極的に貢献するための体制をより一層整備していく必要がある。また、とくに途上国のテロ対処能力を向上させていくことが重要であり、各国による支援内容が重複しないよう留意しつつ、我が国としてテロ対処能力向上のための支援に今後とも取り組んでいく必要がある。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

・『外交青書』

・外務省HP(<http://www.mofa.go.jp>)

1. タイトル：紛争への包括的取組

2. 評価責任者：総合外交政策局国連政策課長 水鳥 真美
 総合外交政策局国連政策課
 国際平和協力室長 川上 隆久

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

紛争への包括的取組を推進するため、紛争予防への貢献および国際平和協力の促進といった重点施策を実施する。

5. 評価

紛争予防における国際的取組みに対する貢献および我が国市民社会（NGO等）の活動支援を通して、また、国際社会の平和と安全を求める努力への協力を通して、我が国の紛争への包括的取組みに前進が見られた。

6. 有識者の意見等

明石康 日本紛争予防センター会長は以下の通り述べた。（平成15年3月17日）

- ・国連は決して万能ではないが、それにもかかわらず国連は唯一の包括的・普遍的な国際機関であり、国際世論を映すバロメーターとして国連に匹敵するものはない。

- ・我々は二国間の外交や、アジアにおける地域外交というものを活発に展開すると同時に、やはりグローバルな外交の場として、国連に代わるものはないということも認識しておくべき。

シャナナ・グスマン東ティモール大統領は次の通り発言した。（平成14年8月5日）

- ・自衛隊部隊のPKOへの派遣に感謝したい。自衛隊員は、東ティモールの暑さ、蚊の多さに悩まされているが、大変良くやってくれている。

国際平和協力懇談会報告書（平成14年12月18日）

- ・我が国においては、これまで、国連PKOに対する協力や人道・復旧のためのODA協力を通じてできる限りの対応を行ってきた。「平和の定着と国づくり」は比較的新しい課題であり、一部の欧米諸国に比べて、後発であることは否めない。近年のコソボ、東ティモール、アフガニスタンといった個々のケースを踏まえ、日本は、徐々に体制整えてきたというのが実状である。

1. 施策名	紛争予防への貢献
2. 評価責任者	総合外交政策局国連政策課長 水鳥 真美
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	紛争予防への国際的取組に対する貢献および我が国市民社会（NGO等）の紛争予防活動への支援強化
(2) 手段	G8における紛争予防に関する議論への積極的参加 国連における紛争予防に関する議論への積極的参加 紛争予防分野での二国間協力の推進 我が国市民社会（NGO等）の紛争予防活動への支援の推進
5. 活動結果と評価	<p>G8における紛争予防に関する議論への積極的参加</p> <p>G8では、紛争予防に資する具体的事項を特定し、国際社会の注意喚起・啓蒙に努めてきており、我が国もこの議論に積極的に参加している。</p> <p>(a) 平成12年には「紛争予防のための宮崎イニシアティブ」、13年には「ローマ・イニシアティブ」が発出され、7分野が指定された。</p> <p>(b) 平成14年のカナナスキス・サミットでは、元兵士の武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）および水資源の管理に関して、G8として重要性を認識。</p> <p>(c) 宮崎イニシアティブに端を発する、ダイヤモンド原石の不法な採取・取引を防止するための「キンバリー・プロセス証明制度」が平成14年1月から実施され、我が国も実施している。</p> <p>このようなG8における議論およびその具体的フォローアップを通じ、国際社会の注意喚起・啓蒙に努め、「予防の文化」の浸透に貢献することができた。（必要性・有効性）</p> <p>国連における紛争予防に関する議論への積極的参加</p> <p>第57回国連総会（任期：平成14年9月より1年間）において、紛争予防に関する決議案の審議が行われているが、我が国はファシリテーター即ち議論の推進国の役割を引き受け、決議案の採択に向けて多大な貢献を果たしてきている。</p> <p>(a) 事務総長報告としては初めて紛争予防を包括的に扱った報告が平成13年6月に提出された。</p> <p>(b) この報告に示された勧告について、国連総会での審議が継続している。国連総会における審議を通じて、紛争予防・平和構築活動について、国連諸機関間のシステム全体としての調整および機能の強化について議論が深められてきている。（必要性・有効性）</p> <p>紛争予防分野での二国間協力の推進</p> <p>(イ) 英国と協力し、シエラレオネにおけるDDRのために、紛争予防・平和構築無償のスキームを利用して3億円の支援を実施。</p> <p>(a) G8の紛争予防の取組みを日・英二国間の具体的協力分野として推進するために平成13年から調整を開始。</p> <p>(b) 平成13年10月に、日・英合同ミッションをシエラレオネに派遣し、その結果、英国と協力して同国において支援プロジェクトを行うこととなった。</p> <p>(c) このプロジェクトは、穀物耕作、植林、学校再建等の事業を通じて、元兵士および地元住民の双方に対し、雇用機会を提供し、共同作業を行わせることにより、地元住民との融和を図りつつ、元兵士の社会復帰を促進するというものである。</p> <p>(ロ) アフガニスタンにおける「平和のためのパートナーシップ計画」に対し紛争予防・平和構築無償のスキームを利用して41億6500万円の資金協力を実施。</p> <p>(a) 本計画は、国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）と我が国が協力して策定。</p> <p>(b) 元兵士の動員解除および社会復帰を支援。</p> <p>(c) 本プログラムには英国も支援を表明。</p>

この結果、紛争予防分野での日・英協力を具体的に推進することが可能となった。(有効性)

我が国市民社会(NGO等)の紛争予防活動支援の推進

民間レベルにおける紛争予防研究および海外での紛争予防活動のため、日本国際問題研究所および日本紛争予防センターに対して約1億4800万円の支援を実施。

(イ) シンポジウム等の開催

「国家建設における平和維持活動(PKO)の役割」公開シンポジウム(平成14年9月)、「アフガニスタンとソマリアにおける紛争後の平和構築の教訓」(15年1月)会議を開催。

(ロ) ネットワーク構築

アジア・太平洋地域の29か国・地域において活動する紛争予防関連NGOを中心に、国際機関も含めた関連団体に関する情報をウェブサイトにて提供。

(ハ) 広報事業

「紛争予防パンフレット」、「紛争予防各国事情レポート」の作成・配布により、広報、啓蒙活動を行った。

(ニ) 紛争予防海外実施事業

スリランカにおける人材養成、カンボジアにおける武器回収・地域開発支援活動、アフガニスタンにおける除隊兵士に対する職業訓練などを実施。

この結果、民間のイニシアティブによる紛争予防研究および紛争予防活動が推進され、同時に、NGOと政府との間で情報交換を行いつつ協力関係が構築されてきている。(有効性)

6. 備考

シエラレオネ等において開始した日・英協力を、今後いかなる地域で有効に展開できるか検討中である。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

なし。

評価シート B

【紛争への包括的取組】

1. 重点施策名	国際平和協力の一層の促進
2. 評価責任者	総合外交政策局国連政策課 国際平和協力室長 川上 隆久
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	国際社会の平和と安全を求める努力への協力を通して、その効果的实施をはかること
(2) 手段	現在参加中の協力の円滑な実施 協力の拡大・迅速化のための施策の検討 国内法制度の充実 国際的な議論への参加 過去の教訓を得るためのセミナー開催 要員安全への取組 PKO政策等への内外の理解の増進
5. 活動結果と評価	<p>現在参加中の協力の円滑な実施</p> <p>我が国が派遣している2つの国連PKOにおいて、円滑な協力を実施できた。平成14年2月に国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）に対し施設部隊等690名（部隊680名、司令部要員10名）の国際平和協力隊を派遣したが、同年5月に国連の暫定統治が終了し、UNTAETは任務を完了した。これに伴い、東ティモールの安全を維持し、国造りを支援するために、国連東ティモール支援団（UNMISSET）が設立され、我が国施設部隊等は引き続きUNMISSETにおいて国際平和協力業務を行うこととなった。施設部隊は、14年9月に第一次隊から第二次隊に、15年3月には第二次隊から第三次隊に交代したが、業務の引き継ぎは円滑に行われた。とくに、第三次隊は522名に削減されたが、要員数の削減が業務の遂行に支障ないように国連側と調整を行った。また、14年10月のインドネシア・バリ島における爆弾テロや12月の東ティモールの首都ディリにおける暴動などの事件が発生したが、国連や現地とも連絡を取りつつ要員の安全に万全を期した。</p> <p>国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）には、輸送部隊等45名の国際平和協力隊派遣を継続。平成14年8月に第13次隊から第14次隊に、15年2月に第14次隊から第15次隊に円滑な引き継ぎを実施。15年3月の米・英等による対イラク軍事行動に際しては、国連と密接に連絡を取りつつ要員の安全確保に努めている。</p> <p>（必要性・有効性） 協力の拡大・迅速化のための施策の検討 国連PKOへの参加とは別に、国際平和協力法に基づく人道的な国際救援活動の実施に努めた。</p> <p>平成14年12月に官房長官の懇談会として「国際平和協力懇談会」が報告を提出した。15年3月には、同懇談会の提言にもある通り、人道的な国際救援活動における文民専門家の活用を検討するため、シリアに事前調査団を派遣した。また、同じく15年3月には、国連人権高等弁務官事務所（UNHCR）よりの要請を受け、イラクからの難民に対応すべく、テント1600人分を政府専用機でヨルダンに空輸した。（必要性）</p> <p>国内法制度の充実 国連PKO活動の実態や国内での議論も踏まえつつ、検討することとしている。</p> <p>（必要性） 国際的な議論への参加 国連PKO特別委員会に積極的に参加。要員安全問題や法の支配等について議論のとりまとめ役にあたっての主導的役割を務めた。（必要性） 過去の教訓を得るためのセミナー開催 平成14年9月に国連大学において行われたPKOに関する国際会議「国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）：報告と教訓」〔国連訓練調査研究所（UNITAR）、シンガポール政策研究所、日本国際問題研究所の共催〕の開催を支援。暫定行政機能を持った複合型PKOであるUNTAET展開終了の機会を捉え、その性格、経</p>

験を分析・研究し、国連および国際社会の将来のPKO展開のために教訓を提供、PKO改革に向けての一助とした。(有効性)

要員安全への取組

平成14年4月と10月に国連本部で開催された「要員安全条約の法的保護の範囲」を議題とする委員会において、条約の保護の強化・適用範囲の拡大を支持する立場から積極的に議論に参加するとともに、非締約国に条約の締結を呼びかけ、条約の効力を高める策を盛り込んだ国連総会決議案の共同提案国となった。また上記の通り、現場における要員の安全確保に努めている。(有効性)

PKO政策等への内外の理解の増進

国連PKO広報信託基金を活用し、PKO活動を広報するビデオを作成。また、我が国のPKO政策への理解を深めるためのパンフレットを作成。平成14年に内閣府が行った「外交に関する世論調査」によれば、約8割の回答者が現状程度またはそれ以上の積極的な参加に賛同。(効率性)

6. 備考

なし。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・我が方要人と国連関係者等との協議の記録
- ・国連代表部よりの報告
- ・「国際平和協力懇談会」最終報告(平成14年12月18日)
- ・内閣府「外交に関する世論調査」(平成14年)

1. タイトル：軍備管理・軍縮・不拡散

2. 評価責任者：総合外交政策局軍備管理軍縮課長 小笠原一郎
 総合外交政策局軍備管理軍縮課
 生物化学兵器禁止条約室長 伊藤 康一
 総合外交政策局軍備管理軍縮課
 通常兵器室長 進藤 雄介
 総合外交政策局軍備管理軍縮課
 兵器関連物資等不拡散室長 新井 勉
 総合外交政策局科学原子力課長 篠原 守

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

核軍縮を含む大量破壊兵器の禁止や規制ならびに核物質の管理に関する国際的な枠組みの強化、地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化、大量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制の強化の実施を通じて、軍備管理・軍縮・不拡散を実現する。

5. 評価

核軍縮、大量破壊兵器の分野では、核軍縮決議案の国連総会への提出、二国間および多国間レベルでの、NPT（核兵器不拡散条約）・CTBT（包括的核実験禁止条約）の署名・批准国の増加および核実験モラトリアム継続へ向けた様々な働きかけ、旧ソ連諸国、とくにロシアにおける非核化協力事業の推進、BWC（生物兵器禁止条約）強化のための各国との調整、CWC（化学兵器禁止条約）関連会議開催への資金支援、NPT体制を核物質管理の面から支え、NPT体制において必要不可欠な役割を担っているIAEA保障措置を強化するため「IAEA保障措置強化のための国際会議」の主催等、この分野における国際社会の取組に幅広くかつ着実に貢献した。

通常兵器のうち、地雷の分野では、国連機関等と協力して地雷除去や地雷による犠牲者のための支援を積極的に行うとともに、セミナー等の開催を通じてオタワ条約への締結働きかけを行い、未締結国の条約に関する理解を促進した。さらに、小型武器分野では、カンボジアにおける小型武器回収プロジェクト実施の決定、「小型武器セミナー」の開催等を通じ、地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化に貢献した。

不拡散分野では、大量破壊兵器およびその運搬手段の関連物資・技術にかかる国際的輸出管理レジームや、通常兵器および関連物資・技術にかかる輸出管理レジームの取組みに積極的に参加。アジア太平洋諸国を対象にしたミサイル不拡散・輸出管理セミナー等を開催するなど、国際的輸出管理体制の強化に大きく貢献した。また、我が国は、弾道ミサイル拡散防止についてのグローバルな規範である「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範（ICOC）」の策定に関する議論に積極的に参加し、とくに北朝鮮の弾道ミサイル計画を抑制していくことを念頭に種々の提案を行った。その結果、我が国が重要と考える諸点が盛り込まれる形でICOCは平成14年11月、正式に立ち上げられた。

軍備管理・軍縮・不拡散体制実現ために以上の施策を実施したことは効果的であった。

6. 有識者の意見等

・露外務省は、平成15年2月に合意された原子力潜水艦解体協力の推進について、日露行動計画等を実現する重要な一歩だと評価している。（15年2月14日付露外務省プレスリリース）

・モンレー国際研究所古川勝久主任研究員は、我が国の対露非核化支援について、軍縮、環境保全に加え核テロ防止の観点からも重要であると指摘し、今後の推進に期待を表明している。（平成15年1月8日付朝日新聞）

・平成14年11月のBWC運用検討会議再開会合における合意形成に際し、日本が一定の役割を果たしたことが評価された。（14年11月16日付朝日新聞）

・ ICOCについては、新聞各紙で弾道ミサイルの不拡散のための初めての規範が採択され、その弾道ミサイル拡散に対する抑制効果が期待されている旨報道。
・ 「IAEA保障措置強化のための国際会議」関連報道（平成14年12月10日付朝日新聞、14年12月11日付読売新聞、同日付朝日新聞）

評価シート B

【軍備管理・軍縮・不拡散】

1. 重点施策名	核軍縮を含む大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）の禁止や規制ならびに核物質の管理に関する国際的な枠組みの強化
2. 評価責任者	総合外交政策局軍備管理軍縮課長 小笠原一郎 総合外交政策局軍備管理軍縮課 生物化学兵器禁止条約室長 伊藤 康一 総合外交政策局科学原子力課長 篠原 守
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	
大量破壊兵器使用の脅威を削減し、国家間の緊張・不安定化や非国家主体によるテロを防止することによる、我が国およびその周辺地域や国際社会全体の平和と安全の確保	
(2) 手段	
核兵器不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の署名・批准国増加と核実験モラトリアム継続のための働きかけ 核軍縮決議案の国連総会への提出 旧ソ連諸国の非核化支援 生物兵器禁止条約（BWC）および化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化・強化 国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化・効率化	
5. 活動結果と評価	
NPT、CTBTの署名・批准国増加と核実験モラトリアム継続のための働きかけ (イ) NPTの加盟国増加のため以下を実施した。 ・4月の運用検討会議第1回準備委員会では我が国の核軍縮・不拡散の立場を包括的に記すと共に、キューバを含めた当時の未加盟国に加盟を呼びかける作業文書を提出。 こうした活動の効果もあり、第1回準備委員会が成功裏に開催されると共に、キューバが平成14年11月に加入し、よって、NPT体制の強化を目指す国際社会の取組みに積極的に貢献した。（有効性） (ロ) CTBTの署名・批准国増加と核実験モラトリアム継続の働きかけのため以下を実施した。 ・9月14日、川口外務大臣、豪、蘭外相を中心とするCTBT批准国の外相が、ニューヨークの国連本部において発行促進活動に積極的な国からなる「CTBTフレンズ」の外相会合を開催し、CTBTの可及的かつ速やかな署名・批准、核実験モラトリアム継続を要請する外相共同声明を発表。この声明には、当初、英、仏、露の3核兵器国を含む18か国が参加し、その後、50か国以上の外相の賛同を得た。 本会合の開催および声明の発出により、発効要件国を中心とする未署名・未批准国に対して、CTBTの早期発効を求める国際社会の強い政治的意思を示し、平成14年開催が見込まれる次回発効促進会議への橋渡しができた。（有効性）本会合開催以外にも、二国間（米、ベトナム、イラン、アルジェリア、中国、インド等）、多国間（ASEAN拡大外相会議、国連総会等）でハイレベルでのCTBT早期批准の働きかけを行った。また、国際監視制度（IMS）整備の一環として、国内に設置される10か所の監視施設の建設を順次始めると共に、CTBT国内運用体制を立ち上げた。 核軍縮決議案の国連総会への提出 核廃絶に向けた「現実的かつ漸進的」な取組を着実に継続し、核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指すため、核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を国連総会へ提出。ニューヨーク時間11月22日（日本時間23日）、国連総会本会議において、圧倒的多数（賛成156反対2棄権13）で採択された（なお我が国は、平成6年以降毎年核軍縮決議案を国連総会に提出し、国際社会の圧倒的支持を得てきている）。これにより、国際社会に対し、引き続き核軍縮の重要性および目指すべき方向性を示すことができた。（有効性） 旧ソ連諸国の非核化支援として以下を実施した (イ) 平成14年6月のカナナスキス・サミットでG8首脳により合意された大量破壊兵器不拡散のための取組みである「G8グローバル・パートナーシップ」	

<p>の下で、我が国は、ロシアにおける非核化事業に対し当面2億ドル余りの資金貢献を行うこと（うち1億ドルは余剰プルトニウム処分）を表明した。</p> <p>(ロ) 日露非核化協力委員会の下での協力を加速化するため、平成15年1月の小泉総理訪露の際に、事業実施メカニズムを強化することで合意されたことを受け、15年2月、モスクワにて日露非核化協力委員会の意志決定機関である総務会が開催され、総務会の下にプロジェクト推進のための実施タスクフォースが設置された。同時に早期に極東ロシアにおけるヴィクター級原潜解体プロジェクト実施に着手すること等が決定された。これにより、本件協力の具体的成果へ向けた第一歩を踏み出すことができた。(有効性)</p> <p>BWCおよびCWCの普遍化・強化のため、以下を実施した。</p> <p>(イ) 平成14年11月のBWC締約国会合において条約強化のための今後の作業計画について合意を達成するため各国との調整に努めるなど実質的な貢献をした。</p> <p>(ロ) CWCの普遍化・強化に向けては、平成14年6月に行われたCWCに関する太平洋地域ワークショップ開催に資金支援するなど、アジア・太平洋地域でのCWC普遍化促進に努力した。</p> <p>なお、CWCの批准国は、平成14年12月に批准したタイを含めて151か国になった。(有効性)</p> <p>IAEAの保障措置の強化・効率化</p> <p>平成14年12月東京において追加議定書の締結促進等を通じた「IAEA保障措置強化のための国際会議」を主催した。この国際会議には、IAEAの保障措置を強化することに関心を有する加盟国を中心に世界36か国から核不拡散や原子力の平和利用を担当する局長レベルの代表等総82名が参加し、これまで地域毎に開催されてきた追加議定書締結促進のための会議の集大成として評価された。(有効性)</p>
6. 備考
なし。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等
<ul style="list-style-type: none"> ・日露非核化協力委員会第16回総務会に関する露外務省プレスリリース（平成14年2月） ・太平洋地域ワークショップに関するOPCW（化学兵器禁止機関）プレスリリース（平成14年6月） ・IAEA保障措置強化のための国際会議議長サマリー ・新聞報道等

評価シート B

【軍備管理・軍縮・不拡散】

1. 施策名	地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化
2. 評価責任者	総合外交政策局軍備管理軍縮課通常兵器室長 進藤雄介
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	埋設された対人地雷や過度に蓄積された小型武器の問題を解決することにより、紛争後の国・地域の復興開発、平和構築に貢献し、その地域や国際社会全体の安定の確保
(2) 手段	地雷除去等への協力および地雷による犠牲者に対する支援 オタワ条約（対人地雷禁止条約）の締結働きかけ 小型武器非合法取引防止に向けた措置への国際協力と支援 小型武器回収プロジェクトの実施
5. 活動結果と評価	地雷除去等への協力および地雷による犠牲者に対する支援。 アフガニスタンにおいては、平成14年1月に1540万ドルと、10月に486万ドルを国連開発計画（UNDP）に、15年3月に、378万ドルを国連地雷対策サービス部（UNMAS）に拠出し、地雷除去、地雷回避教育、犠牲者支援を実施している。 オタワ条約（対人地雷禁止条約）の締結働きかけ。 主にアジア太平洋の条約未締結国に働きかけを行い、これらの国の条約に対する理解を促進した他、アフガニスタンが条約を締結した（平成14年9月11日）。（有効性） 小型武器非合法取引防止に向けた措置への国際協力と支援。 国連の枠組みとしては、平成15年7月に開催される国連小型武器中間会合の議長国に内定し、国際社会においてイニシアティブをとって取り組んでいる。また、15年1月には、東京において「太平洋諸国小型武器セミナー」を主催し、2月には、インドネシアにおいて「インドネシア小型武器セミナー」を国連およびインドネシア政府と共催して実施した。 小型武器回収プロジェクト 二国間協力（ODA）の枠組みにより、カンボジアにおいて小型武器回収プロジェクトを実施することを決定（4億5000万円）。
6. 備考	なし。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	なし。

評価シート B

【軍備管理・軍縮・不拡散】

1. 施策名	大量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制の強化
2. 評価責任者	総合外交政策局軍備管理軍縮課 兵器関連物資等不拡散室長 新井 勉
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	大量破壊兵器・ミサイル等の国際的・地域的な拡散防止体制を強化することにより、我が国の安全保障環境を向上させるとともに、アジア地域および国際社会の平和と安定へ貢献する
(2) 手段	国際的輸出管理レジームの強化 弾道ミサイルの拡散防止・抑制に資する国際的な規範作りへの貢献およびそれへの参加国を増やすための努力 アジア太平洋諸国・地域、とくにASEAN諸国を対象とする二国間の働きかけやミサイル不拡散、輸出管理セミナー等の開催
5. 活動結果と評価	<p>国際的輸出管理レジームの強化</p> <p>(イ) 大量破壊兵器およびその運搬手段の関連物資・技術にかかる国際的輸出管理レジーム〔原子力供給国グループ (NSG)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)〕においては、テロ対策も視野に入れたガイドラインの改正ないし採択が行われ、また、規制品目・技術リストの改正が行われた。我が国はリスト改正にかかわるこれらの採択に貢献し、また新たな提案を行い、採択された (AGは生物剤の輸出管理強化)。この結果、大量破壊兵器および運搬手段の不拡散のための国際的輸出管理協調の枠組みは、相対的に強化されてきているといえる。(有効性) また、在ウィーン国際機関日本政府代表部は、NSGロンドン・ガイドライン・パート2の連絡事務局を務めており、NSGの運営に積極的に貢献。</p> <p>(ロ) 通常兵器および関連物資・技術にかかる国際的輸出管理レジームであるワッセナー・アレンジメント (WA) においては、我が国は従来より武器移転の透明性拡大を主張。</p> <p>平成14年の総会では、小型武器輸出に関し、各国が守るべき慣行を示したベスト・プラクティス・ガイドライン採択に合意、武器輸出規制の強化が図られた。(有効性)</p> <p>弾道ミサイルの拡散防止・抑制に資する国際的な規範作りへの貢献およびそれへの参加国を増やすための努力</p> <p>我が国は、弾道ミサイル拡散防止についてのグローバルな規範である「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範 (ICOC)」の策定に関する議論に積極的に参加し、とくに日本の安全保障に直接影響を与える北朝鮮の弾道ミサイル計画を抑制していくことを念頭に、種々の提案を行った。また、オーストラリア、韓国とともに、アジア諸国に対し、ICOCに参加するよう働きかけを実施。</p> <p>その結果、我が国が重要と考える諸点が盛り込まれた形で、ICOCは、平成14年11月、オランダのハーグで行われた立ち上げ会合にて93か国の参加を得て正式に立ち上げられた。(有効性) 先進国を中心とした輸出管理協調によるミサイル不拡散の実効性も完全ではないため、弾道ミサイル不拡散に関し、各国が守るべき原則ととるべき措置を明示した初めての国際的規範であるICOCが立ち上げられたことはミサイル不拡散のための輸出管理レジームを通じた既存の取組を補完するものとして重要な意義がある。</p> <p>アジア太平洋諸国・地域、とくにASEAN諸国を対象とする二国間の働きかけやミサイル不拡散、輸出管理セミナー等の開催</p> <p>中央アジアおよび東南・東アジア諸国を対象としたNIS (旧ソ連新独立国家) 輸出管理セミナーおよびアジア輸出管理セミナーをそれぞれ平成15年1月、2月に開催。前者については、NIS諸国5か国10名、後者についてはアジア15か国・地域から34名の参加を得て、参加国の輸出管理実務能力の向上に資する様々なプログラム (講義、各国参加者による発表、グループ討論、企業視察等) を実施。</p>

中国、シンガポール、韓国においては、平成14年に輸出管理強化のための関連法が整備されるなど、我が国を含む先進国によるキャパシティ・ビルディング活動がアジア各国における輸出管理に関する関心・実務能力の向上につながってきていると言える。(有効性)

6. 備考

(今後の課題)

・我が国は、近隣地域であるアジア諸国の不拡散に対する取組み強化を重視。今後ともとくに同地域を対象にICOCへの参加等、不拡散に対するコミットメントを一層強めるよう、様々な場を利用して積極的に働きかけを継続する必要がある。

・一部アジア諸国において見られた輸出管理法整備の動きが、今後より多くのアジア諸国において実現するようアジア輸出管理セミナーを通じ、アジア各国に働きかけていく。

・平成15年は、WAの機能見直し年であり、我が国として武器および汎用品分野の双方におけるWA機能強化を主張していく。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

・『我が国の軍縮外交』(〔財〕国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター)

評価シートA

【原子力の平和的利用および科学技術分野での国際協力】

1. タイトル：原子力の平和的利用および科学技術分野での国際協力

2. 評価責任者：総合外交政策局科学原子力課長 篠原 守
総合外交政策局科学原子力課国際科学協力室長 山元 毅

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

原子力平和利用のため国際協力の推進、原子力安全・研究開発等に関わる国際協力の推進、外交と科学技術の連携の実施を通じ、原子力の平和的利用および科学技術分野での国際協力を実現する。

5. 評価

原子力平和利用の分野では、二国間原子力協定に基づいた、原子燃料物質の円滑な調達・移転の枠組みを確保することにより、我が国における原子燃料物質の平和的利用へのコミットメントを示すとともに、移転先における原子燃料物質の平和利用を確保することができている。また、各協定に基づき二国間の原子力協定を実施することにより有益な意見交換も行われている。さらに、欧州原子力共同体（EURATOM）との原子力協定締結に向けた作業の促進、IAEA・アジア原子力地域協力協定枠組み内での取組みに積極的に関与および貢献している。

原子力安全、研究開発等の分野では、原子力安全条約の履行を通じ、原子力安全の管理のレベルの国際的な向上の達成に向けて努力するとともに、放射性廃棄物等安全条約の早期締結に向け、国内法の調整を行い、平成15年3月、同条約は、条約提出閣議を了し、国会に提出された。また、我が国は、各国に対する働きかけを通じ、両条約の国際的な締結・履行促進に向けた貢献も積極的に行っている。

科学技術分野では、国際科学技術センターへの資金貢献を通じ、旧ソ連諸国の大量破壊兵器関連研究者・技術者の再教育を支援するとともに、国際宇宙基地協力の枠組みでの取組みを通じ、多極との意思疎通、円滑な協力の促進に貢献した。また、国際熱核融合実験炉計画においては、青森県六ヶ所村にその実験炉の建設地を誘致することを目指し、関係諸国に対し、様々な働きかけを行っている。二国間レベルにおいても、二国間科学技術協定に基づく会合を米、英、仏、独、韓、伊等とそれぞれ実施。その結果、政府間で科学技術協力の重点分野が確認され、具体的な効力案件の実施が検討あるいは合意された。

原子力の平和的利用および科学技術分野での国際協力の実現にとって、以上の施策を実施したことは効果的であった。

6. 有識者の意見等

日刊工業新聞(平成15年1月14日付および2月20日付)、日本経済新聞(15年2月20日付)は、「核融合炉開発への決意」、「世界の先達を目指して取り組み」、「ITER^[注]誘致への予算措置で決断を」との標題の下で、国際熱核融合実験炉計画の我が国の取組を評価する報道を行っている。

[注]ITER=日本、EUおよびロシアが共同で取組んでいる熱核融合研究開発活動

評価シート B
【原子力の平和的利用および科学技術分野での国際協力】

1. 重点施策名	原子力平和利用のための国際協力推進
2. 評価責任者	総合外交政策局科学原子力課長 篠原 守
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	我が国のエネルギー安定供給を確保する上での、原子力の平和利用分野での二国間および多国間協力の推進および不拡散体制の強化。地域的枠組による原子力科学技術の研究・開発協力を通じた原子力平和利用の促進
(2) 手段	<p>二国間原子力協定に基づく協力の推進</p> <p>原子力協定に基づく二国間原子力協議の実施・促進</p> <p>欧州原子力共同体との原子力協定締結に向けた作業の促進</p> <p>国際原子力機関（IAEA）・アジア原子力地域協力協定への積極的関与および貢献</p>
5. 活動結果と評価	
<p>二国間原子力協定に基づく協力の推進</p> <p>二国間協定に基づき、原子燃料物質の円滑な調達・移転の枠組みを確保することにより、我が国の原子燃料サイクルの円滑な実施、ひいては我が国のエネルギーの安定的な供給に資することが可能となっている。さらに、二国間協定に基づき移転を実施することにより、我が国における原子燃料物質の平和利用へのコミットメントを示すとともに、相手先国における我が国が供給した原子燃料物質の平和利用を確保することができている。（有効性）</p> <p>また、下記の通り、各協定に基づき二国間の原子力協議を実施することにより、有益な情報交換を実施している。</p> <p>原子力協定に基づく二国間原子力協議の実施・促進</p> <p>(イ) 日米協定の円滑な実施という目的のため、平成14年4月に東京で協議を行い、協定の運用および両国の原子力政策・原子力協力につき相互に認識を深めることができた。今次協議は、8年に行われて以来のものであり、両国間で原子力資機材が継続的・安定的に移転されてきたことを確認すると共に、高浜原子力発電所用混合酸化物（MOX）燃料の英国への返還輸送や核物質防護など重要な政策対話の場を提供した。（有効性）</p> <p>(ロ) 日豪協定の円滑な実施という目的のため、平成14年8月に東京で協議を行い、協定の運用および両国の原子力政策・原子力協力につき認識を深めることができた。ほぼ年1回のペースで行われており、北朝鮮における保障措置適用問題やIAEA保障措置など政策対話の場となった。（有効性）</p> <p>(ハ) 日韓協定の円滑な実施という目的のため、平成14年10月に東京で協議を行い、協定の運用および両国の原子力政策・原子力協力につき認識を深めることができた。今次協議は、アジアにおける原子力安全や放射性物質の輸送など隣国同士である両国が利害を有する諸問題を議論する場を提供した。（有効性）</p> <p>欧州原子力共同体（EURATOM）との原子力協定締結に向けた作業の促進</p> <p>平成14年2月に仮署名を行って以来、EURATOMの間では協定案文を確定するための交渉を、国内的には関係政府機関との調整を続けてきた。この結果、協定案文については、最終合意できる寸前にまで調整が進展した。</p> <p>EU諸国との間で核不拡散体制を強化することおよび原子力資機材の円滑な移転を確保することを重視する我が国にとって、上記の進展は、本協定の早期締結に向けた我が国の努力の証となった点で有効であった。</p> <p>IAEA・アジア原子力地域協力協定への積極的関与および貢献</p> <p>IAEA・アジア原子力地域協力協定第3次延長協定を受諾したほか、平成14年3月の第30回政府代表者会合、14年9月の第30回IAEA・アジア原子力地域協力協定総会への出席したことにより、我が国のアジア地域での原子力の平和利用促進（技術協力）への決意を表明できたことは有意義であった。また、我が国で右枠組みにおいての国内プロジェクト（医療分野での研修：14年6月他）を実施した。</p>	
6. 備考	
(今後の課題)	

<p>二国間原子力協定に基づく協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、原子力資機材の円滑な移転を実施できる枠組みを確保する。 <p>原子力協定に基づく二国間原子力協議の実施・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長らく原子力協議を実施していない国との間の協議を早急に復活させること ・原子力協議における議論・合意を適切かつ迅速にフォローアップすること。 <p>EURATOMとの原子力協定締結に向けた作業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ早い署名および締結に向け努力する。
<p>7. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>
<p>なし。</p>

評価シート B

【原子力の平和的利用および科学技術分野での国際協力】

1. 重点施策名	原子力安全、研究開発等に関わる国際協力の推進
2. 評価責任者	総合外交政策局科学原子力課長 篠原 守
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	原子力施設からの放射線の効果的な防護、ならびに放射性廃棄物および使用済み燃料の安全な管理の促進を通じた、高い水準の原子力の安全を世界的に確保・維持するための国際的な体制の強化。
(2) 手段	原子力安全条約の履行および放射性廃棄物等安全条約の早期締結 原子力安全条約および放射性廃棄物等安全条約の国際的な締結・履行促進に向けた積極的な関与と貢献
5. 活動結果と評価	原子力安全条約の履行および放射性廃棄物等安全条約の早期締結。 平成14年4月に開催された原子力安全条約第2回締約国会合に我が国からも出席し、各国の原子力安全の状況につきピアレビューを行った。これを通じて、条約の目的である、原子力安全の管理のレベルの国際的な向上の達成にむけて、我が国のみならず各国共努力していることが確認された点で、有意義であった。 (有効性) 放射性廃棄物等安全条約については、条約締結のための国内法の調整を終了し、平成15年3月、条約提出閣議を了し、国会に提出された。 原子力安全条約および放射性廃棄物等安全条約の国際的な締結・履行促進に向けた積極的な関与と貢献。 上記2条約とも、我が国は、各国に対して種々の場を通じて、締結を働きかけるなど、積極的に取組んできており、原子力の安全を世界的に確保・維持するための国際的な体制の強化に寄与した。(有効性)
6. 備考	(今後の課題) 放射性廃棄物等安全条約については、平成15年11月の第1回締約国会合に出席すべく早期締結を目指す。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	なし。

評価シート B
【原子力の平和的利用および科学技術分野での国際協力】

1. 重点施策名	外交と科学技術の連携
2. 評価責任者	総合外交政策局科学原子力課国際科学協力室長 山元毅
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	外交を通じた科学技術に関する各国との共同作業ないし交流促進・強化 国際科学技術センター（ISTC）の枠組みにおける科学技術の活用を通じた軍縮・不拡散等の外交目的の達成
(2) 手段	多国間協力〔ISTC、国際宇宙基地協力（ISS）、国際熱核融合実験炉（ITER）〕の実施 二国間協力（米、英、仏等との科学技術協力に基づく二国間協議等）の実施
5. 活動結果と評価	
多国間協力	
(イ) ISTC	限られた予算の範囲内で旧ソ連圏の大量破壊兵器関連研究者・技術者の自立につながる可能性の高いプロジェクトを支援するとともに支援プロセスで重要な役割を果たしている事務局に対しても支援した（約107万5000ドル）結果、事務局のスムーズな運営および研究者・科学者の自立に向けての貢献に役立った。（有効性）
(ロ) ISS（継続中）	国際宇宙基地協力には長期的な協力関係が不可欠となるが、スペースシャトル・コロンビア号の事故等による様々な事情の変化に柔軟に対応すべく、頻繁に参加国会議を開催、協議を行っている。我が国はこれらの協議に積極的に参加し、他極との意思の疎通、円滑な協力の促進などに貢献している。
(ハ) ITER	核融合エネルギーの実現可能性実証を目的とするITER計画は、現在関係国との間で国際交渉を精力的に行っている。政府は青森県六ヶ所村にその実験炉の建設地を誘致することを目指し、関係諸外国に対し様々な働きかけも同時に行っている。
二国間協力	
(イ) 二国間科学技術協定に基づく会合を米、英、仏、独、韓、伊等との間でそれぞれ開催した。その結果、政府間で科学技術協力の重点分野が確認され、具体的な協力案件の実施が検討、あるいは合意された。これら会合の開催の結果、各国との間で一層の協力が推進された。（有効性）	
(ロ) EUとの間での科学技術協力協定締結に向けて交渉を開始した。締結により、日・EU間の共同研究、研究交流が一層推進されることが期待される。	
6. 備考	
(今後の課題)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISTCについては、民間企業が参加するパートナーシップ・プログラムへの日本からの参加を奨励することでさらに活発化していく。 ・ ITERについては、実験炉の建設地の誘致活動にさらに力を入れる。日本は世界の核融合学会において主要な役割を果たしており、今後もこの計画において積極的な役割を果たしていけるよう外務省としても取り組んでいく。 ・ ISSについては、スペースシャトルの事故等、事情の変化による計画の変更についての影響が最小のものとなるよう、引き続き参加国間で協議を行い、円滑な協力を深化させていく。 ・ 二国間科学技術協力については科学技術協力協定下の政府間会合の活性化及び会合結果の着実なフォローアップに努める。 ・ EU等との新規科学技術協力協定の締結に向けた交渉を継続する。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	なし。

1. タイトル：国際経済

2. <u>評価責任者</u> ：経済局総務参事官	高原 寿一
経済局国際経済第一課	
自由貿易協定・経済連携協定室長	八幡富美雄
経済局国際経済第一課長	新美 潤
経済局海洋室長	川真田一穂
経済局国際経済第一課	
アジア欧州協力室長	菊田 豊
経済局国際経済第二課長	道上 尚史
経済局漁業室長	伊藤 嘉章
経済局国際エネルギー課長	片山 和之
経済局開発途上地域課長	井出 敬二
経済局国際機関第一課長	佐藤 地
経済局国際機関第一課	
サービス貿易室長	下川真樹太
経済局国際機関第一課	
世界貿易機関紛争処理室長	杉山 明
経済局国際機関第二課長	加藤 元彦

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画、重層的な経済関係の強化・有効活用、国際経済の新たな諸課題への効果的対応、国際経済の伝統的な諸課題への効果的対応を通じ、我が国の経済面での国益の保護・増進に努める。

5. 評価

WTO新ラウンドについては、東京で非公式閣僚会合を主催する等、各分野での交渉進展に尽力した。交渉の進展状況については、加盟国間の意見の隔たりの結果として当初想定された通りの進展は得られていない分野もあるが、G8やOECDを通じた先進国との協調、貿易関連キャパシティ・ビルディングの実施や一般特恵関税制度の改善を通じた途上国との関係強化を通じ、グローバルな国際経済の枠組みの方向付けに貢献した。また、日・EU行動計画の実施・発展、APECやASEMへの参画、経済連携協定への対応、日本企業支援等を通じ、地域経済協力の枠組みについても、その方向付けに寄与した。

マネー・ロンダリング（資金洗浄）、テロ資金対策、IT（情報通信技術）への対応等の国際経済の新たな諸課題や、エネルギー、食糧問題、捕鯨・漁業、海洋問題航空等の伝統的な諸課題についても、それぞれ関連する国際機関や地域機関への参画や二国間での働きかけ等を通じ、我が国の利益の保護・増進に貢献することができた。

6. 有識者の意見等

平成15年4月7日に行われた有識者懇談会にて以下のような意見を聴取した。

「外務省には、対外的調整はもとより、官民双方の声を吸い上げつつ省庁間および利益団体間の総合的調整を行うことを期待する。その際、声の大きなセクターの立場を代弁し、経済交渉における国民全体の利益から逸脱することになってはいけない。その意味で、外務省には、たとえば、外国人弁護士規制緩和問題に見られたように、国民の立場に立って、カウンターバランスの役割を果たすことを期待する。他方、経済局は、多数国間の問題ばかり取り上げ、地域協力や二国間協力に十分な注意を払っていないようにも見受けられ、改善の余地がある。」

1. 重点施策名	グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画												
2. 評価責任者	<table border="0"> <tr> <td>経済局総務参事官</td> <td>高原 寿一</td> </tr> <tr> <td>経済局開発途上地域課長</td> <td>井出 敬二</td> </tr> <tr> <td>経済局国際機関第一課長</td> <td>佐藤 地</td> </tr> <tr> <td>経済局国際機関第一課サービス貿易室長</td> <td>下川真樹太</td> </tr> <tr> <td>経済局国際機関第一課 世界貿易機関紛争処理室長</td> <td>杉山 明</td> </tr> <tr> <td>経済局国際機関第二課長</td> <td>加藤 元彦</td> </tr> </table>	経済局総務参事官	高原 寿一	経済局開発途上地域課長	井出 敬二	経済局国際機関第一課長	佐藤 地	経済局国際機関第一課サービス貿易室長	下川真樹太	経済局国際機関第一課 世界貿易機関紛争処理室長	杉山 明	経済局国際機関第二課長	加藤 元彦
経済局総務参事官	高原 寿一												
経済局開発途上地域課長	井出 敬二												
経済局国際機関第一課長	佐藤 地												
経済局国際機関第一課サービス貿易室長	下川真樹太												
経済局国際機関第一課 世界貿易機関紛争処理室長	杉山 明												
経済局国際機関第二課長	加藤 元彦												
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日												
4. 概要													
(1) 目的													
G8、OECD等を通じた他の先進国や利害、関心の近い国々等との政策協調、WTO新ラウンド交渉の積極的推進等を通じた、WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化													
(2) 手段													
<p>主要国首脳会議の準備プロセスへの積極的参画他 WTO新ラウンド交渉への参画、新規加盟交渉の促進、途上国の貿易関連人材育成、貿易環境の改善、紛争処理手続きの適切な運用等 OECDの活動への積極的関与、OECDの活動の我が国への還元、OECD非加盟国活動の支援・促進 一般特惠関税制度の改善、途上国の人材育成支援、国連貿易開発会議（UNCTAD）における我が国の途上国支援の効果的アピール （注 なお、実施計画に記載された本件施策の12手段を上記 ～ にとりまとめた。）</p>													
5. 活動結果と評価													
<p>主要国首脳会議の準備プロセスへの積極的参画他 国際社会の直面する種々の最重要課題（マクロ経済の安定的運営、途上国の開発問題、地球規模の問題、テロ対策、地域情勢への適切な対応）の対処に当たりG8の果たす役割は引き続き極めて大きく、我が国として右に積極的に参画していく必要がある。（必要性）平成14年6月に開催されたG8カナナスキス・サミットにおいても、その準備プロセスを含めG8各国との積極的な協力・協調に努めた結果、テロ対策、開発を含む世界経済、アフリカおよび地域情勢につき首脳間で自由かつ率直な意見交換が行われ、テロ対策、教育を含む開発、アフリカ支援など我が国にとっても関心の深い課題に関して具体的な成果を産み出すことができた。</p> <p>WTO新ラウンド交渉への参画他 (イ) 平成14年1月に開始されたドーハ開発アジェンダ交渉（以下「ラウンド交渉」）全体を進めていくため、各交渉での交渉進展に尽力。しかしながら、分野によって交渉の進展状況にばらつきが見られ、全般的には依然として加盟国の意見の隔たりは大きいため、当初予期された交渉の進展はなく、また、途上国に対する特別かつ異なる待遇（S&D）、実施問題、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）、医薬品アクセス問題といった重要な問題の解決期限（14年12月末）を遵守できていない。</p> <p>(ロ) WTO加盟交渉については、我が国にとって重要性の高い国の加盟が我が国の利益増進につながるとの観点から、これら重要国との二国間交渉の加速化、加盟候補国に対する能力開発のための技術支援を実施してきた。（必要性）その過程において、たとえば、ロシアとの間では、同国の国内法の整備や自由化の進展に我が国の意向（貿易の技術的障害に関する法案や鉱工業品の関税）を反映し、ベトナムとの間では目に見える形での協力関係（交渉促進のための技術支援）が結実した。（有効性）</p> <p>(ハ) 途上国が多角的貿易体制に統合されることは、ラウンド交渉の進展、世界全体の調和的な発展だけでなく、我が国の貿易拡大にもつながることから、我が国は積極的に貿易関連キャパシティ・ビルディング（CB：途上国が多角的自由貿易体制に統合されるために必要な能力構築支援）を実施。（必要性）我が国は、WTOの信託基金への拠出（多数国間）、各種セミナー、人材育成の拡充（二国間）、戦略的APEC計画による人材育成（アジア・大洋州地域）と、</p>													

複合的かつ重層的なCBを実施。これらの結果として、CB不足を理由に、途上国が新ラウンド交渉の進展に後ろ向きな姿勢をとる現象は見られなくなったことは大きな前進。(有効性)

(二) 世界各国の貿易政策を定期的に見直していく貿易政策レビュー・メカニズム(TPRM)制度を通じて、我が国は、これら諸国の今後の貿易政策の展望に関する情報を得ることができ、今後のラウンド交渉で、具体的な貿易制限の撤廃や関税率の引き下げ等を求めていくための重要な基礎となった。(必要性) また、我が国の貿易政策に関しては、現在進められている我が国の構造改革の状況や自由貿易協定を含めた我が国の貿易政策についての数多くの質問(約400)に回答を行うことを通じ、貿易政策の透明性の向上および理解の促進につながった。(有効性)

(ホ) 我が国はWTO加盟国の中で起こる貿易問題について、二国間の協議で解決できない場合には、WTOの紛争解決制度に従った解決を重視している。我が国が当事国となっている紛争案件に関し、手続きが進行中のものについて、適切に対応すると共に、紛争解決機関の勧告が出されたものについては、その実施による問題の最終的な解決に努めた。国際貿易紛争の有効な解決手段として国際社会に認知されたWTO紛争解決制度を適切に運用することにより我が国の利益増進、多角的貿易体制の強化に貢献し、国際ルールに則り有効に問題が解決された。(有効性)

OECDの活動への積極的関与他

(イ) OECDの各種委員会活動に積極的に関与すると同時に、OECDの組織改革などの議論を本格化すべく積極的に働きかけを行ってきた。その結果、本問題の重要性につき他のOECD加盟国との認識も深まり、今後具体的なアクションに向けて一層の進展が見込まれる。これはOECDが今日の要請により迅速に対応するために必要な措置である。(必要性)

(ロ) 毎年行われている対日経済審査を行うとともに、OECDが日本国内で主催した公開シンポジウム(OECD事務総長他内外の有識者が出席)を側面支援することなどを通じて、OECDの知見を国内に還元することができた。(有効性) 特惠関税制度の改善他

開発途上国、中でも後発開発途上国(LDC)への貿易を通じた支援策として、農水産品を中心に一般特惠関税の大幅な拡大(約120品目)およびLDCへの無税・無枠措置の拡大(約200品目)を平成15年4月から実施する予定。これに関する関税・貿易為替等審議会の答申が出た際に、一般特惠関税の受益国(LDC含む)政府および在京大使館に対する広報活動を行った。

6. 備考

(今後の課題)

- ・ G8首脳会合およびその準備過程における我が国の影響力を増進すべく、議長国との緊密な連携の下、引き続き積極的に政策を提言し、かつ、協調行動の率先に努める。
- ・ 今後、WTO体制を中心とする多角的貿易体制の推進、および、同体制の中での我が国の利益増進・保全のため、交渉のキー・プレイヤーとしてラウンド交渉を主導し、期限通りの交渉妥結に向けた最大限の努力傾注が必要。
- ・ OECDをより効率的・効果的な組織とすべく、主要国と協力しつつ、OECDの改革の議論を推進する必要がある。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

なし

1. 重点施策名	重層的な経済関係の強化・有効活用
2. 評価責任者	経済局総務参事官 高原 寿一 経済局国際経済第一課 自由貿易協定・経済連携協定室長 八幡 富美雄 経済局国際経済第一課長 新美 潤 経済局国際経済第一課 アジア欧州協力室長 菊田 豊 経済局開発途上地域課長 井出 敬二
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	
欧州連合（EU）を始めとする欧州諸国との経済関係の一層の緊密化。アジア太平洋経済協力（APEC）やアジア欧州会合（ASEM）等を通じた我が国にとって好ましい方向に向けたアジア太平洋地域における協力およびアジア欧州間における協力の推進。グローバルな国際経済の枠組みを補完・強化するものとしての地域経済協力の枠組みの強化	
(2) 手段	
日・EU行動計画の実施・発展、日・EU規制改革対話の促進 日本企業支援の強化、在外公館企業支援窓口の活用 欧州各国との二国間経済関係の強化および協力案件の推進 貿易円滑化、経済・技術協力等を通じたAPECプロセスの活性化 ASEMの特性を踏まえた対応、ASEM調整国としての両地域間の関係強化促進、セミナーの日本開催を含む個別イニシアティブ等への適切な対応 シンガポールとの経済連携協定の早期発効に向けた作業の推進 地域貿易協定等への対応につき省内外（アジア大洋州局）との緊密な意見交換 （注 実施計画に記載された本件施策の10の手段を上記 ～ にとりまとめた。）	
5. 活動結果と評価	
日・EU行動計画の実施・発展他 日・EC相互承認協定の本格的運用の開始、日・EU規制改革対話の実施、日・EC独占禁止協力協定締結の仮署名の結果、企業負担および投資に係る障害を軽減し、日欧間の投資・貿易促進に努めた。（有効性・必要性） 経済・貿易関係および市民社会の連携強化のため、欧州委員会関係者等から計14名を招へいし、日・EU消費者団体対話の開催を支援し、その結果、政策関連情報を収集し、市民間交流、日・EU政策協調の基盤を強化した。（必要性・有効性） 日本企業支援の強化他 日・EU規制改革対話における在欧日本企業の意見を反映させる形でのEU側への申し入れ、在外公館から現地政府への申し入れ等を行い、その結果、日本企業の問題除去、事業活動上の利益保護に貢献した。（有効性） 全般には、赴任前研修や訓達等を通じて在外公館の意識向上を図るとともに、企業側に対してはアンケート調査を実施して要望の把握と在外公館企業支援窓口の活用をすすめた。また、日本企業の利益に係る問題の解決や改善のため、在外公館から現地政府や当局に対し適宜働きかけを行う等の支援を行った。（有効性） 欧州諸国との二国間経済関係の強化他 経済問題の予防・解決のため、日・EU規制改革対話、二国間会談や在外公館から現地政府への申し入れ等を行った。（有効性・必要性） 右を通じ、BSE対策等の国際協調および在欧日本企業の利益擁護を推進。（有効性） 経済関係拡大のため、官民の各種対話、関係要人の招へい等により貿易、投資のさらなる拡大の基盤を強化した。（有効性） APECプロセスの活性化 APECプロセスの活性化のため、貿易円滑化等APECが地域の貿易・投資や経済・技術協力の促進のため独自の貢献が可能な分野において、我が国よりメキシコ・ロス・カボスでの首脳・閣僚会議における具体的成果となるよう積極的に提案した。その結果、たとえば貿易円滑化においては、具体的行動および措置を盛り込んだ「貿易円滑化行動計画」が首脳会議で採択され、貿易円滑化分野でのAPECの取組みの具体的な方向性を示すことができた。（有効性） ASEMの特性を踏まえた対応他	

首脳、外相および経済閣僚会合の他、新たに環境大臣、移民管理大臣会合等に対処するため、省内外と積極的に協力し、我が国のプレゼンスを確保した。(必要性) また、調整国に就任後、他の調整国と連絡を密にしASEMプロセス遂行に努力した。(効率性) さらに、会合等の調整の他、関係国担当者と対話を繰返し、アジア欧州間の関係強化に努めた。(有効性) 日本開催分を含めイニシアティブに積極的に関与し適宜フォローすることで、プロセスの実効性を高め今後の会合に反映できるよう努力した。

シンガポールとの経済連携協定の早期発効に向けた作業の推進

我が国とシンガポールとの間の経済連携協定については、平成14年1月に両国首脳により署名されたことを受け、通常国会での承認に向けた作業を進め、5月に国会で承認された。また国内関係法令の整備を行い、11月30日、本協定は、我が国にとって初めての自由貿易協定(FTA)として発効した。(有効性)

地域貿易協定等への対応について省内外との緊密な意見交換

国民的政策討議に資するための政策イニシアティブとして、「日本のFTA戦略」を公表したところ、反響も多く、省内外との意見交換も深まり、政策的検討の進展に貢献した。総合戦略の策定や統一的対応の確保等の観点から省内の取組体制を強化するため、自由貿易協定・経済連携協定推進本部および自由貿易協定・経済連携協定室を設置し、横断的な観点からの政策的検討や作業をより活発化できた。(有効性) 日本にとり戦略的優先性の高い東アジアを含む各国・地域との各種取組を積極的に進めるため、省内のアジア大洋州局、関係省庁、民間等との緊密な意見交換を続け、各国・地域との協議・交渉が進展した。(有効性)

6. 備考

(今後の課題)

- ・日・EU経済関係の強化を図る上では、(a)首脳協議、閣僚協議、ハイレベル協議、規制改革対話等各レベルにおける日・EU間の協議の開催、(b)日・EU間の二国間協定の締結および運用、(c)各種レベルでの日・EU間での人的交流の推進等を通じて日・EU間の双方向の貿易・投資関係の拡大に努めていくことが必要である。
- とくに、欧州における日系企業のビジネス環境改善を通じた欧州進出日本企業支援、あるいは、欧州諸国の成功例を参考にしつつ対内投資促進の措置の検討、実現のため一層努力していくことが必要である。
- ・日本企業支援の強化に向け、引き続き在外公館の意識の向上を図る。
- ・ASEMについては、第5回首脳会合およびそれまでの各種閣僚級会合において、調整国として円滑な活動を目指すとともに、アジア側の指導的役割を果たす。
- ・地域貿易協定等に関しては、国内生産の競争力が必ずしも高くなく自由化の影響が大きい品目の扱いや、人の移動といった分野についての国民的政策討議が不可欠であり、今後も省内外との緊密な意見交換を続け、国民的な政策討議を一層喚起しつつ、政府の政策的検討や作業を一層進展させていく必要がある。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・「日本のFTA戦略」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy.html>)

1. 重点施策名	国際経済の新たな諸課題への効果的対応
2. 評価責任者	経済局国際経済第二課長 道上 尚史 経済局国際機関第二課長 加藤 元彦
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	マネー・ロンダリング（資金洗浄）、テロ資金対策、ITなど新たな課題についても積極的に関与し、貢献する
(2) 手段	マネー・ロンダリング（資金洗浄）対策のための国内体制整備の促進、他国によるマネー・ロンダリング対策およびテロ資金対策を促進 国際民間航空の発達のために国際民間航空機関（ICAO）が行う諸活動・運営（とくに航空保安強化）に参画し、我が国の立場が反映されるための努力 「デジタル・オポチュニティー作業部会（ドット・フォース）」における積極的参画
5. 活動結果と評価	マネー・ロンダリング（資金洗浄）対策の促進 (イ) 金融活動作業部会（FATF：資金洗浄対策の推進を目的とした国際的な枠組み）は、資金洗浄対策に非協力的な国・地域を選定・公表（非協力国・地域リスト）し、右国・地域に対して資金洗浄対策を進めるよう協力を促している。（必要性） 我が国は、FATFにおいて、とくにアジア・太平洋地域の資金洗浄対策に中心的な役割を果たしている。平成15年3月には、とくに資金洗浄対策が不十分であったフィリピンからの要請を受けて、同国の資金洗浄対策法の改正に協力すべく外務省、金融庁から専門家を派遣し、法律の内容に関する助言を行うなどの協力を行った。その結果、フィリピンは、同月、国際基準を満たす形で資金洗浄対策法を改正し、アジア・太平洋地域の資金洗浄対策に重要な進展が見られた。（有効性） (ロ) また、FATFは、米国における同時多発テロを受け、従来の資金洗浄対策に加え、テロ資金対策を行うこととなり、平成13年10月にテロ資金対策に関する特別勧告を策定した。FATFは、メンバーに対して14年6月までに右勧告を履行することを求めていたところ、我が国は、右期限までに同勧告を履行するなど国際社会のテロ資金対策の取組に貢献している。（有効性） (ハ) 平成14年12月には、地域レベルの会議としてインドネシア・バリ島において豪・インドネシア共催の資金洗浄・テロ資金対策会議が開催された際には、外務省から国際テロ対策担当大使が参加し、各国と情報交換を行うなど、地域レベルの資金洗浄・テロ資金対策の進展に貢献した。（有効性） ICAOの諸活動・運営への参画 (イ) ICAOでは、米国における同時多発テロ以降、航空保安（ハイジャック、テロ等の防止）面における活動を強化しており、平成14年2月に航空保安に関するハイレベル・閣僚級会合を開催した。その際、我が国は、ICAO全締約国を対象とした航空保安監査の実施を主張し、その結果、会合の宣言に航空保安監査を含む航空保安行動計画を理事会に作成させることが盛り込まれた。航空保安行動計画は6月の理事会で採択され、現在順次各国の航空保安監査が実施されている。（有効性） 航空保安監査により、全世界的に航空保安措置が強化され、ハイジャックやテロの防止に役立つことが期待される。 (ハ) ドット・フォースにおける指導的役割 国際的なデジタル・ディバイドの問題に対処するため、「ジェノバ行動計画」（ジェノバ・サミットにおいて首脳の支持を得たデジタル・ディバイド解消のための9つの行動計画）の1年間の実施状況を取りまとめ、カナナスキス・サミットに報告した。この結果、デジタル・ディバイドの解消が引き続きサミットの関心事項となり、そのための対策が推進されたという効果が得られた。（有効性） たとえば、「G8アフリカ行動計画」でもとくに言及された「国際e開発資源ネットワーク」（デジタル・ディバイド解消策をウェブサイトに掲載し相互にリンクさせ、途上国のe政策の実施を支援するという計画）は、支援策

の内容やウェブサイトの運営方法につき具体的議論が行われ、実施に向けて調整が進められている。

6. 備考

(今後の課題)

- ・依然として資金洗浄対策に非協力的な国・地域として10か国・地域がリスト（アジア・太平洋地域は、5か国・地域）に挙げられており、今後とも右国・地域に速やかに資金洗浄対策を行うように促していく必要がある。また、テロ資金対策については、FATFメンバー内での特別勧告履行にとどまらず、FATFメンバー以外の国・地域も特別勧告を履行するよう他のFATFメンバーと連携しつつ働きかけていく必要がある。
- ・ICAOでは、平成16年3月に開催予定の出入国簡易化部会にむけて、出入国管理に関するICAOの国際標準の改正につき検討が行われており、次回国際標準の改正に我が国の意見が適切に反映されるよう努めていく。また、航空保安監査が円滑に実施されるようICAOの活動に協力していく。
- ・ドット・フォースはカナナスキス・サミットをもってG8プロセスとしての活動は終了したが、その後は各参加者の自由意思に基づき緩やかな連携を維持しつつ活動を継続していくこととなった。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・ジェノバ行動計画
- ・ジェノバ行動計画実施状況報告書
- ・カナナスキス・サミット議長サマリー（以上、外務省HPに掲載）
- ・ICAOハイレベル・閣僚級会合インフォメーション・ペーパー
- ・ICAOハイレベル・閣僚級会合宣言

1. 重点施策名	国際経済の伝統的な諸課題への効果的対応
2. 評価責任者	経済局海洋室長 川真田 一穂 経済局漁業室長 伊藤 嘉章 経済局国際エネルギー課長 片山 和之 経済局開発途上地域課長 井出 敬二
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	(1) 目的 捕鯨・マグロ漁業、エネルギー、食糧問題、海洋問題等の国際経済の伝統的な諸課題につき、これらの資源の持続可能な形で安定供給を確保する (2) 手段 国際漁業機関への積極的参加、捕鯨問題への取組、便宜置籍船対策、みなみまぐる問題への取組 海賊の抑止と防止を目的とする枠組み作り、海洋環境の保全に関する国際協調に向けての積極的参画、海洋の科学的調査等を含む海洋の平和的利用促進 ASEAN+3、APEC等を通じたアジア・中南米諸国とのエネルギー協力強化他、IEA（国際エネルギー機関）、G8等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化他、生産国と消費国対話の強化および中東諸国等との良好な関係の維持・強化 違法伐採問題を含む持続可能な熱帯林経営に対する国際的取組の促進他 世界食糧サミット5年後会合における決議への我が国の立場の反映 （注 実施計画に記載された本件施策の12の手段は上記 ～ にとりまとめた）
5. 活動結果と評価	漁業 地域漁業管理機関や国連食糧農業機関（FAO）水産委員会に参加し、各国に働きかけを行い、漁獲枠や保存管理措置を設定し、違法漁業に関する議論を進めた。適切な地域機関設立のため準備会合に参加し、違法漁業への対応を促した。複数の地域漁業機関で、各国の正規許可漁船以外の漁船による漁獲物の加盟国への輸入を認めない対策を促進し、他の地域漁業機関やFAO水産委員会に対しても同様の認識を広げた。みなみまぐる仲裁裁判勝訴後、資源量の回復状態に関する科学調査を進行させ、韓国加盟および台湾の実質参加の実現等委員会の機能回復を進めた。国際捕鯨委員会（IWC）では、日本と同じ立場の国々の加盟を促進し、反捕鯨国の米との対話を重ねて日本の沿岸捕鯨問題に関する提案で前進を得た。これらにより、鯨類を含む漁業資源の持続的供給・利用の確保という長期的課題、および、従来の規制措置を忌避していた便宜置籍船を根絶するという短期的課題に向け、日本の主張を支持する形での国際機関の地域的拡充、違法漁業対策の策定および必要な規制・対策の下での操業の確保、資源調査および有効利用のための協議が深化している。 海洋 (イ) 深刻化するアジアの海賊問題に対処するため、その抑止と防止のための協定交渉を開始（16か国が参加）、（必要性）平成14年に東京で2度交渉を主催した他、種々の意見交換を通じ、案文の「共同提案」をまとめるなど交渉を主導。 (ロ) 海洋環境の保全の一環として、海洋投棄に関する国際約束の早期締結に向け関係省庁と協議を進め、今後の作業手順を調整した。（必要性） (ハ) 海洋の科学的調査に関する諸外国との調整を通じ、各種海洋調査の円滑な実施を推進し、海洋に関する人類の科学知識の増進を図った。 (ニ) 公海上の資源管理手法等、新たな海洋秩序に対処するため、様々な国連場裡の場にて、国連海洋法を基盤とした海洋の法的安定性に寄与。 エネルギー (イ) 我が国のエネルギー安全保障強化のため国際エネルギー機関（IEA）の各種会合に積極的に参加。近時はイラク情勢等による不安定な国際石油情勢への対応について議論が行われ、先進国間の協調体制が築かれた。（有効性） (ロ) アジア地域のエネルギー安全保障強化の具体的施策を議論すべく、平成14年12月にASEAN+3/IEA合同ワークショップを開催。緊急時対応についての専門家間で議論を深めていくべきとの共通認識が得られた。（有効性）

(八) エネルギー生産国と消費国との対話を促進するため、平成14年9月に大阪で第8回国際エネルギー・フォーラム(IEF)を開催(IEF初の東アジアでの開催)し、双方の協力の重要性につき共通認識が得られた。(有効性)

森林

違法伐採問題を含む持続可能な熱帯林経営に対処するため、国際熱帯木材機関(ITTO)を通じ、ITTOの活動や加盟生産国のプロジェクトに拠出を行った。この結果、熱帯林の持続可能な経営のためのガイドライン等が作成され、加盟生産国において関連プロジェクトが実施された。平成4年の国連環境開発会議(UNCED)を契機に、持続可能な森林経営に国際社会が一体となって取り組むことが求められており、かかる措置は必要であった。(必要性)

食糧

我が国は飢餓対策として、食糧・農業分野への二国間支援、FAO等の国際機関を通じた支援、人間の安全保障基金による支援を行い、栄養不足人口の減少に貢献した。この結果、栄養不足人口の減少が見られたところ、かかる措置により、世界食糧サミット5年後会合のフォローアップに寄与することができた。(有効性)

6. 備考

(今後の課題)

- ・ 国際漁業機関への積極的参加については、各地域機関やFAOにおいて、違法漁業対策の拡充および確実な実施の働きかけが必要。新たな地域機関設立交渉や既存の条約の改正交渉についても、持続的利用の観点の反映が必要。捕鯨問題については、我が国の捕鯨活動の再開に向け、改訂管理制度および持続的利用支持国の加盟促進が必要。便宜置籍船対策については、各地域漁業機関および関係国が様々な措置を着実に実施していくことが必要。みなみまぐろ問題については、総漁獲可能量および国別割当についていまだ合意が得られておらず、今後の課題。
- ・ 平成16年から始まるであろう国連海洋法条約の改正の動きを見据え、海洋に関する様々な国際場裡の場にて我が国主張に国際的なコンセンサスが得られるよう、とくに公海利用の自由を確保すべく、関係各国に積極的に働きかけることが重要。
- ・ 先進国間でのエネルギー分野での政策協調を強化するため、IEAの活動に積極的に参画。
- ・ 我が国およびアジア地域のエネルギー安全保障の強化のため、APEC、ASEAN+3等のフォーラムにおいて意見交換・政策協調を推進。
- ・ エネルギー生産国と消費国との対話の促進のため第9回国際エネルギー・フォーラムへの積極的参画。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・ 各会合の報告書

評価シート B

【政府開発援助（ODA）】

1. 重点施策名	対スリランカ援助政策 本件の評価シートAは作成していない（参照、3～5頁）
2. 評価責任者	経済協力局調査計画課評価室長 山谷 清志
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	伝統的な友好関係の促進および地域の安定を図る スリランカの健全な経済・社会発展を促進する
(2) 手段	スリランカの開発に係る調査・研究、類似の援助政策対話等を踏まえ、援助を実施 有償・無償資金協力、技術協力等を活用 *評価対象（活動）は、主として平成7～11年度に実施した援助案件
5. 活動結果と評価	<p>・スリランカに対する援助政策の目的は、おおむね我が国のODA基本政策およびスリランカ側の開発計画と整合しており、妥当なものであった。（必要性）</p> <p>・援助政策は多数の活動（プロジェクトやプログラム）から構成されており、その経済的効果の定量的測定、費用対効果分析を用いた効率性の検証などは困難であることから、本評価では援助政策の重点分野において主要経済指標がどのような動きを示したのかを分析した。</p> <p>評価対象期間には、平均5%のGDP成長率、インフレ・失業率の減少傾向など、概して健全な経済成長に向かっていた。</p> <p>重点分野の動向についても、経済・社会基盤の整備・改善に関し、港湾の貨物取扱量、通信インフラの固定電話線数・移動電話線数、電力受益者数などが増加した他、鉱工業の生産高・輸出額・付加価値、農林水産業部門の輸出額増加、保険・医療分野では病院数の増加などが確認された。（有効性）</p> <p>スリランカに対する援助の実施にあたっては、ODA実施機関である国際協力事業団（JICA）の調査研究の結果が援助政策の策定に活用される等実施機関や他ドナーとの有機的な連携が取られており、効率性を図るための方策がとられていた。（効率性）</p>
6. 備考	対スリランカ援助政策は概して妥当なものであると評価されるが、援助の効果や効率性をより高めていくために、我が国の援助政策を被援助国や他ドナーに対してよりわかりやすいものにすることが望まれる。我が国の援助政策はODA大綱、ODA中期政策、国別援助方針（計画）、実施機関の国別援助実施計画などに示されているが、方針を示すものなのか、戦略を示すものなのか、それぞれの役割を明確にすることが有益である。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<p>・スリランカ中央銀行「年次報告書」（平成10～13年）</p> <p>・スリランカ国家開発計画局「スリランカ公共投資計画」（平成7～11年）</p> <p>・外務省「政策協議議事録」（平成9～13年）</p> <p>・平成14年度外務省委託「スリランカ国別評価」（アイ・シー・ネット株式会社が実施）</p>

評価シートB

【政府開発援助（ODA）】

1. 重点施策名	対タイ援助政策 本件の評価シートAは作成していない（参照、3～5頁）
2. 評価責任者	経済協力局調査計画課評価室長 山谷 清志
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	伝統的な友好関係の促進および地域の安定を図る タイの健全な経済・社会発展を促進する
(2) 手段	タイの開発に係る調査・研究、類似の援助政策対話等を踏まえ、社会セクター、環境、地方・農村開発、経済基盤整備、地域協力支援の5分野に重点的に援助を実施 援助スキームとしては、有償・無償資金協力、技術協力等を活用 *評価対象（活動）は、主として平成7～11年度に実施した援助案件
5. 活動結果と評価	<ul style="list-style-type: none"> 社会セクター、環境、地方・農村開発、経済基盤整備、地域協力支援（5分野）を重点分野として援助を実施。 上記5分野については、関連する指標の推移（下記7.に記載した資料「対タイ国別評価」を参照）の多くがおおむね良好な結果を示しており、これらの分野におけるタイの開発（経済・社会発展）はある程度進んだと判断される。したがって、我が国の援助は総体として有効であった。（有効性）ただし、平成9年に発生した経済危機は我が国の援助の効果にもマイナスの影響を与えた。 上記5分野に対する重点的な援助は、タイの国家開発計画とも整合性のとれたものであり、同国の膨大な開発ニーズの一部に対応するものとなっている。（必要性） 「投入されたコストに見合った結果が得られたか」という問に対しては、そもそも「コストに見合った結果」というものを事前に設定することは事実上不可能であり、この点について適切な評価をすることは困難であると考える。
6. 備考	（今後の課題） より良くタイ側のニーズを把握するために、同国の国家開発計画改訂等を我が国としても十分フォローしていくことが挙げられる。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度外務省委託「対タイ国別評価」（〔財〕国際開発センターが実施） タイ側関係省庁作成の各種統計資料

評価シートB

【政府開発援助（ODA）】

1. 重点施策名	開発途上国における女性支援（WID）/ジェンダー政策 本件の評価シートAは作成していない（参照、3～5頁）
2. 評価責任者	経済協力局調査計画課評価室長 山谷 清志
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	全世界女性で貧困状態にある13億人のうち70%が女性であり、教育、雇用、健康面でも多くの女性が脆弱な立場に置かれていることから、開発途上国において均衡のとれた持続的な開発を実現していくため、男女の均等な開発への参加とそこからの受益を図る * 評価対象は主に平成7年に日本政府が発表したWIDイニシアティブ
(2) 手段	平成7年に「途上国の女性支援（WID）イニシアティブ」を発表し、開発援助実施にて女性の教育、健康、経済・社会活動への参加を重視 保健・教育面での女性支援や、人口家族計画への支援、女性の経済的自立を促進するための小規模金融、職業訓練、労働環境の改善等への支援を実施 * 調査対象（活動）は、グアテマラとホンジュラスで主として平成7～11年度に実施した関連援助案件
5. 活動結果と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・WIDイニシアティブの理論は、我が国のODA上位政策およびWID/ジェンダーを巡る国際的な潮流とおおむね整合しており、妥当なものであった。（必要性） ・グアテマラおよびホンジュラスでは、WID/ジェンダー分野の支援に対するニーズが高くWIDイニシアティブの重点分野を支援する妥当性は高い。（必要性） ・グアテマラおよびホンジュラスではWIDイニシアティブの重点分野の指標の推移がおおむね良好な結果を示しており（以下に例示）、これら分野における支援は有効であったと判断される。（有効性） グアテマラでは小学校就学率の男女格差が平成8年の6.6%から13年には3.8%に減少。 ホンジュラスでは妊産婦死亡率（出生10万人あたり）が平成8年の221から13年には108に減少、乳幼児死亡率（出生1000人あたり）は8年の41.82から13年には35.41に減少。 ・「投入されたコストに見合った結果が得られたか」という問に対しては、そもそも「コストに見合った結果」というものを事前に設定することは事実上不可能であり、この点について適切な評価をすることは困難であると考える。
6. 備考	（今後の課題） 協力案件の発掘・実施能力を高めるために、他ドナーとより積極的に意見交換を実施し、女性の地位向上のための国家行政機構との連携を強化することが挙げられる。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省委託「開発における女性支援（WID）/ジェンダー政策評価」（アイ・シー・ネット（株）が平成14年度に実施） ・グアテマラ政府発行各種統計資料 ・ホンジュラス政府発行各種統計資料等

1. タイトル：地球規模の諸問題

2. 評価責任者：総合外交政策局国際社会協力部国連行政課長 伊藤 秀樹
 総合外交政策局国際社会協力部
 国連行政課専門機関行政室長 敏蔭 正一
 総合外交政策局国際社会協力部人権人道課長 泉 裕泰
 総合外交政策局国際社会協力部
 人権人道課人道支援室長 足木 孝
 総合外交政策局国際社会協力部地球環境課長 側嶋 秀展
 総合外交政策局国際社会協力部
 地球環境課気候変動枠組条約室長 岡庭 健

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

人間の安全保障の推進
 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組
 国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進
 人道問題への取組
 地球環境問題に対する取組の推進
 地球温暖化問題への対応
 国際機関における邦人職員の増強
 以上を通じて、地球規模の諸問題へ取組む

5. 評価

人間の安全保障基金の効果的・効率的活用、および人間の安全保障の考え方の広報を通じ、人間の安全保障の推進に貢献した。
 「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」を財政的に支援し、理事国として政策形成に寄与することにより、これら三大感染症の被害軽減・予防に世界的規模において、大きく貢献しつつある。効果の具体的発現には、今しばらくの時間を要する。
 二国間での人権対話、人権関連分野でのセミナー、国連人権関係基金への拠出および人権関係条約の報告書作成等におけるNGOとの対話を実施した結果、国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進に貢献した。
 国際人道機関との連携、国際機関と協力した人道支援の実施、国内難民問題に対処するための事業の実施等を通じ、難民・避難民等に対する人道支援に積極的に取組むことができた。
 持続可能な開発に関する世界首脳会議への積極的な参加や、第3回世界水フォーラム・閣僚級国際会議の主催、関係国際機関の活動支援、各種環境関係条約の策定、締結、実施等を通じ、国際的な地球環境問題の取組を推進にイニシアティブを発揮できた。
 京都議定書はロシアが未締結のため未発効であり、米国や開発途上国等すべての国が参加する共通のルール構築にはさらなる努力が必要であるが、各国に対する京都議定書締結の働きかけ、日米協議の推進、気候変動枠組条約締約国会議への積極的参加、開発途上国等の参加する非公式会合の主催を通じ、地球温暖化問題に対する国際的取組の推進に貢献した。
 国際機関職員となる人材の育成および発掘、国際機関職員に関する広報および情報提供の強化を通じ、国際機関における邦人の参画促進および邦人職員数の増加を達成することができた。
 以上を通じて、人間の安全保障の視点を重視しつつ、感染症、人権、難民、環境、地球温暖化問題等の地球規模の諸問題に効果的に取組、これらの問題の解決に向け貢献することができた。

6. 有識者の意見等

我が国の地球規模の諸問題に対する取組に関し、以下のような有識者の意見等が表明されている。

- 平成15年2月20日付朝日新聞朝刊において同紙編集委員により次の通り問題提起がなされた。

「国連に「人間の安全保障基金」を設立し、国際的な委員会を発足させて報告(人間の安全保障委員会最終報告書)作成への道を開いたのは日本である。その日本が報告の提言をどう具体化し実行に移していくのか」
- 平成15年4月9日、中央大学横田洋三教授より以下の通り意見が提出された。

「アジア諸国において人権の地域性が論じられる傾向がある中で、人権の普遍性、国際性、不可分性の立場を明確にし、人権分野の国際協力の重要性を外交の柱の一つにしていることは、高く評価できる。7年に始まる「人権教育の国連十年」への国、自治体の積極的取組も、模範的である。「慰安婦」問題への取組については、一部に被害者およびその支援団体からの批判が根強くあるが、国連の人権関係者や専門家は一樣に、アジア女性基金を通じての償い事業に対して「解決への前進」と評価している。今後は、世界の人権問題解決への日本の積極的貢献が期待される。この点で、スーダン等との二国間人権対話は、大きな意義がある。さらに、紛争後の平和構築、難民等への人道支援、開発援助などの課題に取組む際には、人権の視点を踏まえ、人権の主流化を目指す必要がある。そのためには、外務省として人権分野の国際的専門家の育成を検討することが望まれる。また、人権担当大使のポストの創設も検討に値する。」
- 平成15年2月5日付朝日新聞朝刊の社説記事において、次の通り言及がなされた。

「東京でのアフガン復興支援国際会議から1年余り。日本はすでに初年の公約を上回る2億8000万ドルの支援を実施するなど積極的な取組を進めている。確かに首都カブールや南部の要衝カンダハルを歩くと荒れ果てた学校の校舎や医療関係の施設の修復、幹線道路の補修などの日本の支援ぶりは目立つ」
- 主要紙をはじめ多くのメディアが「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」を取り上げ、その中で、水、エネルギー、森林、気候変動、教育や人づくり等の諸課題への我が国の支援や考え方を紹介するとともに、これらを含む地球環境問題への取組における我が国のイニシアティブを評価し、一層のリーダーシップの発揮に大きな期待を表明。

WSSDへの参加にあたって、環境および開発分野を中心に様々な関心領域で、提言あるいは実際の支援活動に従事するNGOと対話を行い、また、交渉に臨むにあたってはインターネットを通じて全国の国民、NGOからの意見・コメントを受け付けた。さらに、「持続可能な開発に関する世界首脳会議・NGO担当大使」を任命したことや政府代表団にNGO等の顧問を含めて組織したことについて高い評価を得た。参加したNGOからは、現地でのきめ細かなブリーフ、組織面での支援等について評価が示された。
- 国際連合管理局事務次長補の丹羽敏之氏より、『外交青書』(平成14年版)のコラムの中で、以下の通り言及がなされた。

「日本政府の国際公務員支援体制は、私が最初に国連職員になった頃は皆無であったが、現在は充実してきており、外務省国際機関人事センターや国連代表部などが日本人職員の支援を積極的に行っている」

評価シートB

【地球規模の諸問題】

1. 重点施策名	人間の安全保障の推進
2. 評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部 国連行政課長 伊藤 秀樹
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	「人間の安全保障」を広く国内外に普及させ、他国、国際機関、NGO等市民社会と協力しつつ、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威に対抗していく
(2) 手段	人間の安全保障基金を通じて、人間の生存、生活、尊厳に対する脅威に取り組む国際機関のプロジェクトを効果的・効率的に支援 シンポジウム、各種媒体を通じての「人間の安全保障」の考え方の広報
5. 活動結果と評価	人間の安全保障基金を通じて、人間の生存、生活、尊厳に対する脅威に取り組む国際機関のプロジェクトを効果的・効率的に支援 アジア、アフリカを中心に保健、貧困等の分野の20件のプロジェクトに対し、総額1900万3103ドルの支援を実施した（平成14年度承認分）。 人間の安全保障基金による支援は、対象地域、分野等が広範なため、その全体としての効果を定量的に測定することは困難であるが、個別のプロジェクトについてみれば、たとえば、コンゴ民主国の貧困農民支援プロジェクトの実施により、以前より効率の良い食糧栽培が行われるようになり、プロジェクト対象地域の家庭において1日1食の食糧の確保が可能となったことが現地視察により確認できた。 シンポジウム、各種媒体を通じての「人間の安全保障」の考え方の広報 (イ) 人間の安全保障委員会が委員会の最終報告書に合意したことを受け、シンポジウムでは報告書の概要について委員会側から説明すると共に、とくに報告書の提言に関し、日本を含む国際社会が採るべき方策について委員会委員および関係者が議論を行った点、時宜を得たものであった。シンポジウムには約1000人の聴衆が参加し、「人間の安全保障への理解が深まりその重要性に気づかされた」「日本の積極的な取組に勇気づけられた」等の声が多く聞かれた。人間の安全保障を外交の重要な視点の一つとして位置づけ、国際社会への普及に努めている日本政府の取組みに対し、参加者の理解を進め、支持を得るとの観点からも成果があった。 (ロ) 人間の安全保障に関するテレビ番組の放送や人間の安全保障基金のパンフレットの作成・配布を通じ、「人間の安全保障」の考え方について、内外に広く広報を行ったことにより、たとえば、外務省HPの人間の安全保障関連ページへのアクセス件数が増加〔平成15年2月は対前月比10%増加（日本語版）29%増加（英語版）〕した。また、「人間の安全保障」の考え方が新聞報道で取り上げられる機会の増加につながった。 以上、 を通じ、人間の安全保障の推進に貢献することができた。
6. 備考	(今後の課題) 人間の安全保障基金のより効果的活用、および人間の安全保障の考え方のさらなる普及を通じて、我が国の外交の重要な視点である人間の安全保障についての理解を促進する。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・「人間の安全保障国際シンポジウム」における聴衆に対するアンケート ・外務省HPアクセス報告 ・「人間の安全保障」に関する新聞報道

評価シート B

【地球規模の諸問題】

1. 施策名	国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組み
2. 評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部 国連行政課専門機関行政室長 敏蔭正一
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	エイズを始めとする感染症の急速な蔓延は、人間の安全保障を脅かし、国家の発展を危うくする、人類にとっての危機となっているところ、専門機関行政室が所管する国際的枠組みにおける取組みを通じ国際社会の感染症予防、治療等の努力を支援する
(2) 手段	感染症対策のためのグローバルな資金需要への対応として、平成14年1月に設立された「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」の活動等を通じ支援
5. 活動結果と評価	<p>(イ) 我が国は、平成12年7月の九州・沖縄G8サミットにおいて「沖縄感染症対策イニシアティブ」を発表し、開発における感染症対策の重要性を一貫して国際社会に訴え続けてきた。これが13年の国連エイズ特別総会と7月のG8ジェノバサミットを経て14年1月の世界基金設立に結実した。</p> <p>(ロ) 我が国は平成14年6月末の日米首脳会談において小泉総理より3年間で2億ドルを拠出する意図表明を行い、すでに8040万ドルが支出されている。</p> <p>(ハ) 我が国は単独理事国の議席を確保。さらに理事会副議長国として基金の組織整備と運営に積極的に貢献してきた。</p> <p>(ニ) 平成14年10月フィーチャム事務局長を招へいし、彼の日本での講演は国内各方面の啓発に大きな効果があった。</p> <p>(ホ) 同基金はすでに104か国、158案件を承認し、途上国の関心も極めて高い。また、同基金は、設立後1年間で既に18か国、1 NGOに対し総額3億5378万ドルの無償資金供与協定を締結している。</p> <p>「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」を財政的に支援し、理事国として政策形成に寄与することにより、これら三大感染症の被害軽減・予防に世界的規模において、大きく貢献しつつある。効果の具体的発現には今しばらくの時間を要する。</p>
6. 備考	<p>(今後の課題)</p> <p>「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」は、世界の感染症対策に寄与すべく着実に前進しているが、今後の課題としては資金基盤の拡充強化と多様化の問題がある。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ報道（フィーチャム事務局長、キヨンガ理事会議長の訪日に際しては、積極的にプレスとの接触を図り、平成13年10月3日産経新聞朝刊、14年12月4日朝日新聞朝刊に関連記事が出た他、NHKでインタビューが放映された） ・理事会における事務局のプログレス・レポート

評価シートB

【地球規模の諸問題】

1. 施策名	国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進
2. 評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部人権人道課長 泉 裕泰
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	アジア諸国との人権対話や人権諸条約の啓発宣伝を実施する等、国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力を推進する
(2) 手段	中国、イラン、韓国等との二国間での人権対話の実施 人権関連分野でのセミナーの実施 国連人権関係基金への拠出を通じた各国の人権擁護・促進への協力の実施 人権関係の条約の報告書作成およびフォローアップにおけるNGOとの対話の実施
5. 活動結果と評価	<p>中国、イラン、韓国等との二国間での人権対話の実施</p> <p>平成14年3月、東京において第1回日タイ人権協議を実施。第58回国連人権委員会（3月18日～4月26日）に向けて双方の政策・立場の調整とともに、同委での日タイ間の協力の可能性等を話し合い、本件協議の定期開催に合意した。同協議は、人権分野における両国の協力の進展の上で有益であった。</p> <p>14年6月、人権人道課長 泉がミャンマー、タイ、カンボジアを訪問。関係政府機関との協議、ユニセフ現地事務所からの説明を聴取。現地NGOとの接触を実施。</p> <p>14年7月、ハルツーム（スーダン）において第1回人権対話を実施。人権分野の諸問題について率直な意見交換を行うとともに、各種施設の訪問等の現場視察を実施した。さらに、15年1月、東京においてスーダンとの第2回人権対話を実施。表現の自由、女性の人権等について意見交換を行った。その結果、15年秋に第3回対話をハルツームで行うことで合意した。また、15年6月にハルツームにおいて女性器切除慣行（FGM）問題に関するシンポジウムを開催することで合意した。</p> <p>14年7月、人権人道課長 泉がUNICEFとともにソマリアを訪問し、児童が置かれた状況についての現地視察を実施。</p> <p>14年12月、東京において第3回日英人権協議を実施。第59回国連人権委員会（3月17日～4月25日）での日・英間の協力を含む、人権分野の諸問題に関する政策調整を行った。</p> <p>15年2月、ブラッセルにおいて第1回日・EUトロイカ政策担当者協議（人権ワーキング・グループ）を実施（「日・EU協力のための行動計画」の合意事項の一）。第59回国連人権委員会での日・EU協力を含む、人権分野の諸問題に関する政策調整を行った。</p> <p>人権関連分野でのセミナーの実施</p> <p>平成15年2月、東京において児童のトラフィッキングに関する国際シンポジウムを開催。東南アジア諸国等より10のNGOを招へいし、議論を行った結果、トラフィッキング撲滅のための今後の活動指針について共通の認識を得ることができた。</p> <p>国連人権関係基金への拠出を通じた各国の人権擁護・促進への協力の実施</p> <p>平成15年2・3月、国連人権問題基金に対する拠出を実施。</p> <p>人権関係の条約の報告書作成およびフォローアップにおけるNGOとの対話を実施</p> <p>平成14年4月、子ども特別総会に向けた国内NGO会合を日本ユニセフ協会の協力を得つつ開催。14年5月子ども特別総会には、子ども、NGOを含む総勢45名の政府代表団が出席した。また、同総会に際して、日本政府は、児童の売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書、武力紛争下の児童に関する児童の権利に関する条約の選択議定書に署名した。さらに、同総会に併行して、児童の商業的性的搾取に関するサイドイベントを実施した（13年12月に日本政府が開催した第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議のフォローアップ）。</p>

14年6月、国際人権NGOネットワークと人権諸条約の国内実施の推進等について意見交換を実施。14年12月、同ネットワークと人権諸条約の報告書の作成状況等について意見交換を実施。

また、外務省HPの人権に関する項目へのアクセス件数は、毎月7～8万件前後となっており、人権分野に対する関心が恒常的に高いことが示されている。二国間での人権対話、人権関連分野でのセミナー、国連人権関係基金への拠出および人権関係条約の報告書作成等におけるNGOとの対話を実施した結果、国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進に貢献した。

6. 備考

(今後の課題)

- ・人権対話を継続的に実施するとともに、相手国の拡大を検討すること。
- ・人権に関わる特定の問題について、国際シンポジウムを開催し、当該問題に関する対策、政策協調について議論を行うこと。
- ・政府報告書の作成プロセスにおいて、NGOとの対話を引き続き実施すること。
- ・外務省HPの利用者のニーズにさらに応えるために、HPに掲げる情報を増加すること。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・外務省当該HPのアクセス件数調査

評価シート B

【地球規模の諸問題】

1. 重点施策名	人道問題への取組
2. 評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部 人権人道課人道支援室長 足木 孝 中東アフリカ局中東第二課長 相星 孝一
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	難民・国内避難民等に対する人道支援
(2) 手段	国際人道機関の要人訪日受け入れ、国際会議出席を通じた政策提言・協力 国際機関と協力した現地ニーズに基づく人道支援の実施 国内の難民問題解決のための事業の実施、および関係省庁、NGOとの連携
5. 活動結果と評価	<p>国際人道機関の要人訪日受け入れ・国際会議出席を通じた政策提言・協力</p> <p>(イ) 要人訪日受け入れ 平成13年度にケレンベルガー赤十字国際委員会（ICRC）総裁、14年度にカマラ国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）計画支援局長を招へい、またモジャンUNHCR高等弁務官補の来日に際して行った日・UNHCR政策対話を通じ、人道問題における日本の取組みの現状、今後の援助のあり方について意見交換を行った。現地ニーズに即した効率的な援助を今後行っていく上で、大変有用であった。</p> <p>(ロ) 国際会議出席 国際人道機関主催の各種会議には、外務本省職員、在外日本大使館員が随時出席し、事務局および参加各国と意見交換、情報収集を行っており、それら国際機関の政策決定への関与、我が国の政策を決定する上で、大変有用であった。</p> <p>国際機関と協力した現地ニーズに基づく人道支援の実施 国連機関等の行うアフガニスタン難民・避難民支援活動に対し、国連より発出された総額5億8000万ドルの緊急アピールを踏まえ、平成13年10月、我が国は、最大1億2000万ドルまでの支援を行う用意があることを表明した。</p> <p>その一環として、まずUNHCRに対して586万ドルの支援を行うことを決定し、13年11月には世界食糧計画（WFP）、ICRC、国連児童基金（UNICEF）、国際移住機関（IOM）の4機関に対して合計約3685万ドルの拠出を決定、それぞれ支援を行った。</p> <p>14年1月には、国連開発計画（UNDP）、UNHCR、UNICEF、国連人道問題調整事務所（OCHA）、ICRCの5機関に対して、合計約5950万ドルの拠出を決定した。</p> <p>14年7月より、地域総合開発支援計画（緒方イニシアティブ）を提唱し、人道支援から復興支援への継ぎ目のない移行を目指し、優先地域を対象とする総合開発プロジェクトを実施している。UNHCR、UNICEF、WFPを中心とする国際機関を通じて、14年7月に約2700万ドル、11月に約4120万ドルの拠出を行い、さらに15年3月には約2250万ドルの支援を決定した。</p> <p>この結果、アフガニスタン難民問題に関して、我が国は国際社会の一員として積極的な役割を果たすことができた。</p> <p>国内の難民問題解決のための事業の実施、および関係省庁、NGOとの連携</p> <p>(イ) 国内における難民問題解決のための事業等の実施</p> <p>(a) 我が国が国際社会の一員として難民問題解決のため行う国際協力の一環として、日本に定住を希望するインドシナ難民を受け入れ、人道的対応をするため、以下を（財）アジア福祉教育財団に業務委託して実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際救援センターの管理運営 ・国際救援センター入所者に対する生活援助金、定住手当の支給等 ・その他難民の日本における自活援助および定住促進に必要な業務 <p>この結果、日本に定住を希望するインドシナ難民に対して所要の定住促進事業を実施することができた。</p> <p>(b) 我が国において難民認定申請を行っている者のうち、困窮の度合いが高い等支援を必要とする者に対し、難民認定申請に対する結果が判明するまでの間生活面での支援を行うため、以下を（財）アジア福祉教育財</p>

<p>団に業務委託して実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活費その他の必要経費の支給、生活状況の把握および生活指導等 <p>この結果、難民認定申請者のうち、困窮の度合いが高い等支援を必要とする者に対して所要の支援措置を講じることができた。</p> <p>(口) 関係省庁、NGO等との連携</p> <p>関係省庁、NGO等との緊密な連携を図るため、内閣官房主催の関係省庁連絡調整会議に出席し、国内難民対策についての意見交換、検討を行い、また、国内難民等に対する支援の在り方について、NGO等と意見交換を行った。</p> <p>この結果、より実情に即した国内難民等に対する今後の支援の在り方について検討を行うことができた。</p> <p>以上の ~ の手段を実施した結果、難民・国内避難民等に対する人道支援に積極的に取り組むことができた。</p>
<p>6. 備考</p> <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際人道機関との連携 <p>平成15年度も国際人道機関からの要人訪日受け入れを行い、かつ国際会議に積極的に出席していくことで、国際人道機関と密接に連携を取りながら、効果的な援助を実施していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の難民問題解決のための事業の実施 <p>人道的観点および難民問題に対する国際協力の拡充の観点から、難民認定者(条約難民)に対する定住促進事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、従来から実施している難民認定申請者に対する支援事業を拡充し、とくに困窮および緊急の度合いが高い者に一時避難施設であるシェルターを提供する。
<p>7. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UNHCR, Global Report 2001 ・ OCHA in 2002 ・ 難民事業本部案内(平成14年3月版)

評価シートB

【地球規模の諸問題】

1. 重点施策名	地球環境問題に対する取組みの推進
2. 評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部 地球環境課長 側嶋 秀展
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	地球環境問題に対する国際的な取組みを推進する。 新しい課題に対しては、国際的なルールや枠組みを構築する。
(2) 手段	国際機関の活動への支援や条約の策定、締結、実施を通じて、地球環境問題への取組みに参画 新しい課題に対しては会議等への出席や開催を通じて我が国の考え方を発信 官民、とくにNGOとの対話を実現するための体制を整備し、対話を実施
5. 活動結果と評価	<p>国連環境計画（UNEP）やオゾン層保護のためのモントリオール議定書多数国基金への拠出、ワシントン条約、砂漠化対処条約、生物多様性条約等の環境関連条約への拠出を通じて環境関係諸条約の運営を支援（平成14年度は約60億6700万ドル）。</p> <p>14年7月には、国会の承認を得て、オゾン層保護に関するモントリオール改正議定書および残留性有機汚染物質規制条約（POPs）を締結。</p> <p>平成14年8～9月に南アフリカで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）の際には、我が国からは小泉総理、川口外務大臣、大木環境大臣他、関心を持つ国会議員やNGOも含む代表団が参加。総理からは、持続可能な開発に関する貢献策をとりまとめた「小泉構想」を表明するとともに、人づくりとくに教育の重要性、途上国の自助努力と国際社会のパートナーシップの必要性等を提唱した。</p> <p>水については、15年3月に第3回世界水フォーラムにあわせて京都で閣僚級国際会議を主催、各国・国際機関の自発的取組みをまとめた水行動集を発表し、行動指向型の閣僚宣言を採択するとともに、水行動集をフォローアップするネットワークの立ち上げに合意。また、我が国の水分野のODA貢献策を包括的にとりまとめた「日本水協力イニシアティブ」を発表。</p> <p>WSSDへの参加にあたって、環境および開発分野を中心に様々な関心領域で、多くのNGOと対話を行い、また、交渉に臨むにあたってはインターネットを通じて国民やNGOからの意見を受け付けた。さらに、「持続可能な開発に関する世界首脳会議・NGO担当大使」を任命、政府代表団はNGO等の顧問を含めて組織した。こうしたNGOとの対話は継続中。</p> <p>様々な会議、とりわけWSSDや第3回世界水フォーラム・閣僚級国際会議の機会を捉え、我が国の考え方を発信し、オール・ジャパンの取組や貢献を強化し広報した結果、地球環境分野での我が国のイニシアティブを示すことができた。</p>
6. 備考	<p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済発展と科学技術の進歩に伴い、地球環境問題は深刻化し、国際的な取組みは一層重要性を増している。環境関連条約や基金が急増し、資金需要が拡大。我が国の厳しい財政事情の下で、効果的な支援と必要な施策を実施するためには、予算の効率的活用とNGO等を含めた官民の連携と協力の一層の推進をはかることが重要。 ・ 水、違法伐採、防災等の新たな諸課題については、知見を有する我が国が国際的な取組みの枠組みやルールの構築に向けてリーダーシップを発揮することが求められている。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世論調査 ・ 新聞報道（社説、論説等を含む） ・ 外務省HPへのアクセス ・ WSSD提言フォーラムへのアクセス ・ NGOとの対話を通じた意見・提言等（WSSD政府代表団参加NGOからの評価報告書、第3回世界水フォーラムに際して提出された報告書等を含む）

評価シートB

【地球規模の諸問題】

1. 重点施策名	地球温暖化問題への対応
2. 評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部 地球環境課気候変動枠組条約室長 岡庭 健 経済協力局調査計画課長 須永 和男
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	京都議定書の平成14(2002)年発効 すべての国が1つのルールの下で行動することを目標に、米国の建設的な対応を求めるとともに、開発途上国を含めた国際的ルールを構築する
(2) 手段	我が国の京都議定書の平成14(2002)年の締結 気候変動に関する日米ハイレベル協議をはじめとする日米間の協議を推進 気候変動枠組条約の締約国会議や途上国との対話等 「京都イニシアティブ」等の実施を通じた途上国支援
5. 活動結果と評価	我が国政府は、衆参両院の承認を経て平成14年6月4日に京都議定書を締結。 平成14年4月、東京にて第2回日・米ハイレベル協議を開催、14年9月ホルルにて途上国問題、科学技術に関する日・米事務レベル協議、14年12月市場メカニズムに関する日・米事務レベル協議(テレビ会議)を実施。ハイレベル協議では、途上国問題、科学技術、市場メカニズムの3分野で両国間の協力を推進していくことが合意され、各分野の事務レベル協議ではそのフォローアップがなされた。(有効性) 平成14年7月、東京にて主要国政府関係者を招いての気候変動に関する非公式会合を実施。今後の排出削減に向けた具体的行動について率直な意見交換を実施、各国から高い評価を得た。 また、14年10~11月、インドのデリーにて開催された気候変動枠組条約第8回締約国会合においては、日本がとくに強く主張したこともあり、排出削減に向けた行動について非公式な意見交換を促進すべきであるとの文言が、会議で採択されたデリー閣僚宣言に盛り込まれた。従来、途上国が自らの排出削減活動につき話し合うことさえ拒否されてきた経緯にかんがみれば、その意義は評価できる。(有効性) 京都イニシアティブの実施：平成9年12月の京都イニシアティブ発表後、10~13年度の4年間で約6400人の温暖化対策関連分野における人材育成に協力し、温暖化対策関連の最優遇条件による円借款案件は、9年12月~14年3月までの期間において、55件約6900億円に上った。 ヨハネスブルグ・サミットや二国間会談等の機会を通じて各国に対して京都議定書締結を働きかけた結果カナダ等多くの国が締結したが、米国、ロシア等が未締結のため京都議定書は未発効。日米協議、気候変動枠組条約締約国会議への積極的参加や開発途上国等の参加する非公式会合の主催を通じて、すべての国の参加する共通のルール策定に努力したが、さらなる努力が必要。ただし日本は右施策を通じて地球温暖化問題に対する国際的取組の推進に貢献した。
6. 備考	(今後の課題) ・京都議定書の早期発効に向けてロシア、米国をはじめとする未締結国に対して引き続き働きかけを行う。 ・地球温暖化対策の実効性確保にとって必要となるすべての国が参加する共通のルールの構築のために、我が国としても積極的に関与していく方針であり、そのためには、我が国として気候変動枠組条約締約国会合と並行して率直な意見交換の場を提供する非公式会合を積極的に開催していく。 ・京都議定書上の温室効果ガス削減の数値約束を履行するために、京都メカニズムの積極的な活用を図る。 ・また、地球温暖化対策に取組む開発途上国の努力を積極的に支援するため、「京都イニシアティブ」を引き続き推進する。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・(株)野村総合研究所『地球温暖化対策関連ODA評価調査報告書』平成14年3月

評価シート B

【地球規模の諸問題】

1. 重点施策名	国際機関における邦人職員の増強
2. 評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部 国連行政課長 伊藤 秀樹
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	国際機関における邦人の参画促進および邦人職員数の増加
(2) 手段	国際機関職員となる人材の育成および発掘 国際機関職員に関する広報および情報提供の強化
5. 活動結果と評価	<p>国際機関職員となる人材の育成および発掘</p> <p>(イ) 若手人材の育成のため以下を実施した。</p> <p>(a) アソシエイト・エキスパート (AE) / 国連ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO) 等派遣</p> <p>(b) 国連職員採用競争試験への協力</p> <p>(c) ヤング・プロフェッショナル・プログラム (YPP) への協力</p> <p>この結果、国際機関における邦人職員を構造的に増加させる効果をもたらした。AE/JPO等派遣後の採用率：約7割（平成9年実績、コンサルタント等短期採用を含む）</p> <p>(ロ) 中堅以上の幹部職員増強のため以下を実施した。</p> <p>(a) 国際機関の長・幹部および人事担当者の訪日の機会等を効果的に活用した働きかけ</p> <p>(b) 適格者の国際機関への推薦およびフォローアップ</p> <p>(c) 現職邦人職員の昇格・機関間の異動の支援</p> <p>(d) 邦人職員の採用を目的とした採用ミッションの受け入れ 平成14年度採用ミッション実績：国際労働機関 (ILO)、国連事務局、国連開発計画 (UNDP)、国連食糧農業機関 (FAO)</p> <p>この結果、多数の邦人職員の採用および昇進が実現した。</p> <p>(ハ) 以上 (イ) (ロ) の結果、国際機関邦人職員は次の通り増加した。</p> <p>(a) 国連システムにおける実績 521人 (平成14年1月) 557人 (15年1月) (過去1年で37名増)</p> <p>(b) 国連事務局における実績 103人 (平成13年6月) 111人 (14年6月) (過去1年で8名増)</p> <p>国際機関職員に関する広報につき以下の強化を図った。</p> <p>(イ) 国際機関人事センターのHPの新設 平成14年6月新設、1か月当たりのアクセス件数、約3万件 情報受信の地理的格差を解消し、国際機関への就職に資する情報の確かつ迅速な配信の実現により、応募促進を一層強化することが可能となった。</p> <p>(ロ) 空席情報メール配信サービスの開始 14年7月開始。約300の空席リストを6000人に電子メールで逐次送付した。 この結果、邦人応募希望者が応募機会を確実に捉えられるようになり、応募促進を一層強化することができた。</p> <p>(ハ) ロスター登録制度^[注]を拡充 (電子化) した。 この結果、登録の簡易性の向上、対象者の拡充、適格者の検索および連絡の効率性、迅速性がより向上し、人材の発掘と効果的な応募促進を一層強化することができた。</p> <p>(注) ロスター登録制度：国際機関への就職希望者の経歴等をあらかじめ登録し、個々人に合った空席ポストが公募された際に電子メールで応募を勧める制度</p> <p>(ニ) 大学、シンポジウム、セミナーなどで国際機関就職説明会を開催した。 (14年実績：全国31か所で開催、計約3000人対象。海外においても米国内各地、カンダ他で開催)</p> <p>この結果、数多くの邦人に対し、個々の国際機関就職に資する情報提供および効果的なアドバイスを行うことができた。</p> <p>(ホ) 国際機関職員との意見交換会を開催した。(14年実績：全国6か所で開催、計約1000人対象。この結果、数多くの邦人に対し、国際機関職員から直</p>

<p>接情報を得る機会を提供できた。</p> <p>(へ) その他に以下の情報提供等を実施した。</p> <p>(a) 国際機関応募のためのマニュアル等、各種資料の提供</p> <p>(b) 個々人のキャリア形成に資する各種情報の提供および助言</p> <p>(c) パンフレットの配布(1万部)</p> <p>(d) 広報用ビデオ(2種類)の制作</p> <p>(e) 国際機関就職情報誌(月刊、2000部配布)</p> <p>(f) 雑誌、書籍への寄稿等(14年:35件)</p> <p>この結果、多様な各種媒体により幅広い方面の多数の邦人に対し、個々人の国際機関就職に資する情報提供を行うことができた。</p> <p>以上の および の手段を実施した結果、国際機関における邦人の参画促進および邦人職員数の増加を達成することができた。</p>
<p>6. 備考</p> <p>(今後の課題)</p> <p>邦人職員の増強をより一層進めていくため、AE/JPO等の派遣をはじめとした人材の育成や発掘、応募促進・支援および邦人職員の採用・昇進のための国際機関への働きかけなどの近年の取組をさらに強化していく必要がある。</p>
<p>7. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p> <p>なし。</p>

1. タイトル：国際約束の締結・実施

2. 評価責任者：条約局条約課長 秋葉 剛男
 条約局国際協定課長 森 健良
 条約局法規課長 齋木 尚子

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

我が国にとって望ましい国際約束の締結、我が国が締結した国際約束の適切な実施、国際法規の形成への寄与、国際法に関する知見の蓄積、国内・国外・国際裁判への対応等を通じた国益の確保を行う。

5. 評価

国内外のニーズを踏まえ、また国際約束締結の必要性を的確に判断した上で、平成14年度の通常国会には日・シンガポール新時代経済連携協定、テロ資金供与防止条約、気候変動枠組条約京都議定書等を提出し承認を得た。15年通常国会には国際組織犯罪防止条約、生物多様性条約カルタヘナ議定書等を提出した。また、開発途上国におけるニーズを踏まえた経済協力に関する国際約束も多数締結した。これらの取組み等を通じて我が国にとって望ましい条約の時宜を得た締結を行った。また、日・メキシコ経済連携強化のための協定、たばこ対策枠組条約等の新たな条約の締結交渉に積極的に参加し、我が国の立場を反映しつつ、条約交渉を行うことが可能となった。さらに、二国間の原子力協定、科学技術協力協定等で行われる相手国との政府間会合、多数国間条約の締結国会合や世界貿易機関の紛争解決手続等において、法的な検討および助言を行った。

国際司法裁判所における小和田恆氏（日本国際問題研究所理事長、外務省顧問、元国連大使）の裁判官選挙や、国連国際法委員会における山田中正委員の参加への支援等を通じ、国際法規の形成に積極的に貢献した。証券決済準拠法条約については、学会関係者も含む政府代表が、条約の採択に貢献できた。また、国際法戦略会議や国際法研究会、あるいは各国との条約局長協議を通じ、内外の国際法研究者および関係者と意見交換を行い、国際法に関する知見の蓄積や解釈の精緻化に努めている。国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）研究会における議論は、UNCITRAL調停モデル法の採択に結実し、国内の専門家との協力を有効に活用することができた。また、要請に基づいて行った国内大学での国際法の講義は、大学側から高い評価が得られ、国際法に関する知識の普及にも資するものであったと評価できる。

さらに、戦後処理等に関連する国内外の訴訟に対して、我が国の見解を適切に主張することができた。

以上の施策を実施した結果、国内外のニーズを踏まえつつ、我が国にとって望ましい国際約束を締結し、また、締結した国際約束を着実に実施することにより、我が国の国益の確保ができた。さらに、国際法規の形成、国際法に関する知見の蓄積、国内・国外、国際裁判への対応を通じ、国益の確保に寄与した。

6. 有識者の意見等

奥脇直也・東京大学法学部教授による意見は以下の通り（平成15年3月19日）。

1. 案件の増大におおむね適切に対処している。条約締結については、国際協調と国内実施の整合性を保ちつつ調整弁として有効に機能し、条約締結も時宜に遅れずになされるようになってきている印象をもつ。また、不審船問題やテロ事犯などについては法的整理は万全であるが、同時に国際法の許容範囲を拡張して解釈する勇気も必要であるように思う。国際社会における法の支配は既成法の枠を維持すると同時に、国益を保護するための新規の枠を提示することも必要な場合があると思われる。

2. 限られた員数の下で効率的な体制を構築する試みが随時なされているが、局員一人当たりの分担事項が極度に増大しつつあるのをみると、それもほぼ限界にきているという印象をもつ。既に行われていることであるが、学界との協

力関係をさらに発展させると共に、若手研究者・院生を積極的に取りこみ、交渉の過程を含めて外交実務の一端を経験させ、より組織的に学界と実務の架橋を図るための努力を一層推進する必要がある。これは条約局にとっても学界にとっても極めて重要な課題である。それは日本の外交の人的基盤形成に繋がり、また大学における社会科学系の専門職大学院の創設に連動して、人材の育成に資すると思う。

1. 重点施策名	我が国にとって望ましい国際約束の締結
2. 評価責任者	条約局条約課長 秋葉 剛男 条約局国際協定課長 森 健良
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	我が国の国益および国際社会の利益を増進するような我が国にとって望ましい二国間および多数国間の国際約束（条約等）の締結
(2) 手段	国際約束締結に対する国内外のニーズの把握、国際約束締結の必要性の判断、および望ましい条約の時宜を得た締結 国際約束の案文交渉における我が国の立場の反映、および国際約束の作成に向けた国際社会の議論の誘導 国際場裏における不断の情報交換・情報収集
5. 活動結果と評価	
<p>国際約束締結に対する国内外のニーズの把握、国際約束締結の必要性の判断、および望ましい条約の時宜を得た締結</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年の第154回通常国会においては、12年から行った国際約束締結に対する国内外のニーズの把握、国際約束のニーズの判断を踏まえ、我が国の重要課題であるテロとの闘い、自由貿易協定網の構築、気候変動問題への対処等の課題に取り組むため、テロ資金供与防止条約、日・シンガポール新時代経済連携協定、気候変動枠組条約京都議定書等18本の条約を提出し、承認された。 二国間条約については、省内各課との協議等を通じ、国際約束締結に対する国内外のニーズの把握、国際約束締結の必要性の判断を行い、日・メキシコ経済連携強化のための協定、日韓社会保障協定、日仏社会保障協定等の条約交渉を開始した。また、開発途上国におけるニーズを踏まえ、有償資金協力、無償資金協力および技術協力等の分野で経済協力に関する国際約束を多数締結した。 多数国間条約については、14年4月以降、第156回通常国会に提出すべき条約について、省内関係課からのヒアリング等を通じて、関係諸国、国内関係省庁、国内の各界等の有するニーズの把握に努めた。そのようなニーズを踏まえ、条約の内容、条約実施のための国内法整備等の検討を進め、関係府省との勉強会、内閣法制局審査等を経て、我が国の重要課題である国際組織犯罪への対処、遺伝子組換え作物問題への対処等の課題に取り組むため、15年2月および3月、今次通常国会に国際組織犯罪防止条約、生物多様性条約カルタヘナ議定書等9本の条約を提出した。 <p>この結果、国内外のニーズを踏まえた、我が国にとって望ましい条約の時宜を得た締結を行うことができた。（有効性、必要性）</p> <p>国際約束の案文交渉における我が国の立場の反映、および国際約束の作成に向けた国際社会の議論の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度においては、二国間条約では、日・メキシコ経済連携強化のための協定、日・ベトナム投資協定、日米刑事共助条約、日米租税条約等の交渉が行われ、また、多数国間条約では、包括テロ防止条約、核テロ防止条約、国際熱核融合炉（ITER）実施協定、無形文化遺産保護条約、たばこ対策枠組条約等の交渉が行われた。こうした交渉において、条約局は、条約交渉に臨むための我が国の対処方針作成、関係府省との調整に関し法的観点から助言を与え、主な交渉会議には課長あるいは担当官が出席し、我が国の立場・提案の表明、他国との調整、条文の確定作業等に積極的に貢献している。 <p>この結果、現在交渉が行われている日・メキシコ経済連携強化のための協定交渉、15年2月に条文案が採択されたたばこ対策枠組条約交渉等において、我が国の立場を反映しつつ条約交渉を行うことが可能となった。（有効性）</p> <p>国際場裏における不断の情報交換・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 日米条約局長協議等の種々の機会を利用し、米国、EU、ASEAN等と当面の重要交渉案件、締結案件について意見交換を行った。とくに平成14年11月の日 	

・ASEAN首脳会議において、国境を越える問題に関する国際法秩序の構築にアジアの利益を最大限反映させていくため意見交換を行う「日・ASEAN国際法秩序構築協議」の開催につき合意した。

この結果、我が国と価値観を広く共有するASEAN諸国との間で定期的な意見交換の場が設定されることとなり、多数国間条約の作成交渉における我が国の立場が強化されることが期待される（有効性）。

6. 備考

（今後の課題）

多様な分野での条約の作成の需要に応えるため、以下の通り、人的、組織的体制を整備。

・現行の条約課および国際協定課を専門分野別（政治・安全保障、経済、社会）に再編成する予定。

・ハイレベルの交渉官が最前線に出て国際交渉に参加できるよう「条約交渉官」を設置する予定。

平成15年11月、「日・ASEAN国際法秩序構築協議」開催が合意されたが、今後とも、友好国との間で、国際法秩序構築における連携の強化を図り、我が国の交渉力を組織的かつ計画的に高めていく。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

・平成14年11月に行われた日・ASEAN首脳会議の概要記録

評価シート B

【国際約束の締結・実施】

1. 重点施策名	我が国が締結した国際約束の適切な実施
2. 評価責任者	条約局条約課長 秋葉 剛男 条約局国際協定課長 森 健良
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	我が国が締結した国際約束の趣旨および目的に従い、我が国および他の締約国による適切な実施の確保
(2) 手段	国際約束の主管部局と他省庁との間で行われる協議等への法的な助言 国際約束の主管部局と他の締約国との間で行われる協議等への法的な助言 国際約束の運用状況を検討するための会合開催、その実施状況の報告提出に際する法的な検討および助言 国際約束の実施に関し、他の締約国との間で意見の相違等が生じた際の法的な検討および助言
5. 活動結果と評価	国際約束の主管部局と他府省との間で行われる協議等への法的な助言 日・シンガポール新時代経済連携協定等の二国間条約やWTO協定等の多数国間条約の実施に関連する国内法令等と条約との関係や日本の立場について他府省と検討する際に法的な観点から助言を行い、関係府省間で意見の調整・統一が図られた。(有効性) 国際約束の主管部局と他の締約国との間で行われる協議等への法的な助言 二国間の原子力協定、科学技術協力協定等の下で開催される日本と相手国間の政府間会合の際、法的な問題点等について助言を行い、それぞれの協議で相互の理解を深めた。(有効性) 国際約束の運用状況を検討するための会合開催、その実施状況の報告提出に際する法的な検討および助言 多数国間の環境条約等の締約国会合や軍縮条約、人権条約の実施状況の報告の提出に際して法的な検討および助言を与えた。(有効性) 国際約束の実施に関し、他の締約国との間で意見の相違等が生じた際の法的な検討および助言 世界貿易機関の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際し、法的な検討および助言を行い、日本の主張・立証を補強した。(有効性)
6. 備考	(今後の課題) 今後とも国際約束の着実な実施のため、法的な観点より適切な検討および助言を行う。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	なし。

1. 重点施策名	国際法規の形成への寄与
2. 評価責任者	条約司法規課長 齋木 尚子
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	国際法規の形成に積極的に貢献し、我が国の主張を反映させるべく努力する国際社会における法の支配を強化し、国際紛争の平和的解決を促進する
(2) 手段	国際裁判所および各種の国際法に関する会議において、我が国の関係者が積極的に参加すること等を通じ、国際法の形成に寄与する
5. 活動結果と評価	<p>国際司法裁判所（ICJ）選挙における我が国候補に対する支持要請活動 ICJは、国連憲章に基づき設立された、国際紛争の平和的解決のための国際社会において最も権威ある司法機関である。平成14年10月に実施されたICJ裁判官選挙において、我が国候補である小和田恆氏に対する支持要請活動を精力的に実施してきた結果、同氏は第一位の得票を得て当選することができた。（有効性） 我が国出身の裁判官がICJに参加することで、国際紛争の平和的解決のための我が国の一層の貢献を示すことができた。（有効性）</p> <p>国連国際法委員会（ILC）への山田委員出席の支援および参加 ILCは、国際法の漸進的発達および法典化を主たる目的として、国連決議により設立され、現在、外交的保護、条約の留保等について検討している。我が国からは山田中正ILC委員（外務省参与）が参加している。平成14年会期において、外務省は、同委員の活動につき、各種資料調査等を通じ補佐した。また、担当官を実際にILCに参加させることにより、その議論を注意深くフォローすることができた。（有効性） また、国連第6委員会におけるILC報告の審議の際にも、日本政府として積極的に議論に参加した。</p> <p>主権免除条約草案 主権免除に関しては、ILCが昭和52（1977）年に法典化作業を開始し、平成3年に「国家およびその財産の裁判権免除に関する条約草案」を国連総会に提出した。我が国は、本条約草案の採択を一貫して支持してきており、15年2月に開催された国連第6委員会アドホック委員会における条約草案採択に際しても、中心的な役割を果たした。（有効性） 同会合において、政府代表である山田中正外務省参与が、対立する各国の立場の調整に努め、最終的な妥協に導いたことは、各国からも高く評価された。同条約草案の採択は、主権免除に関する国際法上のルールの形成に向けた大きなステップである。（有効性）</p> <p>アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）への山田委員出席の支援および参加 AALCOは、加盟国から委員会に付託される法律問題の審議等を目的に昭和31（1956）年に設立され、現在アジアおよびアフリカの44か国が加盟し、我が国からは、山田中正委員が参加している。これまで各種の国際法上の問題につき報告の採択または勧告が行われてきており、現在は、国際刑事裁判所（ICC）規程や主権免除など、国際的に関心の高い事項を多く取り上げている。我が国は、これら重要事項について十分な情報を得ることが困難な途上国に対し情報を提供し、国際的なフォーラムでの議論への参加を促す等の貢献を行っている。その結果、例えば国家およびその財産の主権免除については、国連で行われた審議に多くの途上国の参加を得、報告書の採択に寄与した。（有効性）</p> <p>ICCに関するEU専門家との意見交換およびパネル・ディスカッション 平成14年7月に発効したICC規程については、国内での関心も高まりを見せていることから、ICCに関連する会合を我が国として開催した。（必要性） 我が国は、現在国内法とICC規程の整合性につき検討中であるが、EUからの専門家の参加を得て、EU各国におけるICC規程の実施方法につき、直接関係者から聴取することができた。（有効性・効率性） さらに、我が国の有識者の参加も得て、ICCに関するパネル・ディスカッションを行い、満員（107名）の参加が得られた。今回の会合への出席者の大多数（アンケートの有効回答数30名）は、こうした形式による会合は有益であり（同25名）、類似の会合がある場合は参加したい（同24名）との反応があった。（有効性）</p>

条約局長協議

各国の外務省条約局長と主要な国際法上の問題につき、二国間で意見交換を行うことが、様々な分野における国際法の発展に資するとの考えの下、主要国との間で、二国間の条約局長協議を開催してきている。平成14年度は、14年7月にドイツと、15年1月には米国との間で条約局長協議を実施した。日独間の協議では、ICCなどについて議論し、米国とは、主権免除条約草案、国家責任等国際法に係る最近の問題や、各種の多数国間条約および二国間条約の締結について議論した。国連において開催された条約局長級会合にも参加し、各国外務省の国際法担当部局の長と、現下の国際法上の様々な論点につき意見交換を行い、国際法の動向に対する各国の考えを聴取することができた。(有効性)

ハーグ国際私法会議における証券決済準拠法条約策定作業への参加

ハーグ国際私法会議は、平成14年5月以降、国際的な証券決済の準拠法に関する条約の作成作業を行っている。14年12月の外交会議において、「口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約」が採択された。同条約は、コンピュータ・ネットワークを利用した国際的な証券決済についての統一ルールを定め、国際的な証券取引をより円滑にすることに役立つものである。(必要性)

このような条約の重要性にかんがみ、我が国は、外務省が中心となって各会議に政府代表を派遣するとともに、草案の準備段階から我が国の意見を提出するなど、条約の策定作業に積極的に参加してきた。審議の過程においては、我が国が指摘した問題点につき、我が国の提案が条文として採用され、その結果、各国にとってもより批准しやすい条約を採択することが可能となった。(有効性) こうした我が国の提案は、外交会議議長および各国からも非常に建設的な貢献であると評価された。

国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)・私法統一国際協会(UNIDROIT)

それぞれの活動および我が国の関与については、「国際法に関する知見の蓄積」(八)参照。

6. 備考

(今後の課題)

- ・主権免除条約草案の具体的な形式について、平成15年の国連第六委員会において、検討の上、決定する必要がある。
- ・ICCについては、EU側との意見交換で得られた情報も踏まえ、我が国におけるICC締結に関する検討を進めていく必要がある。
- ・ハーグ国際私法会議にて採択した条約案については、今後同条約の批准の可否についての国内的な検討を進めていく必要がある。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・ICJ裁判官選挙に関する川口外務大臣談話(平成14年10月22日付http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/14/dkw_1022.html)
- ・ICJ裁判官選挙の結果(国際法外交雑誌第101巻第3号(14年11月)掲載)
- ・ILCの報告書および討議の概要(国連文書A/57/10, A/CN.4/529)
- ・ILCの活動に関する14年国連第6委員会における日本政府のステートメント
- ・国家およびその財産の裁判権免除に関するアドホック委員会報告書
- ・主権免除に関する14年国連第6委員会における日本政府のステートメント
- ・ICCに関するパネル・ディスカッション概要(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/icc.html>)
- ・ICCに関するパネル・ディスカッション終了後に行ったアンケートの集計結果
- ・EU専門家の訪日の概要と評価(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/icc_gh.html)
- ・ハーグ国際私法会議第19通常会期第2部議事録および最終議定書

1. 施策名	国際法に関する知見の蓄積
2. 評価責任者	条約司法規課長 齋木 尚子
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	国際法解釈の一層の精緻化を進める 我が国が国際法の発展により積極的に貢献する基盤を作る
(2) 手段	国際法に関する各種研究会の実施 大学における講義・研究者との交流 国際法上の論点に関する各種委託調査の実施
5. 活動結果と評価	<p>国際法に関する各種研究会の実施</p> <p>(イ) 国際法戦略会議 とくに近年、グローバル化と情報通信技術の急速な発達とが相まって、様々な分野において国際法秩序の構築が急速に進展している。このような中で、国際法秩序が日本社会全体の利益に資するよう、各界との双方向の交流を強化し外部・民間の知見と切磋琢磨することにより、国際法に関する知見の蓄積を促進し条約局の専門性をさらに向上させることを目指すため、平成14年12月および15年2月、「国際法戦略会議」を条約局長主催で開催した。 これらの会議においては、国際法秩序構築への我が国としての能動的な関与のあり方、その際の条約局の役割、個別事案への対応における国際法上の留意点等に関して、国内の国際法研究者との意見交換を通じ、国際法上の議論を一層深めることができた。(有効性)</p> <p>(ロ) 国際法研究会 我が国に関係する最近の国際法上の主要な題材をとりあげ、主要な国際法学者(平均30名程度が出席)の参加を得て、外務省内の担当課などから報告を行った上で、出席者からの意見聴取や質疑応答を実施している。毎年度6～8回程度開催しており、国連国際法委員会(ILC)の各会期における議論の報告、多数国間条約の締結に係る法的な論点、国際法に関する中長期的なテーマ等を設け、議論している。この機会は、実務と学問的研究の貴重な接点の場であり、こうした機会を定期的に設けることにより、国際法学者より毎回有意義な意見を得ることができた。(必要性・有効性) 平成14年度は、日・シンガポール経済連携協定(4月)や、資金テロ防止条約(15年1月)等を扱ったほか、平成15年1月には来日中のEU専門家による「国際刑事裁判所(ICC)に関する各国の取組み」をテーマに議論を行った。</p> <p>(ハ) UNCITRAL・UNIDROIT研究会 国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)は、国際商取引法の統一と調和を目的とする国連総会直属の機関、私法統一国際協会(UNIDROIT)は、各国が採用する統一私法の立法化を目的とする国際組織である。我が国は、両機関の構成国であり、それぞれの機関において行われている条約等の策定作業に参加している。 外務省が主催しているUNCITRAL・UNIDROIT研究会は、各会合の検討テーマに応じて当該分野における専門家および関係省庁の担当等からなり、各会合の前に当該条約等の問題点および我が国としての対応振りを検討するために開催している。(効率性) 研究会における議論を通じて得られた検討の成果は、実際にUNCITRAL、UNIDROITの各会合に参加する我が国政府代表によって、各会合における議論に反映されている。そうした議論は、最終的には、条約やモデル法の採択といった形で結実している。平成14年度は、14年6月に開催されたUNCITRAL総会において、UNCITRAL調停モデル法を採択することができた。このモデル法は、我が国で現在進められている司法制度改革における裁判外の紛争解決手段(ADR)の検討にも、一定の指針を与え得るものと評価できる。(有効性)</p>

(二) 現代国際法研究会(最近の具体的な国際法問題について意見交換)、判例研究会(国際裁判の事例研究)、先例彙輯研究会(我が国の国際法関連の国家実行に関する検討)等を開催し、国際法に関する知見を深めることができた。(有効性)

大学における講義・研究者との交流

要請を受けて、国内の大学において国際法に関する講義を実施している。年間を通じて講座を担当するのみならず、様々な大学の特別講義の講師を務めてきている。現在は、中央大学において、「日本外交の法と政治」につき、条約局が中心となって、外務省関係者が講義を行い、国際法に関する知識の普及に努めている。なお、平成14年度の講義の内容については、中央大学からも以下の評価が寄せられている。

(イ) 全般的な評価

複数の外交官がそれぞれの豊富な経験を踏まえて外交の理論と実際を講義するものであり、そこで紹介される数多くの事例を通じて、学生は生きた外交の諸側面を学ぶことができる。第三者的、客観的な考察と分析に終始しがちな通常の講義とは異なり、教育上きわめて有意義である。

(ロ) 受講対象

履修学生数は、各年度おおむね60人ほどであり、国際法専攻の大学院生も若干名、聴講している。

(ハ) 学生の評価

受講者の多くは、将来、外交官、国家公務員、または国際公務員となることを志望している。彼らは、外交官と直接対話できるこの講義に新鮮な知的関心をもって臨んでおり、この講義を高く評価している。(有効性)

また、上記の研究会以外にも、内外の国際法学者等とも意見交換を行っている。本年度もこうした意見交換を実施することにより、現下の様々な国際法上の問題につき、有益な示唆を得ることができた。(有効性)

(意見交換の参考例：『ジュリスト』平成14年10月15日号『外交フォーラム』15年4月号)

国際法上の論点に関する各種委託調査

平成13年12月の九州南西沖不審船事案を受け、政府部内では我が国近海において重武装した不審船に対して我が国がとりうる措置について法的側面を含め検証が行われている。措置を検討するにあたり、国際法上の基準を把握するためには、各国の国内法制、過去の事例を調査する必要があり、日本国際問題研究所に委託して、14年6月から9月にかけて4回、国際法学者による研究会を実施した。(必要性) 研究会の成果は、研究者が執筆する報告を踏まえ、報告書にまとめられた。研究会では、同分野を専門とする国際法学者による調査内容の発表、議論が行われ、その成果を政府部内での不審船事案に係わる検証に反映することができた。(有効性) また、調査結果は、不審船対策のみならず、海上におけるテロ対策においていかなる対応が適切か検討を行うに際しても重要な参考資料となる。(必要性)

6. 備考

(今後の課題)

ICCについても、ICC規程と国内法との関係等につき、適切な形で検討を進めていく必要がある。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・国際法研究会の開催実績(扱った議題としては、『ジュリスト』平成14年10月1日号に一部関連記事あり)。
- ・先例彙輯研究会の活動内容(扱った議題としては、佐藤哲夫「『国際法先例彙輯(10)同盟』解題」一橋大学第1巻第1・2号、平成14年3・6月参照)
- ・UNCITRAL、UNIDROIT各会合における作業文書および報告書

評価シートB

【国際約束の締結・実施】

1. 重点施策名	国内・国外・国際裁判への対応を通じた国益の確保
2. 評価責任者	条約局法規課長 齋木 尚子
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	国内外における各種裁判において、我が国の国際法の解釈を示し、国益を確保する
(2) 手段	国内外の裁判における、我が国の国際法上の解釈に関する準備書面、意見書の国際法関連部分の作成
5. 活動結果と評価	<p>現在、我が国に対しては、戦後処理に関連する国内外の訴訟が提起されている。このような訴訟において、サンフランシスコ平和条約をはじめとする戦後処理関連条約の解釈について、国際法に関する国側の見解をまとめる等の対応を行っている。(必要性) たとえば、米国カリフォルニア州において、第二次大戦中の「奴隷労働」または「強制労働」の犠牲者等が該当企業に補償を求める訴訟については、平成22年末までに提起される限り、時効を理由として却下されない旨の民事訴訟法が制定されて以来、同州において、日本企業を被告とする多くの訴訟が提起されている。これらの訴訟においては、我が国政府は、サンフランシスコ平和条約の解釈等について米国国務省に対して我が国政府の見解を提出しており、右見解は、被告企業の反論書においても引用されている。</p> <p>15年1月に、連邦控訴裁判所は、日本企業を被告とする訴訟28件を却下する判決を下した。また、我が国政府を被告として、米国人元捕虜が損害賠償を請求する訴訟、中国人、韓国人等元慰安婦が損害賠償を請求する訴訟も提起されている。これらの訴訟については、国家は他国の裁判所の管轄権には服さないとの主権免除の主張を中心に反論を行っており、元慰安婦の訴訟については、13年10月、連邦地裁において、主権免除等を理由として原告の請求を却下する判決が下されている。(有効性)</p> <p>このように、国内外の判決において、サンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約について、我が国の見解を適切に主張することができた。(有効性)</p> <p>なお、14年度に我が国が当事国となる国際裁判は存在しなかった。</p>
6. 備考	
(今後の課題)	今後とも、訴訟の動向に応じ、我が国の見解を随時的確に主張していく必要がある。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・米国務省に対して提出したカリフォルニア州民事訴訟法に関する日本政府見解(平成14年2月提出)

1. タイトル：広報活動

2. 評価責任者：大臣官房海外広報課長 松田 邦紀
大臣官房国内広報課長 大森 茂
大臣官房報道課長 橋 妙子
大臣官房国際報道官 奥山 爾朗

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

海外に向けての日本の外交政策および一般事情の広報
国内に向けての外交政策の広報および外交政策に関する国内世論動向の把握
首脳外交・要人往来に関する国内プレスへの迅速な情報発信
我が国の政策、とくに外交政策に関する対外プレス発信、我が国に対し好意的な外国報道の定着および偏向外国報道の是正
以上を通じて、我が国の外交政策に関する国民の理解、海外における対日理解の増進および、これによる円滑な外交政策の展開につながる内外の環境醸成を図る。

5. 評価

在外公館における各種広報活動、人物交流事業、「日本海呼称問題」のパンフレットをはじめとする各種広報資料の配布を通じて海外に向けての広報に努めた結果、日本の外交政策および日本の一般事情等についての諸外国の理解を得る上で効果をあげた。とくに、日韓共催サッカーW杯の広報を重点的に実施した結果、海外における対日理解・対日親近感の醸成に大きな効果があった。

外務省HPを通じた積極的な情報提供および外務省タウンミーティングを開催したこと等により、国内における我が国外交政策への理解が増進された。また、広聴室の設置、世論動向調査等により、国内世論動向の把握に効果をあげた。

外務省首脳、外務報道官による記者会見の実施および談話・発表文や記事資料の発出を行うことにより、報道機関を通じて、我が国の外交行事、主要国際情勢についての公式の評価・立場を、迅速かつ的確に国民に伝達することができた。

外国メディアに対する情報発信を積極的に実施したことにより、海外における対日理解の増進に効果があった。例えば、外国報道関係者の招待(年約100名)を行ったことにより、被招待記者の対日理解が深められ、我が国に対する好意的な記事が帰国後多数執筆された。

我が国の外交政策に関する国民の理解、海外における対日理解の増進および、これによる円滑な外交政策の展開につながる内外の環境醸成を図るために、以上の施策を実施したことは効果的であった。

6. 有識者の意見等

外務省「変える会」の外務省改革の進ちょく状況に対する見直し状況においても、各種広報関連施策につき、積極的に取り組んでいる等の評価が得られている。

「日本の100冊翻訳の会」事務局長の戸谷美苗氏は、「在外公館が力を入れている海外での日本文化講演や国際ブックフェア等の広報活動は、世界的に高まっている海外の人々の日本文化への関心に直接応えるものであり、海外における対日理解の醸成に貢献している」と評価している。

評価シート B

【広報活動】

1. 重点施策名	国内における外交政策への理解の増進および外交政策に関する国内世論動向の把握
2. 評価責任者	大臣官房国内広報課長 大森 茂 大臣官房国内広報課広聴室長 飯澤 良隆
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	<p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適時平易な情報提供による国民に対する説明責任の遂行 ・世論動向の把握と外交政策形成過程への反映 <p>(2) 手段</p> <ul style="list-style-type: none"> マルチメディアによる情報提供 定期刊行物やパンフレット等による情報提供 講演会やシンポジウム等の開催 広聴制度の整備運用 世論動向の把握
5. 活動結果と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・適時平易な情報提供による国民に対する説明責任の遂行 <p>国民の理解と支持を得て「国民と共に歩む外交」を推進するため、国民からの様々な広報手段へのニーズに応え、以下の広報活動を実施した。</p> <p>マルチメディアによる情報提供</p> <p>インターネット利用人口の拡大に伴い、とくに、インターネットを通じた情報ニーズはきわめて高く、外務省HPを通じた積極的な情報提供により、アクセス数は飛躍的に拡大している〔平成14年3月は4600万アクセス、15年2月は1億9000万アクセス（前年比約3倍）〕。（有効性）</p> <p>定期刊行物やパンフレットによる情報提供</p> <p>印刷媒体による情報発信は従来から国民から期待されており、その記述が外部で引用されることも多い。また、外務省や我が国の外交政策の基本的立場を説明するパンフレット類については照会も多く、新たに作るもの（平成14年度は9種17万部）のほか、前年度以前に作成した資料も増刷を重ねており（14年度の増刷は3万5000部）、国民からのニーズに応えている。（必要性）</p> <p>講演会やシンポジウムの開催</p> <p>講演会の開催に係る当省への依頼（講師の派遣等）は引き続き高い需要を示した（年315回の開催、うちタウンミーティングを除く306回は開催依頼があり、実施した）。また、平成15年度より導入された外務省タウンミーティングは、参加者と当省幹部が直接対話することを通じて、当省として諸外交政策に関しよりの確な説明責任を果たすことに寄与した。（有効性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世論動向の把握と外交政策形成過程への反映 <p>外交政策に関する国民の声を広く聞き、意思決定プロセスの中に適切に位置付けるため、以下を実施した。</p> <p>広聴制度の整備運用</p> <p>平成15年より広聴室が設置され、これまで各広聴手段毎に個別に対応していた広聴活動を統一的に扱うことができた。これにより、HP等に個別に寄せられた照会事項にも対応することが可能となった。</p> <p>世論動向の把握</p> <p>世論動向調査の回数を増やし（年2回 年8回）、政策意思決定側からのニーズに応えていくとともに、国民の声を意思決定プロセスへ適切に反映させる機会を拡大した。また、世論動向調査の結果は、その政策広報で引用されるなど、諸外交政策の遂行に活用されている。</p>
6. 備考	<p>(今後の課題)</p> <p>より効果的な情報発信のためには、新たな広報手段の利用、メディアとの連携等が必要である。また、国民の声を意思決定プロセスに位置づける広聴活動はいまだ始まったばかりであるところ、広聴室の体制整備を含め、広聴制度の運用の方法をさらに発展させていく必要がある。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省HPおよび同広報HPへのアクセス数の報告

- ・講演会・シンポジウム等の結果報告
- ・パンフレットおよび外務省編集協力の出版物
- ・外務省HP等に寄せられた意見等
- ・世論調査の結果報告
- ・以上の外務省の活動を紹介している新聞記事等

評価シート B

【広報活動】

1. 重点施策名	海外における対日理解・対日親近感の醸成および日本政府の政策への理解増進
2. 評価責任者	大臣官房海外広報課長 松田 邦紀
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	国際社会の中で良好かつ深い対日認識を醸成することにより、我が国の外交政策の展開を容易にする。
(2) 手段	在外公館を通じた広報活動 人物交流事業 印刷物、映像による広報資料の作成、購入、配布 インターネットでの情報発信 対日世論調査の実施
5. 活動結果と評価	<p>在外公館を通じた広報活動</p> <p>(イ) 各在外公館においては、館長および館員による講演・TV・ラジオ出演、シンポジウム・セミナーの開催、映画会の開催、展示会の開催、青少年等を対象とする日本事情紹介事業、日本紹介資料の閲覧、インクワイアリーへの回答等を通じ、外交政策および日本の一般事情についての広報に努めたことにより、諸外国のバランスのとれた対日理解の促進に効果をあげた。</p> <p>(ロ) とくに30公館に設置した広報文化センターは、その地域の広報活動の中心拠点として、上記活動を通じて、対日理解の促進に効果をあげた。</p> <p>人物交流事業</p> <p>(イ) 平成14年度、在外公館において、講師派遣事業を18件、オピニオン・リーダー招へい事業48件、TVチーム招へい事業を27件実施した(15年3月15日現在)。</p> <p>(ロ) 各在外公館の要請により、日本の政治・経済から生花・日本料理に至る幅広い分野の専門家を講師として派遣し、各国国民に対し直接的に正確な日本事情を紹介することにより、バランスのとれた対日理解の促進に効果をあげた。</p> <p>(ハ) 各国において、様々な分野で活躍するオピニオン・リーダーを日本に招へいし、我が国要人との意見交換や産業施設・文化的遺産等の視察を通じて、日本の実情を直接知らしめることにより、外交政策を含めた我が国の政策等への理解促進に効果をあげた。</p> <p>印刷物、映像による広報資料の作成、購入、配布</p> <p>(イ) 我が国の実情に関する基礎的資料および我が国の諸政策理解に資する資料(例「アフガン復興への日本の貢献」、「日本海呼称問題」のパンフレット)を作成し、関係者に対する効果的な配布を行った。その結果、我が国の現状、政策に対する一層正確な理解を得ることができた。</p> <p>(ロ) 日本紹介ビデオ番組「JAPAN VIDEO TOPICS」(15分)を毎月作成し、90か国の約350のテレビ局での無償放映を行った。視聴者数は年間延べ100億人を越えるなど、映像を通じて海外における対日理解の増進に大きく寄与した。</p> <p>インターネットでの情報発信</p> <p>(イ) 重要な政府発表(プレス・リリース)の外務省HP(英語版)への掲載を迅速化し、また、主要な国際問題については、我が国の政策資料等の掲載を充実させた。その結果、プレス・リリースの即日掲載率は70～80%台に至っており(平成15年1月は85%、2月は76%)、月間資料掲載数も48件(14年4月)から77件(15年2月)へ60%増となった。また、英語版HPへのアクセス数も順調に伸びて約99万件(14年4月)から約154万件(15年2月)へ56%増となった。</p> <p>(ロ) 途上国など通信事情の悪い地域でもHPの閲覧が容易になるようにHPの技術的改善を図った。その結果、G8各国の外務省HPの中では、最も速く閲覧できる画面にすることができた。</p> <p>(ハ) 在外公館HPは、12公館の新規開設を行い、現在112公館において情報発信を行っている。その結果、112の国・地域において対日理解の増進に寄与</p>

<p>した。</p> <p>対日世論調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外交政策を含めた我が国の政策への理解促進を図ることを目的に、米国、EU 5 か国およびASEAN 6 か国における対日世論調査を実施した。この調査結果を、外交政策立案の参考に活用した。具体的には、「日本ASEAN交流年2003」等の大型広報文化行事実施の際に参考にして、効果的な事業を企画、実施することができた。 <p>サッカー・W杯広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度は、日韓共催サッカー・W杯の広報を重点的に実施した。W杯出場国所在の在外公館におけるインフォメーション・デスクの設置、有名外国人サッカー選手による日本紹介後援会の実施、TVチーム招へい、開催地紹介ビデオによる広報等の事業を実施したことにより、我が国への親近感の増進に大きな効果があった。
<p>6. 備考</p> <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人旅行者数の増加が国際相互理解の促進、ひいては我が国の安全保障に貢献する意義を踏まえつつ、観光誘致のための広報を積極的に実施する。 ・ 人物交流事業については、招へい後も被招へい者との関係を維持し広報効果を持続するよう、招へい後のフォローアップに努める。 ・ 広報資料については、より効果的な対外発信を行うため、予算の許す範囲内で、最新の資料をより多くの言語で作成し、これを効率的に配布する。 ・ HPについては、ブロードバンド化に即した掲載をさらに充実させるため、動画配信を実施していく。また、在外公館HPと本省HPの連携強化を図る。 ・ 広報環境をより明確に把握するために、新たな分野の設問(例、外国人観光客増加のためのキャンペーン実施の際の参考となるような設問)を導入するなど、世論調査の見直しを行う。
<p>7. 政策評価を行う過程において使用した資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JAPAN VIDEO TOPICS利用状況報告書 ・ 外務省HP月間アクセス報告書 ・ 広報事業定期報告書 ・ 国民から寄せられた意見、新聞等のマスコミ報道等

評価シート B

【広報活動】

1. 重点施策名	首脳外交・要人往来に関する迅速な情報発信
2. 評価責任者	大臣官房報道課長 橋 妙子
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	報道機関および報道関係者に対する迅速かつ十分また正確な情報発信による、我が国の首脳外交および要人往来に対する国民の理解増進および外交プロセスに対する信頼増進
(2) 手段	首脳外交・要人往来に関する情報発信 情報発信の円滑化および説明責任の明確化
5. 活動結果と評価	<p>首脳外交・要人往来に関する情報発信</p> <p>(イ) 外務省首脳、外務報道官による記者会見等の実施 ・原則として週日毎日1回、外務省首脳(大臣、副大臣、ないし事務次官)、外務報道官による記者会見を実施し、我が国が実施する外交行事について発表したり、主要国際情勢について公式の立場を表明する機会等として活用した。</p> <p>(ロ) 外務省首脳、外務報道官の談話・発表文や記事資料の発出 ・我が国が実施する外交行事、主要国際情勢について公式の評価・我が国の立場を表明する機会として談話・発表文を機動的に発出した。また、我が国主催の外交行事(使節団の派遣、外務省賓客以下の閣僚級要人来日、条約・協定の締結、国際会議)の日程、日程議題等についての公式発表を行うための記事資料を随時発出した。</p> <p>この結果、我が国が実施する首脳外交・要人往来をはじめとする外交行事の開催日程や主要国際情勢についての我が国としての評価・立場を、報道機関を通じ迅速かつ的確に国民に伝達することができた。(有効性)</p> <p>情報発信の円滑化および説明責任の明確化</p> <p>(イ) 省内各局部に報道・広報戦略担当を指名し、外務報道官組織と政策担当各局部との連携をこれまで以上に強化し、外務報道官のスポークスマン機能を向上させることにより、外務省としてより正確かつ迅速な情報発信を行うための体制作りに努めた。</p> <p>(ロ) 原則毎日、夕刻、外務報道官室をプレスにオープンにする形で懇談の機会を設定し、記者への情報発信、意見交換の強化を図った。</p> <p>(ハ) 外務省として報道機関よりの取材に適切に対応できるような基本的心得を省内および在外公館に周知した。</p> <p>(ニ) 国内の通信・新聞における外交関連報道のとりまとめ、および国内主要テレビ報道のモニターを行い情報発信のための執務参考資料として活用した。</p> <p>この結果、政策立案過程より報道対応への配慮がなされ、迅速かつ正確また円滑な情報発信がなされた。これは、外務省として説明責任を果たす上で有効であった。また、国内の報道各社の関心事項を把握することにより、外務省として情報発信の円滑化および説明責任の明確化をはかることに寄与した。(有効性)</p>
6. 備考	(今後の課題) 引き続き、国民世論および報道側の関心、要望を踏まえ、よりの確な記者会見の実施や記事資料等の発出に努めるとともに、迅速かつ正確、円滑な我が国の外交政策の情報発信に努める。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	以下の外務省HPで参照可能な資料 ・外務省首脳、外務報道官による記者会見記録 ・記事資料 ・外務大臣談話 ・外務報道官談話

評価シートB

【広報活動】

1. 重点施策名	我が国の政策とくに外交政策に関する対外プレス発信、我が国に対し好意的な外国報道の定着および偏向外国報道の是正
2. 評価責任者	大臣官房国際報道官 奥山 爾朗
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	
我が国の政策とくに外交政策に関する対外プレス発信、我が国に対し好意的な外国報道の定着および偏向外国報道の是正	
(2) 手段	
<p>外国メディアに対する広報(記者会見、バックグラウンド・ブリーフィング、インタビュー、取材協力等)の実施 広報媒体の作成(プレス・リリース、説明用資料等) 誤解や情報不足に基づく報道についての反論投稿、編集者や執筆者に対する申し入れ 報道関係者(ペン記者)招待 各国首脳同行記者への取材協力</p>	
5. 活動結果と評価	
<p>我が国にとり好意的な国際環境の整備のため、我が国の立場・政策を国際社会に発信し、理解を得ていくことが必要であり、そのためには外国の報道機関に情報提供していくことが必要である。(必要性)</p> <p>外国メディアに対する広報(記者会見、バックグラウンド・ブリーフィング、インタビュー、取材協力等)の実施 我が国の政策、とくに外交政策に関し、正確で時宜を得た発信を行うため、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務報道官による定例英語記者会見の実施(週2回) ・外国報道関係者からの個別照会への対応(週約100件) ・外国報道関係者へのブリーフィングの実施(随時) ・外国報道関係者によるインタビューの実施(年約80回) ・総理・大臣の外国訪問時における外国報道関係者を対象とする会見 ・インタビューの実施(総理の単独の内外記者会見を7回実施等) ・大臣による主要紙への寄稿(2回) <p>これら施策により、たとえば、総理の内外記者会見が新聞に掲載されたり、その他会見・ブリーフィングにも通信社電により広く配信された等、我が国の政策・立場の発信に効果があった。(有効性)</p> <p>外国報道に載ることは我が国の立場・政策を広報し理解を深める上できわめて効果的な手段であるが、外国報道を通じた発信のためには、正確な情報を的確なタイミングで発信していくことが必要であり、そのために上記のような施策が必要であり、かつコスト面からもきわめて効率的な方法である。(必要性・効率性)</p> <p>広報媒体の作成(プレス・リリース、説明用資料等) 正確で時宜を得た情報発信のため、上記に加え、外国報道関係者に対する英文プレス・リリースの配信(週約5~6本、外務省英語HPにも掲載)を行った。</p> <p>外国報道機関を通じた発信にはこうした形で迅速かつ正確な情報発信を行うことが不可欠であり、また他の広報手段と比較しコスト面からもきわめて効率的である。(必要性・効率性)</p> <p>誤解や情報不足に基づく報道についての反論投稿、編集者や執筆者に対する申し入れ 「日本は慰安婦問題について謝罪したことはなく拉致問題への反応はヒステリック」(米ニュースウィーク)、「アフガニスタンの道路建設計画への日本の援助実施が遅れている」(米ウォール・ストリート・ジャーナル)、「湾岸戦争の際に我が国の軍事的貢献は無かった」(英エコノミスト、注：非軍事の貢献を紹介する投書を行った)等の批</p>	

判記事や誤解を与える記事に対し、我が国の立場を説明する投書を行い、これが掲載された。

報道関係者（ペン記者）招待

外国世論に影響力を有する外国報道関係者の対日理解を増進させるため、我が国に招待（年約100名）した。これにより、被招待記者の対日理解が深められ、日本訪問時における取材に基づいた的確かつ好意的な記事が帰国後多数執筆された。これにより、新聞等の読者という非常に広い対象に、第三者を通じた形で効率的に情報提供を行うことが可能となり、当該国における対日理解の促進のためきわめて効率的であった。（有効性・効率性）

各国首脳同行記者への取材協力

国公賓などの各国首脳同行記者への取材協力を行った（年2回）。国公賓としての首脳の訪日は当該国において日本について報道される重要な機会であり、右に同行する記者に対する取材協力は、好意的な対日報道を促す上で効果的・効率的な方法である。（有効性・効率性）

6. 備考

（今後の課題）

外国プレスに関心事項の適切な把握とより効果的な情報発信

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

・主要紙を中心とする各種海外メディアの報道

1. タイトル：国際交流（による対日理解）

2. 評価責任者：大臣官房文化交流部政策課長 能化 正樹
大臣官房文化交流部人物交流課長 新井 辰夫

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

短期青年招へい事業および先進国招へい事業により、各国において、現在および将来的に影響力を有する者で、普段日本に接点のない者を日本に招へいし、日本の実状を視察し、日本人有識者と対話し、日本文化に触れる機会を提供することにより、各国の対日理解を深める。

5. 評価

先進国の有力者および途上国を中心とする国の優秀な青年に対し、それぞれ対象者に応じた異なるプログラムで訪日招へい事業を行うことにより、被招へい者からは、日本の理解が深まった、あるいは、日本は訪日前に抱いていたイメージと異なる国だった等、概して日本に対して好印象を抱く結果となっており、招へい事業の有効性が確認された。

今後は、招へい人数や招へい日数に限りがある中で、できる限り効果がより一層高くなるよう、対象者の選定、日程の訪問先等について経験やデータを蓄積し、プログラムの改良に努めていくことが必要である。

6. 有識者の意見等

先進国招へいによって行われている米国日系人の招へいについては強化すべき旨の指摘が国会審議で行われた。（平成14年11月6日衆議院外務委員会。）

青年交流に関し、平野健一郎東大教授らにより作成された調査報告書（「日本・ASEAN国際文化交流・文化協力事業の歴史的経緯、現状、課題」11年3月、国際交流基金アジアセンター）は、「青少年交流はその成果が具体的に感じられるまでに長い時間がかかる。したがって、継続性が不可欠である（略）」としつつ、一過性のイベントに終わらない継続的な交流メカニズムの重要性を指摘しているが、短期青年招へいはこのような継続的な交流メカニズムを提供するものと考えられる。

1. 重点施策名	短期青年招へい
2. 評価責任者	大臣官房文化交流部人物交流課長 新井 辰夫
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	各国において将来各界の指導的立場に就くべき優秀な青年の対日理解増進
(2) 手段	将来指導的立場に就くべき優秀な青年を13日間前後日本に招へいし、関心に応じて国内有識者等と懇談するとともに、地方旅行、観劇等日本文化体験プログラムを経験する
5. 活動結果と評価	
<p>平成14年度は、計59件にのぼる招へい事業を実施し、125か国から各分野において将来指導的立場に就くべき優秀な青年555名に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被招へい者の関心に応じて、日本における政府関係者、学界、財界関係者、青年等との交流、 ・日本の伝統的、現代的文化を理解するための視察、 ・日本の地方を理解するための視察、 <p>等を含めた日程で、原則13日前後日本に招へいした。</p> <p>被招へい者に対して行っているアンケートにおいて、参加者はおおむね総合評価として最高の評価を付け、対日理解・関心が増加したとの評価をしている。この結果および同調査における被招へい者のコメント、事業実施後の各在外公館における被招へい者とのやりとりの報告等から、本件招へい事業が、何れも充実した内容であり、被招へい者に対して好印象を与え、対日理解を促すものであったといえる。(有効性)</p> <p>このような青年交流に対しては、内外から実施が期待され、国内では、平成14年度「外交に関する世論調査」(内閣府実施)において、文化交流で重点を置くべき分野として、「青少年の交流」を挙げた者の割合は29.2%と一番高く、また、諸外国との関係では、アジア諸国を始めとして多くの国との間で青年交流の促進が、共同宣言等によって求められている。(必要性)</p> <p>本件事業の被招へい者は、各国の指導的立場に立つことが期待される青年であり、このような青年に真の日本を知る機会を与えることは、将来の我が国と各国の関係を発展させる上できわめて重要である。(必要性)</p> <p>招へい計画には単なる文化紹介事業のみではなく、日本政府のカウンターパートとの懇談や専門の関係機関訪問などを含め、専門分野での対日理解が深まるようにもアレンジし、将来の専門分野における関係強化も図ることができるよう工夫している。</p> <p>また、費用対効果を高めるため、関係各機関等との連携に努めたり、現地報道等による事後広報を行ったり、被招へい者の帰国後、在外公館より日本関連の情報提供を行う等本件事業の効果を最大限活用するよう工夫している。</p>	
6. 備考	
<p>各国において将来各界の指導的立場に就くべき優秀な青年の対日理解増進を達成するために、引き続き、このような青年の招へいを継続する。</p> <p>(今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・招へいプログラムに関し、被招へい者からのコメント等を参考に、事業ノウハウを蓄積し、今後の事業実施への活用を進める。 ・招へいプログラム策定に先立ち、被招へい者の要望を聴取するなど、十分な事前調整を徹底する。 ・招へいプログラム策定にあたり、関係各機関との連携を促進するなど、効率性の向上に一層努める。 ・被招へい者の帰国後のフォローアップの一層の強化に努める。 	
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	
<ul style="list-style-type: none"> ・被招へい者からのアンケート調査 ・在外公館からの報告 ・内閣府大臣官房政府広報室『外交に関する世論調査』平成14年10月 	

1. 施策名	先進国招へい
2. 評価責任者	大臣官房文化交流部政策課長 能化 正樹
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	欧米等先進国の政策決定に影響力のある者の対日理解増進
(2) 手段	先進国の若手有力議員、学者・研究者等有力者を11日以内で日本に招へいし、先方の関心に応じて国内有識者等と懇談するとともに、地方旅行、観劇等日本文化紹介プログラムをアレンジする
5. 活動結果と評価	<p>平成14年度は、14か国2国際機関から、議員等議会関係者、学者・研究者、政府関係者等有力者46名に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被招へい者の関心、専門分野に応じて、日本における国会議員、政府関係者、学界、財界関係者等との面会、懇談 ・日本の伝統的、現代的文化を理解するための視察、 ・日本の多様な文化、生活様式を理解するための地方視察、 <p>等を含めた日程で、原則10日前後日本に招へいした。</p> <p>被招へい者に対して行ったアンケート調査において、現在までに回答があったもの（14年度事業で未実施のものおよび実施後日が浅く回答を回収していないもの等がある）。すべてにおいて総合評価で「非常に良い」（4段階で最高）との評価を得た。この結果および同調査における被招へい者のコメント、事業実施後の各在外公館における被招へい者とのやりとりの報告等から、本件招へい事業が、何れも充実した内容であり、被招へい者に対して日本の幅広い側面を見聞せしめて好印象を与え、対日理解を促すものであったといえる。（有効性）被招へい者には、各国の有力者の中で訪日経験のない者が原則的に選ばれているが、「日本の諸施策への深い理解が得られた」あるいは、「訪日前はステレオタイプ化されたイメージが強かったが、日本の普通の姿が、個性や人間味のある真の姿を実感できた」等のコメントがあった。したがって本件招へい事業等によって真の対日理解増進を図る機会を提供することが必要であった。</p> <p>（必要性）</p> <p>米国については、議会スタッフおよび日系三世有力者を団体に継続的に招へいしてきており、事業効果が蓄積されるような工夫も行っている。（有効性・効率性）この日系三世の招へい事業については、国会審議においても、事業の重要性および事業継続の必要性について指摘されている（平成14年1月6日衆議院外務委員会河野太郎議員と新藤外務大臣政務官のやりとり）。（必要性）</p>
6. 備考	<p>（今後の課題）</p> <p>招へいプログラムに関し、被招へい者からのコメント等を参考に、より効果的な事業とするよう、準備過程で実施すべきこと、組むべきプログラム等につき情報や評価を蓄積し、今後の事業実施に活用する。</p> <p>（改善し得る点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被招へい者に対し、事前に日本事情につき説明する機会を設けたケースは極めて有益かつ効果的であったので、被招へい者はきわめて多忙であることが多いが、可能な限りすべてのケースにつき、これを実施するよう努める。 ・全体日程については、関心政策分野についてのアポイントなどを充実させることは引き続き必要だが、日本文化や社会に触れる時間的余裕を然るべく確保するよう引き続き配慮する。 ・被招へい者は、訪日日程を通じて同行する者の説明に影響を受ける面がある。現在、多くの場合、通訳を兼ねた同行者を外部委託しているが、招へいケースによっては、在外公館の書記官が同行することにより高い効果をあげ、今後の在外公館と被招へい者の関係を築いた場合もある。外部委託は、これまで概して、被招へい者から非常に高い評価を受けており、予算の効率的活用の観点からも有益と考えられるが、場合によっては外務省関係者が同行することにより高い効果を得ることもあり得るので、必要に応じて外務省関係者の同行も検討する。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・被招へい者からのアンケート調査
- ・国会審議録（衆議院外務委員会（平成14年11月6日）における河野太郎委員と新藤外務大臣政務官のやりとり）

1. <u>タイトル</u> ：海外邦人安全対策
2. <u>評価責任者</u> ：大臣官房領事移住部政策課長 三好 真理 大臣官房領事移住部邦人保護課長 佐藤 博史 大臣官房領事移住部邦人保護課 邦人特別対策室長 滝崎 成樹
3. <u>評価シート作成年月日</u> ：平成15年4月30日
4. <u>概要</u> 政策と施策が一致しているため、評価シートBに記述。
5. <u>評価</u> 政策と施策が一致しているため、評価シートBに記述。
6. <u>有識者の意見等</u> 日立製作所リスク対策部小島俊郎部長は次の通り述べた。(平成15年4月17日) 平成14年度は、13年9月の米国同時多発テロ事件を契機に始まったテロ・ネットワークとの戦争が在外邦人を取り巻くテロの脅威を定着させると同時に、インド・パキスタン情勢の緊張、イラク戦争と連続して大きな事態に直面した。このような現実について実施された対応と施策は実効面で十分に評価できる。 とりわけ、インド・パキスタン情勢の緊張に際しては、核戦争の脅威を国民に明確に説明して、危機の先手管理を浸透させたことは将来に亘って邦人保護施策の模範となる事例である。イラク戦争についても、国連決議1441採択の前後から開戦までの間、情勢説明会の開催を重ねることと併せて「邦人退避」と「渡航自粛」についての確かなタイミングで勧告されたことが高く評価できる。 しかし、一方で感染症SARSの流行に関連して、改めて感じたことがある。それは外務省情報の意味についてである。危険情報を含めてすべての外務省情報は、基本的に参考情報として提供されるべきものであり、判断と行動は国民一人ひとりが、あるいは各企業が自らの自由で決められるのであり、安全確保は自己防衛が基本だということである。たとえば、「大雨や台風の接近を伝えることが外務省の役割であり、雨具の要否や外出の可否については自己の判断と責任だ」ということである。ある全国放送のテレビ局が感染の仕方、治療の方法も分かっていないSARSについて「外務省は流行しているから注意してください、としかいわない。具体的な行動を教えるべきだろう」と批判していた。一方、イラク戦争で人間の楯になろうという人々を外務省が引きとめても、「説得は止めてくれ、危険は承知だ」と反応する本人達について批判をする報道はほとんどないのである。 近年、提供される外務省情報は総じて、質・量・タイミングについて国民が的確に判断する材料として十分に活用できる水準に達している。しかし、国民は自己防衛意識が希薄で、信号機のようにストップ&ゴーについて判断・指示して欲しいと要求してしまうことは、海外邦人安全対策を推進する上で深刻な問題である。この問題については、今後も国民やメディアに対して種々の機会に説明を繰返し、解決する努力を怠ってはならないと考える。平成14年末に外務省が海外在留邦人を対象に行った「在外公館の対応に対するアンケート」の結果、在外公館から得たい情報のトップは「治安・安全情報」だったが、全体の30.5%が在外公館の治安・安全対策は役立っていないという回答であった背景については、詳細に分析してみる価値があると考えられる。

評価シートB

【海外邦人安全対策】

1. 重点施策名	海外邦人安全対策	
2. 評価責任者	大臣官房領事移住部政策課長	三好 真理
	大臣官房領事移住部邦人保護課長	佐藤 博史
	大臣官房領事移住部邦人保護課 邦人特別対策室長	滝崎 成樹
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日	
4. 概要		
(1) 目的	海外における邦人の事件・事故の被害を防止、または最小限に抑えるための諸施策を実施していくこと。	
(2) 手段	重大事件・事故に対応する体制の整備 国民に対する海外安全情報提供の拡充	
5. 活動結果と評価	<p>重大事件・事故に対応できる体制の整備</p> <p>(イ) 各在外公館の緊急事態対応体制の再点検(平成14年5月、10月、11月、15年2月、3月) イラク情勢を踏まえた退避計画等の策定(14年10月より) 緊急事態対応シミュレーションの実施(14年5月、9月、11月、15年3月)。</p> <p>(ロ) テロ関連情報収集体制を強化。</p> <p>(a) 随時在外公館に対して情報収集を指示(14年5月、10月、11月、15年2月、3月)。</p> <p>(b) 公開情報モニタリングの強化(中東に関するニュース・ソース追加)。</p> <p>(ハ) イラク周辺国等の一部の在外公館にGPSを利用した邦人保護システムを配備。</p> <p>(ニ) 大使館未設置国で発生した緊急事態に迅速に対応できるよう、地域の拠点となる6公館に緊急事態対応用備品(簡易宿泊設備、食糧等)を配備。</p> <p>(ホ) 緊急事態に備えた職員の研修の実施</p> <p>(a) 在外公館長をはじめ在外公館に赴任する職員を対象とした研修の強化。</p> <p>(b) 専門家による領事担当職員の「危機管理要員研修」(15年3月)。</p> <p>(ヘ) 生物・化学兵器テロ対策のための関連の情報収集、研修、研究等を実施。</p> <p>上記(イ)～(ハ)について、この結果、平成14年度には、大連の航空機事故(14年5月)、インド・パキスタンからの邦人退避(6月)、バリ島爆弾テロ事件(同年10月)、対イラク軍事行動(15年3月～)等の大規模な緊急事態に際し、邦人援護、情報収集、国民への情報提供を迅速に行うことができた。(有効性)</p> <p>(ニ)について、14年度には公館未設置国または遠隔地において大規模な緊急事態が発生しなかったため、緊急事態対応用備品は使用する機会がなかった。</p> <p>(ホ)について、緊急事態における全館体制による迅速かつ適切な対応のための研修や特殊事案対応のための外部の専門家による領事担当職員への研修を実施する必要がある。(必要性) 人材の育成については、今後とも研修を強化・拡充し、経験を蓄積することにより長期的に組織力が強化される。</p> <p>(ヘ)について、生物・化学兵器テロの脅威に対して、あらゆる事態を想定して万全の対策を講じるとの観点から対応・準備を行う必要がある。(必要性)</p> <p>国民に対する海外安全情報の提供機会の拡充</p> <p>(イ) 外務省海外安全HPの改善</p> <p>(a) 利用者を使い易いツールとなるよう構成を全面改定(平成14年4月実施)。</p> <p>(b) HPの内容を充実(14年4月1日から15年3月30日までに342回の危険情報の発出・更新、453件のスポット情報、61件の広域情報を発出)。</p> <p>(c) セキュリティ面を含めたシステムの強化(15年3月完了)。</p> <p>(ロ) 渡航情報の積極的な提供</p> <p>(a) 渡航情報の発出に際し、報道機関、旅行業者団体等にも周知。</p>	

- (b) 下記(ハ)のセミナー等の機会を捉え、渡航情報の参照を呼びかけた。
- (c) 緊急事態(イラク情勢)には、政府広報を活用し一般紙に渡航情報を掲載。
- (ハ) 国民・企業向けのセミナー等の開催
 - (a) 「危機管理セミナー」(14年度中に国内2都市、国外12都市で実施)
 - (b) 国内における海外安全対策に関するセミナー(14年度中7回実施)
 - (c) 海外における在留邦人を対象とした「安全対策ワークショップ」(一般防犯対策)(14年度はインドネシア、東欧、インド、バングラデシュで実施)
 - (d) 上記以外に課長・室長他が多数の講演会に参加し、テレビ・ラジオに出演
- (ニ) 緊急事態における海外進出企業向け説明会の実施
 - (a) インド・パキスタン情勢説明会(14年6月に3回実施)
 - (b) イラク情勢説明会(14年10月～15年3月に4回実施)
- (ホ) 在外公館において現地在留邦人との間で安全対策連絡協議会を定期的
に実施。

上記(イ)について、海外での安全に対する国民の関心は高まっており、海外安全HPを通じて常時安定的に情報を提供するためには外部からの侵害・侵入行為および急激な負荷の増加への対策をとる必要がある。(必要性) 海外安全HPの改善を図った結果、1カ月間の平均アクセス件数は前年比2倍の100万件超となり、より多くの国民に情報提供を行うことができた。システム強化後は以前の3倍の負荷まで耐久可能となり、国民のニーズに十分応えられるようになった。(有効性) 内容の充実により、HPの運営費が約2割増となったが、アクセス数は約2.3倍に増え(14年および15年の2月を比較) アクセスあたりのコストは大幅に減少した。(効率性)

(ロ) について、海外での安全に関する情報源として、外務省の渡航情報を承知していない国民も依然として多数いることから、渡航情報自体の広報が必要である。(必要性)

(ハ)～(ホ)について、国内外での講演会、セミナー、連絡協議会については、多数の参加者から高い評価を受けている。緊急事態における海外進出企業向け説明会により、情勢認識や退避計画等につき外務省と企業との間で直接意思疎通を図ることができた。(有効性)

6. 備考

(今後の課題)

- 緊急事態対応体制のさらなる強化のために、以下の措置をとる。
- ・危機管理・緊急事態対応体制の制度化を進める。
- ・公館未設置国や遠隔地で邦人を巻き込む緊急事態が発生した際に、専門家等のチームを迅速に現地に派遣・展開できる体制を検討・整備する。
- 海外安全情報の提供については、主に以下の点を改善する。
- ・海外安全HPの利用を増進するため、HPへのリンクを増やし、各種媒体・機会を使ってHPを紹介するなど、渡航情報の利用についてより積極的に広報する。
- ・現在行っている広報活動について各手段の有効性を改めて検証し、また情報の内容に応じて訴求対象、有効な媒体を特定し、より効果的な広報活動を行う。
- ・実施可能な在外公館においては、在留届に基づき電子メールまたはFAXを用いた在留邦人への一斉同報システムを整備する。
- ・セミナーや講演会については、国際的なテロ情勢や各国治安情勢などを踏まえたニーズの高いテーマ内容を取り上げ、開催地を国内外共に増加させる。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・外務省領事移住部政策課「海外在留邦人者数調査統計」(平成14年度版)
- ・外務省領事移住部邦人保護課「2001年海外邦人援護統計」(平成14年8月)
- ・外務省海外安全HP・月間アクセス数統計(平成14年度)
- ・安全対策連絡協議会に関する在外公館からの報告
- ・各種セミナー、ワークショップ開催の報告
- ・アンケート：海外安全に関する意識調査

評価シートB

【的確な情報収集および情勢分析】

1. 重点施策名	的確な情報収集および情勢分析 本件の評価シートAは作成していない(参照、3～5頁)
2. 評価責任者	国際情報局国際情報課長 齊藤 貢 国際情報局分析第一課長 水内 龍太 国際情報局分析第二課長 平木場 弘人
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	複雑かつ流動的な国際情勢に迅速に対応し、的確な情報収集および情勢分析を行う
(2) 手段	国際情勢に係る情報収集の方途の整備および活用 国内関係省庁等との協力 政策部局との情報共有・連携 (分析資料等の作成および政策部局等への提供等) 在外公館等による情報収集機能強化のための措置 分析機能強化のための措置
5. 活動結果と評価	平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、我が国の情報収集分析能力に対する関心は高まり、とくにテロ・大量破壊兵器・安全保障などの分野の対外情報収集・分析機能について一層の強化の必要性が認識された。(必要性) 我が国の対外情報機能は外務省が担っているところ、外務省としても国際情報局を中心として情報収集分析機能の強化に取り組んできた。 国際情勢に係る情報収集の方途の整備および活用 テロや大量破壊兵器の拡散、我が国の安全保障等に係る情報を的確かつ効果的に収集するための手段や方途を整備・活用し、幅広く種々の情報を収集することが可能となった。(有効性) 国内関係省庁等との協力 内閣情報会議等我が国の情報コミュニティ省庁間の種々の会議を通じて、意見・情報交換を行うと共に、重要な情報・分析については官邸をはじめ関係省庁との間で迅速な共有に努めている。我が国の外交政策決定を行う政府首脳等への的確・迅速な情報・分析の提供および関係省庁間での意見交換を通じた情報・分析の検証が可能となった。(有効性) 政策部局との情報共有・連携(分析資料等の作成および政策部局等への提供等) 政策部局が主催する政策企画協議や省内会議に国際情報局関係者が準備段階から参画し、また、国際情報局が行う情勢分析の幹部への説明等に政策部局関係者が参画するなど、政策部局と情報部局である国際情報局との連携を強化し、我が国外交にとり重要な課題について迅速かつ重点的に情報収集・分析が行われる体制を構築した。また、重要課題を中心に分析資料等を作成し、政策部局等との速やかな共有に努めた。(有効性) 在外公館等による情報収集機能強化のための措置 在外公館等による情報収集機能強化のため、情報収集のための出張旅費等の支援を行うとともに、情報収集・分析を重点的に行うべき事項や問題意識を在外公館に対し、会議や公電等を通じて明確かつ時宜を得た伝達に努めており、在外公館における効率的な情報収集に成果を挙げている。(有効性) 分析機能強化のための措置 外部有識者のスタッフとしての活用を促進させるとともに、国際情報局に併任発令された他局の地域専門家(平成15年3月現在、13名)の活用を図ることにより、分析機能の強化に努めている。15年1月より、2名の教授クラスの有識者をスタッフとして採用し、これら有識者から提供される学術的考察等に基づく異なった角度からの分析を外務省の分析機能の向上に役立てている。さらに、特定の課題についての調査等を外部有識者に委託し、有識者の知見の活用を努めている。(有効性)
6. 備考	(今後の課題)

情報収集および分析機能の強化の一層の強化のためには、外務省の情報部門である国際情報局の体制強化、とくに人的資源の強化を図る必要がある。具体的には、次の通り。

- ・ 人員の増強
- ・ 情報分野の専門家の育成
- ・ 研修の強化
- ・ 外部有識者の一層の活用等

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

なし。

1. タイトル：開かれた外務省のための10の改革

2. 評価責任者：大臣官房総務課長 草賀 純男

3. 評価シート作成年月日：平成15年4月30日

4. 概要

「政・官の在り方」から「危機管理体制の整備」および「政策構想力の強化」に至る様々なテーマにおける改革作業を実施することにより、外交および外務省に対する国民の理解と支持を取り戻すとともに、国益を増進する強靱な外交実施体制を整備する。

(注)「開かれた外務省のための10の改革」(平成14年2月発表。以下、「10の改革」)にはない2つのテーマ(「危機管理体制の整備」および「政策構想力の強化」)は、「10の改革」発表以降の改革作業の一環として、14年8月の外務省改革「行動計画」(以下、「行動計画」)の中に実施措置の一部として盛り込まれたもの。

5. 評価

川口大臣の私的諮問機関である「変える会」(宮内義彦・オリックス(株)代表取締役会長(座長)を含む計11名の外部有識者から構成)(平成14年3月発足)は、「10の改革」を基礎に外務省改革のため実施すべき措置を議論し、14年7月に「最終報告書」をとりまとめた。同最終報告書を始めとする各方面からの提言を踏まえ、14年8月、外務省は、「行動計画」を策定し、これに定められた様々な措置を実施することで大きく変わりつつある。ただし、新たな取組みとなる一部の制度・枠組みについては、いまだ試行的な段階にあり、今後の運用状況を見つつさらなる改善を検討していく必要がある。外務省としては、今後とも上記「行動計画」に基づき設置された外務大臣を長とする改革推進本部を中心に、要所要所でさらなる改革の実施状況をレビューしていく。また、15年3月27日に発表した外務本省の組織・機構改革に関する「最終報告」を踏まえ、16年度から新体制に移行し、一層能動的かつ戦略的な外交を展開していく。

6. 有識者の意見等

平成14年9月から15年3月にかけて、「変える会」は、月1回のペースでフォローアップ会合を開催し、外務省に対し「行動計画」を中心とする改革作業の取り進め方などにつき様々なアドバイスを提供し、外務省は、それらの諸意見を随時反映させながら改革作業を進め、15年3月25日、「行動計画」を中心とする外務省改革の進ちょく状況を整理するとともに総括を行った。「変える会」は、15年4月下旬頃、総括報告という形で「変える会」としての意見を改めて表明する予定であり、外務省としては、同総括報告も参考に、引き続き全省員が一丸となってさらなる改革に取り組んでいく。

評価シート B

【開かれた外務省のための10の改革】

1. 重点施策名	不当な圧力の排除（政・官の在り方）
2. 評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	行政府と立法府との間に適切な緊張関係を構築する
(2) 手段	国会議員等との間の接触のルールや接触に当たっての組織のあり方を検討する
5. 活動結果と評価	<p>民主主義国家での外交にとって国民の支持と理解は不可欠であり、外交に携わる外務省としては、国民の代表である国会議員からの様々な意見には真摯に耳を傾けるべき立場にある。一方、とくに外務省においては、平成14年に明らかとなった一部特定議員との関係を巡る一連の事件を踏まえ、万が一の類似の事件の発生防止のため、行政の中立を確保する手だてを整備することは重要である。（必要性）</p> <p>外務省は、こうした考えから、平成14年7月16日の閣僚懇談会の申し合わせ、および「変える会」の提言などを踏まえ、その対応のあり方を検討した結果、特別な対応を要する事項を「行動計画」にある通りの3類型に限定し、内規を改訂し、省員に対し、これらの類型に該当する意見を国会議員等から受けた場合、それを文書化するよう周知し、そのような意見への対応については、川口大臣を長とする「政務本部」で取扱うとの体制を整えた。（効率性） 現在までのところ、政務本部に諮る意見の提出はなされていないが、それは一つには、政と官双方において、行政との関係の在り方についての意識が強まってきたことが背景にあるものと思われる。また、国会審議日程を踏まえつつ、可能な限り原則として毎週、大臣主宰の政務本部または副大臣主宰の政務本部連絡協議を開催することにより、省内政治レベルと事務方との間の意思疎通は相当程度改善・強化されてきたと認識している。（有効性）</p>
6. 備考	<p>政・官の在り方は、立法府と外務省を含めた行政府の間の全体の問題であるが、その目的は、政と官の間に適切な緊張関係を維持することにある。</p> <p>今後、政務本部が如何なる形で運用されていくかは、一概には断定できないが、外務省としては、立法府との間の必要な相互協力関係を維持しつつ、適正な政と官の在り方を引き続き考えていく。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<p>・「行動計画」を中心とした外務省改革の進ちょく状況と総括（平成15年3月25日公表、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_yoyaku.html）</p>

評価シート B

【開かれた外務省のための10の改革】

1. 重点施策名	誤ったエリート意識の排除とお客様志向（外務省職員の意識改革）
2. 評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房人事課長 梅田 邦夫 大臣官房領事移住部政策課長 三好 真理 大臣官房在外公館課長 新美 潤 経済局総務参事官 高原 寿一
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	誤ったエリート意識を取り除き、国民全体の奉仕者としての意識を徹底する。また、時代の流れに敏感な感覚を養う
(2) 手段	在外公館の活動をモニターするためのアンケートの実施 若手職員の領事実務従事や地方自治体、民間企業、NGOでの実務体験 海外研修中の多様な機関・団体での活動体験 現行の規則・慣行が時代の要請や民間の基準に合うよう改善
5. 活動結果と評価	<p>過去に明らかとなった一連の不祥事などを教訓としながら、外務省の各職員がそれぞれの職責を全うし、国民の期待と我が国の国益に則りつつ外交活動に携わるためには、各職員が国家公務員として国民全体の奉仕者であるとの意識を常に持ち、かつ使命感に基づき切磋琢磨し活動することが最も基本的な課題である。とくに、全職員（約5400名）の約6割（約3200名）が外国において我が国の代表として活動する外務省にとって、そのような意識を徹底することはきわめて重要である。（必要性）</p> <p>このような考え方から、外務省は、以下の取組みを行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口大臣自らのイニシアチブによる「川口賞」の創設や各種研修を通じた使命感と職業意識のさらなる徹底と使命感の鼓舞。 ・公務員制度改革の中でも検討されている「行動規範」として「外務省員行動規範」を他府省に先だて策定。 <p>在外公館の活動をモニターするためのアンケートの実施 海外に進出済みの日本企業やその他の在留邦人を対象としたアンケートを実施し、とくに海外に在住する国民の要望の把握に努めた。</p> <p>若手職員の領事実務従事や地方自治体、民間企業、NGOでの実務体験、また、領事部門を中心とする窓口関連業務は、とくに在外公館においては、国民との重要な接点であると共に、国民の生命、身体、財産などを守る最前線であり、外務省の「顔」を形成している。その重要性を体験するとの観点から、以下の措置を行っている。</p> <p>(イ) 平成14年夏より在外研修を終えた若手I種・専門職職員を原則1年間、在外公館の領事業務に従事させた。</p> <p>(ロ) 在外公館幹部にも領事業務への積極的な関与を指示。</p> <p>(ハ) また、14年8月に発表した外務省改革「行動計画」(以下、「行動計画」)に従い、14年11月から15年3月までの間に若手職員約50名を順次様々なNGOに派遣した。(下記「NGOとの新しい関係」参照)</p> <p>特に、領事部門に配置された若手職員よりは、きわめて貴重な体験であったとの感想が寄せられており、将来の外務省を担うことが期待されている職員に対し自己啓発のための機会となったと考えている。</p> <p>海外研修中の多様な機関・団体での活動体験 なお地方自治体、民間企業での実務体験については、できるだけ多くの職員が外部機関での貴重な実務体験を経験する意義と、本省や在外公館の抱える多量の事務を適切に処理するための必要な人員確保との間でバランスを考えながら(効率性)受け入れ先の発掘・派遣等に努めている。</p> <p>現行の規則・慣行が時代の要請や民間の基準に合うよう改善 さらに、外務省の規則・慣行を時代の要請や民間の基準に合わせるとの観点からは、民間企業の制度に準じたものとなるよう、休暇帰国の取得期間の短縮等の制度の見直しを行った。</p>

6. 備考

(今後の課題)

日々刻々と変化する国際環境、およびそれにより変化し得る国民の外務省への期待に呼応する職業意識を各職員に浸透させることは、直ちに成果が現れにくいという面で、継続的に取り組む必要のある中長期的な課題である。今後とも人事当局を中心とする関連部局による組織的バックアップの下で各職員が自ら必要な職業意識と使命感を培っていくよう、あらゆる機会を捉え奨励していくことが重要である。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

・「行動計画」を中心とした外務省改革の進ちょく状況と総括（平成15年3月25日公表：http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_yoyaku.html）

評価シート B

【開かれた外務省のための10の改革】

1. 重点施策名	人事制度の再構築
2. 評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房人事課長 梅田 邦夫
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	職員の士気を高め、組織としての活力を最大限に引き出すために、競争原理を積極的に取り入れる。地道な努力がきちんと評価され報われる人事を行う
(2) 手段	本省・在外の幹部ポストに民間等の優れた人材を積極的に起用 課・室長以上のポストに1種職員以外の職員を一層幅広く配置 種職員の大半が大使ポストに就いていたこれまでの人事のあり方を改め、能力と適性に基づいた配置を実施 適材適所を実現するため、必ずしも入省年次にとらわれない幹部人事を実施 ハイレベルを含む各界の幅広い分野との双方向の人事交流を進める
5. 活動結果と評価	<p>外務省の各職員の意欲と能力を最大限に引き出し、活力に溢れた能動的な外交を推進するためには、外交を担う職員の間で競争原理を徹底するとともに、能力本位で適材適所の人事を実現することが不可欠である。(必要性)</p> <p>このような認識の下、以下の措置を講じている。</p> <p>本省・在外の幹部ポストに民間等の優れた人材を積極的に起用 本省・在外の幹部ポストへ外部人材を積極的に起用中(平成14年2月の川口大臣就任以降、計16名。15年3月31日現在。)</p> <p>また、外部人材を大使へ起用する際、外務人事審議会における適性審査を実施する。特に、外部からの本省・在外公館の幹部への起用は、職員の間で競争原理を導入し、外務省の現場の活力を引き出す上で、貴重な機会となっている。課・室長以上のポストに種職員以外の職員を一層幅広く配置(14年7月の「変える会」最終報告書発表から15年3月末までの間に課・室長のポストに種以外の職員12名を起用。)</p> <p>種職員の大半が大使ポストに就いていたこれまでの人事のあり方を改め、能力と適性に基づいた配置を実施 種職員の10級(課・室長ポストに相当する級)以上への自動的な昇進を廃止した。</p> <p>適材適所を実現するため、必ずしも入省年次にとらわれない幹部人事を実施。(14年7月の「変える会」最終報告書発表から15年3月末までの間に専門職職員等6名を大使に起用。)</p> <p>ハイレベルを含む各界の幅広い分野との双方向の人事交流を進める。(省内公募制に基づいた国際機関への出向希望者のプール制を導入したほか、15年度より若手1種・専門職職員計3名を新規に地方自治体に派遣した。)その他、15年度から在外公館長の勤務評価制度を開始している。</p> <p>また、公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度を確立すべく、(必要性)さらに、以下の措置を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁で初めての試みとして導入した省内公募制(14年8月の人事では本省・在外公館合わせ50ポスト、15年8月の人事では100ポストを予定)や「部下による上司への評価」を拡充した。 ・専門職、種職員の人事担当者を中心に、14年末より、人事当局の担当者の人員を計3名から計8名に拡充し、より木目の細かい人事を行う体制を整備。さらに、職員の能力向上の観点から、以下の措置にも取り組んでいる。 ・在外公館での勤務に密接に関係する様々なテーマに関するケース・スタディー形式の在外赴任前研修(対象は公館長から初任赴任者までを大きく2グループ化)を新たに導入した(14年8月以来、既に5回実施)。 ・既存の各種研修の強化。 <p>省内公募制や「部下による上司への評価」は、公平性、客観性、透明性が高く、能力本位の人事を実現する上で有効に機能している。(有効性)</p>
6. 備考	

(今後の課題)

国家公務員の人事制度のあり方については、平成13年12月に閣議決定された公務員制度改革大綱を踏まえ、現在、国家公務員法等関係法令の改正作業が進められている。今後は、公務員制度改革により導入される能力等級制度を柱とした新たな任用制度や給与制度との整合性にも留意しつつ、真に能力本位で適材適所の人事配置を実現すべく、関係法令の整備や人事運用のさらなる改善に努めていく。

また、各分野・各語学の専門家育成に資する制度改革および人事運用に努めていく。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

・「行動計画」を中心とした外務省改革の進ちょく状況と総括(平成15年3月25日公表、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_yoyaku.html)

評価シート B

【開かれた外務省のための10の改革】

1. 重点施策名	秘密保持の徹底
2. 評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房総務課警備対策室長 上園 昌宏 大臣官房国内広報課長 大森 茂 大臣官房海外広報課長 松田 邦紀
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	(1) 目的 外交の基本である内外の信頼を回復・強化する (2) 手段 文書管理規程等を見直す 秘密漏洩が発生した場合の処分を厳格にし、人事に反映させる
5. 活動結果と評価	<p>諸外国や国際機関等を相手に外交を行うに当たり、お互いが秘密情報を適切に管理するとの信頼関係が存在することは、当然の前提であり、それなくして外交活動において秘密情報が取り交わされることなどあり得ない。その意味で、我が国としては、秘密保持の徹底を図る必要がある。(必要性) その際には、ハード(組織体制) ソフト(意識向上等)両面での取組みが必要である。</p> <p>ソフト面では、以下の措置が進められている。</p> <p>(イ) 文書管理規程等を見直す 秘密漏洩の疑いが生じた場合の内部調査体制や、内部調査の結果、秘密漏洩が確認された場合の処分の厳格化を含む内規である秘密保全規則および同運用細則の大幅な改訂。(秘密文書の取扱等は、文書管理規程よりも秘密保全規則および同運用細則が詳しい。)</p> <p>(ロ) 秘密漏洩が発生した場合の処分を厳格にし、人事に反映させる 上記秘密保全規則にて規定する。 また、秘密保全強化の訓令、実態調査、各種研修、ブリーフの充実等を通じ省員の保秘マインドの一層の浸透に努めており、一定の効果が得られている。 ハード面では、在外公館の警備を所掌する在外公館警備室と秘密保全を所掌する官房総務課企画班を統合し、警備対策室の設置が実現している。これにより、警備と秘密保全の双方を合わせて総合的な計画を立案することが可能となり、政策実施効果がより高まった。 また、担当部署の人員体制の強化と併せ、保秘専門家の育成を計画的に進める方針である。さらに、情報セキュリティー体制の強化にも努めていく。</p> <p>上記の通り、外交と秘密保持は表裏一体であるが、近年の行政による国民への説明責任の高まりを踏まえ、従来秘密とされてきた文書・情報のうち可能なものは開示請求等があれば、できる限りこれに応える必要がある。このため、外務省が扱う多量な文書・情報のうち、いかなるものを秘密として限定すべきかを改めて見直し、その結果、真に秘密として絞り込まれたものを如何に保全するかは、きわめて微妙な問題である。このため、秘密保全規則および同運用細則の改訂が完了するには、今暫く時間を要するが、同改訂作業が完了すれば、秘密保全体制の基本的な土台は大幅に強化される。</p>
6. 備考	(今後の課題) 秘密保全体制を整備する際の難しさは、外交を行う上で高度な秘密情報と言えども省内の幅広い関係者との間でこれを迅速に共有する必要がある一方、外交が国民の理解と支持に根ざしたものとなるよう省外の各方面に何らかの情報提供を行う必要があり、その際、外部に提供する情報の中味・範囲については、微妙な判断が必要とされる。 その意味で、現在進めている秘密保全規則等の整備や保秘専門家の育成と併せ、国民への説明責任を果たすため、可能な範囲の情報は、積極的に外部に提供する一方、職務上知り得た秘密は漏洩しないとのバランスのとれた保秘マインドを各職員に浸透させる必要がある。 このような保秘意識の徹底は、使命感や職業意識と同様に一朝一夕で達成されないため、引き続き地道な努力を継続することが必要である。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・「行動計画」を中心とした外務省改革の進捗状況と総括（平成15年3月25日公表、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_yoyaku.html）

評価シートB

【開かれた外務省のための10の改革】

1. 重点施策名	ODAの効率化・透明化
2. 評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 経済協力局政策課長 横井 裕
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	ODAの国民に対する説明責任を果たすとともに、より質の高いODAの実施を目指す
(2) 手段	外部の参加を通じODAの透明性を高めるための新たな仕組みを設ける。在外公館は、現地で活動するNGOの意見を聞いた上で、判断する。本省では、選択肢の一つとして、第三者の参加を得た委員会で援助の分野やプロジェクトの優先順位を議論し、決定することを検討する 経済協力局幹部（評価担当）に外部の人材を起用
5. 活動結果と評価	
ODAの透明性を高めるための仕組みの設置 我が国は、ODAを外交戦略のきわめて重要な手段と位置づけ、様々なODA事業を積極的に展開してきたが、近年の厳しい国内財政状況にかんがみ、ODA予算が削減される中で、国民の税金を原資とするODA事業は、その効率性や透明性に対し国民の批判が強まってきている。外務省としては、これらの批判に応える観点から、種々のODA事業の意義や用途について明確な説明責任を果たす必要があり、（必要性）平成14年7月に発表した「ODA改革・15の具体的措置について」などに基づき、透明性確保、効率性向上、国民参加を柱に以下のようなODA改革を着実に実施してきた。	
(イ) 透明性確保	
(a) 第三者評価の強化、NGOとの合同評価の拡充、評価関連予算の拡充等を通じて、評価の取組みが拡充された。（有効性）	
(b) 無償資金協力については、「無償資金協力実施適正会議」が立ち上げられた他、（有効性） 監査拡充のための予算措置、「国際協力事業団（JICA）環境ガイドライン改訂委員会」の開催等を通じて、透明性向上の取組みが着実に進んでいる。（有効性）	
(c) 有償資金協力については、重債務貧困国等に対する国際的な枠組みに基づく円借款債務の救済が、平成15年度より従来の債務救済無償に代えて国際協力銀行（JBIC）の債権を放棄する手法に変更されることとなった。これにより、債務国の負担が軽減されるとともに、ODAの透明性および効率性が高まることが期待される。（有効性・効率性）	
(ロ) 効率性向上	
関係府省間の会議が様々なレベルで頻繁に開催され、関係府省間の連携方策等について議論が行われた（対外経済協力関係閣僚会議、政府開発援助連絡協議会・同幹事会、ODA評価連絡会議、技術協力関係府省連絡会議、資金協力連絡会議）。これらの会議の開催を通じて、関係府省間の連携が強化され、ODAの一層効率的な実施につながった。（有効性）	
(ハ) 国民参加	
NGOとの連携・対話が強化されるとともに、NGOの活動支援のための措置が拡充された。（有効性） 外部人材の経済協力局幹部への起用 平成14年8月、山谷清志・岩手県立大学教授を評価室長に起用する等、専門的知見を組織的に最大活用する体制を整えた。（有効性）	
6. 備考	
(今後の課題) これまで外務省は、ODA大綱を軸に様々な活動を行ってきたが、策定後10年間に生じた国際情勢の変化を踏まえ、平成14年12月、ODA大綱の見直しなどを発表・着手した。 今後は、同大綱の見直しを含めるとともに、14年6月に設置した「ODA総合戦略会議」や現在までに整備した上記枠組みを通じ、ODA改革を着実に実施し、ODAに対する国民の理解と支持を得ていくことが重要である。	

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・「行動計画」を中心とした外務省改革の進捗状況と総括（平成15年3月25日公表、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_yoyaku.html）

評価シート B

【開かれた外務省のための10の改革】

1. 重点施策名	外務省予算の効率的使用・透明性の確保
2. 評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房会計課長 伊原 純一 大臣官房監察査察室長 森下敬一郎
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	<p>(1) 目的 外交機密の保護とのバランスを確保しながら、外務省全体として限られた予算の効率的活用を確保する体制を構築する</p> <p>(2) 手段 平成14年度設置の監察査察官に検事を任命 全在外公館に公認会計士等外部専門家の参加を得て査察を実施 調達全般に亘って一元化を実現</p>
5. 活動結果と評価	<p>公金の効率的使用とその用途についての透明性を確保することは、国民全体の奉仕者である外務省職員が常に留意すべき課題である。 このような考え方から、外務省としては、その予算の使用については、いわゆる「プール金」問題、内閣官房報償費詐欺事件、在外公館における不適正経理、支援委員会等の国際機関に対する拠出金等の問題を契機に、その適正な使用や効率性・透明性を確保するため、これまでに以下の5つの措置を実施してきた。 平成14年度設置の監察査察官に検事を任命 14年4月、北田東京高等検察庁検事を監察査察官（局長クラス）に起用するとともに、従来の在外公館に対する査察を行ってきた査察室と新たに本省に対する監察を担当する監察室を統合し、監察査察室を設置。 全在外公館に公認会計士等外部専門家の参加を得て査察を実施 さらに、同室に公認会計士3名等を配置し、同職員を含む外部専門家の参加を得つつ、平成14年度には本省4部局への監察や在外50公館への特別集中査察を実施。 調達全般にわたって一元化を実現 平成14年度末現在、高度の専門性等が必要となる情報通信部局の調達など一部を除き、物品・役務に関する調達業務は本省会計当局により一元化されている。 これらの諸措置を講じた結果、公金に係る不正の再発防止のための体制が整備されると共に、公金に対する職員の意識も高まった。（有効性）</p>
6. 備考	<p>(今後の課題) 今後は、山積する外交課題に対して、外務省予算が一層効率的かつ透明性をもって使用されるよう、以下に努める。 ・政策評価を予算要求や執行により適切に反映させ、重要外交課題の推進のために予算を重点的に配分することを検討する。 ・契約形態を不断に見直して、一般競争入札等の公平性、競争性、透明性の高い方法による調達ができないか個別に検討する。 ・厳正な会計手続を確保するため、研修・マニュアルの充実等により職員の意識向上を図るとともに、引き続き監察査察制度による事後チェックを着実に実施する。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<p>・「行動計画」を中心とした外務省改革の進ちょく状況と総括（平成15年3月25日公表、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_yoyaku.html）</p>

評価シートB

【開かれた外務省のための10の改革】

1. 重点施策名	NGOとの新しい関係
2. 評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房人事課長 梅田 邦夫 大臣官房国内広報課長 大森 茂 経済協力局政策課長 横井 裕
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	外交の舞台で重要性を増すNGOと外務省が協力することで、多角的な外交を推進する体制を構築する
(2) 手段	NGOに対する助成は、透明性が確保できる客観的な基準に基づき実施 NGOとの協力関係を考える懇談会を設置
5. 活動結果と評価	<p>NGOに対する助成は、透明性が確保できる客観的な基準に基づき実施 平成14年に創設した日本NGO支援無償資金協力においては、審査の過程で、従来の本省・在外公館による審査に加え、本部管理費および団体の財政状況等につき第三者（監査団体）によるチェックを導入した。 NGOとの協力関係を考える懇談会を設置 平成14年7月の「ODA改革・15の具体策について」に基づき、以下の取組みを行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NGO・外務省定期連絡協議会およびその下の協議スキームを強化。（有効性） ・我が国がODA事業を行っている主要諸外国で活躍するNGO等ともODA事業のあり方につき意思疎通の拡充・強化（いわゆる「ODA大使館」。これまで計11か国で実施）。（有効性） ・英国などと連携しながらNGO関係者の育成（平成15年1月および15年2月、我が国NGOスタッフの能力・専門性向上を目的とした短期研修を英国NGOの支援を得て、それぞれ国内および英国で開催）。 さらに、外務省では、外交分野においてNGOが益々その重要度と存在感を高めていることに照らし、14年8月の「行動計画」に従い、人事面等において以下の措置により、NGOとの連携を強化してきた。 ・NGOに造詣の深い五月女大使をNGO担当大使に任命。これまでNGOとの連絡窓口であったNGO連絡センターの責任者とし、同大使を頂点とするNGO対策の組織的環境を整備した。（有効性） ・外交を遂行していく上で、NGOの存在を常に意識する習慣を外務省職員に浸透させることも重要であるとの考えから、平成14年11月以来、関東で活動するアンブレラ組織を通じ約50名の若手種・専門職・種職員を様々なNGO組織での短期研修に出している。（必要性）この研修に参加した職員からは、今後のNGOと外務省との連携のあり方を考える上できわめて有益な体験であったとの報告が少なからずなされている。
6. 備考	<p>(今後の課題) 省内関係局課と連絡を密にし、NGOの活動の場にNGO担当大使が出きる限り出席し、その結果を省内で広く共有するなどして、NGOの活動に対する外務省の理解を深めていくことが重要である。 同時に、若手職員のNGO研修については、今回の経験を踏まえ、研修先、研修場所や研修期間を含め研修のあり方を改善しつつ、NGOに対する省員の理解を深めていくことも望まれる。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<p>・「行動計画」を中心とした外務省改革の進ちょく状況と総括（平成15年3月25日公表、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_yoyaku.html）</p>

評価シート B

【開かれた外務省のための10の改革】

1. 重点施策名	広報・広聴体制の再構築
2. 評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房国内広報課長 大森 茂 大臣官房国内広報課広聴室長 飯澤 良隆 総合外交政策局企画課長 柳 秀直
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	国民と共に歩む外交を進めるため、分かりやすく適時適切な情報提供を行う広報活動と、国民の声を広く聞くための広聴活動を、それぞれ強化する
(2) 手段	タウン・ミーティングを開催 外交広聴室を設置
5. 活動結果と評価	<p>外交を行う上で、国民の理解と支持は不可欠であるが、とくに前者との関係において、外務省は、自らの政策や方針を一層積極的に国民に向けて発信することが重要な責務である。(必要性)</p> <p>そのような考えから、外務省は、広報体制の拡充を通じた政策情報の積極的な情報発信とのテーマにおいて、以下の取組みを行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務大臣のスピーチ、寄稿論文作成に際し、メッセージ性の高いものとするよう心がける。 ・様々な工夫を凝らしさらに分かり易い外交青書を作成する。 ・省内各局部に報道・広報戦略担当を指名し、外務報道官組織と政策担当部局との連携をこれまで以上に強化し、外務報道官のスポークスマン機能を向上させることにより、外務省としてより正確かつ迅速な情報発信を行うための体制づくりに努めた。 ・外務省として報道機関よりの取材に適切に対応できるよう「基本的心得」を省内および在外公館に周知した。 <p>これら措置により、局部横断的なヨコの体制と幹部から担当レベルに至るタテの体制が同時に整えられ、対外発信体制はかなりきめ細かなものとなった。(有効性)</p> <p>また、外務省からの情報発信だけではなく、国民一般からの外務省に対する意見を適切に聴取し、それを適切に外交政策立案過程に位置づけることも必要である。(必要性)このため、以下の措置を行ってきた。</p> <p>タウン・ミーティングの開催 川口大臣自身が精力的に全国各地で様々なテーマについて一般市民の参加が容易な週末を中心に外務省タウン・ミーティングを開催(平成14年4月以来、東京、大阪、札幌、福岡、名古屋で計5回開催)。</p> <p>外交広聴室を設置 平成15年1月、広聴室を設置し、各種案件を所掌する主管部局とともに対応する体制を整備した。同室設置以来、3月中旬までに3000件以上の電子メール、700件以上の電話を受け付けた。</p> <p>その他、一般からの様々な意見などについて、ホームページを通じて受け付けを実施している。</p> <p>これら広聴活動から得られた情報の幹部、政策担当部局へのインプット、フィードバック等を通じて、いろいろなレベルで国民の声を真摯に受け止める体制も整備された。(有効性)</p>
6. 備考	<p>(今後の課題)</p> <p>広報、広聴それぞれに関する体制は相当整えられたので、今後は、広聴体制を通じて外務省が得た国民の意見、提言などをしっかりと関係局課を含む省内関係者が共有し、適切なものについては、政策部局で消化し、その後の政策に適切な形で位置づけていくという有機的な連携を如何に拡充・強化していくかが今後の課題であると思われる。</p> <p>また、大臣スピーチや外交青書についても、引き続き工夫や改善を重ね、我が国の外交政策をきちんと分かり易く説明し、国民の理解と支持を得ていく努</p>

力を継続していく必要がある。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・「行動計画」を中心とした外務省改革の進ちょく状況と総括（平成15年3月25日公表、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_yoyaku.html）

評価シートB

【開かれた外務省のための10の改革】

1. 重点施策名	大使館などの業務・人員の見直し
2. 評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房儀典外国訪問室長 上原 孝史 大臣官房人事課長 梅田 邦夫 大臣官房領事移住部政策課長 三好 真理
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	我が国の外交活動を効率的に実施しながら、世界各国で活躍する我が国国民の生命・身体・権益等を確保する体制を整備する
(2) 手段	在外公館の設置状況等の見直し 領事業務の見直し
5. 活動結果と評価	<p>在外公館の設置状況等の見直し</p> <p>国際環境が激しく変動する中、在外公館は、我が国の外交の最前線基地として、その役割も日々増大している。このような状況に照らし、外務省は、質および量の両面において、例えば、以下の措置により我が国在外公館のあり方を真剣に見直してきた。(必要性)</p> <p>(イ) 平成15年度については、在リベリア大使館と在ラスパルマス総領事館を廃する一方、在東ティモール大使館と在チェンマイ総領事館を新設した。平成16年度からの2か年においても、さらなる見直しを本格的に行う予定。</p> <p>(ロ) 限られた人材を最大限活用するとの観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国要人の外国訪問に関する支援業務を簡素化した。 便宜供与における公私の峻別を図ることで在外公館の便宜供与業務を時代に合った形に合理化した。 アタッシュ制度との関係では、各省庁から出向するアタッシュについては、各在外公館の業務状況に照らしながら、必要に応じ出身官庁関連以外の業務に従来以上に従事する体制を整備する予定。 <p>領事業務の見直し</p> <p>他方、国際環境の変動、その結果としてのグローバル化が進展する中で、邦人の海外渡航者数および在留邦人数が年々増加しており、近い将来においてその数は伸び続けることが見込まれる(在留邦人数は、平成14年の87万人から18年には100万人を越える見込み。年間海外渡航者数は、12年の1781万人から20年には2000万人を越える見込み。)。この点からも、外務省は、増大する領事業務サービスへの需要に対応するため、たとえば、以下の取組みを進めている。(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 24時間電話対応サービスの実施公館の拡充(現行12公館から21公館へ拡充) 来年度から領事シニア・ボランティア制度を開始する(当初10名で開始) 総務省の支援を得つつ、在外公館投票と郵便投票の併用による在外選挙の利便性の向上(公職選挙法の一部改正) インターネットによる在留届の提出受付システムの導入。 当面国内が対象であるが、e-Japan重点計画の一環として一般国民が自宅等からインターネットを通じ旅券発給申請を行うシステムの構築。
6. 備考	
(今後の課題)	<p>在外公館の設置状況の在り方は、我が国の外交力の盛衰にも関わる問題である。また、とくに既存の在外公館を廃止する場合、相手国との関係はもとより、インフラの再整備などを伴うその再開は、一朝一夕ではできないことから、現地および周辺国の在留邦人の生命、身体、財産などの保護等を如何に図るかという問題などを含め総合的に勘案する必要があるため、慎重な検討を要する面がある。いずれにしても、在外公館全般に関する見直しについては、領事業務を含め在外公館に期待されている様々な役割との間のバランスを十分考慮しつつ、全世界のどの地域にどの規模の在外公館を配置することが適切なのか、また、各公館においては、どの分野にどの程度の人員をどの程度のウェイトを置いて外交活動全般を実施していくべきなのか、領事業務への需要の高まりを見</p>

ながら、引き続き検討と見直しを図っていく必要がある。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・「行動計画」を中心とした外務省改革の進ちょく状況と総括（平成15年3月25日公表、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_yoyaku.html）

評価シート B

【開かれた外務省のための10の改革】

1. 重点施策名	政策立案過程の透明化
2. 評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房総務課情報公開室長 鈴木亮太郎 外交史料館長 小原 育夫
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	
(1) 目的	国民の理解と支持に支えられた戦略的外交を推進すると共に、外交政策の国民への説明責任を果たす体制を構築する
(2) 手段	国民にわかりやすい言葉で外交の理念や政策の目的を説明 各界からの意見を外交政策へ反映させるため、本省で外交政策評価パネルを創設。同パネルは定期的に政策をレビュー
5. 活動結果と評価	<p>(注) 上記4.(2)にある「国民にわかりやすい言葉で外交の理念や政策の目的を説明」は、情報の積極的な発信機能との関連がより深いため、平成14年8月に発表した外務省改革「行動計画」では、「広報・広聴体制の再構築」の中で扱われることとなった。具体的な取組みの内容は、評価シートB「広報・広聴体制の再構築」を参照。</p> <p>同じく、上記4.(2)にある「外交政策評価パネル」は、外部有識者を外務省の政策立案過程に参画させるだけではなく、外部有識者から得られる専門的知見を外務省が最大限に活用し、外務省職員の政策構想力の強化につなげることにも有益であるとの考えから、上記「行動計画」では、第13章「政策構想力の強化」で扱われることとなった。具体的な取組みの内容は、評価シートB「政策構想力の強化」を参照。</p> <p>このため、上記「行動計画」は、政策立案過程などの透明化のポイントを、情報公開への積極的な取組みや外交記録文書公開の透明化・迅速化を通じ、説明責任を果たすことに置くこととし、以下の措置を実施してきている。(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省員の情報公開事務に関する意識を高める努力(研修の実施やマニュアルの整備)。 ・必要な開示請求手続を分かり易くするためにHPの更新や利用者の手引きの作成。 ・昭和50年に独自に開始した外交記録公開制度を一層充実すると共に(平成14年末までに1万1397冊を公開)情報公開法に基づき開示決定を受けた文書のうち歴史的価値のあるもの(1534文書、約1万9000頁)は、情報提供サービス拡充の一環として外交史料館にて自主的に広く一般に公開。 ・外交交渉の経緯などを歴史的視点から文書化し、組織的な記憶(institutional memory)とするためのオーラル・ヒストリー事業に着手すると共に、外交資料集『日本外交文書』の編纂を促進し、戦後期の刊行を開始。
6. 備考	<p>(今後の課題)</p> <p>開かれた外務省をさらに促進するため、情報公開事務の一層の迅速かつ円滑な遂行を図ること、外部の歴史家や外交専門家からなる「外交記録公開諮問委員会」(仮称)を早期に立ち上げることなどが必要である。</p>
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<p>・「行動計画」を中心とした外務省改革の進ちょく状況と総括(平成15年3月25日公表、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_yoyaku.html)</p>

評価シートB

【開かれた外務省のための10の改革】

1. 重点施策名	危機管理体制の整備
2. 評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房総務課警備対策室長 上園 昌宏 総合外交政策局総務課長 西宮 伸一 総合外交政策局総務課 国際テロ対策協力室長 水越 英明
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	(1) 目的 危機管理事案発生時に備え、危機管理体制を整備すると共に、日頃から緊急事態への対応に必要な情報収集に万全を期す (2) 手段 本省の危機管理体制の整備
5. 活動結果と評価	平成14年5月の在瀋陽総領事館への脱北者の駆け込み事件を教訓として、外務省の危機管理体制を再整備すべきとの声が高まりを見せた。(必要性) そこで、外務省は、日本人警備要員を5か年で100名増員すること等を内容とする在外公館強化のための5か年計画を発表したが、その後も、平成14年8月に発表した外務省改革「行動計画」に従い、たとえば、以下の通り体制の整備拡充を進めてきた。 ・上記5か年計画に基づき、平成15年度予算要求の結果、警備要員数および警備関係予算の増が認められ、初年度の目標を達成した。(有効性) ・本省についても、平成14年9月末、大臣官房長を省内の危機管理を総括する危機管理官に発令するとともに、平成15年1月、大臣官房総務課の中に危機管理調整室を新設し、危機管理事案が発生した際、とくにその初動段階において、より迅速かつ適切に対応するため、総合外交政策局、領事移住部や地域局が連携し、当該事案により迅速かつ適切に対応する体制を拡充した。(有効性) ・さらに、危機管理事案の1つである国際テロとの関連で、平成14年3月に任命された国際テロ対策担当大使を委員長に関係局関係者からなる「国際テロ情報収集分析委員会」および「国際テロ情報センター」を14年9月に設置し、すでに発生した事件や今後発生し得る事件についての情報収集・分析を行ってきた。
6. 備考	(今後の課題) 外務省は、上記の通り、省内の危機管理体制を拡充している、また、危機管理事案の中でも国際テロ事件については、国際テロ対策担当大使を中心に事前の情報収集に努め、また、仮に国際テロ事件が発生した場合については、諸外国と連携して情報収集、被害対処、再発防止等に取組むための体制を整備している。しかしながら、事前に整備した体制の間隙を突く形で危機管理事案が生じることも十分予想される。したがって、今後とも種々の具体的な危機管理事案への対応の中で、現在の体制が十分その機能を果たしたかどうかにつき、絶えず検討を重ねつつ、今後の教訓を読みとり、一層の体制整備に努めることが必要と思われる。 先般、発表した外務省機構改革(最終報告)においても、上記の視点を踏まえ、危機管理体制強化に努めることとなっている。 なお、本施策は、実施計画に掲げられているものではないが、一連の外務省改革を進めていく中で、新たに取組むべき課題として取上げた施策である。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・「行動計画」を中心とした外務省改革の進ちょく状況と総括(平成15年3月25日公表、 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_yoyaku.html)

評価シート B

【開かれた外務省のための10の改革】

1. 重点施策名	政策構想力の強化
2. 評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 総合外交政策局総務課長 西宮 伸一 国際情報局国際情報課長 齋藤 貢
3. 評価シート作成年月日	平成15年4月30日
4. 概要	(1) 目的 外部有識者やシンクタンクとも連携しながら、国民のニーズと国益に則った力強い外交戦略目標を設定する能力を備える (2) 手段 総合外交政策局の機能強化 国際情報局の機能強化
5. 活動結果と評価	<p>外務省が力強く、かつ創造的な外交を展開していくためには、各職員が切磋琢磨し、各人の政策構想力を発揮することが必要であるが、これを担保するためには、組織面での工夫も重要であり、外務省改革の真髄は、この点に集約される。(必要性) このような観点から、組織・機構改革においても政策構想力を如何に強化していくかというテーマを大きな目的の1つと位置づけて本格的な取組みを行っているが、その作業と並行して、既存の枠内で総合外交政策局や国際情報局の機能強化を中心に以下のように様々な取組みを行ってきた。</p> <p>総合外交政策局の機能強化</p> <p>(イ) 首脳外交体制の強化を果たすべく、その時々において予定されている首脳会談等について関係局課を巻き込みつつ戦略会議を行い、その対処方針を策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年8月、外部有識者から成る「外交政策評価パネル」を立ち上げ、その専門的知見を吸収し、政策立案に活かす。 他局への局議への参加を通じ各局との連携強化を図っている。 政策提言窓口の設置を通じ、省員の政策立案過程への参加を奨励している。 政策評価については、大臣官房に設置される政策評価実施部局の下で、総合外交政策局が省内の外交政策を総合的に評価する役割も果たす体制を整備する。 <p>国際情報局の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域局で執務する地域調整官などのシニアな専門職職員を国際情報局に併任発令することにより情報収集・分析機能を強化するとともに、政策部局との連携を強化して、政府部内および省内政策決定ラインのニーズを踏まえた情報収集・分析活動を行っている。(有効性) 政策部局との情報・分析の共有促進のため、政策部局が主催する政策企画協議等への国際情報局関係者の参画、および国際情報局が行う幹部等への説明への政策部局関係者の参画を促進している。 平成14年9月以来、我が国有数の外交分野のシンクタンクである(財)日本国際問題研究所のさらなる活用の方途を模索してきている。(なお、同研究所については、15年3月発表の外務省機構改革に関する「最終報告」を踏まえ、主管部局を総合外交政策局に移管する予定。) 教授クラスの外部有識者をスタッフとして活用することにより、学術的考察を活かす努力も行っている。(有効性) <p>その他、一部の局課では、自らの所掌地域・分野をテーマに外部関係者の参加を得つつ勉強会を自発的に行うところもあり、このような勉強会を定期的かつ長期にわたり継続するよう勉強会の組織化などについても検討を進めている。</p>
6. 備考	(今後の課題) 平成15年3月に発表した外務省機構改革に関する「最終報告」では、総合外交政策局を筆頭局として外交政策の立案・実施過程の中核とするとの方針を固めたので、16年度からの新体制の中では、様々な政策部局と省内唯一の情報部局である国際情報局がうまく連動し、外交政策立案に真に必要な情報を収集・

分析し、これを総合外交政策局の下に集約し、外交戦略が適切に立案・実施されていくよう、努力を継続していく必要がある。

なお、本施策は、実施計画に掲げられているものではないが、一連の外務省改革を進めていく中で、新たに取り組むべき課題として取り上げた施策である。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料等

- ・「行動計画」を中心とした外務省改革の進ちょく状況と総括（平成15年3月25日公表、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/kodo_yoyaku.html）

政策評価

3. 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」
第7条第2項第2号に基づく事後評価編

(1)「行政機関が行う政策の評価に関する法律」

第7条第2項第2号イに該当する事後評価の一覧表

案件名	現状と評価	対応方針
ラホール高架鉄道建設事業(パキスタン)	相手国政府の決定による事業の中止。	貸付中止
グアダハラ上水道整備事業(メキシコ)	相手国国内手続における遅延。7月までには変更計画の議会での承認が得られる見通し。	継続
イタジャイ川流域洪水制御事業(ブラジル)	相手国国内手続における遅延。相手国に事業継続の意思確認中。	継続
* 以上E/N締結後5年経過 L/A未締結案件		
キングストン首都圏上水道整備事業(ジャマイカ)	協働融資相手方の方針変更による遅延。コンサルタントの選定が終了し現在事業は進捗中。	継続
第3期首都高速道路建設事業(2)(北部ルート)(タイ)	交換公文取消済。	-
小規模企業育成計画(タイ)	交換公文取消済。	-
バックレット橋および付帯道路建設事業(タイ)	相手国国内手続における遅延。既に調達が開始され、事業は進捗中。	継続
環境保護促進計画(2)(タイ)	相手国国内手続における遅延があったが、実施機関による貸付が開始されている。	継続
灌漑サブセクター整備事業(ペルー)	天災による事業スコープ変更に伴う遅延。依然必要性は高いことから計画変更について検討中。	継続
ランゲン国際空港拡張事業(3)(ミャンマー)	相手国国内事情およびその後作成された我が国の経済協力量針に基づき対処中。	継続
ランゲン配電網改善事業(ミャンマー)	相手国国内事情およびその後作成された我が国の経済協力量針に基づき対処中。	継続
排熱回収発電事業(ミャンマー)	相手国国内事情およびその後作成された我が国の経済協力量針に基づき対処中。	継続
メキシコ首都圏下水道整備事業(メキシコ)	相手国国内手続における遅延があったが、現在調達手続中であり、事業は進捗中。	継続
送配電網整備事業(アルバニア)	実施機関の事業基盤改善について協働融資相手方と改善を申し入れていたことに伴う遅延があったが、現在事業は本格化。	継続
ケララ州上水道整備事業(インド)	相手国国内手続における遅延があったが、現在調達手続中であり、事業は進捗中。	継続
電気通信網拡充事業(ケニア)	実施機関の民営化に伴う事情変更。	貸付中止
柳州酸性雨および環境汚染総合整備事業(2)(中国)	相手国国内手続における遅延があったが、現在事業は進捗中。	継続
山西省王曲火力発電所建設事業(中国)	相手国国内手続における遅延があったが、現在事業は進捗中。	継続
湛江市上水道整備事業(中国)	相手国が円借款を利用しないことを決定。	貸付中止
都市通勤鉄道近代化事業(南アフリカ共和国)	相手国が円借款を利用しないことを決定。	貸付中止

* 以上E/N締結後5年経過 未ディスパース案件

* 順番はいずれもE/N締結順

1. 評価対象案件名	ラホール高架鉄道建設事業(パキスタン)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	人口が急激に増加しているラホール市は、車の混雑が年々深刻化しており、同市民の代替交通手段を提供することにより増大する交通事情に対処する。
(2) 手段	同市のメイン・ストリートの中央分離帯を利用して、約13キロ、14駅の高架鉄道を建設し、車輛40両を調達する。
(3) 交換公文締結日	1996.08.11
(4) 貸付契約締結日	未調印
(5) 供与限度額	30,000百万円
(6) 金利	2.3%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	-
(9) 事業実施機関	-
5. 経緯・現状	1999年12月パキスタン側で本件の実施を当面見送る旨決定された。
6. 評価・今後の対応方針	交換公文取消
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	グアダハラ上下水道整備事業(メキシコ)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	メキシコ第2の都市グアダハラ市(ハリスコ州)は現存の上水供給設備では予想される将来の上水需要増加に対応できない。また、下水についても、公共の下水処理施設がないことから既存の下水網を通じて集められた汚水が未処理のまま河川に垂れ流されている状況にある。本計画では、上水供給を図るとともに衛生環境の改善を図るもの。
(2) 手段	新しい水源の確保および既存の上水供給設備の拡張、下水処理施設の整備
(3) 交換公文締結日	1997.06.27
(4) 貸付契約締結日	未調印
(5) 供与限度額	24,127百万円
(6) 金利	4.0%/2.3%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	メキシコ合衆国政府
(9) 事業実施機関	ハリスコ州政府(予定)
5. 経緯・現状	州議会による事業承認の遅延、主水源となる湖の水位低下などを受けた水源の変更等をふまえた変更計画が策定され、現在州議会が同計画を検討しており、7月までには承認される見通し。
6. 評価・今後の対応方針	グアダハラ市の上下水道整備状況は改善されておらず、本事業のニーズは極めて高いところ、メキシコ側の検討結果を待って事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	イタジャイ川流域洪水制御計画(ブラジル)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	ブラジル南部サンカタリーナ州の中央を流れるイタジャイ川は長い洪水の歴史を有し、イタジャイ川およびその支流域は度々洪水被害を受けている(83年、84年の洪水時の浸水は270km ² 、83年の洪水時の被害額は同州の生産高の16%)。洪水による人的被害、経済活動への被害、汚水の拡散等衛生環境の悪化は著しく、洪水対策を行なうことにより改善を目指す。
(2) 手段	サンタカタリーナ州のイタジャイ川およびその支流の河川改修、流域主要都市の排水施設の整備を行なう。
(3) 交換公文締結日	1996.08.26
(4) 貸付契約締結日	未調印
(5) 供与限度額	17,596百万円
(6) 金利	4.0%/2.3%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	サンタカタリーナ州
(9) 事業実施機関	サンタカタリーナ州運輸公共事業局(予定)
5. 経緯・現状	連邦政府と州の間で連邦政府保証について調整がついていないため遅延しているが、現在保証スキームについてブラジル側に照会するとともに、事業継続についての意思確認をおこなっているところ。
6. 評価・今後の対応方針	引き続きプロジェクト実施の必要性は高い。本件プロジェクトに関するブラジル側の考え方を確認の上、今後の対応ぶりを検討していく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料

1. 評価対象案件名	キングストン首都圏上水道整備計画(ジャマイカ)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	慢性的な上水供給不足が深刻な問題となっているキングストン首都圏において、上水需要に対応する。
(2) 手段	キングストン首都圏の既存の送配水施設の修復・拡張、および地下水の新規水源開発を行う。
(3) 交換公文締結日	1996.06.26
(4) 貸付契約締結日	1996.07.23
(5) 供与限度額	6,644百万円
(6) 金利	2.5%/2.1%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	ジャマイカ国政府
(9) 事業実施機関	国家水利委員会
5. 経緯・現状	協調融資相手方の方針変さらにより、事業実施機関の組織強化の追加、事業対象地域の縮小などが必要となったため、事業全体が遅延した。その後、コンサルタントの選定が終了し、現在事業は進捗中。
6. 評価・今後の対応方針	キングストン首都圏における水需要は依然として高く、本事業のニーズは引き続き高いことから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	第3期首都高速道路建設事業(2)北部ルート(タイ)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	バンコクにおける高速道路ネットワーク拡充を支援することにより、既に深刻な状態にあるバンコクの交通渋滞の緩和を図り、バンコクにおける円滑で効率的な物流を実現するとともに、経済成長のボトルネックを解消する。
(2) 手段	バンコクにおける高速道路ネットワーク拡充の一環として、第3期首都高速道路のうち、スカピバル1道路とバンコク～チョンブリー・ニューハイウェイを結ぶ区間(10.2km)の高速道路と関連施設を建設する。
(3) 交換公文締結日	1996.9.13
(4) 貸付契約締結日	1996.9.27
(5) 供与限度額	16,612百万円
(6) 金利	2.3%/2.7%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	タイ高速道路交通公社
(9) 事業実施機関	タイ高速道路交通公社
5. 経緯・現状	タイ側から、円借款借入を中止したいとの要請があった。
6. 評価・今後の対応方針	交換公文取消済(2002年3月)。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	小規模企業育成計画(タイ)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	タイの製造業において、小規模企業は、担保力の不足、政策金融制度の未整備等の理由で、既存の金融機関から融資を受けにくく、必要な投資資金を調達できないのが現状。本事業は、小規模企業育成政策を反映して設立された機関である小規模企業金融公社を通じたツーステップローンにより、地域経済の振興による地域間格差の是正、裾野産業の振興、雇用創出ならびに小規模企業の経営、技術の向上を図らんとするもの。
(2) 手段	小規模企業金融公社を通じ全国(特に地方)の小規模企業に対しサブローンを供与する。
(3) 交換公文締結日	1997.09.30
(4) 貸付契約締結日	1997.09.30
(5) 供与限度額	3,508百万円
(6) 金利	2.7%/0.75%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年/40(10)年
(8) 借入人	小規模企業金融公社
(9) 事業実施機関	小規模企業金融公社
5. 経緯・現状	タイ側から、円借款借入を中止したいとの要請があった。
6. 評価・今後の対応方針	交換公文取消済(2002年7月)。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	パックレット橋および付帯道路建設事業(タイ)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	首都バンコクの発展に伴い、都市の外延化が進行しており、バンコク北部のノンタブリ地区では人口の急増および急速な住宅開発が見込まれている。そのため、本事業の実施により、プロジェクトの実施地域およびその周辺部での交通渋滞の緩和、プロジェクト地域における土地利用の促進と開発、チャオプラヤ川西岸における道路ネットワークの改善を達成せんとするもの。
(2) 手段	パックレット橋、東西道路、南北道路などの建設による交通ネットワークの改善。
(3) 交換公文締結日	1997年9月30日
(4) 貸付契約締結日	1997年9月30日
(5) 供与限度額	6,807百万円
(6) 金利	2.7%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	タイ王国
(9) 事業実施機関	旧内務省公共事業局(運輸省地方国道局)
5. 経緯・現状	タイ側による予算措置等の遅延があったが、現在実施機関が調達手続きを進めているところであり、事業が本格化している。
6. 評価・今後の対応方針	第9次国家経済社会開発計画においても、輸送の効率化が謳われており本事業に対するニーズも引き続き大きいことから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	環境保護促進計画(2)(タイ)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	目覚しい工業の発展に伴い発生した産業公害および人口の都市集中により緊急性を増している水質汚濁、大気汚染、有害廃棄物による深刻な環境問題への対処。産業公害の削減による環境の改善・保護。
(2) 手段	タイ産業金融公社を通じて、タイの民間企業が公害防止機器購入および設備導入を行うために、低利で中・長期の資金供与を行う。
(3) 交換公文締結日	1997年9月30日
(4) 貸付契約締結日	1997年9月30日
(5) 供与限度額	5,000百万円
(6) 金利	0.75%
(7) 償還期間(据置期間)	40(10)年
(8) 借入人	タイ産業金融公社
(9) 事業実施機関	タイ産業金融公社
5. 経緯・現状	タイ産業金融公社による融資対象事業の選定に時間を要し、事業が遅延したが、既に具体的事業に対する貸付が開始されている。
6. 評価・今後の対応方針	環境保全はタイの開発における重点分野であり、本事業に対するニーズも引き続き大きいことから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	灌漑サブセクター整備計画(ペルー)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	ペルーの灌漑施設は、有効な整備がなされず、施設の多くが老朽化しており、農業生産性の向上に支障を来していることから、水資源の有効利用および効率的な農業生産を目指す。
(2) 手段	ペルー太平洋岸地域の灌漑施設のリハビリを行なうとともに、運営維持管理体制の強化を図る。
(3) 交換公文締結日	1995.07.24
(4) 貸付契約締結日	1996.09.24
(5) 供与限度額	6,723百万円
(6) 金利	3.0%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	ペルー共和国政府
(9) 事業実施機関	開発金融公社
5. 経緯・現状	エルニーニョ現象による自然災害等により、リハビリ資金の転貸先である水利組合の資金借入能力が低下したことを受け、事業実施方法の変更につき、両国政府間で所要の手続きが行われているところ。
6. 評価・今後の対応方針	ペルー政府による「貧困克服戦略」に合致し、本件の重要性も高いことから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	ラングーン(現:ヤンゴン)国際空港拡張事業(3)(ミャンマー)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	ヤンゴン国際空港の各施設を整備・拡張し、老朽化した諸設備の更新、近代化を図ることにより、今後予想される航空需要の増大への対応を図る。
(2) 手段	国際線ターミナルビルを新築し、消防救難施設を設置する。
(3) 交換公文締結日	1986.02.17
(4) 貸付契約締結日	1986.05.22
(5) 供与限度額	4,450百万円
(6) 金利	2.75%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	ミャンマー連邦政府
(9) 事業実施機関	ミャンマー運輸通信省民間航空局
5. 経緯・現状	88年の政変に伴い経済協力が停止され、貸付を停止。工事未着工。
6. 評価・今後の対応方針	ミャンマーの政治経済状況等を見つつ、今後の対応振りを検討していく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	ラングーン(現:ヤンゴン)配電網改善事業(ミャンマー)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	首都ヤンゴンの電力需要の急増に対応するため、老朽化した配電設備を更新し、電力供給の増加、安定化を図る。
(2) 手段	老朽化した配電設備を更新する。
(3) 交換公文締結日	1987.09.22
(4) 貸付契約締結日	1987.11.30
(5) 供与限度額	4,870百万円
(6) 金利	2.5%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	ミャンマー電力公社
(9) 事業実施機関	ミャンマー電力公社
5. 経緯・現状	88年の政変に伴い経済協力が停止され、貸付を停止。工事未着工。
6. 評価・今後の対応方針	ミャンマーの政治経済状況等を見つつ、今後の対応振りを検討していく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	排熱回収発電事業(ミャンマー)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	ミャンマー南部マグウェイ管区のマン、シュウェダン両既設ガスタービン発電所にその排熱を利用した気力発電設備を増設(コンバインドサイクル化)することにより、電力需給のギャップ緩和と発電効率の向上を図る。
(2) 手段	既存の発電所にその廃熱を利用した汽力発電設備を増設する。
(3) 交換公文締結日	1987.09.22
(4) 貸付契約締結日	1987.11.30
(5) 供与限度額	8,500百万円
(6) 金利	2.5%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	ミャンマー電力公社
(9) 事業実施機関	ミャンマー電力公社
5. 経緯・現状	88年の政変に伴い経済協力が停止され、貸付を停止。工事未着工。
6. 評価・今後の対応方針	ミャンマーの政治経済状況等を見つつ、今後の対応振りを検討していく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	メキシコ首都圏下水道整備事業(メキシコ)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	下水を無処理で排出しているメキシコ首都圏において、下水処理場等の建設・整備を通じて、同地域および下流地域で耕作を行なっている灌漑地域の衛生環境の改善を図るもの。
(2) 手段	下水処理場の建設・整備
(3) 交換公文締結日	1996.08.21
(4) 貸付契約締結日	1997.03.12
(5) 供与限度額	45,112百万円
(6) 金利	4.0%/2.3%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	メキシコ合衆国政府
(9) 事業実施機関	メキシコ公共事業開発銀行
5. 経緯・現状	メキシコ側の環境省令の変更等により、事業内容の見直しを行ったことから遅延したが、現在調達手続中であり、今後事業が本格化する見込み。
6. 評価・今後の対応方針	メキシコ首都圏の下水は依然として未処理であり、引き続きニーズは高いことから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	送配電網整備事業(アルバニア)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	アルバニアでは、送配電設備が20～30年前に旧ソ連、中国、旧ユーゴといった国々の支援で作られた後、包括的なリハビリが行われていなかったため、電力システムの老朽化が進み、非効率化していること、電力需要増大に加え、電力需要の主体が産業から一般家庭に変化していることから、国内送配電の効率化を図る。
(2) 手段	主要送電線のリハビリおよび主要都市の配電網整備を行う。
(3) 交換公文締結日	1996年12月17日
(4) 貸付契約締結日	1996年12月19日
(5) 供与限度額	3,124百万円
(6) 金利	2.3%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	アルバニア電力公社
(9) 事業実施機関	アルバニア電力公社
5. 経緯・現状	アルバニア側事業実施機関の事業基盤改善について協調融資相手方とその改善を申し入れていたことから実施が遅延したが、現在調達手続きが進捗中であり、事業が本格化している。
6. 評価・今後の対応方針	アルバニア経済における電力不足は経済発展の隘路となっており、本件の実施はアルバニアにとって極めて重要であることから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	ケララ州上水道整備事業(インド)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	インドで最も人口過密な州であるケララ州内では、上水道の普及率が全国平均を大きく下回っているところ、上水道施設が十分でない5地区で、上水普及率向上を通じた民生の向上を図る。
(2) 手段	トリバンドラム市、カリカット市、シェルタラ市、パツバム村、ミーナッド村の5地域において、上水道施設の新設、拡張、リハビリを行う。
(3) 交換公文締結日	1997.01.13
(4) 貸付契約締結日	1997.02.25
(5) 供与限度額	11,997百万円
(6) 金利	2.1%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	インド大統領
(9) 事業実施機関	ケララ州水道局
5. 経緯・現状	州政権交代などのインド側の事情により、調達手続きが遅延していたが、その後手続きが再開され、今後事業が本格化する見込み。
6. 評価・今後の対応方針	ケララ州における上水供給は不足しており、本件に対するニーズは極めて高いことから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	電気通信網拡充事業〔ケニア〕
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	ケニア国内でも増大が著しいナイロビおよびモンバサの両地区における電気通信サービス需要の増大に対応する。
(2) 手段	ナイロビおよびモンバサにおいて、交換局、光ファイバー伝送路、および局外設備の新・増設を行う。
(3) 交換公文締結日	1997.01.28
(4) 貸付契約締結日	1997.03.03
(5) 供与限度額	8,724百万円
(6) 金利	2.3%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	ケニア郵電公社
(9) 事業実施機関	ケニア郵電公社
5. 経緯・現状	借入人であるケニア郵電公社の民営化が開始されたが、その手続きの大幅な遅延により、借入人の今後の法的地位が確定していないことから、現状では貸付ができない状況。
6. 評価・今後の対応方針	交換公文取消。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	柳州酸性雨および環境汚染総合整備事業(2)(中国)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	大気汚染が深刻であり、中国において酸性雨汚染が最も深刻な都市である柳州市において、大気汚染の改善、都市衛生の向上および水質の改善等を図る。
(2) 手段	大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量の多い亜鉛工場を郊外に移転するとともに汚染負荷の少ない工程へ工程転換を行う。
(3) 交換公文締結日	1997.9.4
(4) 貸付契約締結日	1997.9.12
(5) 供与限度額	3,679百万円
(6) 金利	2.1%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	中華人民共和国対外貿易経済合作部
(9) 事業実施機関	柳州市人民政府
5. 経緯・現状	移転予定の工場の移転先の変更により事業実施に関する中国国内承認手続き等の遅延があったが、現在事業は進捗中。
6. 評価・今後の対応方針	柳州は酸性雨コントロール地区に指定されており、引き続き酸性雨対策の重要性が高いことから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	山西省王曲火力発電所建設事業(中国)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	山東省の電力需要に対応すると共に、山西省の石炭、電力産業の活性化、鉄道輸送需要の抑制を図り、両省の経済発展を促すもの。
(2) 手段	山東省東南部の長治市の北に600MW 2基の石炭火力発電所を建設するもの。
(3) 交換公文締結日	1997.9.4
(4) 貸付契約締結日	1997.9.12
(5) 供与限度額	30,000百万円
(6) 金利	2.3%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	中華人民共和国対外貿易経済合作部
(9) 事業実施機関	電力工業部
5. 経緯・現状	当初中国側の事業実施に関する国内手続きに遅延があったが、2002年4月には国務院による計画承認が行われ、現在事業は進捗中。
6. 評価・今後の対応方針	小型火力発電所を削減し、効率のよい発電施設を導入することは中国の電力セクター計画に合致し、本事業へのニーズが高いことから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	湛江市上水道整備事業(中国)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	広東省湛江市の人口増加および経済発展に伴って増大している地下水揚水を抑制し、同市の需要に応えるもの。
(2) 手段	上水道施設(給水能力50万トン/日)を建設する。
(3) 交換公文締結日	1996.12.24
(4) 貸付契約締結日	1996.12.26
(5) 供与限度額	5,519百万円
(6) 金利	2.1%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	中華人民共和国対外貿易経済合作部
(9) 事業実施機関	中華人民共和国建設部
5. 経緯・現状	中国側が既存設備で当面对応可能であると判断し、本事業のために円借款を利用しないことを決定。
6. 評価・今後の対応方針	交換公文取消
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	都市通勤鉄道近代化事業（南アフリカ共和国）
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	比較的低料金の通勤鉄道は、貧困層の都市近郊への通勤手段として需要の急増が見込まれており、南ア政府としても通勤鉄道の整備に高いプライオリティーを置いている。都市近郊の貧困層居住区から工業・商業地区への通勤路線の輸送能力強化と安全性向上を図るもの。
(2) 手段	電車の更新等を図り、輸送能力の強化を図る。
(3) 交換公文締結日	1998.2.19
(4) 貸付契約締結日	1998.5.20
(5) 供与限度額	6,230百万円
(6) 金利	2.7%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	南アフリカ通勤鉄道公社
(9) 事業実施機関	南アフリカ通勤鉄道公社
5. 経緯・現状	国内法の改正に伴い、南ア側が本事業のために円借款を利用しないことを決定。
6. 評価・今後の対応方針	交換公文取消。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

(2)「行政機関が行う政策の評価に関する法律」

第7条第2項第2号口に該当する事後評価の一覧表

案件名	現状と評価	対応方針
ガトガール揚水発電所建設事業(インド)	貸付完了。	-
アジャンタ・エローラ遺跡保護・観光基盤整備事業(インド)	貸付完了。	-
ヤムナ川流域諸都市下水等整備事業(インド)	貸付完了。	-
ルヌン水力発電および関連送電線建設事業(1)(インドネシア)	当初想定していなかった工事遂行における障害による遅延。その後順調に進捗中。	継続
ワイスカンボン灌漑事業(1)(インドネシア)	相手国国内手続における遅延。その後順調に進捗中。	継続
スラバヤ都市環境改善事業(1)(インドネシア)	相手国国内手続における遅延。その後順調に進捗中。	継続
カタラマ川流域灌漑事業(エクアドル)	貸付完了。	-
アグアブランカ上下水道整備事業(コロンビア)	貸付完了。	-
ボゴタ上水道整備事業(コロンビア)	相手国国内手続における遅延。本体工事は完了。一部工事を残すのみ。	継続
マリトボゲーマリダガオ灌漑事業(I)(フィリピン)	現地治安の悪化による事業一時停止のため遅延。その後順調に進捗し、貸付実行はおおむね終了。	継続
バンパンガデルタ灌漑事業(フィリピン)	貸付完了。	-
チエテ川流域環境改善事業(ブラジル)	洪水発生のため、追加工事による遅延。その後順調に進捗し、当初事業計画部分は終了。	継続
ジャイバ灌漑事業(II)(ブラジル)	当初想定していなかった工事遂行における障害による遅延。その後順調に進捗し、土木工事はほぼ完了。	継続
グアナバラ湾流域下水処理施設整備事業(ブラジル)	相手国国内手続における遅延。本体工事を実施中。	継続
高等教育基金借款(HELP)(マレーシア)	貸付完了。	-
ラングーン国際空港拡張事業(1)(ミャンマー)	相手国国内事情およびその後作成された我が国の経済協力量針に基づき対処中。	継続
ラングーン国際空港拡張事業(2)(ミャンマー)	相手国国内事情およびその後作成された我が国の経済協力量針に基づき対処中。	継続
南ナウイン灌漑事業(水力発電)(ミャンマー)	相手国国内事情およびその後作成された我が国の経済協力量針に基づき対処中。	継続
苛性ソーダ製造工場建設事業(ミャンマー)	相手国国内事情およびその後作成された我が国の経済協力量針に基づき対処中。	継続
国際通信拡充事業(ミャンマー)	相手国国内事情およびその後作成された我が国の経済協力量針に基づき対処中。	継続
メキシコ首都圏植林事業(メキシコ)	事業計画変さらによる遅延。その後順調に進捗中。	継続

1. 評価対象案件名	ガドガール揚水発電所建設事業（インド）
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	電力供給設備の不足のため、恒常的な電力制限が実施されているマハラシュトラ州の電力不足を緩和すること。
(2) 手段	出力250MWの揚水型発電所を建設する。
(3) 交換公文締結日	1988.10.04
(4) 貸付契約締結日	1988.12.15
(5) 供与限度額	11,414 百万円
(6) 金利	2.5%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	インド国政府
(9) 事業実施機関	マハラシュトラ州政府灌漑局
5. 経緯・現状	貸付完了済(2003年1月)。
6. 評価・今後の対応方針	-
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	アジャンタ・エローラ遺跡保護・観光基盤整備事業(インド)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	アジャンタ・エローラの石窟寺院群遺跡と両遺跡周辺自然環境の保護措置と併せて、両遺跡周辺の観光基盤整備(道路、空港、上下水道、電力等)を行うことにより、地域産業振興を図ること
(2) 手段	遺跡等の保護・観光基盤整備
(3) 交換公文締結日	1991.12.9
(4) 貸付契約締結日	1992.1.9
(5) 供与限度額	3,745百万円
(6) 金利	2.6%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	インド国政府
(9) 事業実施機関	観光省
5. 経緯・現状	貸付完了済(2002年3月)。
6. 評価・今後の対応方針	-
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	ヤムナ川流域諸都市下水等整備事業〔インド〕
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	デリー首都圏を流れ、同国にとって文化的にも重要な河川であるヤムナ川の水質保全を図り、流域諸都市の環境・衛生状態の改善を図ること
(2) 手段	下水道施設整備等
(3) 交換公文締結日	1992.10.27
(4) 貸付契約締結日	1992.12.21
(5) 供与限度額	17,773 百万円
(6) 金利	2.6%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	インド国政府
(9) 事業実施機関	環境森林省
5. 経緯・現状	貸付完了済(2003年2月)。
6. 評価・今後の対応方針	-
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	ルヌン水力発電所および関連送電線建設事業(1)〔インドネシア〕
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	北部スマトラにおいて、経済の発展に伴って急増する電力需要に対応し、電化率を向上させることにより、同地域の経済発展および生活水準向上に資するもの。
(2) 手段	豊富な水資源を利用した水力発電所の建設および関連する送電線の付設により電化率を上げる。
(3) 交換公文締結日	1991.09.19
(4) 貸付契約締結日	1991.09.25
(5) 供与限度額	5,460百万円
(6) 金利	2.6%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	インドネシア共和国政府
(9) 事業実施機関	国営電力公社
5. 経緯・現状	トンネル工事中の予想外の出水に伴う工事一部中断により遅延していたが、既に工事は再開され、全体の約8割が完成。
6. 評価・今後の対応方針	電力需要の増大が見込まれ、事業へのニーズも引き続き高いため、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	ワイスカンボン灌漑事業(1) [インドネシア]
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	ジャワ島以外で、米の生産地として灌漑開発が進められている南スマトラのランポン州ワイスカンボン地区において、灌漑施設を整備することによって米の生産増、農家の生活水準の向上を図るもの。また、発電所(24MW)を建設することによって電力需要にも対応するもの。
(2) 手段	灌漑面積の拡大による農家の生活水準の向上と発電所建設による電力需要対応
(3) 交換公文締結日	1992.09.14
(4) 貸付契約締結日	1992.11.05
(5) 供与限度額	7,653百万円
(6) 金利	2.6%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	インドネシア共和国政府
(9) 事業実施機関	公共事業省水資源総局
5. 経緯・現状	通貨危機の影響によって機材調達に遅延が生じたが、その後事業は順調に進捗し、平成15年度中に貸付が終了する見込み。
6. 評価・今後の対応方針	コメを含む食料安定供給はインドネシアにとって重要な課題であり、本事業へのニーズも引き続き高いため、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	スラバヤ都市環境改善事業(1) [インドネシア]
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	スラバヤ市はインドネシア第2の都市であり、近年経済活動の拡大や人口の急増がみられ、東部ジャワ地域開発上重要な位置づけになっている。他方、スラバヤ市の社会インフラ整備は遅れており、社会インフラの総合的な整備を目的とするもの。
(2) 手段	都市道路の建設・拡幅、河川改修、廃棄物処理、上水道整備等
(3) 交換公文締結日	1992.09.14
(4) 貸付契約締結日	1993.03.10
(5) 供与限度額	2,941 百万円
(6) 金利	2.6%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	インドネシア共和国政府
(9) 事業実施機関	公共事業省居住環境総局
5. 経緯・現状	着工前の準備段階での遅延およびインドネシア側関係機関の調整に時間を要したことによる遅延が生じたが、現在は順調に進捗し、平成15年度中に貸付終了見込み。
6. 評価・今後の対応方針	インドネシアにおける地方中核都市の環境改善ニーズは高いため、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	カタラマ川流域灌漑計画(エクアドル)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	エクアドル第2の都市グアヤキルの北東に位置するカタラマ流域で、米、大豆、とうもろこし、コーヒー、カカオ等農産物の生産増大と生産性向上を図る。
(2) 手段	カタラマ川流域の対象地域において灌漑開発を行う。
(3) 交換公文締結日	1987.03.09
(4) 貸付契約締結日	1988.02.12
(5) 供与限度額	8,594 百万円
(6) 金利	3.75%/3.25%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	エクアドル共和国政府
(9) 事業実施機関	グアヤス川流域開発公社
5. 経緯・現状	貸付完了済(2003年2月)。
6. 評価・今後の対応方針	-
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	アグアブランカ上下水道整備計画(コロンビア)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	コロンビア南西部のカリ市内において貧困層の多いアグアブランカ地区および隣接地区への飲料水の供給、および生活・自然環境の改善を図る。
(2) 手段	アグアブランカ地区および隣接地区に上水道設備および下水処理施設を整備・建設する。
(3) 交換公文締結日	1985.06.03
(4) 貸付契約締結日	1986.05.12
(5) 供与限度額	18,285百万円
(6) 金利	4.75%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	カリ市事業公社
(9) 事業実施機関	カリ市事業公社
5. 経緯・現状	貸付完了済(2002年5月)。
6. 評価・今後の対応方針	-
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	ボゴタ上水道整備計画(コロンビア)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	首都ボゴタ市において都市化・人口増加によって発生する水需要に応じ、都市生活条件の改善を図る。
(2) 手段	上水道関係施設の整備。
(3) 交換公文締結日	1989.12.06
(4) 貸付契約締結日	1991.12.05
(5) 供与限度額	8,375百万円
(6) 金利	4.75%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	ボゴタ上下水道公社
(9) 事業実施機関	ボゴタ上下水道公社
5. 経緯・現状	設計変更等による工事の遅れおよび監視制御システムに関する入札の遅れがあったが、本体工事は完了済みであり、監視制御システムおよびラカレラ公園整備を残すのみとなっている。
6. 評価・今後の対応方針	ボゴタ市の水需要は引き続き増大しており、本事業に対するニーズも高いため、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	マリトボグ - マリダガオ灌漑事業(I)〔フィリピン〕
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	ミンダナオ地域は国内でも最も後進的な地域であり、当該地方(中部ミンダナオ地方)は気候、水源量ともに農業に適しているが灌漑施設未整備のために土地が有効利用されていない地域が多い。特に本事業対象地域では農業従事者が90%を占め、地域住民の多くは貧困生活者であるため、水田を拡大して農業生産の増大・安定を図り、安定雇用、生活水準の向上を目指す。
(2) 手段	用・配水路の建設等灌漑施設の整備を行う
(3) 交換公文締結日	1989.10.31
(4) 貸付契約締結日	1990.02.09
(5) 供与限度額	4,867 百万円
(6) 金利	2.7%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	フィリピン共和国政府
(9) 事業実施機関	国家灌漑公社
5. 経緯・現状	事業サイトの治安悪化によって事業の一時中断を余儀なくされたが、現在は治安も回復し事業は順調に進捗しており、本年5月には貸付完了見込み。
6. 評価・今後の対応方針	農業基盤の整備強化は当該地域において依然急務であり、本事業に対するニーズも高く、治安問題も解決されたため、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	パンパンガデルタ灌漑事業〔フィリピン〕
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	フィリピンの貧困削減のためフィリピン有数の穀倉地帯であるパンパンガデルタにおける農産物の増産、およびそれによる地域住民の所得向上、生活水準向上を目指すもの。
(2) 手段	灌漑施設の整備(頭首工を建設し用水路を整備する)
(3) 交換公文締結日	1991.03.26
(4) 貸付契約締結日	1991.07.16
(5) 供与限度額	9,427 百万円
(6) 金利	2.7%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	フィリピン共和国政府
(9) 事業実施機関	国家灌漑公社
5. 経緯・現状	貸付完了済(2002年10月)。
6. 評価・今後の対応方針	-
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	チエテ川流域環境改善計画(ブラジル)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	サンパウロ都市圏の急速な人口過密化、工業化の過程で、サンパウロ市内を流れるチエテ川の汚濁が進んでおり、市内で頻発する洪水は同市の衛生上、経済上の深刻な問題になっていることから、河川改修、浚渫、小規模ダム建設を行い、洪水制御、水質改善、上水源確保等を図る。
(2) 手段	チエテ川およびカプス・デ・シマ川の河川改修ならびにチエテ川上流量調整システムの建設。
(3) 交換公文締結日	1993.03.12
(4) 貸付契約締結日	1995.07.18
(5) 供与限度額	49,427百万円
(6) 金利	5.0%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	サンパウロ州水・エネルギー公団
(9) 事業実施機関	サンパウロ州水・エネルギー公団
5. 経緯・現状	事業実施中にチエテ川の洪水被害が発生し、緊急対策のための追加工事が必要となり、そのために事業計画全体が延長したもの。当初計画された部分については完工しており、追加工事分を残すのみ。
6. 評価・今後の対応方針	チエテ川の洪水は頻発しており、本事業のニーズはきわめて高いことから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	ジャイバ灌漑計画() (ブラジル)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	ブラジル・ジャイバ灌漑事業の第2期分として、灌漑面積の拡大および農業生産性の向上・農業生産増加を図ることにより、ジャイバ農産加工地区の社会・経済状況の向上を図る。
(2) 手段	灌漑施設の建設、農業信用およびコンサルタント・サービス。
(3) 交換公文締結日	1989.11.10
(4) 貸付契約締結日	1991.09.05
(5) 供与限度額	14,740百万円
(6) 金利	4.0%/3.25%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	ミナス・ジェライス州
(9) 事業実施機関	ミナス・ジェライス州
5. 経緯・現状	資機材到着の遅延、予想外の軟弱土質等による工事の中断・遅延が生じていたが、その後順調に進捗しており、平成15年度中に貸付終了の見込み。
6. 評価・今後の対応方針	農業生産増、経済社会インパクトの大きさから、本事業に対するニーズは高く、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	グアナバラ湾流域下水処理施設整備計画(ブラジル)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	ブラジル・リオデジャネイロ都市圏の人口約900万人の1/3が居住するグアナバラ湾一帯においては、下水道施設がほとんど未整備の状態にあり、120万トン/日の汚水が未処理の状態です。グアナバラ湾に流入し、同湾の深刻な水質汚濁の原因の1つとなっている。同湾一帯の下水処理施設整備を行い、住民の衛生環境改善およびグアナバラ湾の水質汚濁防止を目指す。
(2) 手段	グアナバラ湾流域で水質汚濁が特に深刻な西部地域を対象に、下水処理施設を建設する。
(3) 交換公文締結日	1993.03.12
(4) 貸付契約締結日	1994.03.29
(5) 供与限度額	31,475 百万円
(6) 金利	5.0%/3.25%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	リオデジャネイロ州
(9) 事業実施機関	リオデジャネイロ州上下水道公社
5. 経緯・現状	連邦政府による州財政の引き締め強化およびリオデジャネイロ州の財政事情等により事業の進捗が遅延しているが、既に全体の約6割程度は完成している。
6. 評価・今後の対応方針	グアナバラ湾の汚染は深刻であり、本事業に対するニーズは引き続き高いことから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	高等教育基金借款(HELP)(マレーシア)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	マレ - シア政府は、日本の発展の秘訣が国民の労働倫理、勤労意欲、経営能力、国民性としての道徳、教育、学習意欲にあるとの考えの下、日本に留学生を派遣しこれらを学ばせるために、日本政府と協力を行い、1982年から「東方政策」を実施している。その一環として、マレーシアの経済発展に不可欠な化学・技術系の中核エンジニアとなる人材の育成を図るもの。
(2) 手段	マレ - シア国内での教育を経た上で、日本の大学の理科系学部への留学を実施。
(3) 交換公文締結日	1992.05.28
(4) 貸付契約締結日	1992.05.28
(5) 供与限度額	5,493百万円
(6) 金利	3.0%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	マレーシア国
(9) 事業実施機関	マラ教育財団
5. 経緯・現状	貸付完了済(2002年9月)
6. 評価・今後の対応方針	-
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	ラングーン(現:ヤンゴン)国際空港拡張事業(1)(ミャンマー)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	ラングーン(現ヤンゴン)国際空港の各施設を整備・拡張し、老朽化した諸設備の更新、近代化を図ることにより、今後予想される航空需要の増大への対応を図る。
(2) 手段	滑走路延長、舗装強化、誘導路延長、エプロン拡張等
(3) 交換公文締結日	1984.06.04
(4) 貸付契約締結日	1984.08.03
(5) 供与限度額	14,370百万円
(6) 金利	2.75%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	ミャンマー連邦政府
(9) 事業実施機関	ミャンマー運輸通信省民間航空局
5. 経緯・現状	88年の政変に伴い経済協力が停止され、貸付を停止。その後98年に一部安全対策のみの事業を実施した。
6. 評価・今後の対応方針	ミャンマーの政治経済状況等を見つつ、今後の対応振りを検討していく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	ラングーン(現:ヤンゴン)国際空港拡張事業(2)(ミャンマー)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	ヤンゴン国際空港の各施設を整備・拡張し、老朽化した諸設備の更新、近代化を図ることにより、今後予想される航空需要の増大への対応を図る。
(2) 手段	運行ビル管制塔、電源局舎建設、航行援助施設、空港照明設備、配電設備の更新
(3) 交換公文締結日	1984.11.13
(4) 貸付契約締結日	1985.05.21
(5) 供与限度額	8,350百万円
(6) 金利	2.75%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	ミャンマー連邦政府
(9) 事業実施機関	ミャンマー運輸通信省民間航空局
5. 経緯・現状	88年の政変に伴い経済協力が停止され、貸付を停止。その後98年に一部安全対策のみの事業を実施した。
6. 評価・今後の対応方針	ミャンマーの政治経済状況等を見つつ、今後の対応振りを検討していく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	南ナウイン灌漑事業(水力発電)〔ミャンマー〕
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	恒常的な電力不足に悩む南ナウイン周辺地域に対し、安定的に電力を供給し、上記事業の開発効果を一層高めること。
(2) 手段	南ナウイン灌漑事業にて建設したダムに1.1MWの発電機2基を据付、配電設備を建設。
(3) 交換公文締結日	1986.02.17
(4) 貸付契約締結日	1986.05.22
(5) 供与限度額	1,800百万円
(6) 金利	2.75%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	ミャンマー電力公社
(9) 事業実施機関	ミャンマー電力公社
5. 経緯・現状	88年の政変に伴い経済協力が停止され、貸付を停止。工事未着工。
6. 評価・今後の対応方針	ミャンマーの政治経済状況等を見つつ、今後の対応振りを検討していく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	苛性ソーダ製造工場建設事業(ミャンマー)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	イラワジ州チャイラに日産20MTの苛性ソーダプラントを建設し、生活必需品を始めとする工業の重要原材料である苛性ソーダ、塩素および塩素誘導体を供給する。
(2) 手段	日産20MTの苛性ソーダプラントを建設。工場建設、建材・製品輸送用バージ4隻調達。
(3) 交換公文締結日	1986.02.17
(4) 貸付契約締結日	1986.05.22
(5) 供与限度額	5,500百万円
(6) 金利	2.75%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	ミャンマー紙化学工業公社
(9) 事業実施機関	ミャンマー紙化学工業公社
5. 経緯・現状	88年の政変に伴い経済協力が停止され、貸付を停止。工事未着工。
6. 評価・今後の対応方針	ミャンマーの政治経済状況等を見つつ、今後の対応振りを検討していく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	国際通信拡充事業(ミャンマー)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	既存の小容量(26回線)のスタンダードB型衛星地上局と国際交換局に代えて、大容量のスタンダードA型地上局とそれに伴う国際交換局を建設する。
(2) 手段	200回線の大容量の衛星地上局とそれに伴う国際交換局を建設するもの。
(3) 交換公文締結日	1986.02.17
(4) 貸付契約締結日	1986.05.22
(5) 供与限度額	3,400百万円
(6) 金利	2.75%
(7) 償還期間(据置期間)	30(10)年
(8) 借入人	ミャンマー郵電公社
(9) 事業実施機関	ミャンマー郵電公社
5. 経緯・現状	88年の政変に伴い経済協力が停止され、貸付を停止。工事未着工。
6. 評価・今後の対応方針	ミャンマーの政治経済状況等を見つつ、今後の対応振りを検討していく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

1. 評価対象案件名	メキシコ首都圏植林事業(メキシコ)
2. 評価責任者	有償資金協力課長 渡辺 正人
3. 評価年月日	平成15年3月31日
4. 案件概要	
(1) 目的	メキシコ首都圏の大気汚染は深刻な状況にあり、抜本的な大気汚染対策が急務となっている。メキシコ政府は燃料質改善、公的輸送網整備、工場・自動車排出基準強化、生態系回復等を柱とした「環境対策総合プログラム」を実施しており、本事業は、同プログラムの一環として、大気汚染物質の軽減、大気の浄化を図り、メキシコ首都圏の生活環境を改善する。
(2) 手段	首都圏南部(メキシコ連邦区)に植林を実施する。
(3) 交換公文締結日	1992.09.25
(4) 貸付契約締結日	1992.10.20
(5) 供与限度額	10,403百万円
(6) 金利	5.0%/3.25%
(7) 償還期間(据置期間)	25(7)年
(8) 借入人	メキシコ合衆国政府
(9) 事業実施機関	メキシコ連邦区環境省
5. 経緯・現状	植林対象地域変更等の事業計画の変さらに伴い、遅延が見られたが、現在は順調に進捗し、平成15年度中に貸付終了の見込み。
6. 評価・今後の対応方針	メキシコ首都圏の大気汚染に対応するためにも、本事業へのニーズは引き続き高いことから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

平成十四年度外務省政策評価書

平成十五年五月

外務省